

令和 6 年 9 月定例会

熊本県議会会議録

令和 6 年 9 月 11 日 開会
令和 6 年 10 月 4 日 閉会

熊本県議会

令和 6 年 9 月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
9・11	水	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明	
12	木	休 会	議案調査	
13	金			
14	土		(県の休日)	
15	日			
16	月		(敬老の日)	
17	火		議案調査	
18	水			
19	木	本 会 議	一般質問 自民 (坂田) 立民連 (岩田) 公明 (前田憲)	請願締切 17:00
20	金		新社会 (岩中) 無所属 (亀田) 自民 (城戸)	意見書等締切 17:00
21	土	休 会		
22	日		(県の休日) (秋分の日)	
23	月		(振替休日)	
24	火	本 会 議	一般質問 自民 (松村) 立民連 (鎌田) 自民 (堤)	
25	水		自民 (吉田) 自民 (緒方) 自民 (竹崎) 議案等に対する質疑 委員会付託	
26	木	休 会	議案調査	
27	金		特別委員会	
28	土		(県の休日)	
29	日			
30	月		常任委員会	総務・厚生・教警
10・1	火			経環・農水・建設
2	水			
3	木		議事整理	
4	金	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告	

会期 24日間

目 次

第1号(9月11日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会 開議	2
就任挨拶	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第61号まで)	3
日程第4 知事の提案理由説明	6
日程第5 議案に対する質疑(第41号から第61号まで)	8
日程第6 決算特別委員会設置の件 事件の付託(第41号から第61号まで) 委員の選任	9
日程第7 休会の件	9
日程通告 散会	9

第2号(9月19日)

議事日程 第2号	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員氏名	11
欠席議員氏名	11
説明のため出席した者の職氏名	11
事務局職員出席者	12
開 議	12
日程第1 一般質問	12
坂田孝志君質問	12
・農政の推進について	

・食料安全保障上の観点から農業農村整備事業の推進について	
・担い手対策の拡充について	
知事木村敬君答弁	14
坂田孝志君質問	15
・TSMCの波及効果をより広く、より大きく	
・熊本におけるサイエンスパークの創設について	
・県営八代工業団地の整備について	
知事木村敬君答弁	17
坂田孝志君質問	19
・こどもまんなか熊本を標榜する多子世帯子育て支援事業について	
知事木村敬君答弁	21
坂田孝志君質問	21
・大地震に備える住宅の耐震化対策の拡充について	
副知事亀崎直隆君答弁	23
坂田孝志君質問	23
・八代・天草シーライン構想の推進について	
知事木村敬君答弁	25
坂田孝志君質問——終了	26
休 憩	26
開 議	26
岩田智子君質問	26
・緑の流域治水と川辺川ダムについて	
知事木村敬君答弁	28
岩田智子君質問	29
・公職選挙法に関する知事の考えについて	

知事木村敬君答弁	31
岩田智子君質問	31
・障害のある人への合理的配慮について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	32
岩田智子君質問	33
・県立高校での中途退学者への支援や取組について	
教育長白石伸一君答弁	34
岩田智子君質問	35
・ひきこもりと言われる方々への支援について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	36
岩田智子君質問	37
・国民保護法に基づく県の取組について	
・ミサイル避難動画について	
・県民への情報開示について	
知事木村敬君答弁	38
知事公室長内田清之君答弁	39
岩田智子君質問——終了	40
休憩	40
開議	40
前田憲秀君質問	40
・水の安全確保に向けて	
知事木村敬君答弁	41
前田憲秀君質問	43
・渋滞対策について	
副知事亀崎直隆君答弁	44
前田憲秀君質問	45
・今後なくなっていくものへの対応について	
・今後の公共交通とＩＣカードの問題について	
企画振興部長富永隼行君答弁	46

前田憲秀君質問	47
・水素ステーション撤去後の水素の利活用について	
商工労働部長上田哲也君答弁	48
前田憲秀君質問	48
・ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種についての対応について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	49
前田憲秀君質問	50
・アリーナの建設へ向けて	
知事木村敬君答弁	51
前田憲秀君質問	52
・介護人材、ケアマネの業務改善について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	53
前田憲秀君質問	53
・2040年問題を見据えた市町村支援について	
総務部長小金丸健君答弁	54
前田憲秀君質問——終了	54
日程通告 散会	55
第3号(9月20日)	
議事日程 第3号	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員氏名	57
欠席議員氏名	57
説明のため出席した者の職氏名	57
事務局職員出席者	58
開議	58
日程第1 一般質問	58
岩中伸司君質問	58
・水俣病問題について	
知事木村敬君答弁	59
岩中伸司君質問	60
・TSMC第3工場誘致等について	

商工労働部長上田哲也君答弁	62	・英語教育の在り方について	
環境生活部長小原雅之君答弁	62	教育長白石伸一君答弁	81
岩中伸司君質問	63	亀田英雄君質問——終了	82
・川辺川ダム建設について		休憩	83
知事木村敬君答弁	64	開議	83
岩中伸司君質問	65	城戸淳君質問	83
・政府の特定利用空港、港湾の指定等について		・中小企業の人手不足の解消について	
知事公室長内田清之君答弁	66	商工労働部長上田哲也君答弁	85
岩中伸司君質問	67	城戸淳君質問	85
・阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道について		・マイナンバーカードの活用による利便性向上と業務効率化について	
企画振興部長富永隼行君答弁	68	知事木村敬君答弁	86
岩中伸司君質問	68	城戸淳君質問	88
・県庁舎の冷房について		・こどもまんなか熊本と誰一人取り残さない教育について	
総務部長小金丸健君答弁	69	・特別支援学校の整備について	
岩中伸司君質問——終了	70	教育長白石伸一君答弁	89
休憩	70	城戸淳君質問	89
開議	70	・中学校運動部活動の地域移行の在り方について	
亀田英雄君質問	70	教育長白石伸一君答弁	91
・イ業の振興について		城戸淳君質問	92
・イグサ・畳表産業を取り巻く状況		・学校給食費無償化の現状と支援について	
農林水産部長千田真寿君答弁	72	教育長白石伸一君答弁	93
亀田英雄君質問	72	城戸淳君質問——終了	94
・イグサ農家の所得向上に資する振興策		・鷹匠の活用について(要望)	
農林水産部長千田真寿君答弁	74	・ドローン事業者と利用者のマッチングについて(要望)	
亀田英雄君質問	74	日程通告 散会	95
・アリーナ等大規模集客施設の整備による県南振興について		第4号(9月24日)	
知事木村敬君答弁	77	議事日程 第4号	97
亀田英雄君質問	77	本日の会議に付した事件	97
・県の動物愛護の取組について		出席議員氏名	97
健康福祉部長下山薫さん答弁	79	欠席議員氏名	97
亀田英雄君質問	80		

説明のため出席した者の職氏名	97
事務局職員出席者	98
開 議	98
日程第1 一般質問	98
松村秀逸君質問	98
・日本一の健康長寿社会の実現について	
・健康寿命の延伸について	
・健康危機に強い県、熊本の確立について	
知事木村敬君答弁	99
松村秀逸君質問	100
・県民の安心、安全のための地下シェルター設置について	
知事木村敬君答弁	102
松村秀逸君質問	103
・熊本都市圏の渋滞解消について	
土木部長宮島哲哉君答弁	104
松村秀逸君質問	105
・地球温暖化に対応した米の生産振興について	
農林水産部長千田真寿君答弁	107
松村秀逸君質問	107
・防災道の駅について	
土木部長宮島哲哉君答弁	109
松村秀逸君質問——終了	110
休 憩	110
開 議	110
鎌田聡君質問	111
・知事の発言について	
知事木村敬君答弁	112
鎌田聡君質問	114
・T S M C第3工場の誘致について	
知事木村敬君答弁	115
鎌田聡君質問	116

・水俣病問題について	
知事木村敬君答弁	117
鎌田聡君質問	118
・戦後80年を迎えるに当たって	
・県内施設の有事拠点指定と戦後80年の事業の実施について	
・被爆・戦争体験を語り継ぐ取組について	
・被爆二世への援護制度の充実について	
知事木村敬君答弁	120
教育長白石伸一君答弁	121
健康福祉部長下山薫さん答弁	121
鎌田聡君質問	122
・平和ミュージアム設立への支援について(要望)	
・吃音について	
・幼児期における吃音への対応について	
・学校における吃音への理解促進について	
健康福祉部長下山薫さん答弁	124
教育長白石伸一君答弁	124
鎌田聡君質問——終了	125
休 憩	125
開 議	125
堤泰之君質問	125
・こどもまんなか熊本・実現計画について	
知事木村敬君答弁	126
堤泰之君質問	127
・奨学金返済制度について	
・育英資金の現状と課題について	
・熊本県奨学金返還等支援制度、くま活サポートについて	

教育長白石伸一君答弁 ……………129	吉田孝平君質問 ……………143
商工労働部長上田哲也君答弁 ……………129	・ 三角西港世界遺産登録10周年に向
堤泰之君質問 ……………130	けて
・ 重要土地等調査法の周知について	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………144
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………131	吉田孝平君質問 ……………144
堤泰之君質問 ……………131	・ スマート農林水産業の取組について
・ 熊本都市計画区域マスタープラン見	農林水産部長千田真寿君答弁 ……………146
直しの進捗状況とポイントについて	吉田孝平君質問 ……………146
土木部長宮島哲哉君答弁 ……………132	・ 肉用牛経営の現状と取組について
堤泰之君質問 ……………133	農林水産部長千田真寿君答弁 ……………148
・ 熊本県空き家バンクプラットフォームについて	吉田孝平君質問 ……………148
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………134	・ 不登校児童生徒への支援について
堤泰之君質問 ……………134	教育長白石伸一君答弁 ……………150
・ 藤崎台のクスノキ群の観光資源とし	吉田孝平君質問 ……………150
ての価値について	・ 国家戦略特区の活用推進について
観光戦略部長倉光麻里子さん答弁 ……135	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………152
堤泰之君質問 ……………135	吉田孝平君質問——終了 ……………152
・ キャリア教育体制の構築について	・ 指定避難所における防災機能の強化
教育長白石伸一君答弁 ……………137	について(要望)
堤泰之君質問——終了 ……………137	休 憩 ……………153
日程通告 散会 ……………138	開 議 ……………153
第5号(9月25日)	緒方勇二君質問 ……………154
議事日程 第5号 ……………139	・ 緑の流域治水の取組について
本日の会議に付した事件 ……………139	・ 渡地区遊水地の活用及び慰霊公園
出席議員氏名 ……………139	の設置について
欠席議員氏名 ……………140	・ 五木村・相良村振興に資する取組
説明のため出席した者の職氏名 ……………140	について
事務局職員出席者 ……………140	知事木村敬君答弁 ……………155
開 議 ……………140	緒方勇二君質問 ……………156
日程第1 一般質問 ……………140	・ 森林資源の有効活用について
吉田孝平君質問 ……………140	・ 林業大学の拡充について
・ 宇城地域の振興について	農林水産部長千田真寿君答弁 ……………158
・ 宇城地域の魅力と可能性	緒方勇二君質問 ……………159
知事木村敬君答弁 ……………142	・ 食のみやこ熊本県の創造について
	・ 今後の組織改編、学校給食への食

材提供及び活用について	
・市町村設置型合併浄化槽の導入促進について	
・流域下水道での家畜排せつ物の受入れについて	
知事木村敬君答弁	160
緒方勇二君質問	162
・清願寺ダムの機能強化と地域振興について	
農林水産部長千田真寿君答弁	164
緒方勇二君質問	164
・人口減少下での空き家対策について	
土木部長宮島哲哉君答弁	166
緒方勇二君質問——終了	166
休 憩	167
開 議	167
竹崎和虎君質問	167
・津波に対する防災・減災対策について	
知事木村敬君答弁	169
竹崎和虎君質問	170
・県有施設における諸課題について	
・外国人への対応について	
知事木村敬君答弁	171
竹崎和虎君質問	172
・施設の改修について	
知事木村敬君答弁	173
竹崎和虎君質問	174
・県立高等学校あり方検討会について	
教育長白石伸一君答弁	175
竹崎和虎君質問	176
・農業の担い手確保と中山間地域振興について	
農林水産部長千田真寿君答弁	178
竹崎和虎君質問	179

・土木部関係予算と人材確保について	
土木部長宮島哲哉君答弁	180
竹崎和虎君質問——終了	181
日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第40号まで)	181
知事提出議案の上程(第62号及び第63号)	181
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第40号まで、第62号及び第63号)	182
日程第4 請願の委員会付託	182
知事提出議案の上程(第64号)	182
議員派遣の件	182
日程第5 休会の件	183
日程通告 散会	183
第6号(10月4日)	
議事日程 第6号	185
本日の会議に付した事件	185
出席議員氏名	185
欠席議員氏名	186
説明のため出席した者の職氏名	186
事務局職員出席者	186
開 議	186
日程第1 各常任委員長報告	186
厚生常任委員長報告	186
経済環境常任委員長報告	188
農林水産常任委員長報告	189
建設常任委員長報告	190
教育警察常任委員長報告	192
総務常任委員長報告	193
採 決	194
日程第2 閉会中の継続審査の件	195
知事提出議案(第64号)	195
採 決	196
委員会提出議案の上程(第1号から第4号まで)	196

採 決	199
議員派遣の件	200
閉 会	201
付 録	
決算特別委員会委員選任一覧表.....	付 1
令和6年9月定例会議案議決件名一覧表…	付 2
議案各委員会別一覧表.....	付 6
請願文書表.....	付19
委員会審査報告書.....	付22
閉会中の継続審査申出一覧表.....	付30
請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続 審査申出一覧表.....	付31

第 1 号

(9月11日)

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第1号

令和6年9月11日（水曜日）

議事日程 第1号

令和6年9月11日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程（第1号から第61号まで）
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 議案に対する質疑（第41号から第61号まで）
- 第6 決算特別委員会設置の件 事件の付託（第41号から第61号まで） 委員の選任
- 第7 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程（第1号から第61号まで）
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 議案に対する質疑（第41号から第61号まで）
- 日程第6 決算特別委員会設置の件 事件の付託（第41号から第61号まで） 委員の選任
- 日程第7 休会の件

出席議員氏名（49人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君

幸 村 香代子 君
杉 畠 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君

岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
洲 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光戦略部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会計管理者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君

人事委員会 出 田 孝 一 君
委 員 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事務局次長 本 田 敦 美
兼総務課長
議 事 課 長 富 田 博 英
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開会 開議

○議長(山口裕君) ただいまから令和6年9月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

就任挨拶

○議長(山口裕君) まず、去る6月定例会において任命同意になりました公安委員会委員並びにさきの人事異動で就任されました商工労働部長から、それぞれ挨拶の申出がっておりますので、この際、これを許します。

公安委員会委員宮尾千加子さん。

〔公安委員会委員宮尾千加子さん登壇〕

○公安委員会委員(宮尾千加子さん) さきの6月県議会で任命の御同意をいただき、このたび公安委員を拝命いたしました宮尾千加子と申します。公安委員2期目となりますが、今後とも県民視点を大切に誠心誠意努めてまいります。引き続き御指導、御助言等よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山口裕君) 商工労働部長上田哲也君。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) おはようございます。7月6日の人事異動で商工労働部長を拝命しました上田でございます。商工労働部局、長く務めておりますので、その経験を十分に生かして、

将来の熊本経済発展のために、精いっぱい頑張ります。議員各位の引き続きの御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口裕君） 次に、日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、末松直洋君、高島和男君、増永慎一郎君、以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長（山口裕君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月4日までの24日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月4日までの24日間とすることに決定いたしました。

日程第3 知事提出議案の上程（第1号から第61号まで）

○議長（山口裕君） 次に、日程第3、知事提出議案第1号から第61号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

第2号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

第3号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

第4号 令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

第5号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

第6号 熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

第7号 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第8号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例の制定について

第9号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10号 財産の無償貸付けについて

第11号 令和6年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

第12号 令和6年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

第13号 令和6年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について

第14号 令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

第15号 令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

第16号 令和6年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について

第17号 令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

第18号 令和6年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

第19号 令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について
 第20号 工事請負契約の締結について
 第21号 工事請負契約の変更について
 第22号 工事請負契約の締結について
 第23号 工事請負契約の締結について
 第24号 専決処分の報告及び承認について
 第25号 専決処分の報告及び承認について
 第26号 専決処分の報告及び承認について
 第27号 専決処分の報告及び承認について
 第28号 専決処分の報告及び承認について
 第29号 専決処分の報告及び承認について
 第30号 専決処分の報告及び承認について
 第31号 専決処分の報告及び承認について
 第32号 専決処分の報告及び承認について
 第33号 専決処分の報告及び承認について
 第34号 専決処分の報告及び承認について
 第35号 専決処分の報告及び承認について
 第36号 専決処分の報告及び承認について
 第37号 専決処分の報告及び承認について
 第38号 専決処分の報告及び承認について
 第39号 専決処分の報告及び承認について
 第40号 専決処分の報告及び承認について
 第41号 令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
 第42号 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
 第43号 令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
 第44号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
 第45号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
 第46号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第47号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第48号 令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第49号 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
 第50号 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
 第51号 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
 第52号 令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第53号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
 第54号 令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について
 第55号 令和5年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について
 第56号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 第57号 令和5年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
 第58号 令和5年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
 第59号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
 第60号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について
 第61号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第14号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人くまもと産業支援財

団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第28号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第29号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第30号 公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第31号 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第32号 熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について

報告第33号 令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不

足比率の報告について

報告第34号 公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について

報告第35号 公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

報告第36号 五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について

報告第37号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

報告第38号 地産地消の推進に関する施策の報告について

報告第39号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

報告第40号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

日程第4 知事の提案理由説明

○議長(山口裕君) 次に、日程第4、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 今定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

まず、台風第10号についてでございます。

非常に強い台風第10号が九州に上陸し、暴風、大雨を伴いながらゆっくりと進み、本県においても猛威を振るいました。被害を受けられた方々に、心から御見舞い申し上げます。

県といたしましては、引き続き、被害状況の的確な把握に努め、一日も早い復旧に努めてまいります。

また、これから本格的な台風シーズンを控える中で、先月8日に発表された南海トラフ地震臨時情報なども踏まえながら、市町村や関係機関等と連携し、災害にしっかりと備えてまいります。

次に、赤潮被害の状況、対応についてでございます。

八代海で発生しました赤潮により、14億円を超える被害が生じております。令和3年度から4年連続での発生となり、この4年間の被害総額は50億円を超えるなど、養殖業者の経営に深刻な影響を及ぼしております。

このような状況にしっかりと寄り添いながら対応すべく、7月には現場で直接養殖業者の訴えをお聞きした上で、予備費などを活用した、へい死魚処理や金融面の支援などの緊急対策を実施させていただきました。

並行して、同じく赤潮被害を受けている長崎県、鹿児島県の両知事に呼びかけまして、国に対し、養殖業者に対する支援の強化や赤潮発生のメカニズムの解明、予防対策の研究の推進などについて、3県合同で緊急要望を行いました。

さらに、今定例会には、代替魚の購入ですとか漁場環境保全活動に対する支援のための予算も提案させていただいております。

今後も、本県の養殖業者の希望の灯が消えることがないように、必要な対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、球磨川流域の緑の流域治水の推進についてでございます。

8月24日に、国による球磨村渡地区遊水地事業の着工式が行われ、私も出席してまいりました。今後とも、国や流域市町村と連携し、住民の皆様方の御理解をいただきながら、流域全体での総合力で安心、安全を実現していけるよう、着実に取組を進めてまいります。

また、五木村の振興につきましては、7月に、国、県、村の3者で、振興計画を新たな流水型ダムの建設を前提としたものへ改定いたしました。8月には、村主催の行政座談会で、国、県、村から村民の皆様へ計画改定について御説明し、御意見を伺ってまいりました。

相良村の振興についても、河川改修や新たな道路、基幹林道に係る説明会で、今後の具体的な整備スケジュールなどをお示しさせていただきました。

引き続き、両村と密に連携しながら、目に見える形で振興策を進めてまいります。

次に、熊本都市圏の渋滞対策についてです。

7月、8月と、熊本市とのトップ会談を行い、県と熊本市で連携して取り組む渋滞対策の方向性について合意いたしました。

まず、短期的な対策として、県警とも連携し、主要渋滞箇所を中心に、信号制御と連携した交差点改良などを進めてまいります。このような取組を、国や熊本市との連携をさらに強化して、推進してまいります。また、今月には、通勤通学のピーク時間帯の交通量を減らすべく、県と熊本市の職員が共に在宅勤務や時差出勤に取り組んでおります。

さらに、抜本策となる中長期の道路ネットワーク整備についても、スピード感を持って進めてまいります。

引き続き、周辺自治体とも連携しながら、熊本都市圏の渋滞解消に向け、取り組んでまいります。

次に、マニフェストの早期実行に向けた新たな推進本部の設置などについてでございます。

マニフェストの早期実行に向け、関係部局による課題共有や連携体制を構築し、課題解決に向けた取組を推進するため、渋滞解消、地下水保全、

こどもまんなか熊本の3つの推進本部に加え、今定例会前に新たに2つの推進本部を設置いたしました。

まず、8月に設置した「くまもとで働こう」推進本部では、建設業や医療、福祉など県内産業における人手不足が深刻になる中、各産業の人材育成、確保を図るべく、県内定着や人材育成などの対応策を検討、推進してまいります。

9月に設置した熊本県外国人材との共生推進本部では、県内における在留外国人数が過去最高となる中、多文化共生の推進とともに、外国人材から選ばれる熊本を目指して、外国人材の確保と受け入れ環境の整備に取り組んでまいります。

また、10月からは、庁内組織においても、今定例会に関係条例案を提出させていただいております観光戦略部の改編による観光文化部の新設、食のみやこ熊本県を創造するための食のみやこ推進局、国際ビジネス戦略を強力に推進するための国際・くまモン局などを設置する予定でございます。

既に設置した各推進本部と庁内組織の体制強化によりまして、くまもと新時代を県民の皆様とともにつくっていけるよう、スピード感を持ってマニフェストに掲げた政策の実現に向けて邁進してまいります。

次に、台湾との交流拡大についてです。

先月、知事として初めて台湾を訪問し、新竹サイエンスパークなどを視察するとともに、TSMC幹部の方と意見交換を行い、第3工場もぜひ本県に検討いただきたい旨を要請しました。

また、台湾との交流拡大に向けては、面会した台湾当局関係者から、経済だけでなく、青少年や文化などの様々な交流が、熊本と台湾の間でさらに活発化していくことに対して、強い期待が示されました。

なお、県内では、7月に、教育旅行として台湾の中高生が尚綱中学、高校の生徒と文化交流を行われ、熊本大学におかれては、台湾の大学と半導体研究関連のシンポジウムを開催されております。

また、アメリカンフットボールチームの九州熊本マーベリックスやバスケットボールチームの熊本ヴォルターズなどが台湾チームとの交流試合を行うなど、スポーツ分野においても交流が進んでおります。

さらに、県では、先月、中国信託フィナンシャルホールディングと、経済、観光、スポーツなどの分野で交流を進める包括的連携協定を締結したところです。

引き続き、様々な分野において台湾との交流が進むよう、取組を進めてまいります。

次に、防災推進国民大会2024及び「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本の開催についてでございます。

防災推進国民大会2024は、防災に取り組む多様な団体等が出展し、取組や知見を発信、共有する日本最大級の防災イベントでございます。10月19日から2日間、熊本で開催され、県内外から約400団体が出展する予定です。入場は無料で、どなたでも参加できますので、広く県民の皆様にご来場いただければと思っております。

また、10月23日から2日間、「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本が開催されます。世界約40の国と地域から500名を超える高校生が熊本に集い、防災、減災、創造的復興について議論をいたします。熊本が経験した地震や豪雨災害の経験、教訓を国内外に発信し、次世代に継承していく重要な機会になると考えております。

次に、パリ2024オリンピック・パラリンピックについてでございます。

オリンピックでは10名の、そしてパラリンピックでは6名の県関係選手が出場されました。これまで懸命に努力してこられ、大会において最後まで諦めることなく戦い抜かれた姿は、私たち県民に多くの感動と勇気、希望や夢を与えていただきました。

全ての選手、そして選手をサポートされた全ての方々、また、そうした様々な形で応援いただいた県民の皆様に、心から感謝を申し上げたいと思います。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、災害復旧関連事業や赤潮被害への対応、マニフェストの実現に向けて取り組む事業などを計上しております。

この結果、49億円の増額補正となり、これを現計予算と合算いたしますと、8,610億円となります。

このほか、今定例会には、マニフェストに掲げた政策の早期実行に向け、観光戦略部を観光文化部に改編するための熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例など各種条例案件や決算の認定なども併せて提案させていただいております。

また、今会期中には、人事案件等についても追加提案する予定です。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第5 議案に対する質疑(第41号から第61号まで)

○議長(山口裕君) 次に、日程第5、議案第41号から第61号までにつきまして、一括して議題とし、これに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めま

す。

日程第6 決算特別委員会設置の件 事件の付託（第41号から第61号まで） 委員の選任

○議長（山口裕君） 次に、日程第6、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

令和5年度各会計決算認定等審査のため、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに議案第41号から第61号までを付託することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よつて、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに議案第41号から第61号までを付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よつて、決算特別委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

日程第7 休会の件

○議長（山口裕君） 次に、日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明12日、13日、17日及び18日は、議案調査のため、休会いたしたいと思ひます。これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よつて、明12日、13日、17日及び18日は休会することに決定いたしました。

なお、14日から16日までは、県の休日のため、休会であります。

○議長（山口裕君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る19日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時16分散会

第 2 号

(9月19日)

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第2号

令和6年9月19日（木曜日）

議事日程 第2号

令和6年9月19日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（49人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光戦略部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

坂田孝志君。

〔坂田孝志君登壇〕（拍手）

○坂田孝志君 皆さん、おはようございます。自由民主党・八代市・郡区の坂田孝志でございます。9月定例会一般質問、先陣を切らせていただき、大変恐縮いたしておりますとともに、議員各位に心から感謝を申し上げます。

先月29日、台風10号が本県を襲いました。最悪のコースで大変な被害が出ると覚悟しましたが、予想より被害が少なく、胸をなでおろしたところであります。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

ところで、今年の夏は暑かった。大変な猛暑でありました。加えて、スポーツのほうも熱かったです。パリ・オリンピックではメダル45個、パラリンピックでも41個など、日本選手団は大変な活躍でした。

中でも、本県選手団、女子バレーの古賀選手、フェンシング女子フルーレの菊池選手、バドミントン女子ダブルスのシダマツペア、男子マラソンの赤崎選手、パラのほうでも、競泳の富田選手、車椅子ラグビーの島川、乗松両選手、女子車椅子テニスの田中選手らの活躍は、県民に大きな夢と希望、勇気と感動を与えてくれました。アスリートの皆さんのその一挙手一投足に心を打たれる思いでありました。

活躍されました全ての皆さんに、心からなる祝福と御慰労、そして称賛の言葉を送り、通告に従いまして質問に入らせていただきます。執行部の熱い意のある答弁を期待申し上げます。

まず初めに、食料安全保障上の観点から、農業

農村整備事業の推進についてお尋ねいたします。

去る5月29日、食料安全保障の確保を基本理念とする改正食料・農業・農村基本法が成立しました。農政の憲法と称される基本法が、四半世紀を経て初めて改正され、日本農業は大きな転換点を迎えることとなりました。

坂本哲志農林水産大臣は、農水省の使命は、食料安全保障の確保であり、持続可能で強固な食料供給基盤を構築することが急務であると、力強く述べておられます。

また、改正法において、防災、減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の整備に加え、保全にも必要な施策を講ずることとすると、具体的に明記されました。

全国の農業水利施設は、その半数が標準耐用年数を超過しており、特に、用排水機場、水門など、管理設備については、既に7割以上が標準耐用年数を超過している状況であります。

本県においても、排水機場168か所、取水堰144か所、ため池2,309か所、基幹水路780キロメートルに及びますが、その多くが標準耐用年数を超過し、その対策が急がれるところであります。

そういう中であって、八代平野地区におきまして、本年3月以降の豪雨により、大規模な災害が立て続けに発生しました。

1つは、球磨川遥拝頭首工の転倒堰取替え工事中による仮締切り堰が大雨で流失するなど、取水ができなくなる状態となりました。5,500ヘクタールにも及ぶ広大な農地に水が届かないと大問題となりましたが、九州農政局をはじめ関係機関の方々が必死になって対応していただき、仮復旧対応で何とかしのいでおります。

もう一つは、八代平野に水を潤す不知火幹線水路が、数日後の大雨により、並走している市道の陥没とともに大きく傾き、継ぎ手が破損し、大き

な段差が生じ通水できなくなり、これまた関係者の懸命な努力により仮応急手当を施し、何とか通水しておりますが、いつ壊れはしないかと気が気でなりません。

知事にも、発災後すぐさま現地の状況を視察していただきましたが、被害の状況、大きさに驚愕されると同時に、県としてもできるだけの手だてを講じるとの力強い言葉をいただいたところであり、大変心強く受け止めているところであります。

現在、本復旧に向けて御検討いただいている状況であります。八代の不知火幹線は、日奈久断層帯の上を走っていることから、原形復旧するだけでなく、耐震対策を兼ね備えた整備が必要であります。

このような事案が発生している状況を考えたときに、全国で農業産出額が第5位を誇る食料生産供給基地としての大きな役割を担っている本県において、今般、食料供給困難事態対策法も基本法関連法として整備された今日、農地、農業用施設の保全に向けて、より計画的、より安定的に、時間的緊迫性も併せ持って事業を進捗させていかねばならないことを痛感いたしております。

熊本農業を守る上で、農業農村整備事業の実施により、潤沢な農産物を生産し、食料生産供給基地としての役割を果たしていくことが最も重要なことかと考えますが、本県としてどのような取組をなされているのか、今後どのような考えを持って対処されようとしておられるのか、知事の御所見を伺いたいと思います。

続けて参ります。

担い手対策の拡充について、とりわけ新規就農者支援についてお尋ねいたします。

県では、さきの6月議会において、新規就農者支援について、就農時50代の県内居住者にも拡充

することにより、親元就農を含めたさらなる新規就農者の確保と定着を図るとして、中高年就農支援事業として1,400万円が計上され、可決されたところであります。

それはそれとして、それなりの意味合いがあるかと思いますが、しからば49歳以下はどうなのかと調べたところ、国の制度で、49歳以下の者に対して、新規就農者育成総合対策事業が、令和4年度に制度設計が見直され、就農前支援、就農後支援、雇用就農支援、研修農場支援など、国の手厚い制度が構築されております。

ところが、その中身を精査したところ、就農後支援の経営開始資金、年150万円、最長3年間でございますが、この交付要件を見てみますと、経営を継承する場合、いわゆる親元就農ですが、新規参入者と同等の経営リスク、すなわち、新規作物の導入などを負っていると当該市町村長に認められることとつたわれております。

これはどういうことかといいますと、つまり、親が現在作っている作物とは違う別の作物を作らなければ支援対象にならないということであります。

こんなことが親元就農でしょうか。学校を出たばかりの10代、20代そこの若い子たちが、実践経験もない者が、いきなり収益を上げられるような農産物が取れますか。親のそばで親の仕事をじっと見て、親から教わりながら、それらを失敗を繰り返しながら、栽培技術を習得して初めて一人前になるんですよ。それをいきなり違う作物を作れなんてできっこない。その間には、天変地異、大きな自然災害もあるでしょう。素人がそういう中に初めて農業をやる。これほど大きなリスクはないと思います。

今こそ、国に先んじて県の独自の支援策を構築し、親元就農支援とはこういうものだということ

を国に訴えるべきだと考えます。

親元就農支援の親と同じ作物を対象とする考えは持ち合わせておられないのか。そして、この制度矛盾を国にぶつけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

知事は、担い手対策として、後継者育成に力を入れたい、新規就農者の確保も大事だが、親元就農にもしっかり対策が行くようにしたいと報道機関にも答えておられ、さきの6月議会でも「熊本県の農業政策の要諦は、担い手対策にある」と明言されました。その知事の率直なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 坂田議員から農政の推進について御質問いただきました。

まず、台風第10号について、開会日にも申し上げましたが、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、農業農村整備の推進についてからお答え申し上げます。

熊本県の農畜産業は、農家の皆様のたゆまぬ努力によって、多彩な農畜産物を生産し、日本の食料安全保障の一翼を担い続けております。その中で、生産の基盤である農地、農業用施設は大変重要な役割を果たしております。

特に排水機場は、農地の保全に加え、流域の県民50万人の生命、財産の保護にも大きく寄与しております。しかしながら、その多くは、耐用年数を超えるなど、老朽化が進行しています。

また、近年は、議員御指摘いただきました集中豪雨なども増加しており、排水能力の強化を望む声も寄せられております。

今後も農業者の減少が見込まれる中、施設管理者の負担軽減に向けて、ICTを活用した省力化を推進していくことが重要です。こうした対策を

着実に推進するためには、安定的に予算を確保していくことが必要と認識しており、国にしっかりと財源確保を求めてまいります。

全国有数の農業生産県として、持続可能で強固な生産基盤の確立に向け、引き続き、関係機関と一体となって地域のニーズを的確に捉え、水利施設の計画的な更新や長寿命化対策を一層推進し、農業農村整備に取り組んでまいります。

次に、担い手対策の拡充についてお答え申し上げます。

議員御指摘いただきましたとおり、私は、熊本県の農業政策の要諦は担い手対策にあると考え、県では、今後の担い手対策を検討するため、先般、大規模なアンケート調査に着手しました。

その中で、親元就農者は地域への愛着が強く、地域の担い手として高い志を持っていること、また、親から引き継いだ経営基盤が、その後の安定した農業経営につながっていることなどから、改めて親元就農の重要性を認識することができました。

議員御指摘の経営開始資金については、新規就農者の初期の不安定な収入を補う、いわば生活支援でございます。ただし、親元就農の場合、新規作物の導入など、経営の発展に資する新たな取組が求められていると考えます。

しかし、熊本県は、多彩な地形や気候などの自然環境を生かして、各地域ごとにそれぞれ産地が形成されており、代々栽培されてきた作物と異なる新たな作物の導入は、新規就農者にとって全く現実的でないと考えております。

また、担い手の減少に歯止めがかからないことや、先ほど先生がおっしゃいましたように、自然が相手の厳しい産業でもあることから、親元就農や新規参入により区分することのない一律の支援が必要だと私も感じており、経営開始資金の制度

の見直しについて、今後も国に強く訴えてまいります。

さらに、県においても、先ほど申し上げましたアンケート結果を踏まえて、親元就農を含めた担い手確保の取組の強化に向けて、関係機関一体となり、あらゆる視点から具体的な施策をしっかりと検討してまいります。

今後も、日本の食料安全保障の中核を担い、全国の食卓に熊本の食を届けられるよう、さきに御答弁申し上げた農業農村整備の計画的な推進とともに、担い手の確保と育成に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 農業農村整備事業については、農業用水利施設の確実な整備に向けて、今後とも、計画的、安定的に事業推進が図られますよう、精力的な取組を熱望いたします。

担い手対策については、知事も、来月の組織再編の中で、担い手の確保、育成を強化するべく担い手支援課を新設し、殊さら強力に推し進めるとされております。御期待申し上げたいと思います。

また、農水省の昨年度の項目ごとの政策評価においても、49歳以下の農業従事者数は、最終目標数40万人に対して、21万5,000人の実績となっており、目標数と大きく乖離しているのが実態であります。本家本元の親元就農への対策が不十分であることの証左であろうと思います。

国への善処を求めるよう強く要望し、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、TSMCの波及効果をより広く、より大きくとの観点から、熊本におけるサイエンスパークの創設についてお伺いいたします。

昨年5月、坂本哲志衆議院議員を団長とし

て、台湾のTSMC本社を訪問しました。知事も、先月訪問されましたので、内容はよく御存じのことと思います。

台湾・新竹市の新竹サイエンスパークの中に立地しておりましたが、そのサイエンスパークの広さにまず驚きました。全体で面積が1,471ヘクタール。私の住む千丁町が、1,000町、1,000ヘクタールであります。そこから千丁町となっておりますが、町1個分を超える面積がパークとなっております。1980年に整備され、621社の企業が進出し、このうち半導体関連企業が191社あり、17万6,000人も従業員の方々が働いておられます。

運営主体は、台湾政府の新竹サイエンスパーク管理局となっており、優秀な人材や高い技術によるハイテク産業の発展を図ることとしており、新たな企業がスタートアップしようとする場合には、管理局が主体となって資金面を支援し、土地についても、サイエンスパーク内の土地を準備して、起業化につながる手厚い支援を行うなど、すばらしいシステムが構築されておりました。

パーク周辺には、清華大や陽明交通大のほか、7つの国立研究所が立地し、多くの学生が学び、卒業後は、研究員として、また、企業の幹部候補として活躍するなど、まさに産官学が理想的な形で一体となって、新たな産業を興しながら、台湾政府にも貢献する姿が、そこに存在しておりました。

私が、このような形のものが、熊本のJASMを拠点として整備されれば、それこそ九州の新生シリコンアイランド構想の中核となり得るのではないかと直感的に感じ、同行していただいた参議院議員の松村先生に話しかけたところ、先生も同調され、国の経産省のほうもそういう考え方を持っていますよ、県から声を上げて一緒に取り組むべ

きですよとおっしゃいました。

帰国後、当時の蒲島知事にもサイエンスパークのことを話しますと、同様の考えを持ち合わせておられ、東大ともいろいろと協議を重ねている旨の話をいただきました。

県内には、セミコンテクノパーク、テクノ・リサーチパーク、菊池テクノパーク、UXイノベーションハブ、ソニーをはじめとする半導体サプライチェーンの企業群があります。

また、熊本も、台湾の陽明交通大と半導体ナノテクノロジー分野で教育・研究強化に関する協定を締結。東海大、崇城大もあります。高専の熊本、八代の両キャンパスの存在も大きいものと思います。八代の県営工業団地整備、水俣や大津の半導体関連教育、研修を手がける民間企業の存在も見逃せません。

さらには、九州などの知事や経済界で構成される九州地域戦略会議からも、大学や研究機関が連携するイノベーションマルチハブ構想も打ち出されておられます。

今年2月には、TSMCも第2工場の立地が決まり、第3工場についても、このたび知事が直接要請されておられます。

さらに、台湾政府の郭経済部長の九州での半導体産業製造園區、サイエンスパークを設置する計画も浮上しております。

また、先日の報道で、台湾国家発展委員会の劉主任委員の台湾企業支援拠点を熊本にとの発言もあっております。加えて、三井不動産によるサイエンスパーク構想も聞き及んでおります。

知事、まさに千載一遇のビッグチャンスであろうかと考えます。国も台湾政府も乗り気です。

菊陽町や大津町、合志市などのTSMC工場周辺にとどまらず、県内に立地するテクノパークなどの工業団地や大学や高専などの教育・研究施設

等を有機的につなぎ、熊本全体を俯瞰してのくまもと版サイエンスパーク構想を推し進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。知事の率直かつ大胆なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続けて、県営八代工業団地の整備についてお尋ねいたします。

昨年の12月議会において、我が党の前川会長の質問に対して、当時の蒲島知事は、T S M C進出の効果を全県に広げることは、蒲島県政の重要な使命である、そのため、南九州の拠点を目指す八代地域での県営工業団地整備の検討に着手する、一日も早い分譲開始を目指し、全庁を挙げて取り組んでまいると、極めて明快で積極果敢な答弁をされました。私ども八代市民は、もろ手を挙げて喝采し、喜びに沸いたところであります。

しかし、あれから9か月余りが過ぎましたが、いまだ全容が見えず、具体的な整備箇所が示されないため、八代市民は、今や遅しと、どこに、どれくらいの、どんなものができるだろうかと気をもんでおります。

既に八代外港の工業用地は満杯となり、内陸型の工業団地を進めるべく、八代市も取り組んでおりましたが、このたびの表明がありましたので、これまで八代市が候補地として選定をしていました内容を全て県に提供し、県に全面的に協力するということになりました。ゆえに、県の果たすべき役割は極めて重たいものであらうと感じております。

八代には、水深14メートル岸壁や22万トン級のクルーズ船が寄港可能な貿易港である八代港、九州新幹線の新八代駅、九州縦貫自動車道、南九州西回り高速道など、これからも発展が見込める交通結節点があり、そのポテンシャルは極めて高いものであり、進出企業にも大変大きなメリットが

派生するものと考えております。

一方で、他県でも、福岡県の新大牟田駅産業団地8.1ヘクタール、新松山臨海工業団地30ヘクタール、佐賀県の鳥栖市サザン鳥栖クロスパーク34ヘクタールなどの様々な企業立地の受皿づくりが進められております。本県においては、こうした動きに遅れることなく、時期を逸しないようスピード感を持って取り組むことが必要であります。

また、半導体の後工程企業の進出のうわさもささやかれております。日本の経済安全保障の面からも、半導体の製造までの全工程を国内で整備することは極めて重要であります。

また、T S M Cの第2工場が決定したことで、サプライヤーの本県進出が具体的に動き出したとの話も聞き及んでいます。

今後整備される八代地域の工業団地には、こうした企業立地を積極的に取り組むことも期待するところであり、そのことが、九州シリコンアイランド構想の一翼を担い、くまもと版サイエンスパークの範疇にも位置づけられるものではないかと推察いたします。

そこで、多くの八代市民やあまたの県南の人々が待ち望む県営八代工業団地の整備の進捗状況について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、熊本におけるサイエンスパークの創設についてお答えいたします。

半導体関連産業は、長年熊本県の産業の柱でございましたが、近年の国の経済安全保障政策を受け、J A S Mの県内誘致が行われ、さらに第2工場の建設が決定するなど、半導体関連産業の集積が県内で着実に進んでおります。

私は、熊本の将来の発展のためには、企業の集積だけではなく、もう一步踏み込んだまちづくりが必要であると考え、マニフェストにくまもと版

サイエンスパーク構想の推進を掲げさせていただきました。

そして、その実現のためには、自ら先進事例を学ぶ必要があると思い、先月の台湾訪問時に、議員御紹介いただきました新竹サイエンスパークを私も視察させていただきました。

サイエンスパーク管理局からは、企業支援の取組やパークの運営管理手法を学びまして、隣接する工業技術研究院や陽明交通大学では、産学連携や人材育成について意見交換を行い、台湾の産業振興に関する先進的な取組について、多くの知見を得ることができました。

ただ、台湾と日本では法制度が異なります。また、この40年以上も時間かけて政府主導で広大な土地を確保した台湾のような手法は、なかなか我が国では困難であることから、同様の目的を達成するためには、本県独自のサイエンスパークを検討すべきと考えに至ったところでございます。

具体的なエリアとして注目したのが、既に半導体企業が集積するセミコンテクノパーク周辺でございます。このエリア周辺では、県の菊池工業団地、そして菊陽町が行おうとしております豊肥本線沿いの土地区画整理事業、大津町の工業団地整備などの動きがあります。

ただ、そうした動きと連携して、まずは、一つにまとめた工業団地を開発するというのではなくて、必要な機能を分担、連携して、このエリアを核として展開することができないかと、現在のところ考えております。

このエリアの強みを生かして、半導体関連企業に加えて、他産業の企業であるとか、大学、研究機関などが立地することで、さらなる産学連携が進み、人材育成も含めた相乗効果が生まれるようなまちづくりを目指したいと考えております。

その実現には、産学官金が連携した取組が不可

欠であり、まずは、県や関係市町、企業、有識者と議論を始めているところでございます。

また、金融面でも、地元金融機関が台湾の金融機関と協調して金融支援を行う動きが始まっています。

こうした動きが顕在化していくことで、台湾のサプライヤーのさらなる進出も期待され、地場企業のビジネス拡大にもつながるものと考えております。

今後、産業インフラの整備が進むことで、サイエンスパークの取組が、議員御指摘のように、県内全域に広がっていくような、夢のある取組につながっていきたいと考えております。

引き続き、関係者と議論を重ね、くまもと版サイエンスパークの実現に向けた検討を進めてまいります。

次に、八代地域における県営工業団地についてお答え申し上げます。

T SMC効果を全県に広げていくことは、極めて重要なミッションです。私は、企業進出の受皿となる八代地域での工業団地の整備が、このミッションを県南地域で実現するための中核となる取組であると考えております。

八代市は、当初、独自に工業団地を整備するために、候補地の適地調査を実施されていきました。昨年12月の本会議において、県が八代地域での県営工業団地の整備方針を発表したことを受けまして、4月には、八代市が県に調査結果を御提供いただくとともに、県営工業団地の整備を全面的に支援する旨を表明していただきました。

県としては、可能な限り早急に候補地を選定すべく、八代市の適地調査の結果を最大限活用した上で、用排水ですとか電力の確保など、さらに踏み込んだ検討作業をこれまで行ってまいりました。

その結果、市内陸部において、約25ヘクタールの工業団地を整備することとし、近く、整備箇所などを公表した上で、基本設計や地元への事業説明に入りたいと考えております。

また、分譲開始時期についても、令和10年度を目標としておりますが、企業の旺盛な投資意欲を逃すことがないように、進出希望企業との間で造成前に仮契約を結ぶといった手法を採用するなど、着実に企業の立地につなげる取組を検討してまいります。

このように、企業進出の受皿づくりを確実に進めるとともに、八代地域のポテンシャルを生かした食品関連企業ですとか、議員御指摘の半導体関連企業など、地元の雇用の確保や地域の活力につながる企業を積極的に誘致してまいりたいと考えております。

県南地域の振興は、私に課せられた最大の使命です。このプロジェクトを成功に導けるよう、八代市をはじめ関係機関と連携し、一体となり、私自身が先頭に立って、スピード感を持って進めてまいります。

以上でございます。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 ただいま知事より、くまもと版サイエンスパーク構想の実現に向けて検討を進めるとの前向きで力強い御答弁をいただきました。一方で、この件については、非常にデリケートな側面もあろうかと思えます。各関係機関、各業界とも信頼を損なうことがないように、緊密に連携を深めながら、慎重かつ綿密に取り組んでいかれることを願っております。

八代工業団地の整備については、25ヘクタールの面積で市内内陸部にとということで、詳細は述べられませんでした。不動産投機の誘発を避けねばならないということでした。

また、造成前でも仮契約などで企業の進出を大幅に前倒しするということは、非常に画期的な取組だと思います。

事業が遅滞することなく、スピード感を持って対処されることを期待申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、こどもまんなか熊本を標榜する多子世帯子育て支援事業についてお尋ねいたします。

知事は、就任後間もなく、重要課題解決に向けた推進本部の一つとして、それぞれの希望に応じて、安心して結婚、出産、子育てでき、子供、若者がきらきら輝く熊本を実現すべく、「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げられました。

その政策推進に当たり、こども未来創造会議を設け、子供、若者、子育て世代、保育、教育の現場で働く方々の当事者、関係者より、子供・子育て施策について意見聴取を行い、こどもまんなか熊本・実現計画案を策定するとされております。

その子育ての現場の第一線で活躍しておられます熊本県保育協会より、少子化対策につながる保護者負担軽減のため、国に先駆けて、3歳未満児の保育料の無償化をお願いしたいとの要望が、第1番目に挙げられております。これは、大変重たい、極めて重要な御意見であろうと受け止めております。

この保育料軽減について、これまでの歴史を遡ってみますと、当時の県の保育料施策は、子供が3人以上の世帯で、3人とも保育園に在園の場合、第3子の保育料を無償化とするものでありました。これによりますと、0歳ないし5歳児まででありますので、年子で生まれるかなど、極めて限られた世帯しか該当しない窮屈な制度となっておりました。

小生が本議会から離れ、八代市長を仰せつかつ

た折に、早速この問題に取り組みました。

施策として、第1子、第2子が保育園に在園だろうが、卒園し小学生、中学生、高校生であっても第3子が保育園に在園しておれば、その第3子の保育料を無償化する制度改正を、県に先駆けて、県内市町村で最初に取り組みました。

その後、各市町村も随時行われるようになり、これに県も同調され、この制度が定着し、現在、市町村が、3歳未満で第3子以降の子供の保育料を無料化する多子世帯子育て支援事業として、県より2分の1の補助を行うこととなったのであります。それから20年近くの年月がたとうとしております。

少子化と言われて久しいですが、子供の令和5年出生数、全国72万7,277人、熊本県が1万1,189人であり、ともに過去最低。子供の合計特殊出生率も、全国1.20、熊本県1.47、何と東京では0.99となっていました。2070年には、日本の総人口が8,700万人まで落ち込むとの推計も出ております。少子化問題は、まさに深刻な状況となっていました。

子供は未来の宝です。国家存続の礎であります。国も、このままでは立ち行かないと、やっと重い腰を上げ、こどもまんなか社会を打ち立てられ、こども家庭庁を設置し、所管大臣も置き、本腰を入れて少子化対策に取り組んでおられます。

この子育て費用の軽減の大きな課題として、医療費の軽減、保育料の軽減が重くのしかかっております。

医療費については、さきの令和5年2月議会において、通院は小学校就学前まで、入院は中学3年生まで、県として市町村に2分の1の補助を行う支援策の拡充が講じられ、親御さんからも、大変助かっていますとの声が寄せられております。

もう一方の保育料の問題。現在3歳以上は全て

無償化となっておりますが、国の制度は、3歳未満の第2子は半額、第3子は第1子が在園の場合のみ第3子は無料となっております、完全無償化には程遠い状況であります。

全国では、秋田、山形、富山、長野、兵庫、島根の6県は第1子から、北海道、岩手、茨城、東京、石川、福井、山梨、和歌山、鳥取、山口、大分の11都道県は第2子から無償化に取り組んでおられます。

既に、県内の市町村でも、八代市、氷川町、芦北町、美里町、南関町、産山村、高森町、水上村、五木村、球磨村、錦町、天草市、苓北町の13の自治体は、独自の施策として第1子からの無償化に取り組んでおられます。

八代市のこども未来課の担当の方も、県からの医療費助成の拡充がきっかけとなって、保育料無償化につながったとおっしゃっていました。保護者の方々からも、大変ありがたい、これで安心して仕事に行けます、子育てしやすくなった、もう1人産みたいと思ってますとの声が多数届いております。

知事、いかがでしょうか。あなたが分かりやすい好きな言葉に、やってみなはれ、熊本弁のやってみなっせの精神で、職員には、リスクを恐れず、挑戦し続けることを求めるとおっしゃっておりますが、担当部局に検討させてみてはどうでしょうか。議論を始めてはどうでしょうか。それなりの財源は必要かと思いますが、将来県が営々として繁栄し続けられることを考えれば、それは決して無駄な投資ではないと思います。将来を展望して先手で施策を打っていくことは、為政者として最も重要な事柄と考えます。

全国津々浦々を巡られ、地方の実態をつぶさに把握し、日本一伸び代がある熊本県と豪語しておられる木村知事の御所見を伺いたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) こどもまんなか熊本については、県政の最重要課題の一つに位置づける取組を進めており、こどもまんなか熊本・実現計画を今年度中に策定することとしております。

その計画の中間整理を今定例会中の常任委員会において御報告申し上げると聞いておりますが、引き続き、今後開催予定のこども未来創造会議などにおいて、子供から大人まで幅広い年代の県民の皆様の御意見を伺うこととしております。

御質問の保育料につきましては、現在、国は、全ての3歳児から5歳児を無償化の対象としています。加えて、0歳から2歳児のうち、就学前までの範囲で、3人以上の兄弟がいる世帯の3番目以降の保育料を無料にしております。

本県は、議員御指摘いただいたとおり、独自の支援策として、国が対象としている就学前までを18歳未満までに基準を引き上げ、支援の拡充を図っております。

また、子供医療費の助成につきましては、県において、それまで4歳未満を対象としていたものを、昨年度、令和5年度から、通院を就学前まで、入院を中学校3年生まで拡大させていただいたところでございます。

今般、国では、こども未来戦略の加速化プランとして、今年度から3年間で3.6兆円に及ぶ支援を実施することとしております。その中には、児童手当について、所得制限をなくした上で、支給対象を従来の中学生までから高校生年代までとして、第3子以降の支給額を1.5万円から3万円まで大幅に増額するなどの措置が行われることとなっております。

このように、多子世帯等への経済的な支援については、国、県、市町村が連携しながら取組を進めてきた経緯がございます。

県では、国に先んじて、多子世帯支援としての独自の取組を進めてきましたが、国全体として、少子化に歯止めがかかっていない現状を踏まえると、福祉、医療における経済的な支援については、地域間で差が出ないように、国が全国一律に行うべき状況にあると私は考えております。

現在行われておられます自由民主党の総裁選や立憲民主党の代表選でも、子供、子育てについて、幅広く議論が交わされております。

これまでも、全国知事会や県の独自活動の中で、国として実現するように要望を続けてきましたが、こどもまんなか熊本を実現するために、今後とも強力に働きかけてまいります。

また、知事就任後の7月から、直接県民の皆様と対話するお出かけ知事室を各地で開催し、その中では、やはり子育て支援に関する声を数多くいただいております。その重要性を再認識しているところでございます。

今後、やっぱり県として来年度に向けた具体的な政策を検討していく段階になりますが、子供や子育て世帯に対する施策については、どの分野に重点化し、いつから取り組むのか、これらの点について、新しい政権の動向も注視しながら、全庁的に議論を重ねてまいりたいと考えております。

くまもと新時代を共創していく上で、今後どのように県政のかじ取りをしていくのか。これまで以上に私自身現場に出向き、弱き声、小さき声も含めてしっかりと耳を傾け、こどもまんなかに向けた今後の県政の方向性とその方策をしっかりと検討してまいります。

以上でございます。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 私は、まずは第2子からでも取り組んでいけたらいいと思います。まずは議論を始めていただきたいと、このように思っております。

す。そうして、国が3分の1、県が3分の1、地方自治体が3分の1と、そういう負担とする理想的な姿が構築されるよう、その制度の創設に向けて、国に対して強く訴えていく必要があると、そう思っております。

また、政令市は県と対等な関係である以上、現行の支援事業については、熊本市が独自の方向で行うよう進めるべきだと考えます。そうすることにより、県負担分が大幅に削減されます。

善処方を御期待申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、大地震に備える住宅の耐震化対策の拡充についてお尋ねいたします。

本年の1月1日、能登半島において、最大震度7の大地震が発生し、甚大な被害となりました。半島という地形的なハンデにより、救援救助活動、救援物資の搬入、復旧・復興支援が思うままにいかず大幅に遅れ、いまだ上水道さえも復旧していない地域、倒壊家屋もそのままの状態が続いております。一日も早い復旧、復興が進みますことを心から願っております。

能登半島地震直後の悲惨な状況が何回となく報道がっており、その映像で、倒れた家屋と倒れずに残った家屋が映し出されておりましたが、その中で、平成12年施行の現行基準で建築された住宅はほぼ倒壊せず、被害も少なかったとの内容がありました。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

この木造住宅の耐震基準については、年代別大きく3つに区分されます。

まず、昭和56年以前の旧耐震基準、宮城県沖地震を受けて昭和56年に施行された新耐震基準、その後、阪神・淡路大震災後の平成12年に施行された現行基準となっております。

今回の能登半島地震を日本建築学会の方々が詳

しく調査され、6月にその速報が示されましたところ、平成12年施行の現行基準に基づく建物は、全壊と半壊が合わせて1割未満にとどまり、被害がなかった住宅が7割近くに上っております。一方、昭和56年以降に施行された新耐震基準の住宅は、4棟に1棟が全壊となり、それ以前の旧耐震基準では、全壊した住宅が5割近くに達しております。

これらからも明らかなように、全壊や半壊などの大きな被害は、平成12年施行の現行基準の建物は少なく、古い耐震基準に集中しており、被害の大小に大きな違いがあることが判明しました。

私は、本県が現在進めている熊本地震後の耐震診断、耐震対策が、昭和56年以前に着工されたものが補助要件となっていることに、新耐震基準の適用から40年以上も経過しているので、耐震性を確保するためには、平成12年施行の現行基準に満たないものも適用すべきと主張し、県に再三申し入れてまいりました。

そうして、今回の能登半島地震の住宅の被災状況が判明しましたので、県に対して再度、どうしてこの現行基準に満たないものを最初から補助要件としなかったのかを問いただしましたところ、担当部局から、耐震改修促進法というものがあり、その中で、新耐震基準以前の住宅が、耐震性が明らかでないものとしていることから、本県の耐震対策も、これを対象としている旨の説明を受け、愕然としました。すなわち、旧耐震基準の住宅を対象とするということにしたことであります。

なぜ現行基準を用いようとされなかったのか。能登半島地震の調査結果から見ても明らかなように、理解に苦しむところであります。このままでは、明らかに不十分であり、県民の命と暮らしは守れません。

県として、このたびやっと、今議会において、新たに耐震対策の補助対策を、これまでの昭和56年以前の旧耐震基準から、平成12年施行の現行基準に満たない住宅へと繰り上げられ、その支援の拡充を図られようとしておられます。

あれほど国の方針をかたくなに堅持していたものを、今回見直されることになった経緯、あるいはその根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、その拡充策の具体的な内容について、また、県民に対してどのように周知されようとしておられるのか、亀崎副知事にお伺いしたいと思います。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) まず、見直しの経緯についてお答えいたします。

県におきましては、国の方針に即して、昭和56年以前の旧耐震基準に基づく住宅などの耐震性を向上させるため、平成19年度から、市町村と連携し、地震に対する安全性を評価する耐震診断事業を実施してきました。

その後、熊本地震を契機に、平成29年度からは、耐震診断のみならず、耐震改修なども行う住宅耐震化支援事業を開始し、耐震化の推進に注力をしてまいりました。

さらに、能登半島地震での住宅の被害状況から、新耐震基準に基づく住宅の耐震性能の向上も重要と考え、国の被害状況の調査結果を注視してきました。あわせて、市町村へのヒアリングを行い、きめ細かな支援となるよう、地域の実情の把握にも努めてまいりました。

本年6月には、議員御紹介のとおり、日本建築学会の調査結果で、平成12年施行の現行基準を満たさない新耐震基準の住宅におきましても、約25%もの住宅が全壊しているとの報告がございし

た。

加えて、市町村へのヒアリングでは、高齢世帯の費用負担や市町村の財源確保など、耐震化の推進に関する課題も明らかになりました。

このため、支援対象を現行基準を満たさない住宅に拡大するなど支援策を拡充し、より重点的に耐震化を促進することとし、そのための予算を今定例会に提案しております。

次に、拡充策の具体的な内容ですが、支援対象の拡大に加えまして、早期に住宅の耐震化が進むよう、一定期間住宅所有者への補助額を増額するものでございます。

例えば、高齢世帯などの所有者には、現在の最大100万円の補助を最大150万円に増額し、所有者の負担割合は、5分の1から最大7分の1に軽減されます。さらに、事業主体である市町村の負担も、補助額の2分の1から最大3分の1に軽減されることになります。

最後に、県民に対する周知についてお答えいたします。

住宅耐震化の推進に当たりましては、県民意識の向上が重要と考えております。このため、新聞やラジオ、市町村広報なども活用し、関係機関や団体と連携しまして、丁寧な説明と周知を行ってまいります。また、大規模地震の発生が予想される断層周辺や耐震化率の低い地域については、耐震対策講演会も開催することとしております。

これからも、県民の皆様が安心して豊かに暮らし続けることができるよう、引き続き市町村と連携して、住宅耐震化の取組を迅速かつ確実に進めてまいります。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 県南には、日奈久断層帯が走っております。学者の見解では、マグニチュード7クラスの地震の起こる確率は、極めて高いSランク

に位置づけられております。

先月には、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意も発表されました。その対策は、焦眉の急であります。

現在、八代の海岸堤防は、国直轄の耐震工事が行われております。住宅の耐震対策が、いまだ不十分であります。早急に対策を講じていただき、地震からの被害を最小限にとどめるよう努めてゆかねばなりません。

早期の事業の着手と県民への周知の徹底をお願いし、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、八代・天草シーライン構想の推進についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、これまで長い年月の間、多くの議員が質問を重ね、取り組んでまいりましたが、やっとの思いで構想路線としての位置づけまでこぎ着けることができました。しかし、まだ一段階上の計画路線としての決定を得るに至っておりません。

平成元年、八代・天草架橋建設促進期成会が発足して、自来36年の年月を迎えようとしております。これまで、行政の期成会、民間の両市の協力期成会、県議会、市議会の建設促進議員連盟など、多くの方々のお力添えを賜り、決して諦めることなく、必死になって要望活動を継続して推し進めてまいりました。

近年におきまして、様々な動きが活発化してまいりましたので、ここで整理してみたいと思います。

まず、令和3年2月に、知事を会長として、県議会議長、八代、上天草両市長、経済団体長で構成する八代・天草シーライン建設促進協議会が設立されました。

同年6月には、熊本県新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられ、7月には、国の九

州地方新広域道路交通計画においても、立て続けに構想路線としてしっかり明記されたのであります。

そして、この構想を推進すべく、八代・天草シーライン構想推進大会を令和3年12月に上天草市において開催し、氣勢を上げ、以後、八代市と交互に毎年継続して開催し、この構想の意義、必要性、効果をアピールしながら、地元の機運醸成を図っているところであります。

また、要望活動においても、令和4年1月を皮切りに、九州地方整備局及び国土交通省本省に、年2回欠かすことなく、政務三役をはじめ、国交省幹部の方々に、八代・天草シーライン構想の早期実現に向けまして、事業化に必要な調査、検討に早期に着手していただくよう直接訴え続けております。

そのような中、本年1月1日、先ほども申し上げましたが、能登半島において大地震が発生しました。半島がゆえの交通アクセスの不便さ、救助の困難さ、復旧の遅れなど、その脆弱性が指摘されたところであり、避難ルート、ダブルネットワークの必要性を叫ぶ声が大きく高まっております。

その地震直後の国交省本省への要望時において、吉岡技監、丹羽道路局長からも、能登半島地震を踏まえ、半島地域の対応を考えていく必要があると、半島地域の脆弱性を重ねて指摘されておられます。

天草地域も島伝いの半島地域であり、一たび大きな災害が起きると、一方向だけのアクセスでは、たちまち孤立してしまい、避難もできない、救助にも行けない、救援物資も運べない、要救助者も救えないなどの大きな二次災害につながりかねません。緊急時における代替ルートの確保、リタندانシーは、必要不可欠であります。

災害に強く、生命を救い、観光振興にも貢献し、人流、物流の促進、定住人口の増加、地域の振興、発展に大きな恩恵と効果をもたらす八代・天草シーライン構想の必要性は、必然的に高まるものであらうと確信をいたします。

伺いますと、本年3月には、国土交通省、熊本県、八代市、上天草市の4者による八代・天草シーラインに関する勉強会が立ち上げられたと聞き及んでおります。また一步前進したなあと受け止めており、その協議の行方を固唾をのんで見守っているところであります。

知事も、3月の知事選のマニフェストにおいても「大規模災害発生への対応や新たな観光・物流ルートの創造に向けて、「八代・天草シーライン構想」「を推進します。」と明確に述べておられます。

知事選後、早速5月には、八代市で行われた民間協力期成会の総会に出席され、この八代・天草シーラインの必要性、重要性を切々と述べておられます。

知事、いかがでしょうか。この八代・天草シーライン構想についてどのように考えておられるのか。今後どのように進めようとされておられるのか。木村知事ならではの明快な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 八代・天草シーライン構想は、県南の交通や物流の要衝である八代と、豊かな自然や食で訪れる人々を魅了する天草をつなぐことで、県南・天草地域全体で新たな経済圏や観光ルートを創出する、大きな可能性に満ちたものと考えております。

また、能登半島地震において指摘された半島地域の交通アクセスの脆弱性を鑑みると、八代・天草シーラインは、大規模災害時における命の道と

しても重要な役割を果たし得るインフラ整備と考えております。

このことから、構想実現の暁には、県南・天草地域の地方創生、災害に負けない強靱な県土づくりに高い効果を発揮するものと認識しています。

この構想を実現するためには、地元の機運をさらに高め、国に対して、シーラインの必要性や効果、高規格道路としての位置づけなどを強く訴え、その熱意によって、構想路線からの格上げがされるよう、しっかりと主張していくことが重要です。

議員御紹介のとおり、この構想の実現に向けて、令和3年2月に、知事を会長とした建設促進協議会を設立し、毎年度、地元と連携の上、構想推進大会や国への要望活動を実施しています。

さらに、本年3月には、国、県、八代市、上天草市によるシーライン勉強会が設立されました。今後は、この勉強会において、地域の課題整理やシーラインに求められる機能、役割などについて、関係者で検討を進めてまいります。

また、御指摘いただいたとおり、私自身、知事就任後早速、5月28日に開催されました八代・天草シーライン建設促進民間協力期成会の総会、交流会に出席させていただき、この構想への地元の皆様の強い期待と熱意を感じたところでございます。

今年度も、12月15日に、八代市で、建設促進協議会主催の八代・天草シーライン構想推進大会を開催し、私も出席して、引き続き地元の機運醸成を図ることとしており、その熱意を国に伝えてまいります。

構想の実現に向けては、まだまだ高いハードルがあると考えますが、県と市町村、官民が一体となって、しっかりと地元の機運醸成を図りながら、その声を国へ伝え続け、構想の早期実現に向

けた取組を力強く推進してまいります。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君 知事は、さきの6月議会の所信表明の中で、米沢藩主・上杉鷹山の言葉を引用して、なせば成る、なさねば成らぬ何事も、これを座右の銘としていとおっしゃいました。これには、どんなことにでもやろうと思って努力すれば、必ず実現することができる、やり遂げることができるという意味が込められていると思います。

どうぞ、県南の多くの皆様方の長年の悲願である、蒲島前知事も夢のあるプロジェクトとおっしゃって取り組んでこられた八代・天草シーライン構想の実現に向けて、最大限の御努力を傾注してくださいようお願い申し上げます、質問を閉じさせていただきますが、ここで、少々時間があるのでございますので、所感を述べさせていただきます。

私が心から尊敬してやまない政治の師匠がおられ、この方が生前よく講演の結びにいつも話される言葉があり、極めて印象的でありましたので、御披露させていただきます。

空いっぱい広がった、山のふもとのシイの木は、根元に草も寄せつけぬ、山の上から転げ出て、人に踏まれたカシの実が、シイを見上げてこう言った、今に見ている僕だって、見上げるほどの大木に、なってみせずにおくもんか、何百年かたった後、山のふもとの大木は、あのシイの木かカシの木かというものであります。

我々の前途は、内外ともに厳しい。県政においても多くの課題が山積しております。しかし、今に見ているという、そういう気概を持って立ち向かっていくとするならば、必ずやその難局を乗り越えることができるものであらうと、このように考えております。私は、苦しいとき、つらいとき

に必ずこの言葉を思い起こし、自分自身を奮い立たせております。

議場におられる議員諸兄、執行部の皆さん、それぞれに定めた目標、描いた夢もあるでしょう。それらに向かって、俺は負けないぞ、今に見ていろうと、そういう気概を持って、何事にも挑戦し続けてほしいと願っております。

各位の一層奮闘努力を御期待申し上げ、質問を終結させていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕（拍手）

○岩田智子君 おはようございます。立憲民主連合・熊本市第一選挙区選出・岩田智子です。14回目の登壇になります。木村知事が就任されて初めての一般質問でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私も、今に見ている精神で、今日の質問やりたいと思います。知事がいつも言われる、全ての県民のための熊本県政が進められるように心から願っております。

でも、毎日本当暑いですね。自然にはあらがえないなというふうに思っております。

それでは、通告に従って質問をします。

まず、緑の流域治水と川辺川ダムについてお尋ねします。

7月4日に、令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興に向けた取組の現段階について、県から

文書資料をいただきました。重点10項目の進捗状況を見てみると、多くの項目で完了の文字が見られ、着実に進められていることが分かります。

今年の梅雨は、本県では異常な降り方もなく安心しましたが、東北の秋田県、山形県では、大きな豪雨災害が起きました。山形県で3人、秋田県で1人お亡くなりになり、行方不明者も1人おられます。また、台風5号も、東北で大雨、まさに気候が変化してきているとしか言えません。8月末の台風10号の進路や速度も、これまでにないようなものでした。ここでも、気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針の見直しをとの声も上がっているようです。

気候変動や線状降水帯での影響を考えれば、ダムによる治水は、場所によってリスクになることもあります。避難の徹底が最重要となってきます。しかし、県も国も、ダム建設にやる気満々です。

流水型川辺川ダムの環境影響調査進捗状況は、公聴会などを経て、今年4月12日に、環境影響評価準備レポートに対する知事意見が出され、5月21日に、第11回流水型ダム環境保全対策検討委員会を経て、環境影響評価レポートが公表される段階です。

6月議会での西議員の代表質問でも取り上げられましたが、はっきりした答えがなかったところと、蒲島知事からの流れをそのまま受け継いでおられる知事に確認したいことがございますので、質問をします。

まず、西議員も聞かれていましたが、旧川辺川ダム計画から治水・発電目的が失われた時点で、特定多目的ダム法の適用ではないのに、この手続上の問題に関する答えがいまだに聞かれていません。

基本計画の変更は、平成10年、1998年6月9日

の変更が最後で、まだかんがい、発電が目的に入っています。この廃止について通知などあったのか、法的な根拠や証拠を示していただきたいということが1つです。

2020年、令和2年7月の熊本豪雨では、球磨川流域で50名の方が亡くなりました。現在も2名が行方不明です。この災害を受け、蒲島前知事は、流水型川辺川ダム建設を前提とした、命と清流を守る緑の流域治水を国に要望したわけですが、一方で、現在に至るまで、断続的に、被災者ら流域の方々から、ダム建設に対する懸念や抗議の声が上がり、申入れもなされています。

そこで、2点、知事にお尋ねします。

まず、犠牲になった50名の方について、それぞれの方が、なぜ、どのような状況で、何時何分に亡くなられたのかに関し、県として詳しい調査をなさったのか。

なお、令和2年7月豪雨検証委員会で、亡くなられた方の死因や年齢層は、おおよそのエリアについて公開されていますが、ここにとどまらない実態調査を県独自でされたのかについてお答えください。そこでの結果があれば、それに基づいて、山田川左岸で亡くなられた2名の状況について詳細をお示しください。検証委員会と重複する部分の説明は不要です。

最後に、県は清流をどう定義しているのか、お尋ねをします。

国土交通省による全国一級河川の水質調査結果によれば、川辺川は、2023年まで10年以上連続して、水質が最も良好な河川となっています。球磨川は、2023年は漏れたものの、これまで複数回にわたり、最も良好な河川と評価されてきました。いずれにしろ、県下最大の球磨川水系は、水質が良く、流域の方々に愛されている熊本の宝の川だと思います。

環境影響評価準備レポートへの知事意見によれば、これまでの流水型ダムと異なり、河床部放流設備を中央に、常用洪水吐きを左右に分離配置し、副ダムを設置しない構造とすることで、川の流れがそのまま保たれ、ダムの下を清流が流れる画期的なダム構造が示された、環境に極限まで配慮されたものと高く評価しています。

他方で、流域の方の中には、清流とは、水質の良さととどまるものではないとの声があることも聞いています。熊本県として、清流をどのようなものと考えておられるのでしょうか。国に透明度の目標値をと意見されていますが、水質だけで清流と判断しておられるのか、あるいは水質以外にも清流を守るために重要な項目としてどういったことを考えておられるのか、知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩田議員から、大きく3点お尋ねいただきました。

まず、川辺川におけるダム計画についてお答え申し上げます。

従来の貯留型の川辺川ダムは、治水、発電など、複数の目的を持つダムとして計画されていました。そのため、特定多目的ダム法に基づき、国が基本計画を策定し、その計画は、現在も存在しております。

この基本計画については、令和2年に本県が、洪水調節のみを行う新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進を表明した際に、廃止を国に求めることも併せて表明しております。

その後、令和4年に、新たな流水型ダムが、河川法に基づく河川整備計画に位置づけられました。

また、新たな流水型ダムについては、令和3年から、県が求めた法と同等の環境アセスメントが

進められ、今後、最終段階に当たる評価レポートが公表されます。

さらに、本年7月には、五木村振興計画を流水型ダムを前提としたものへと改定し、村、県、国の3者で確認をいたしました。相良村においても、川辺川の河川事業などの振興策を着実に進めております。

このような状況を踏まえ、この基本計画は、今後廃止に向けた手続が進んでいくものと考えており、県としても、法令にのっとり、適切に手続を進めてまいります。なお、具体的には、廃止に当たり、知事は、県議会の議決を経て、国土交通大臣に意見を述べることでとされていることも申し添えておきます。

次に、令和2年7月豪雨における犠牲者の調査についてお答え申し上げます。

県では、県警本部の資料を基に、人吉市、球磨村、芦北町、八代市坂本町、相良村、山江村の23地区で、自治会長など、26名の方に対する聞き取り調査を実施いたしました。

その結果は、検証委員会で可能な範囲で公開していますが、犠牲になられた方々の詳細については、プライバシーに関わるため、お示しいたしかねております。

なお、その聞き取り調査では、住民への避難情報などがどのように伝達されていたのか、どのような避難行動を取られていたのかなどについてもお聴きしております。

その結果、夜間に想定を超える豪雨に見舞われ、急激に水位が上昇したこと、雨音などの影響などにより、自治体からの防災無線などによる避難の呼びかけが十分に伝わらなかった事例がございました。

また、宅地かさ上げなどの河川整備により安全が確保されていると判断され、逆に避難が遅れた

事例もございました。

さらに、高齢者など避難行動要支援者に対しては、市町村による個別計画はおおむね策定されていたものの、避難の呼びかけなどにとどまり、計画どおりの支援が実施できなかった事例もございました。

令和2年7月豪雨では、このような要因が複合的に重なり、人的被害が生じたものと考えております。

議員から、質問の中で、避難の徹底が最重要とお話ございました。そのとおりであると思います。今後も、流域全体でのハード対策に加え、迅速かつ確実な情報伝達や避難体制の強化など、住民の円滑な避難を支援するソフト対策を含めた緑の流域治水を総合的に推進してまいります。

最後に、清流に対する県の考えについてお答え申し上げます。

新たな流水型ダムは、球磨川・川辺川流域の安全、安心を最大化するとともに、環境に極限まで配慮し、清流を守るものでなければなりません。

この清流に対する思いは、お一人お一人異なり、一つの言葉や指標で説明できるものではないと考えております。

そこで、環境アセスメントにおける知事意見では、見た目の美しさを示す水平透明度を含めた水環境のみならず、動物、植物、生態系、そして人と自然との触れ合い活動の場など、幅広い評価項目に対して、環境への配慮を求めています。さらに、山林も含めた河川環境の回復や創出といったネイチャーポジティブの観点からも意見を述べております。

なお、国では、知事意見や一般の皆様からの意見も踏まえ、ダム構造や試験湛水の手法及びダムの運用などにつきまして、環境アセスメントの後、引き続き環境への影響の最小化に向けて検討

を重ねられると聞いております。

今後も、流域の皆様や専門家の方々とともに、新たな流水型ダムの事業の方向性や進捗をしっかりと管理し、県民の皆様にも広くお知らせしてまいります。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

令和2年に廃止を国に求めて、廃止手続はまだだけれども、法と同等の環境アセスメントのレポートが今度公表される予定になっているんですね。これから廃止手続が進んで、そのときは、この議会にて議決をするというふうにお答えになりました。でも、整備計画はできているということですよ。

例えば、私もいろいろ調べて、滋賀県の大戸川ダムというところも計画変更をされたダムなんですけれども、多目的ダム法で計画をされて、20年後に廃止手続を取って、その5年後にダム事業を検証して、継続決定があつて、河川整備計画変更案を公表するというふうな手続をきちんと取られています。国交省も、整備計画の開始手続が必要なこととか、熊日のインタビューでも答えられて、認められています。手続をちゃんとしなければいけないということ。これからということなので、でも、何かもうどうしても私にはそれが分からないというか、順番がちょっと逆なのではないかなというようなことがあつて、疑問が湧いております。今日答弁をいただきましたので、それはしっかり受け止めたと思っております。

それから、2点目なんですけれども、23地区の26人の聞き取りをされたと御答弁ありました。球磨川流域だけでも50の方が亡くなられているということ、そして、お二人については、プライバシーに関わるということでお話しされませんでしたし

たけれども、当時、新聞でもお顔の写真つきで御家族のインタビューとかも載って、どういう状況で亡くなられたかというのが記事になっています。被害防止で、教訓としてそういうものを引き出して、やっぱり共有していくべきだと思うんですね。

市民団体の方々が集められた写真とか動画とか証言とかを見れば、山田川左岸で亡くなられたお二人は、球磨川本流のバックウォーターではなくて、山田川の川幅の狭くなる場所から水が道路を伝って広がって、周囲の水位を急激に上昇させたことがあるのではないかということがあれば、検証委員会でのダムがあれば助かったというようなことにはならないかもしれないですよ。そう考えると、当時の写真や証言などが今いっぱいあるわけです。今こそ、改めて共同検証を、必要性を訴えたいと思っています。そうじゃなければ、亡くなられた方の、その命の責任がこれから取っていけないのではないかなというふうに考えています。

それから、3点目ですけども、知事は、6月の定例会でも、命と清流を守る新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について、県民の皆様の理解が深まるように説明を続けていきますとおっしゃいました。清流とは何なのかを説明するやっぱり責任はあると思います。事前通告もしましたので、やっぱり一つの言葉や指標では表せない、いろいろ述べられましたけれども、透明度のこととか、それ以外にもいろいろあるとおっしゃいましたけれども、何か今日お答えが出てないのはとても残念でなりません。

球磨川流域の方々が、球磨川は、川辺川があるから今の状況を保っていると言われました。ラフティングや球磨川下りができるのもそうだというふうに言われています。今年は、特に酷暑、暑か

ったので、川辺川のアユ、刺し網漁での漁獲がもう皆無に近い状態だと言われて、そういう話も聞きました。丁寧な河川の実態調査も望みたいと思っています。

ダムができれば、必ず変化は起こります。だから、その変化を、清流の指標、定義がなければ、それがどうなったのか確かめる手段もないのじゃないかなというふうに思います。そういうことを、県民とともに清流という定義をつくり上げていくことも必要じゃないかなと強く訴えて、この質問を終えます。

2番目の質問に行きます。

公職選挙法に関する知事の考えについて質問します。

7月に行われた東京都知事選挙において、選挙掲示板に貼られたポスターの報道を見て、驚いた方も多かったと思います。過去最多の56人が立候補した都知事選で、掲示枠が売買され、選挙ポスター掲示板の一部に、選挙とは無関係のポスターが大量に貼り出されました。また、掲示板自体が足りない状況にもなりました。

また、ある候補者は、イメージポスターとして、ほぼ全裸の女性のポスターも貼られました。売名行為もありました。こちらは、すぐ警視庁が動き、差し替えとなりましたが、子供の通学路などに掲示板があり、心配した保護者の声も上がりました。

私は、これらの様子を見て、ここまで来たか、ますます政治不信が強まるのではないかと政治家への信頼もなくなるのではないかと危惧しました。熊本県内でも、このままでは、このような状況が起こらないとも言えず、これからが心配です。

知事は、共同通信のアンケートで、公職選挙法の改正が必要だと答えられています。8月8日の

記者会見の場でも、法改正の必要性和表現の自由に配慮した論議を求めるというお話をされておられました。

公選法については、私自身もその法律下で選挙をし、ここにおけるわけですが、とってもグレーであるように思っています。

そこで、どのような改正が必要と思われるのか、表現の自由への配慮がどうあるべきかについて、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 7月の東京都知事選における選挙運動用ポスターをめぐる混乱は、全国に大きな衝撃を与えました。公営ポスター掲示場の掲示枠が事実上販売されたり、犬や猫の写真など、選挙と無関係なポスターの掲示ですとか、同じポスターを多数掲示することによる、いわゆる掲示場ジャックがされる事態となりました。

これは、選挙という民主主義を構成する重要な手続の場を軽視するものであり、政治への信頼を低下させるゆゆしき事態と受け止めています。

現行の公職選挙法においても、ポスターは「選挙運動のために使用する」と規定されています。そのため、候補者の当選を目的としないポスターは掲示することはできませんし、掲示枠を候補者以外へ販売することは、現行の公選法において制限できると私は考えています。

しかし、最高裁判例、これは、ちょっと細かいので読み上げますが、選挙管理委員会は、ポスター記載の文言の当否を審査し、その取消または修正を命ずる権限を有していないという最高裁の判例があることから、現場レベルでは制限をちゅうちょしてしまうということも理解できます。

このため、これまで以上にポスターの掲示目的を明確化した上で、品位保持や営利目的の行為の

制限が図られるよう、公職選挙法の改正を早期に行うべきだと考えております。

ただ、選挙の法の改正に当たっては、表現の自由に配慮し、選挙運動が過度に制約されないようにすべきであります。選挙運動は、候補者が当選を目指し、自らの政見などを有権者に訴えるものであり、有権者がその投票先を判断する基礎となります。選挙運動における表現の自由は、公共の福祉に反しない限り、必ず保障されるべきものと考えする必要があります。

現在、国会では、このような論点を含め、公職選挙法の改正に向けて、与野党の実務者協議が進められており、与党は、今年秋の臨時国会での改正を目指すと報じられております。公明かつ適正な選挙が実施されるよう、また、政治への信頼が確保されるよう、引き続き、法改正に係る与野党協議の内容や国会での議論を注視してまいります。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

答弁の中にもありましたが、与野党5党が、今度、品位保持とか候補者氏名の記載を義務づける規制案を出して、秋の臨時国会でそれが決まるかどうかというようなことが今出ているんですけれども、公共の福祉に反しない限り表現の自由は保障されるということには、本当に異論はありません。良識があるとされている候補者に良識がなければ、政治不信は広がります。そうならないように、私もこれからの動きを注視していきたいと思っています。

公職選挙法の下で選挙に勝ち、当選してきた知事、私自身も、ここにおられる議員の皆さんもそうですけれども、誤解を持たれるようなグレーなことはしてはいけないのだらうと思います。良識

のある候補者であるはずですからね。取締りは警察のほうになりますので、公正、公平によろしく願いをして、次の質問に移ります。

障害のある人への合理的配慮について質問をします。

今年7月3日、旧優生保護法下の強制不妊手術をめぐる最高裁判決で、違憲判決が出されました。この判決を受け、政府は、障害者差別の根絶を掲げた対策本部を発足させました。さらなる共生社会実現への行動計画を策定する方針だとしています。

熊本県庁の障害者雇用は、労働局の令和5年障害者雇用状況の集計結果を見ると、3.13%と法定雇用率2.6%を上回っています。県庁が民間企業の障害者雇用のモデルケースとなっており、民間企業では、2.52%と前年と比較して0.05ポイント上昇し、法定雇用率2.3%達成の企業の割合は、59.4%と2.1ポイントの上昇となっています。

市町村、教育委員会ともに雇用率は前年を上回り、雇用率も達成しています。共生社会実現が進んできていると実感しています。

熊本県は、2011年、平成23年7月に、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を制定されました。全国で4番目です。

2016年、平成28年3月に、合理的配慮の提供について、庁内や地方出先機関の長に向け、総務部長と健康福祉部長から通知が出されています。事業者は、合理的配慮の提供が義務づけられました。

また、障害者差別解消法が、2016年、平成28年4月1日に施行され、2021年、令和3年の改正に伴い、今年の4月1日から合理的配慮の義務化となりました。

先日、障害者の自立と政治参加を進めるネットワークで、議会の中での合理的配慮について、総

務省に要請に参りました。早速、総務省は、今後の通知に盛り込み、配慮が広がるように、具体的な対応事例を紹介する考えがあることを明らかにされました。

この合理的配慮について、障害のある方々から御相談を受けることが多々あります。全ての御相談に共通するのは、配慮を望むと、わがままだと捉えられるということです。介助者をつければとか、自己中心的だとか、私は我慢しているのだからというようなことを言われるわけです。合理的配慮が、ずるいとかわがままとは違うのだということを、県が分かりやすく啓発をしていくべきだと感じています。

そこで質問です。

合理的配慮のさらなる周知や理解促進について、県としてどのように取り組んでいるのか、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 県では、くまもと障がい者プランに基づき、障害のある人もない人も一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進しています。

御質問のありました障害のある方への合理的配慮につきましては、例えば、飲食店で車椅子のまま着席したいという申出があった場合、車椅子のまま着席できるスペースを確保するといった対応などを指します。合理的配慮の提供に当たっては、費用や実現可能性の程度を個別事案ごとに考慮し、事業者等に過重な負担とならない範囲で講ずることとされています。申出への対応が難しい場合でも、障害のある方と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。

県では、このような合理的配慮に関する理解促

進を図るため、県民や事業者への相談対応や周知啓発の取組を継続的に行っております。

まず、相談対応については、障害のある方や事業者等が抱える課題や悩みを解決するため、平成24年度から、障がい者支援課内に相談窓口を設置しております。窓口には、専門の相談員を4名配置し、合理的配慮に関する具体的なアドバイス等を行っております。

次に、県民や事業者への周知啓発に当たっては、私たち県職員が率先して理解を進める必要があると考え、合理的配慮に関する研修を必修項目に位置づけ、毎年度、全職員が受講しております。

また、県民や事業者に対しては、平成24年の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の施行以降、10年以上にわたり出前講座を継続しており、障害者差別解消法の概要や障害のある方への接し方等について、理解の浸透を図ってまいりました。

本年4月に全事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、今年度出前講座の申込みが昨年度の2倍のペースで増えており、県民の皆様の意識の高まりを感じています。

今後も、様々な媒体を通し、県民の皆様へ分かりやすく周知啓発を行い、障害のある方への合理的配慮の提供について認識を深めていただくとともに、障害のある方や事業者等のお困りの声に耳を傾け、より一層丁寧な助言等を行い、共生社会の実現を目指していきます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

この合理的配慮というのは、英語を訳して合理的配慮としているらしいんですね。英語は私不得意なんですけれども、リーズナブルアコモデーションという英語だそうです。双方に意味のある

配慮、障害者の完全な参加を可能にする機会の調整や変更というところから、この合理的配慮ということに訳されたというふうに聞いています。

配慮というと、健常者が障害者に何か心配りをしましょうというふうな意味合いに取られることが、そこでちょっといろいろなトラブルが起こるんだと思っています。共に解決をしましょうというふうな意味合いに取らないと、先に進まないんじゃないかなというふうに感じます。

今答弁にもあったんですけども、この合理的配慮をするためには、「実施に伴う負担が過重でないとき」というふうに文言が書かれています。厚労省は、指針において、さっきも言われましたが、事業主が、それを総合的、個別的に判断してすることとしておられます。この辺りにも、何かちょっと補助とかが国からもあればいいなというふうに感じています。

たくさんの事業者や当事者からの相談を受けておられることや、出前授業での講習などで、たくさん啓発をされておられるということ、合理的配慮の義務化がどんなことなのかとか、当事者やその周りにいる人だけじゃなくて、多くの県民に理解していただくのが正念場というかな、いろいろ広げる、そういう期間だと思っています。

互いに話し合いができて働きやすくしていくことで、全体の職場環境もよくなるというふうに感じています。取り組まれていることが多くの県民に理解されていくよう、これからも丁寧をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

県立高校での中途退学者への支援や取組について伺います。

今年の3月、県立高校に通う保護者からの相談がありました。内容は、中途退学についてでした。個別の件ですので、詳細は割愛するんです

が、その高校生は、その学校を退学したくはなかったのですが、最終的には、転学という形で進路変更という道を選ぶことになりました。話を聞いている中で、とても気になったことがありました。その高校生の同級生、複数人が、1年生終了時点で、退学や転学をしたということについてです。

また、外国ルーツの子供で、日本語学習や個別の学習支援を経て高校進学を果たしたのだけでも、中退をしてしまったという事例もありました。

大学生数人に聞いてみました。それぞれ違う高校の卒業生ですが、やはり複数の退学者や転学をした人がいたと話してくれました。

文部科学省が調査している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の2022年、令和4年度の結果を見てみますと、全国の高等学校における中途退学者は4万3,401人で、全体の1.4%だそうです。令和3年度が3万8,928人で1.2%だったので、増加傾向です。令和2年度は、コロナ禍真ただ中で1.1%でした。1982年、昭和57年から平成3年度あたりは2%を超える状況。熊本県の状況を見てみますと、1.3%で全国平均と同じぐらいの中退率となっています。

事由別で見ると、これは全国の結果ですが、複数回答で、進路変更43.9%で最も多く、学校生活、学業不適応が32.8%、学業不振6%と続いています。

1982年、昭和57年からの調査結果を見ると、2%から、1999年、平成11年から数年、2.6%と増加傾向にありましたが、2009年、平成21年からは減少傾向にはなっています。それは、進路指導の充実や高校での丁寧な取組のおかげだと思います。

しかし、熊本県の高校進学率99.2%という状況

を考えると、中途退学をした子供たちのその後の進路は大変重大だと思います。

一昨年、湧心館高校の通信制の卒業式に出席しました。そのときに答辞を読んだ卒業生は、ある県立高校での友人関係の悪化などで辞め、通信制に進路変更をし、充実した生活を送り、台湾の大学への進学を決めたと話していました。その卒業生のように、進路変更で自分の居場所ができることは素晴らしいことですが、一方で、続けたかったけれども退学してしまった子供たちや転学先でもうまくいかない子供たちへのフォローや次の進路につながる支援が届いているのかが大変心配です。

そこで質問です。

熊本県で中途退学をした子供たちが、なぜ中途退学をしたのか、また、その後どのような進路に進んでいるのか、さらに、中途退学の未然防止や退学、転学する子供たちへの支援について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君） 県立高校での中途退学者への支援や取組についてお答えいたします。

本県の公立、私立を含めた中途退学者については、直近10年で、平成25年度の880人をピークにその後は減少し、令和2年度は324人となりました。

しかし、議員御指摘のとおり、コロナ禍以降の令和3年度が422人、令和4年度が605人と、全国と同様、増加傾向になっています。

県教育委員会では、県立高校における中途退学の理由及び中途退学後の進路等を把握するため、毎年度状況調査を実施しています。

その調査によると、中途退学の理由は、「学校生活・学業不適応」と「進路変更」を合わせて7割近くとなっています。中途退学後の進路につい

ては、就職やアルバイト、高校への再入学や高卒認定試験を受験しての進学などが挙げられます。

中途退学の未然防止の取組としましては、まず、入学直後に新入生オリエンテーションや宿泊研修等を実施し、円滑な高校生活のスタートを支援しています。

また、学業に後れが見られる生徒や学校生活に悩みを抱えている生徒に対しては、必要に応じて個別面接や1人1台端末を活用した学習支援などを行っています。

しかしながら、様々な理由で最終的に中途退学を希望する生徒も存在しており、そのような生徒に対しましては、将来の就労等のイメージを明確化させた上で、柔軟な学習機会を提供する定時制や通信制課程の高校への転学を提案するなど、学びの継続を支援しています。また、就職を希望する生徒に対しましては、ハローワークやジョブカフェ等関係機関と連携しながら、確実に就労できるよう、丁寧な支援を行っています。

県教育委員会としましては、引き続き、中途退学の未然防止に努めるとともに、中途退学者一人一人の状況に応じた学びの継続や就労支援に取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

学校現場での取組の様子を答えていただき、丁寧に取り組まれているのだと思います。でも、そこからこぼれている子供たちがいます。先生たちだけではなくて、スクールカウンセラーや第三者的に支援をするような様々な角度からの大人の力が非常に重要だと思います。子供たちの中には、先ほど必要な合理的配慮の質問しましたけれども、そういう子供たちもいます。学校の中での共生社会の実現も必要だと感じます。

中途退学の生徒たち、いろんな県の状況を私も

調べてみまして、埼玉県とかが昔すごく高くて、埼玉県独自で、いろいろアンケート、5年置きに調査を行って、高校の中身を変えろというかな、それを見て施策を考えていくというような取組をして、どんどん減っていったというようなアンケート結果を見ました。

調査もされているので、高校の魅力化等とかを今考えていらっしゃるの、そういう調査を生かすというの、とても大事なことになるのじゃないかなというふうに思います。

それから、中退者が多い学校というのものもあるかもしれません。その辺の調査もしていただきたいなというふうに思います。

今回、県立高校の中途退学についての質問をしました。私学のことも、少し人数的には入れていただきましたけれども、私立高校での中退や不登校もとても気になっております。ここは、私学振興課のほうにも、しっかり問題意識を持っていたきたいなと思っています。

中退をした子供たちが社会とのつながりを失うきっかけになったり、社会とつながりを得にくいことで、ひきこもりとなる現状があるというふうに言われています。

そこで、次の質問に移ります。

ひきこもりと言われる方々への支援について伺います。

2022年度、令和4年度、内閣府が行った、こども・若者の意識と生活に関する調査の結果、全国でひきこもりの状況にある方は146万人、50人に1人の割合だという結果が出ました。146万人といえば、京都市の人口とほぼ同じぐらいとなります。15歳から39歳の子供、若者層が2.05%、40歳から64歳の中高年齢層が2.02%で、7年前の調査と比べ1.3倍となっていて、増加傾向であることが分かります。さらに、高齢化が進み、8050問題が

9060問題に発展し、問題がより深刻になっている状況にあります。また、女性のひきこもりが、40歳から64歳の層で52.3%と半数を超えたということも注目されています。

就業経験は、15歳から39歳が62.5%、40歳から69歳が90.3%との結果があり、ひきこもり状態の人の多くは、社会に出て何らかの就労を経験した後、ひきこもり状態になっていることが分かります。

コロナ禍での影響も大きく、この調査では、ひきこもりとなった主な理由の一つとして、およそ5人に1人が新型コロナウイルスの流行を挙げ、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果になりました。逆に、コロナ禍によるオンライン化が人とつながるきっかけとなり、情報収集や新たな選択肢を得たというひきこもり家族会連合会の調査結果もありました。

ひきこもり状態から自立への道筋を様々な支援で構築していくべきですが、それには、人的な配置や場所というお金がかかるものが必要です。それとともに重要なのが、人や場所とのつながりをどうつくっていくかということが重要です。誰かとつながる、どこかとつながると、生きる意欲が湧いてきます。

しかし、ひきこもり当事者もその周りにいる家族も、周りの無理解から、甘やかし、怠け、親の育て方の問題とした偏見が強く、いまだになかなか相談ができない状況にあると思います。地域では、周りは知っているのに、かたくなに何事もないうようにされている御家庭もあります。本人とともに家族が変わることも必要となります。

熊本県では、こころの医療センターとひきこもり地域支援センターゆるここで具体的な支援が行われていると聞いております。

そこで質問です。

熊本県のひきこもりの状況と県で取り組んでいる支援実態、専門性のある相談窓口職員の配置状況や啓発活動及び関係機関との連携について、健康福祉部長にお伺いします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 本県では、熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここを設置し、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談に対する支援などを行っています。

まず、ひきこもりの状況についてですが、ゆるここにおける令和5年度の電話、来所等の相談件数は延べ689件で、このうち相談者の内訳としては、本人と家族等がほぼ同数となっています。本人からの相談としては、男性が7割を占め、幅広い年代から相談があっており、また、ひきこもりの期間が3年を超える方が約7割となっています。

次に、県で取り組んでいる支援についてですが、ゆるここには、社会福祉士、保健師の資格を有する職員を合わせて3名配置しています。

本人やその家族に対しては、電話、来所、手紙による相談のほか、出張相談も行っています。さらに、外出できるようになった本人の居場所づくりや家族の孤立を防ぐためのセミナー及びサロンも開催しています。

県民に対しては、ひきこもりへの理解を促進するため、講演会の開催、熊本市電内における広報、SNSを活用した情報発信などの啓発活動に取り組んでいます。

本人や家族の身近な相談支援機関である市町村に対しては、体制の充実に向けた支援が必要であると考えています。そのため、ゆるここは、相談体制や本人の居場所づくりへの専門的な視点からの助言、支援者向けの研修会の開催などを行っています。

また、県立こころの医療センターでは、ひきこもり外来を設置し、ひきこもりに悩む方々が診療を受けやすい環境づくりを進めています。さらに、個別カウンセリングから家族グループによる病気の理解促進、福祉サービスをはじめ社会資源の活用など、治療から支援までをワンストップで提供しています。

関係機関との連携については、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関で構成されるひきこもり支援者連絡協議会を開催し、現状や課題、今後の方策に関する意見交換を行っています。

このように、様々な取組を行っていますが、ひきこもり状態となられた経緯や状況は複雑で多岐にわたるため、お一人お一人に寄り添った支援が必要であると考えています。また、ひきこもり期間が長期化していることから、本人の居場所づくり等を継続的に行う必要があります。

県としましては、引き続き、市町村をはじめ関係機関と密接に連携を図りながら、相談体制の充実や啓発活動などにしっかりと取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

ストレスの中での生活から身を守るために閉じ籠もる、そのこと自体は必要なことだと思います。でも、それが長くなり過ぎると、何が原因なんだろう、きっかけは何なんだろう、なぜ、なぜというふうに苦しむ本人や家族がいると思います。今日の答弁で、背景がいろんな場合があるというふうにおっしゃいました。そういういろんな一つ一つの事例を丁寧に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

相談される方の7割が期間3年以上ということで、コロナ禍の影響についても気になるところで、こころの医療センター——今日、病

院長もおられますが、コロナ禍の影響についても気になるところです。市町村の体制の充実につなげていってほしいというふうに思っています。

相談窓口というのが相談の入り口ですよ。その相談窓口で、相談員の方の経験値とかいろんな専門性がないと、そこで何かもう、ああというふうになっちゃうことが多々あると思います。先ほどの合理的配慮の相談もそうなんですけれども、やっぱり相談窓口というところの相談員の方々の経験値、専門性はとっても重要だと思っています。配置状況をお尋ねしましたのは、実態を把握されて、人員が本当にそれで足りるのかとか、しっかり見ていっていただきたいなというふうに感じて、質問も入れました。

関心がないことはなかなか耳に入らないんですけれども、市電での放送を聞かれたことありますでしょうか。本当に私はよく市電に乗るので聞きますが、ひきこもりは特別なことじゃないというところから始まります。このフレーズにぜひ耳を傾けていただきたいなというふうに思います。

次に、最後の質問になります。

国民保護法に基づく県の取組について伺います。

ミサイル避難動画についてです。

熊本県は、ユーチューブで、ミサイル避難動画を流しています。この動画について質問します。

この動画では、北朝鮮からのミサイルが発射され、Jアラートとメールなどで緊急情報の後の行動について描かれています。爆風や破片、近くの頑丈な建物、地下に、車から降りて頭部を守れと。避難訓練では、頭をグローブで守る小学生の姿や手で頭を守る大人の姿も見られます。

これを見たときに、とても驚きました。ミサイルが飛んで来て、頑丈な建物や地下がどれくらいあるだろうかと。また、体勢を低くして頭を守れ

ば回避できるのかと。戦争経験者に見てもらいました。大戦中の竹やり訓練や防空頭巾で身を守れているのと同じではないかと言われました。

地震などの天災に対しての避難訓練の必要性は大変重要なことです。大事なことです。しかし、戦争やミサイルが飛んでくるなどの人災は、それがないように止めることができるはずです。国民保護法が武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としていますので、起こる、起こす可能性があるという前提の上だということは理解しています。しかし、こんなことが起こるかもしれないという不安を助長するよりも、何があってもこんなことにならないようにするという子供たちへの強いメッセージが何もないことに悲しみすら感じています。

そこで質問です。

水俣市や上天草市、熊本市でミサイル避難訓練が行われましたが、どのような武力攻撃が行われたという想定で行われたのか、動画のような避難方法で私たちの命や財産が守れるとお考えなのか、知事にお聞きします。

次に、県民への情報開示についてお尋ねします。

7月28日から8月7日まで、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県で、史上最高と言われる陸上自衛隊と米海兵隊との実動訓練、レゾリュート・ドラゴン24が実施されました。熊本県では、健軍駐屯地、高遊原分屯地、大矢野原演習場で、自衛隊5,700人、米海兵隊3,200人が参加しました。

これまでも毎年のように行われてきた訓練ですが、今回は、昨年4月の自衛隊ヘリコプター墜落事故や昨年11月の屋久島沖合での米軍を乗せたオスプレイの事故等でたくさんの人の命が奪われた

こともあり、この実動訓練について、心配の声を上げる県民の声も聞きました。この心配の声は、沖縄での相次ぐ米軍による女性への性的暴行事件、それを公表していなかった日本政府の対応があったことも大きな原因です。

このような県民の不安は、情報がきちんと正しく入り、対処の方法などが知られることと考えますが、熊本県として、今後、県民への情報開示をどのようにされるのか、知事公室長に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、国の外交を基軸とした不断の取組により、国民保護を要する事態に陥らないことを何よりも望んでいます。

全国知事会においても、国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全、安心に影響を与える事態を回避するよう、政府に対して要望を行ったところです。

しかしながら、昨今のこの緊迫した国際情勢を踏まえると、弾道ミサイル攻撃など万が一の事態に備えるため、避難行動等を含めた国民保護の取組の重要性はますます高まっていると認識しています。

国民、県民を守るために、あらゆる有事を想定して備えを行うことは、災害対策と同様に、我々行政の責務であります。国民保護法においても、県は、住民の保護のための措置を実施しなければならないと定められています。

そのため、平成29年度は上天草市で、昨年度は熊本市と水俣市において、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施いたしました。

この訓練は、弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるかと判明した場合に、どのような行動を取るべきか、住民の皆様の理解を深めていただ

くことを目的に実施しています。住民の方には、防災行政無線やJアラートにより弾道ミサイルの情報伝達を受け、地面に伏せて頭を守ったり、近くの建物の中へ避難していただきました。

また、この訓練の様態も含めた住民が取るべき行動を具体的にまとめた動画を作成したところです。

弾道ミサイルが着弾した際には、ミサイルそのものの以上に、爆風や建物等の破片による身体への被害が予想されます。

爆風や飛散する破片は水平方向に広がるため、近くの建物の中や物陰に身を隠すといった行動、それらのような場所がない場合には、地面に伏せて頭を守るといった行動を取ることで、被害を防げる可能性が高まります。

爆風や飛散する破片への対処法について、平和な今を生きる私たち県民の多くは、あまり知らないのが現状ではないでしょうか。

弾道ミサイル攻撃等万が一の事態は、決してあってはなりません。しかしながら、災害時と同様に、その万が一の事態においても、状況に応じてどのような方法を取ることが必要なのか、被害を少なくし、自身の身を守るための最善の行動が何かを県民の皆様理解してもらうことは、県として必要なことであると考えております。

このような状況を踏まえ、住民の皆様の自らの命を守る避難行動につながるよう、今後も、Jアラートの周知や住民避難訓練、ホームページを通じた啓発など、国民保護の取組に関係機関と連携して取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 我が国に対する外部からの武力攻撃に対し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な法制度

を整備するため、平成15年に、有事法制の基本法とも言える事態対処法が制定されました。

さらに、平成16年には、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等の措置を定めた国民保護法が制定され、事態対処法と相まって、国民保護に関して国全体として万全の体制を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための法制度が整備されました。

議員御質問の日米共同訓練は、この事態対処法における武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力する旨の規定等を踏まえまして実施されているものと認識しております。

日米共同訓練は、武力攻撃事態等に対する抑止力、対処力の強化の一環として行われているものであり、万が一そのような事態が発生した際に、県及び市町村が実施する国民保護のための措置と併せて、国及び国民の安全の確保につながるものと考えております。

このような取組の実施に当たっては、国民の理解と協力が不可欠であり、県としても、日米共同訓練が行われる際には、九州防衛局に対し、事前に情報を提供すること、訓練期間中も逐次情報提供することの申入れを行っております。

さらには、県民の皆様の安全を第一に、事故防止及び安全確保の徹底や騒音、振動への対策のほか、市街地の上空及び低空飛行を避けることや米軍関係者の規律遵守など、住民の皆様の不安払拭のための対応を強く要請しております。

なお、九州防衛局から提供があった情報は、随時県のホームページで公開し、広く県民の皆様にお知らせしているところです。

県としては、今後も、九州防衛局に対して幅広い情報提供を求めるとともに、提供がありました情報につきましては、できる限り速やかに公開

し、県民の皆様の不安を和らげるよう取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁いただきました。

2004年に成立した国民保護法の3つの柱は、避難、救援、被害の最小化、あってはならない事態から国民を保護するということです。避難をさせるならば、それなりの地下や建物を整備することが先なのではないかと思っています。これは、本当に皆さんそう思っていらっしゃると思います。

自然災害とは違います。その上に他県からの避難者受入れなど、考えただけでも矛盾があります。どうか、あってはならないことが起こらないように、平和への道、子供たちが未来に希望が持てるような発信、そういう発信をお願いしたいと思います。

オスプレイの事故があって、アメリカは、11月の事故後、飛行停止措置を取っています。今年の3月から限定的に飛行を再開しましたが、飛行場から30分の空域に限定をして飛行しているというふうな報道があって、今年6月、安全性を高めるため調査を行い、その調査は、半年から9か月かかるというふうにしています。でも、レゾリュート・ドラゴンでは、負傷者の搬送訓練で30分以上飛んでいます。

私の場合、家族や親類、それから友人、御近所、教え子、保護者にたくさん自衛隊の方がいらっしゃいます。退官された後、地域の自治会などでは、リーダーとして活躍をされておられる方もたくさんおられます。

自衛隊員の数、日本で3番目に多いのが熊本県です。だから、熊本地震のときにもすぐ駆けつけていただきましたよね。本当にあのときに自衛隊の方々の姿を見たら、もう本当、涙して、わあ、来てくださってよかったと言って安心した被災者

の方々、たくさん見ました。

県民の安全を第一にの中には、当たり前にも自衛隊員も含まれます。大矢野原演習場での日米合同演習などは、近隣住民には説明がありますが、あとはホームページに載っているというだけでは、もう本当に皆さんに知られてないんですよね。このような情報こそ、メディアを使って、しっかりと報道というか、知らせていただきたいと思っています。

戦後79年です。この戦後がずっと続くように、私たち頑張らなきゃいけないというふうに思います。

それでは、御清聴ありがとうございました。

（拍手）

○議長（山口裕君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田憲秀君。

〔前田憲秀君登壇〕（拍手）

○前田憲秀君 皆さん、こんにちは。熊本市第二選挙区・公明党の前田憲秀でございます。

今回で18回目の質問になります。なかなかやっばり的を絞り切れず、今日も盛りだくさんの内容となってしまうかもしれません。ただ、木村知事へは初めての議論の場となりますので、知事はじめ執行部の皆さん方には、明快で思い切った答弁をぜひ期待をして、早速質問に入りたいと思います。

初めに、水の安全確保に向けてというテーマで質問をさせていただきます。

水の問題に関しては、これまでも多くの議員が議論を重ねてきました。今でも、私は、多くの方

から不安の声を聞く機会がございます。改めて、今回質問をさせていただきます。

武蔵野大学客員教授で水ジャーナリストの橋本淳司氏によれば、近年、世界的に水資源の確保が厳しさを増してきており、UNHCR、国連難民高等弁務官事務所の調査では、気候変動と自然災害によって水や食料を確保できず、住む場所を追われる気候難民が年間2,000万人以上に上り、今後さらに増えると予想されています。

日本の年間降水量は世界平均の1.5倍ですが、急峻な地形のため、雨水はすぐに川から海へ流れてしまい、また、人口密度が高いため、一人一人に与えられる水の賦存量、利用可能量は、世界平均の半分にも満たないといえます。つまり、日本の水資源は、思っているほど多くはないのです。

今年2月、世界最大手の半導体企業TSMCの熊本工場が開所し、さらに第2工場の建設も進んでいます。このTSMC進出と関連企業の集積に伴う大量の水使用により、熊本の水資源が枯渇したり、水が汚染されるといった状況が起きれば、本当に取り返しがつかないことになり、多くの県民が不安に感じているところであるかと思えます。

一方で、熊本では、ソニー、富士フイルム、コカ・コーラ、サントリーなどの地域の水を使う企業が地下水涵養事業に取り組んでおり、農家と協力し、稲刈り後の田んぼの水張りを支援しています。

また、くまもと地下水財団による涵養事業や地下水のモニタリング事業も行われており、こうした市町村の枠を超えた地下水保全の取組は、世界でも高く評価され、2013年国連“生命の水”最優秀賞を受賞しています。

昨今、大量の冷却水を必要とする大手IT企業は、自分たちがくみ上げた水よりも多くの水を自

然界に返すという意味のウォーターポジティブという言葉を使って水対策に力を入れてきていますが、この橋本教授は、ウォーターポジティブの先例と成功例は熊本にあると紹介していただいています。

最近では、熊本で、有機フッ素化合物の一種、PFOS、PFOAが国の目標値を超えて検出されたとの報道もあります。ウォーターポジティブに世界中のIT企業に取り組んでいるように、水質においても、県民に安心感を与えるような取組が極めて重要であります。

本県においても、水量の安全確保に向けた取組と同様に、模範となるような水質の安全確保に向けた取組を行っていただきたいと考えます。

以上、熊本の水の安全確保に向けた知事の見解についてお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 前田議員から、熊本の水の安全確保に向けて御質問いただきました。

県民の関心事でもあるテーマであるため、少々長くなりますが、丁寧に御回答申し上げます。

まず、水量の安全確保に向けた取組についてお答えいたします。

熊本の地下水は、水が浸透しやすい地質と加藤清正公の時代に開発された白川中流域の水田により、長い歴史をかけて育まれてまいりました。

一方で、都市化の進展による人口の増加や農地、森林などの減少の影響もあり、20年ほど前までは、一部地域において、地下水位は低下傾向にございました。

その後、ソニーやサントリーといった本県に進出した企業、また、くまもと地下水財団や地元農家、土地改良区の方々による水田湛水などの地道な取組もあり、地下水位は徐々に回復傾向にござ

います。

そのような中、半導体関連企業の集積に伴う大規模取水や開発による涵養域の減少が懸念され、従来の取組をより発展させ、持続可能なものにしていく必要があるところでございます。

そこで、昨年10月、地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正し、取水事業者における涵養目標を、取水量に対して原則10割に強化いたしました。

また、地元の農業者の皆様の御協力もあって、水田湛水の取組は、順調に広がっております。今年の冬からは、涵養効果の高い白川中流域において、これまで行われていなかった冬期湛水事業も本格的に実施される予定です。

さらには、J A S Mが白川中流域で生産されたお米を社員食堂で使用するなど、地下水を利用する企業が米の作付面積拡大を支援する新たな取組も始まりました。

加えて、雨水浸透施設の設置推進や浸透性調整池を活用した人工涵養の可能性調査など、営農のみに頼らない地下水涵養についての取組も行っております。

これらの積み重ねの結果、令和4年度から令和9年度の5年間にかけて、地下水の涵養量の増加量は、1,000万トンを超えるめどがついたところでございます。これは、J A S M第1工場の取水量の3倍を超える規模になります。

また、上流側であります阿蘇地域の地下水涵養効果についても、しっかりと評価していく必要がございます。先月開催された熊本市との調整会議において、阿蘇地域の涵養に熊本市と取り組んでいくことを大西市長と確認しております。

次に、水質の安全確保に向けた取組についてお答え申し上げます。

半導体関連企業の集積が進む中で、工場からの

排水への不安が寄せられていることについては、私もよく承知しております。

半導体関連企業集積周辺地域における工場の排水対策については、法令等に基づく規制物質をまず対象に、下水道へ流入する段階では関係市町が、下水処理場から坪井川に排出される段階では熊本市が、それぞれにおいて基準に適合しているかをしっかり確認いたします。

県では、関係市町と連携して監視を徹底し、その結果を公表するとともに、適切に対応してまいります。

昨年8月からは、工場周辺の河川や地下水について、法令等で規制されていない物質を対象に、環境モニタリングを実施しております。18種類の金属類や1万種を超える化学物質について、新たな工場の稼働前後を比較して変化がないか、客観的かつ科学的に確認しております。行政によるこのような調査は、全国でも例のない取組でございます。

法令等で規制のない物質については、基準値などがないことから、その調査結果は、専門家で構成する環境モニタリング委員会の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげてまいります。

これらの取組については、パンフレットや動画を作成し、県民に情報を発信しております。

加えて、最近話題の有機フッ素化合物、P F O S及びP F O Aについては、全国や熊本市内の井戸における目標値超過事例に関する報道などにより、県民の関心が高くなっております。

県では、河川や地下水の調査地点を、昨年度の17地点から今年度は73地点へと大幅に増やしております。検査結果が判明次第、速やかに公表することとしております。

さらに、水道におけるP F O S、P F O Aにつ

いては、国が現在全国調査を行っております。

このような中、県内の東海大学の阿蘇くまもと臨空キャンパス専用水道に使う水源井戸の水が目標値を超過したとの報告がございました。

県では、報告を受けた翌日に本事案を公表するとともに、関係する周辺の町と連携して、当該井戸から半径500メートルの範囲内の井戸利用者には、飲用を控えるよう注意喚起を行いました。

また、国の対応手引に沿って、地下水における目標値の超過範囲を把握するためにも、追加の調査に迅速に着手しており、結果は、判明次第速やかに公表する予定でございます。

今回、東海大学から県へ迅速に報告がなされたことが、その後の速やかな追加調査の着手につながっておりまして、東海大学には適切に対応していただいたと感謝しております。

今後も、目標値の超過が確認された場合には、周辺住民が過剰に不安を抱かれることがないよう、適切な追加調査と正確な情報発信に努めてまいります。

県では、これらの取組を通じて、企業の地下水利用による県民生活への影響の最小化、そして、地下水の水質保全をしっかりと図ってまいります。私が旗振り役となり、熊本ブランドであり、かつ世界に誇る財産である地下水を守る取組に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 木村知事から、改めて水の安全性に向けて答弁をいただきました。

水の安全性というのは、熊本だからこそ注目度も高いのではないかと思います。半導体は、皆さん御存じのとおり、回路の幅が細かいほど性能が高いと言われております。2000年代初めに、ナノ、いわゆる1ナノが1メートルの10億分の1、

1ミリの100万分の1世代に突入したと言われ、このTSMCは、このナノの10分の1に当たる——オングストロームと言うらしいですけども、この世代の研究に今はもう取り組んでいるというふうに聞いております。

今後、大きな経済効果が期待される反面、地下水への影響を懸念する声は常に出てくるのではないかと考えております。特に、地下水保全と安全性の問題は、今後も常に情報発信に努めていかねばならないと実感しております。引き続きよろしく願いをいたします。

続きまして、渋滞対策について質問をさせていただきます。

熊本都市圏の交通渋滞は、悪名が高く、国土交通省が公表している熊本県内の主要渋滞箇所は283か所に上り、九州7県で最多であり、人口が熊本県の3倍ある福岡県の173か所を大きく上回っています。また、県全体の渋滞箇所の6割が熊本市内に集中しており、三大都市圏以外の全国の政令市の中で、熊本市の車の移動環境が最悪であると言われていたゆえんであります。

木村知事は、就任後、大西熊本市長とのトップ会談や県・市調整会議等の場で、渋滞解消に向けた意見交換を行っておられます。

6月に行われた第1回熊本県渋滞解消推進本部会議では、熊本の実態を確認した上で、県民挙げて公共交通利用促進を図る施策を強力に推し進めるとの議事内容であったと思います。

しかしながら、その後の8月19日の県・市調整会議の場で申し合わされたことは、県、市合同で時差出勤、テレワークに職員が取り組むでありました。正直言って、今さら感を感じてしまったのは私だけではないと思います。いわゆるフレックスタイム制であり、昭和に誕生した労働時間配分の仕組みであります。

同日の地元紙では、先行して実施した熊本市職員の時差出勤が快適だったとの見出しでしたが、今日までなぜできなかったのか、また、県でも、今現在希望者に時差出勤制度を設けていますが、それとどこが違うのか、そして、実施する以上、数値的な達成目標を明確にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

東京大学の伊藤昌毅准教授の研究グループが、熊本はなぜこんなに渋滞が激しいのかを明快に述べられています。それは、道路に対して車が多いからだ。都市圏の骨格道路が完成しておらず、ネットワーク機能を十分に発揮していない。このことは、2016年にまとめられた熊本都市圏都市交通マスタープランで言及されています。

つまり、問題は浮き彫りになったが、8年間対策がなかなかできていなかったとしか言いようがありません。短期的、中長期的な方向性をしっかりと打ち出し、県民にわくわく感を与えてほしいと思います。

例えば、電車通りなどの幹線道路で、右折レーンがないような交差点をいっそのこと右折禁止にして、3車線のうち真ん中のレーンしか走れないといったイメージを払拭するとか、短期的に効果のある取組を考えられないでしょうか。

伊藤准教授は、交通渋滞脱出の鍵は、公共交通へのシフトと言われています。鉄道を見ても、熊本駅の1日の乗車人員は、23年度で1万6,292人と九州で5番目です。これは、3位の鹿児島中央、4位の大分よりも少ないのですが、上熊本、新水前寺、水前寺、肥後大津、新八代、玉名など、熊本は沿線の駅の利用者が多いのが特徴です。鹿児島や大分のように、1か所に集中した利用ではありません。

そこで、各主要駅とバスとの結節を重視して、公共交通へのシフトを思い切って検討することも

考えられます。

大事なことは、来年までにどこまでやってみる、次は何をやるといったように、期限を決めて目標を明確に示すことではないかと思います。道路の整備に関しても、わくわく感が欲しいところですが、いかがでしょうか。

木村知事の肝煎りでできた渋滞解消推進本部の旗振り役、道路のエキスパート、亀崎副知事にお尋ねをいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) 熊本都市圏の渋滞問題は、県政の重要課題の一つで、喫緊の課題と認識しております。

県は、これまでも、渋滞緩和に効果的な交通ネットワークの構築に向けて、道路や公共交通におけるハード、ソフトの様々な施策を実施してきました。

木村知事就任後に設置されました渋滞解消推進本部では、これらの取組をさらに加速し、庁内関係部局が一丸となって進めることとしております。

また、渋滞解消に向けては、都市圏の市町村と連携して取り組むことが重要であることから、まずは、熊本市とトップ会談や熊本県・熊本市調整会議において、都市圏の渋滞の特徴や取組の方向性について認識を共有いたしました。

今後は、道路と公共交通の各施策のさらなる連携を図り、対策の着実な実施に加え、新たな対策も組み入れ、できるものは前倒しをしながら、これまで以上のスピード感を持って取り組んでまいります。

具体的な取組については、ソフト面で直ちにできる対策として、朝夕のピーク交通をカットするための時差出勤、テレワークに、県と熊本市合同で着手しました。9月2日から、県、市合わせて

1日4,000人を目標に取り組んでいます。

これまで、県では、時差出勤の制度自体はありましたが、渋滞緩和を目的として明確な参加人員の目標を掲げ、熊本市と合同で取り組んだのは、今回が初めての試みです。

今後は、警察本部の協力を得ながら、この結果を渋滞緩和の観点から検証し、具体的な効果を県民の皆様にお示ししたいと考えております。

加えて、この秋から、時差出勤や公共交通の利用が渋滞解消につながることを広く周知するプロモーション事業を展開します。あわせて、事業者によるバス、市電等で、オフピークである午前9時以降に降車した場合の料金を割引するキャンペーンも行われます。

また、JR豊肥本線の利用者は年々増加しており、これまで、熊本駅や新水前寺駅では、県と熊本市が連携して、駅前広場や関連道路整備を組み合わせた交通結節機能の強化を図ってまいりました。熊本都市圏の基幹的な公共交通軸として、渋滞解消にも大きな役割を果たすよう、JR九州に強く働きかけるなど、さらなる輸送力強化に取り組んでまいります。

路線バスについては、速達性向上のため、道路整備と合わせたバスレーンの設置や公共車両優先システムの導入についても、交通管理者と協議を行ってまいります。

次に、道路につきましては、信号制御と連携した交差点改良やバスベ이의設置、停留所の改良、パーク・アンド・ライドの推進など、即効性の高い対策に、集中的かつ重点的に取り組んでまいります。

都市圏では、これまで、都市の骨格となる中九州横断道路や熊本西環状道路、国道3号植木バイパスの整備が目に見える形で進められており、国道387号の4車線化などについても、早期着工に

向け検討を進めております。中長期的には、これらの骨格幹線道路の効果を最大限に生かすための幹線道路の整備につきましても、着実に取り組んでまいります。

さらに、渋滞を緩和する熊本都市圏3連絡道路につきましても、国の最大限の協力の下、熊本市と連携を図りながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

渋滞解消に向けては、このように、道路と公共交通の整備を両輪に、最大限の効果を発揮させていくことが重要です。県としましては、年内をめどに渋滞対策の方向性や新たな対策をお示し、これまで以上に目に見える形でしっかりと取り組んでまいります。

今後は、都市圏の市町村や関係機関と連携しながら、総力戦で取組を進め、県民の皆様が渋滞解消を実感できる対策を講じてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 副知事に御答弁をいただきました。

聞き方があんまり上手じゃなかったのか、本当に長文で、分かりやすい答弁ではございましたが、年内に効果を示すという御答弁がございました。しっかり——先ほどの答弁のバスベイとかありましたけれども、多分皆さん御存じないんじゃないかと思います。バスが止まるときに、バス停で道路から外れて止まるようなスペースをつくるということらしいんですけれども、じゃあ、どこに、どれぐらい造るのかとか、もう少しそういった目標も必要じゃないかなというふうに思っています。

木村知事の肝煎りでつくられた渋滞解消推進本部でございますので、今後のわくわく感創出にぜひ期待をしたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

今後なくなっていくものへの対応ということで、3つ質問をさせていただきます。

まず1つ目に、今後の公共交通とＩＣカードの問題について質問いたします。

今年の5月に、県執行部から、交通系決済サービスに関する情報を得ました。それは、次のような内容です。

県内の路線バス及び熊本電鉄で利用されている全国相互利用カードに関する機器の保守契約が来年3月で終了する予定ですが、更新費用が高額、12億1,000万円となっていることから、導入費用が半額で済む他の決済サービスに変更することが決定しました、本件に関しては、バス事業者から公表されますとのことでした。

この情報を得たのは、バス事業者が公表する当日でした。つまり、全国系のＩＣカード、Ｓｕｉｃａ、ＰＡＳＭＯ、ＳＵＧＯＣＡ等が、来年から熊本の路線バス等で使えなくなるということです。

思い返せば、10年ほど前に地域カードが導入されたとき、県外からの来訪者の利便性を確保すべく、全国系ＩＣカードの片利用方式を提案し、平成26年6月の県議会で、交通系ＩＣカード利用環境整備事業の執行に当たって、高齢者や学生へのサービスについて最大限努力し、県民にとっての利便性の高いカードとすること等の附帯決議を行いました。当時は、全国的にも先進的な事例で、利用者からも高評価を得ていたものと確信しています。

今回唐突に交通事業者からサービス廃止を発表するとの情報に疑問を持ちましたが、私なりに、厳しい経営環境、インバウンドを見据えた将来性、識者や海外の状況を鑑みたとき、やむを得ないという結論に至りました。

しかしながら、バス利用者の4分の1が使うサ

ービスを廃止するにもかかわらず、利用者に対する説明が全くなかった点は、共感が得られないのではないのでしょうか。更新費用が高いとの理由ですが、不便を被るのは利用者であり、サービス継続のための努力も足りなかったように感じます。

今回の件で、熊本市議会では、国に対して、システム更新費用についても補助制度の対象とするよう、引き続き要望を行うこと等の附帯決議をしています。

県としても、事業者を支援する立場として、事業者にしつかりと助言、働きかけをすべきではなかったかと思いますが、企画振興部長に見解をお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 今後の公共交通とＩＣカードの問題についてお答えします。

公共交通は、経済社会活動の基盤として、また、住民の移動手段確保や地域活性化のために必要不可欠であり、喫緊の課題である交通渋滞の緩和にも有効です。その利便性を確保する手段として、キャッシュレスによる交通系決済サービスは重要であると認識しています。

現在、バス事業者等で利用されている交通系決済サービスは、令和7年3月に保守期限を迎えることから、その対応について、バス事業者等を中心に検討が進められてきました。

人口減少等を背景にバスの利用者が減少傾向にあり、さらにコロナ禍で打撃を受けるなど、経営状況が非常に厳しい事業者にとっては、全国相互利用カードに係る機器の更新費用が12億円と高額であることが大きな課題でした。

そのため、県においては、令和4年度から、熊本市とともにバス事業者等との協議に参画し、現在の障害者や高齢者の割引、通勤通学定期といったきめ細やかな対応を維持することや、利用者の

利便性の確保、経済合理性、将来性の観点を特に重視するなど、バス事業者等と様々な検討を重ねてまいりました。

その結果、くまモンのＩＣカードを維持しつつ、更新費用が半額程度に抑えられ、今後キャッシュレス決済の主流となるクレジット決済等を導入することを事業者が決定したところです。

一方で、議員御指摘のとおり、24%の方が全国相互利用カードを利用されており、これらの方々には、決済手段を変更していただく必要があります。

今後、混乱を招かないよう、熊本市やバス事業者等と連携を図り、新たな決済手段への円滑な移行と丁寧な周知を図ってまいります。

具体的には、県や熊本市、バス事業者等でワーキンググループを設置し、利用者の年代ごとにターゲットを絞ったプロモーションの準備を行っています。

さらに、県の6月補正予算を活用した事業として、渋滞の緩和や公共交通の利用促進を目的に、10月から、くまモンのＩＣカードを活用して、バス、市電等でオフピークである午前9時以降に降車した場合の料金を割引するキャンペーンを実施します。時差出勤の取組などと組み合わせながら、多くの県民の皆様にメリットを感じていただきたいと考えております。

今後とも、市町村や交通事業者等と連携し、公共交通の充実にしっかりと取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 御答弁ありがとうございました。

私が今回言いたかったのは、質問でも述べましたが、利用者への説明がなかったということです。利便性の確保、経済合理性、将来性など、様々な検討を重ねてきたとの御答弁だったんですけれ

ども、利用者には何も検討内容は伝えられていません。検討時点で県民挙げて考える時間があれば、支援の在り方、要望等、可能性を探ることもあったのではないかと指摘であります。

先ほど亀崎部長からもありました。一昨日だったでしょうか、発表された公共交通利用時の運賃補助、渋滞をなくそう半額キャンペーンだったと思いますけれども、これはたしか2月までだったと思いますけれども、まあキャンペーンですからそうなんでしょうけれども、もっと交通事業者と役割をしっかりと話し合って、恒久的なものにしていただきたいということも要望させていただきたいと思っております。

続いて、今後なくなっていくものへの対応についての2番目、水素ステーションの撤去後の水素の利活用について御質問いたします。

平成27年の地元紙には、熊本県は、2016年に究極のエコカーとされる燃料電池車を導入し、普及啓発事業に活用する、さらに、水素ステーションを設置し、将来の水素社会到来を見据え、需要の創出を図ると書かれていました。そして、設置から8年後の今年6月、「県庁、水素ステーション撤去」の記事が同じ地元紙に掲載されました。水素社会到来を見据え、需要の創出を図るという当時の方針から大きく後退する事態になりそうで、残念でなりません。

水素エネルギー技術の開発や推進に関しては、国が前面に立って支援しており、GX、グリーントランスフォーメーション、経済移行債を国債として発行し、20兆円の先行投資に充てようという方針が打ち出されています。

燃やしてもCO₂を排出しない次世代燃料として注目される水素ですが、例えば、太陽光発電の電力を使い、水を電気分解して水素を製造する水電解装置の実験も行われています。

再生可能エネルギーで製造した水素は、グリーン水素と呼ばれ、製造時にもCO₂を排出しません。また、天候や時刻の変化で太陽光由来の電力が使えなくなると、自動で水素が燃料電池に補填され、発電を始める水素製造ユニットの発電実験も行われています。

さらに、北海道では、水素の製造から供給まで担う新会社が10月に設立される予定であり、政府からGX金融・資産運用特区にも選定され、GXの取組が加速しています。

再エネアイランドと言われる九州では、夏季に余剰電力が発生し、出力抑制が行われています。発電した電力を捨てているわけですが、余った電力を水素に転換し、有効活用するような取組等ができないのでしょうか。

県も、再生可能エネルギーの発電量の割合を50%に設定し、併せて余剰電力を無駄にしない仕組みを検討するとしています。2歩下がって3歩進める発信を、8年前に唱えた水素社会の到来を見据えた需要の創出に、もう一度先進的に取り組む意欲はないでしょうか。

以上、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) スマート水素ステーションは、水素自動車が出回っていない平成28年に、県内への水素自動車の啓発とCO₂削減効果の検証を目的に、国の実証事業で導入いたしました。

その後、令和3年8月、民間の商用水素ステーションが熊本市の南区に設置され、県内でも水素自動車の販売が開始されましたが、本年7月末時点で、県内で47台、全国で8,320台の登録にとどまっております。

このように、全国的に取組が進んでいないのが現状ですが、ゼロカーボン社会には、水素社会の

実現が不可欠です。

また、水素社会に向けた取組には、行政だけでなく、企業等と技術面や実行面での連携が欠かせません。

本県の関係では、再エネを活用した水素やメタンガスの製造について、実証プラントを整備し、検討されている企業があります。また、製品製造時に発生するCO₂の排出削減のため、水素の活用を検討されている企業もございます。

県では、このような県内企業を中心に、水素の利活用に向けた意見交換会を開催する予定としております。会議では、水素に係る企業のニーズやこれまでの検討結果、見いだされた課題を共有するとともに、企業の技術やノウハウを基に、水素エネルギーの現実的な利活用に向けた検討を行ってまいります。

また、水素社会の実現には、国を挙げた体制構築が不可欠です。国に対しては、水素自動車の普及につながる水素ステーションの拡大や再エネ由来の余剰エネルギーを水素で貯蔵するための基盤整備など、水素の社会実装に向けた支援を要望しております。

このように、官民が連携して、地域の実情に応じた実現可能性の高い水素エネルギー利活用促進策を検討するとともに、国に対し必要な施策を提案し、水素社会の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 商工労働部長に御答弁をいただきました。

水素社会に向けて、着実に取組を進めてまいるという発言もございました。期待をして、これからはしっかりと水素については議論をしていきたいと思っております。

次に、今後なくなっていくものへの対応につい

での3番目、HPVワクチンのキャッチアップ接種についての対応について質問いたします。

先月8月に、肥後医育塾主催の「がんの原因となるウイルス～予防のためにできること～」と題した公開セミナーが医師会館で開催されました。ウイルスは、感染症をもたらすウイルスとがんをもたらすウイルスに分けられ、今回は、後者のがんをもたらすウイルスに焦点を当てたものでございました。

がんの原因となるウイルスとして、ヒトT細胞白血病ウイルス1型、B型・C型肝炎ウイルス、ヒトパピローマウイルスが紹介され、特に、年間約3万人ががんと診断され、約3,000人が亡くなっている子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染について取り上げられていました。

講演では、近年、子宮頸がんの患者数、死亡者数ともに増加傾向で、特に50歳未満の若い世代で増加しているとのことでした。

この子宮頸がんを予防するHPVワクチンは、2013年4月に国の定期接種となるも、直後から全身のしびれなどの訴えが相次ぎ、同年6月に積極的勧奨が中止をされました。しかし、それから9年後の2022年4月に、安全性と有効性が確認されたとして、勧奨が再開されております。

そして、現在、この9年間に接種対象年齢だった1997年度から2007年度生まれの女性に対して、公費によるキャッチアップ接種が行われています。

しかしながら、厚労省によると、2022年度のキャッチアップ接種対象者のうち、実際に初回接種した人は、全国で6.1%と低迷しているとのことでした。

昨年、熊本大学が、女子学生を対象に、HPVワクチンの公平な接種機会を確保し、がんを正し

く認識する取組を行いました。10月、11月、今年3月と各月2日間、各日60人まで集団接種を実施しています。

県も、これまで、県下の市町村と連携をし、周知に力を入れています。厚労省が今年2月から3月に行ったアンケートでは、HPVワクチンを知らないと答えた接種対象者が36.1%、キャッチアップ接種を知らないと答えた対象者が48.5%と、厳しい数値でありました。

キャッチアップ接種は、今年度で終了します。HPVワクチンは、半年間に3回接種が必要と言われており、今月9月に接種を開始しないと、公費接種ができなくなります。接種自体は本人、家族の判断ですが、上記のようにキャッチアップ接種を知らなかったという人を一人でも減らすべきだと考えます。期限も迫り、できることは限られますが、ホームページで専門家やドクターのコメントを載せるなど、周知の工夫や検討ができないでしょうか。県下の状況と併せて、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) HPVワクチンのキャッチアップ接種は、積極的な接種の勧奨が控えられていた期間、定期接種の対象となっていた方々に、公平な接種機会を確保するため、改めて公費で接種する機会を提供するものです。

HPVワクチンは、間隔を空けた上で、半年にわたり合計3回接種しなければなりません。キャッチアップ接種の期間は、令和4年度から今年度までとなっており、一度も接種をしたことのない方が今年度内に3回の接種を終えるためには、今月末までに1回目を接種する必要があります。

そこで、キャッチアップ接種の存在を知っていれば受けたかったのにと、受けるつもりでいたが忘れていたという方が後々出ないようにしなけ

ればなりません。

これまで、県では、接種するかどうかの判断に必要な情報が対象者に確実に届くよう、県政ラジオ、テレビCM、県ホームページ等の広報媒体を活用した周知に取り組んできました。これにより、県内の接種者数は、令和4年度は延べ約9,800人、令和5年度は暫定値で延べ1万1,000人と増加してきました。

最終年度となる今年度は、県の公式SNSを活用した広報や県と連携協定を締結した生命保険会社と共同で作成したチラシの配布などの取組も始めました。

また、接種の実施主体である市町村においても、対象者への個別の通知を行うとともに、広報誌やSNSによる情報発信の強化に取り組んでいます。

さらに、対象者が御自身の体のこととして接種により関心を持っていただくため、議員から御提案いただきました有識者のアドバイスについても、熊本県医師会の御協力の下、県のホームページに早急に掲載するなど、キャッチアップ接種の周知にしっかりと取り組んでまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 御答弁いただきました。

HPVワクチンのキャッチアップ接種については、今回が最後の質問になると思います。熊大の先生方も、なぜここまで周知が進まないのだろうかと懸念を持たれていました。

昨日の報道で、早稲田大学の研究チームが、尿検査でHPVのたんぱく質の検出に成功したというニュースがありました。初期の段階で、高い確率で予防が可能にという報道もございました。とにかく、周知、有識者のアドバイスも早急に掲載しという答弁でした。ぜひともよろしく願いをしたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

アリーナの建設に向けてというテーマで質問をさせていただきます。

今年8月28日に、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議が開催されました。これまでの県議会における県有スポーツ施設の在り方等についての議論を受けて開催されたものと推察いたします。

会議の内容は、検討対象の施設、各施設の現状と課題、調査委託の実施、今後のスケジュール等でしたが、今回の質問では、これまでも議論してきましたアリーナの建設について問いたいと思っております。

先日の報道で「夢のアリーナ、全国に続々」との見出しが出ていました。プロバスケットボールBリーグは、2026年に新トップカテゴリーのBリーグ・プレミアをスタートさせます。

この新B1に参加するための条件として、収容人数5,000人以上でVIP席などを備えたアリーナの確保が必要となり、このBリーグ改革が空前のアリーナ建設のラッシュの呼び水になっています。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、Bリーグの各クラブのアリーナ建設の状況やオーナー企業、アリーナ席数を一覧にまとめたものであります。一部紹介します。

ナンバー1番、沖縄アリーナ、皆さん御存じのとおり、1万席を有しております。建設費は160億円かかっておりますが、150億円は基地関係交付金という特殊な事情でできております。ただ、ここは、2021年4月にオープンをして、2年9か月後の昨年末に、既に来場者100万人を突破しており、バスケのゴールデンキングスのホームゲームで57万人、コンサートで22万人、その他のイベントで21万人と聞いております。

もう1つ紹介いたします。

21番を御覧ください。

長崎です。6,000席を有するアリーナが計画されております。皆さん御承知のとおり、来月10月に長崎スタジアムシティがオープンいたします。6,000席のアリーナ、2万席のサッカースタジアム、日本初のサッカースタジアムビューホテルが民間主導で完成予定です。

これも御存じかと思いますが、オープンのこれから落としには福山雅治氏が登場して、盛大にオープンすると聞いております。

昨年5月に開業したSAGAアリーナは、11番ですが、最先端の設備を誇っており、8,400席、ここを本拠地とする佐賀バルーンズは、1試合平均観客動員数は、B2時代の1,339人から、B1に昇格した23年から24年で5,061人と急増しています。

アリーナを整備した佐賀県によれば、開業から1年間の来場者数は、コンサートなどのイベントを含めて約50万人に上るとのことです。

24番のシーホース三河、愛知県安城市では、全国でもあまり例がない負担つき寄附による新アリーナ建設計画が進んでいます。

隣接する刈谷市に本社を置くアイシンが募金団体を設立し、企業、個人から資金を募って建設。完成後は安城市に寄附する一方で、指定管理者として独立採算で運営するというものです。地域のにぎわい創出のための施設として貢献したいという不退転の決意であり、市側もリスクはほぼゼロで、経済波及効果は約16億円と見ています。

このように、地域活性化の核となるアリーナ建設の流れが全国に波及しており、熊本ヴォルターズが現に県民に勇気と希望を与えている現状を見ても、この流れに遅れるわけにはいかないのではないのでしょうか。

ある地域では、都市構造再編集集中支援事業など、国の交付金を活用するとの声を聞きます。地域活性化、地方創生、交流人口拡大へ向け、スポーツ施設の在り方検討から一歩進んだ考え方はできないのでしょうか。知事就任時に、アリーナの在り方について、強い決意を感じた木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

アリーナについて、スポーツ庁では、平成28年に策定したスタジアム・アリーナ改革指針において、スポーツ施設としての利用を前提に、多くの集客による経済波及効果等を生み出すとともに、スポーツ産業の持つ成長性を取り込みつつ、地域経済の持続的成長を実現していく施設と位置づけております。

現在、全国各地で官民連携によるアリーナやスタジアムの整備が進んでいると、先ほど議員御指摘のとおり、私も承知しております。

そのような中、県では、県立総合体育館など、老朽化などの課題を抱える県営スポーツ施設について、経済界、スポーツ関係団体の代表者などで構成する検討会議を設けて、民間活力の導入等も含めた公民連携による整備の方向性の検討を進めております。

本年8月28日に開催した第1回検討会議では、委員から、交通アクセスへの配慮や誘客など、複合的な機能を持たせることの有用性に関する意見もありました。

今後の検討会議においても、アリーナを含めた各スポーツ施設について、スポーツをする側と見る側の視点に加え、地域のまちづくりや地方創生につながる観点も含めて、整備の方向性決定に向けた議論を尽くしていくこととしております。

今後、意欲のある自治体やスポーツ関係者への

ヒアリングを交えながら、民間の関与も視野に、整備手法の整理をはじめ、建設及び運営コストの比較、アクセス、適地の整理などを進めてまいります。

この件は、もう長く県議会でも多くの先生方から御質問をいただいております、前蒲島県政で解決できなかった県政の重要課題と認識しておりますが、それだけに、それだけに多くの県民の関心事でもあり、県民的議論が不可欠であることは、議員も御異論ないかと思います。知事の一存で決めるべきものではないし、決められるものでもございません。

まずは、いかにして実現するかという前提で、引き続き、様々な関係者を巻き込んで、丁寧に議論を深めながら、公民連携によるアリーナを含めたスポーツ施設の整備の検討をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 知事から御答弁をいただきました。アリーナの建設に向けては、県政の最重要課題との認識、県民的議論が不可欠との答弁でありました。

ヴォルターズに関しては、2022年から23年の決算ですが、平均観客動員数は1,710名で、B2、3位、満員御礼が3回、有料観客動員数に至っては、B2、1位、Bリーグで全体でも3位とのこと。入場料収入でも、九州平均の8,540万円余を大きく上回り、9,370万円余と聞いております。観客動員に向けては大貢献であります。このことは、県民の機運醸成に十分なり得るものと思います。

過日、SPC、特別目的法人方式での県立体育館のアリーナへの建て替え案が報道されました。後は、知事の思いを一步前へ届けるだけではない

かと思っております。引き続きよろしく願いをいたします。

続きまして、介護人材、ケアマネの業務改善について質問いたします。

要介護者、要支援者や家族の相談に応じ、介護保険サービスの適切な利用を支援する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーは、介護保険制度を支える要の存在であります。このケアマネが、日常業務や資格更新時の重い負担などを背景に、人手不足が深刻化していると聞きます。

ケアマネは、介護保険サービスの利用に欠かせない計画書、ケアプランの作成や利用者と介護サービス事業者との間でサービス調整などを行っていますが、近年、こうした業務に加え、業務範囲外の対応に追われることが増えているとも聞きます。

ケアマネの資格は、保健、医療、福祉に関する法定資格に基づく業務を通年5年、そして、受講試験を受験して、合格後の研修を修了した後に資格証の交付を受けます。

この受験者数は、平成29年度までは10万人を超えていましたが、平成30年度の受験要件の見直し後に減少し、現在は5万人弱になっています。ちなみに、合格率は20%台で推移しています。

ケアマネの従事者数も、平成30年度の18万9,000人余りをピークに、令和4年度は18万3,000人余りと減少傾向にあり、さらに、業務多忙や体力面、賃金等を理由に離職する人も増えています。介護を要する高齢者が増加していく中で、今後深刻な人材不足となる可能性が高く、人材確保、待遇改善は喫緊の課題であると考えます。

ケアマネは、5年ごとに資格更新のための法定研修を受講する必要がある、受講料の負担や研修時間も多く、日頃業務に支障を生じているとも聞きました。

日本総合研究所の調査では、この法定研修の受講料について、高いと思うが75%、受講料を全額個人で負担しているというのが34%、研修時間数が多いと思う人が63%、研修が業務時間扱いにならないという人が23%と、全体的に厳しい状況と見受けられます。

国での議論も必要ですが、更新研修費は県ごとに2万円台から8万円台と、県が決定する仕組みとなっています。

今後、高齢化社会がますます進む中、ケアマネの存在は重要であり、その業務環境の改善に早急に取り組まねばならないと思いますが、県の考えはいかがでしょうか。健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムが円滑に機能することが必要です。その中で、介護支援専門員は、高齢者御本人やその家族を最も身近に支える存在として重要な役割を担っている専門職です。

本県として、今後さらに多様化する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを提供していくためには、介護支援専門員の勤務環境の改善と資質の向上を図ることが重要な課題であると認識しています。

現在、約9割の介護事業所等では、介護支援専門員が作成するケアプランをファクスや郵送で共有しており、その事務作業だけでも多くの労力を費やしています。

そのため、ケアプランをデータで共有し、ペーパーレス化を図ることで、事務負担の軽減ができると考えています。

そこで、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間のケアプランをデータでやり取りできるケ

アプランデータ連携システムを導入しまして業務改善を図る事業所に対して、市町村が支援するための予算を今定例会で提案しております。

今後、導入地域による事例発表等を通して、この取組を県下全域に広げていきたいと考えています。

資質の向上という面においては、介護支援専門員には、高齢者お一人お一人の状況に応じたケアプランを作成するための幅広い知識と高い専門性が求められることから、研修には相当な時間が必要になります。

そのため、オンラインを活用して研修受講の負担軽減を図りながら、実践を重視した研修内容の提供にも取り組んでいます。

あわせて、地域ごとに医療や介護の専門職等が定期的にワークショップ形式の研修や会議に集うことで、多職種間の連携を強化し、専門性の向上を図っております。

議員御指摘のとおり、介護支援専門員の人材確保などで苦慮されている事業所もあると伺っています。県としては、このような取組を通して、介護支援専門員の勤務環境の改善と資質の向上を図り、さらに魅力を広く発信していきたいと考えています。

今年度、国においては、介護支援専門員の業務の在り方、人材確保や定着に向けた方策、法定研修の在り方などについて、包括的な検討が進められています。

県としましては、国の検討状況を注視するとともに、引き続き、関係団体の意見も伺いながら、制度見直し等の要望も行っていきたいと考えています。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 答弁では、ケアマネに関しての役割や勤務環境の改善の必要性は認識いただいたと

理解いたします。

過日、厚労省と意見交換をしたところ、国の基金を使ってケアマネの研修の支援に充てている都道府県もあるということでした。研修時間、研修費用を含め、待遇の格差是正、負担軽減へ、さらなる取組、検討をしていただきたいと思います。

時間の関係で答弁が間に合うかどうか分かりません。大変申し訳ございません。

2040年問題を見据えた市町村の支援について質問をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に発表した日本の将来推計人口によれば、2040年の日本は、65歳以上の高齢者が全人口の34.8%に達し、2025年と比較すると、5.2%増加すると見られています。逆に、15歳から64歳の生産年齢人口は55.1%で、2025年と比較すると、4.2%減少することになります。

ちなみに、熊本県の2040年の状況は、高齢者の割合が36.7%、生産年齢人口の割合が51.8%と、全国を上回るペースで高齢化と生産年齢人口の減少が進むと推定されています。

こうした人口構造の変化から、医療、介護、年金などの社会保障やインフラの維持が困難となるほか、労働力不足から経済が縮小するなどの数々の問題が生じることを総称して2040年問題と呼ばれております。

そこで、熊本県では、2040年を見据えた市町村の行政サービスの維持向上について、どのように課題を認識し、どのような支援をしているのか、総務部長にお尋ねをいたします。

○副議長（高木健次君） 総務部長小金丸健君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君） 2040年頃にかけて人口構造の変化が進む中でも、住民に最も身近な市町村が持続可能な形で行政サービスを提供できるよう、県がしっかりと支えていく必要があると認識しています。

現在、県では、将来を見据えた市町村支援として、3つの取組を進めています。

1つ目は、市町村が自ら人口構造の変化などを把握する地域の未来予測の作成を働きかけています。作成が進むよう、研修会や個別相談を実施したり、作成経費を助成しています。

2つ目は、市町村行政におけるDXの取組を支援しています。様々な分野でデジタル技術を活用した取組が進むよう、市町村長トップセミナーやDX推進を担う人材育成などを行っています。

3つ目は、複雑化、広域化する行政課題に対し、市町村の枠を超えた広域連携を支援しています。例えば、人口減少等により経営環境の厳しさが増している水道事業について、水道広域化推進プランに基づき、管理業務の一体化などの具体的手法を検討しています。

引き続き、市町村のニーズを丁寧に把握し、市町村の行政サービスの維持向上に全力で取り組んでまいります。

○副議長（高木健次君） 前田憲秀君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 総務部長、答弁を短めていただいて、大変恐縮でございます。ありがとうございます。

総務部長から、未来予測の作成、DXの取組、広域連携への支援が必要との答弁でした。

2040年、まだ先のようにすけれども、これから一年一年計画的にやれることをしっかりと実行し

ていくことを強く要望させていただきます。よろしく願いをいたします。

私ごとでございますけれども、先月、還暦を迎えました。答弁をいただいた小金丸部長も、やがて還暦を迎えるとお聞きしております。県庁職員も、60歳がゴールとの意識を変えて、次の社会貢献への転換点との意識改革も必要なのではないかと、この2040年問題を取り上げる中で感じました。そのためにも健康であることが重要であります。我に問う思いで、今後もしっかりと勉強して取り組んでまいりたいと思っております。

以上で本日予定しておりました質問は全て終わりました。

最後まで御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明20日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会

第 3 号

（9月20日）

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第3号

令和6年9月20日（金曜日）

議事日程 第3号

令和6年9月20日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（48人）

星 野 愛 斗 君
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君

高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（1人）

高 井 千 歳 さん

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知 事 公 室 長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健 康 福 祉 部 長 下 山 薫 さん
環 境 生 活 部 長 小 原 雅 之 君
商 工 労 働 部 長 上 田 哲 也 君
観 光 戦 略 部 長 倉 光 麻 里 子 さん
農 林 水 産 部 長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○副議長（高木健次君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（高木健次君） 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕（拍手）

○岩中伸司君 おはようございます。新社会党の岩中伸司です。

ここに立てば、非常にやはり緊張して、眼鏡を外さないと皆さんの顔は見えません。字を見るときには眼鏡をかけなければなりませんし、ぜひこの1時間よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そしてまた、木村知事、あなたに初めて私は質問させていただきます。ほかの執行部の皆さんも、初めての方もたくさんいらっしゃいますけれども、ぜひよろしくお願ひをいたします。

猛暑が続いて、非常に危険な状態があるなというふうな思いでいます。後期高齢者となった私ですけれども、元気で力いっぱい、皆さんに負けないうように質問をしていきたいな、このように思っているところです。

どうも世の中は、非常に物騒になりつつあります。気候だけではなくて、私たちの食べ物もなくなってしまうような、本当にこれからの農業がどんなになるのかなと、非常に心配です。常識を超えた世の中の動きがあるようですので、ぜひ、そういう問題に対しても、私たちは真剣に取り組んでいかなければならないし、県の執行部も、木村知事を中心として、ぜひよろしくお願ひをしておきたいというふうに思います。

振り返ってみれば、38回目の質問になりました、それでも第1回と変わらない気持ちです。知事も、福島知事から潮谷知事、ずっと4代これまで質問させていただいたんですけれども、しっかり頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

もう既にいろいろ討論されましたけれども、まず最初に、水俣病問題について御質問させていた

だきます。

水俣病公式確認は、1956年、昭和31年5月1日に、チッソ附属病院より水俣保健所に奇病発生との報告があった日とされています。

3年後の1959年10月6日、チッソ附属病院で続けられていた猫実験が、工場のアセトアルデヒド酢酸系の排水口から落ちてくる排水を毎日200ccずつ経口投与していたが、けいれん発作等々で目が見えなくなったりして、猫が衰弱したことが判明をして、水俣病の症状であることが確認をされています。すぐにチッソ工場に報告をされ、水俣病にとって極めて重要な日となりました。

11月には、厚生省食品衛生調査会水俣食中毒部会が、原因は有機水銀化合物と断定をし、閣議に報告しましたが、当時の池田通産大臣が、有機水銀が水俣工場から流出との結論は早計と発言をし、食中毒部会が解散させられ、水俣病の所管が厚生省から経済企画庁に移管されました。

経済企画庁というのは、国民の健康問題を取り扱う官庁ではなく、経済政策を基本的な任務とする総理府の外局です。当時の国の政策は、高度経済成長を優先させたことで、公害対策は後れを取ったことになります。

1959年12月19日、排水浄化装置、サイクレーターが完成をし、排水は浄化されると発表をし、竣工式では、吉岡社長が、寺本知事や市の幹部などの前で、排水が浄化されてこんなにきれいですとばかりに飲んで見せたそうですが、飲んだ水は水道水と入れ替えたものと社員の一人が発言をしています。

また、サイクレーターは、沈殿物を除去するだけで、水銀除去性能がないことはチッソの幹部は知っていたし、メーカーも、沈殿物を除去するだけで、それ以上のものではないと説明をしています。

チッソ水俣工場で最初にアセトアルデヒドの生産が始まったのは、1932年、昭和7年5月、今から92年前です。1968年5月にアセトアルデヒド製造停止されるまでの36年間、生産は続けられ、メチル水銀を含む廃液は、何の処理もせずに水俣湾に流出していました。

プラスチックなどの化学製品の原材料であるアセトアルデヒドの生産は、それまでヤシ油から採取していたものを、チッソは、有機化学の研究により技術を独自に開発し、1952年以降、約10年間にわたり市場を完全に独占をしました。

生産量は、1953年には6,592トンとなり、最盛期の1960年には4万5,244トンにも達し、戦後の高度経済成長期、経済最優先が生んだ公害が水俣病です。

各地で患者が裁判を闘う中で、2004年、最高裁は、国や県がチッソに対し必要な規制をせず被害を拡大した責任を認め、賠償を命じました。国、県は、1959年11月末までには、原因はチッソの流す有機水銀だと認識できたのに、規制措置を取らなかったと認めたのです。

水俣病特別措置法が国に義務づける不知火海沿岸の住民健康調査について、環境省が2025年度に最大500人規模で試験的に実施する方向で最終調整しているとのことですが、アセトアルデヒドの生産から92年、水俣病公式確認から68年も経過している今、あまりにも時間がかかり過ぎると思います。

不知火海沿岸の住民健康調査を一日も早く終わらせる県としての対応を知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員からの御質問、まずは水俣病問題についてお答え申し上げます。

7月8日から11日にかけて、水俣病関係団体の皆様と伊藤環境大臣との再懇談が実施され、私も

全ての懇談に同席いたしました。また、8月4日と17日には、関係団体の皆様と県との懇談も実施いたしました。

これらの懇談においては、十分な時間を確保して、皆様から様々な御意見をお聴きすることができ、御要望についても、しっかりと受け止めさせていただいたところでございます。

お尋ねのありました健康調査についてお答えいたします。

平成16年の最高裁判決以降、県から国に対して、要望や幾つかの提案を行いました。その結果、特措法に、国が調査研究を実施し、県はそれに協力すると法律に明記されました。

特措法成立後も、県から国に対して、機会あるごとに健康調査に向けた取組の加速化を要望してきました。

現在、国では、専門家による研究班を立ち上げ、健康調査の在り方についての検討を進めていますが、改めて、私からも、本年5月に伊藤環境大臣と直接お会いして、より納得性の高い健康調査を早期に実施するよう要望したところでございます。そして、7月には、水俣病関係団体との再懇談の場で、環境大臣が遅くとも2年以内をめどに開始すると表明されました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、健康調査については、規定された特措法の施行から既に長い時間が経過しております。8月に実施した団体の皆様との懇談においても、調査手法に関する多くの御意見を直接お聴きしました。

県としては、健康調査が2年以内に確実に実施されるよう、引き続き、国が進める調査の在り方の検討内容を注視していくとともに、国に対して必要な協力を行ってまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました。

引き続き、国の検討内容を注視して、県としても全力で頑張るということですが、水俣病で苦しんでおられる方というのは、今もやっぱりたくさんいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

県としては、その苦しんでいる方の立場に立って、やっぱりそれに対応して解決をしていく、困っている方を助けてやるというふうな形で進むためには、一刻も早く不知火海沿岸の健康調査については、やっぱり県としてもちょっと力を入れていってほしいなど、このように思うところです。

そして、さらに、不知火海沿岸の健康調査を今後2年間のうちにスタートさせるという、まあ健康調査をスタートさせるということで、2年間ですってしまうということならまだ分かるんですが、これがスタートなんだということですから、これからまだ何年もかかっていくのではないかな、そのような心配をしています。

それともう1つ、一昨日、18日かの新聞報道で知ったんですが、マスコミで報道された水俣出身の大戸迫さん、59歳と書いてあって、この方が、水俣病に、申請を2度県から棄却されたということで、また再度ですね——その記事だけを見ても、素人の私でも、この人はやっぱり水俣病で間違いないなというふうな思いもするところですので、できれば、県としては、患者の立場になった県の対応を実行するとすれば、この大戸迫さんの問題についても解決をするように、ぜひよろしく、強くこれはお願いをしていきたいというふうに思っているところです。よろしく願いをします。はいとは言われぬですね。そうですか。ぜひよろしく願います。

それでは、TSMC第3工場誘致等について伺いたいというふうに思います。

台湾のTSMCは、生産子会社のJASMを菊

陽町に建設し、年内にも量産を始める動きです。第2工場も、すぐ隣の32ヘクタールの敷地に建設が始まり、2027年までには操業予定となっています。

J A S Mには、国民の血税である公費が、第1工場分4,760億円、積み増し分7,320億円、合計1兆2,080億円の補助がなされています。加えて、周辺のインフラ整備で1,370億円の事業費が見込まれています。住民も行政も、J A S Mに対して社会的責任を求めていくことも重要なことです。

8月26日、木村知事は、台湾を訪問し、台湾積体電路製造、T S M C本社に対して、熊本県内に第3工場の建設を検討したいと要請されたとの報道を伺いました。経済効果最優先の政策では、県民の暮らしを守ることはできません。

熊本地域11市町村は、日常生活や産業用水のほぼ100%を地下水で賄っており、地下水の枯渇や汚染への不安も広がっています。地価の高騰や交通渋滞などから、県民生活への影響も深刻となっていて、さらには農業への悪影響も大きなものがあります。

工業用地や宅地など農地転用がほとんどで、2021年のT S M C進出決定以降、菊陽町など菊池地域だけで162ヘクタールの農地が転用されました。

T S M C第3工場については、知事自ら熊本県内への誘致をされているようですが、県としては、熊本地域11市町村以外の県内への誘致にすべきと思います。県の考えを商工労働部長にお尋ねをいたします。

さらに、2つ目として、地下水の水質保全について、昨年に続き再度質問します。

菊陽町は、セミコンテクノパークが造られ、ソニーや東京エレクトロンが進出し、半導体関連の工場が集まり、県内では数少ない人口が増えてい

る町です。そこに、さらに巨大なT S M Cが来て、地域は激変しています。

T S M C 1社だけなら問題ありませんが、多くの半導体関連企業が周辺に設置されると、さらに多量の地下水揚水、浸透量減少が考えられます。工場の敷地だけでなく、周辺道路が増設、拡幅されることで、地表面がアスファルトやコンクリートで覆われる面積が大きくなり、降雨流出水が発生をします。現状でも、涵養域が減り、涵養量は減少傾向であることを、熊本地域地下水総合管理計画が将来予測で明らかにしています。

涵養域の減少がこのまま続けば、2024年度の地下水涵養量は、2007年度と比べ、年間約3,700万トン減少すると予測されており、地下水位も低下を続け、台地部での井戸がれや湧水の枯渇が懸念されます。

さらに、心配なものは、P F A S、有機フッ素化合物などによる地下水汚染です。発がん性、免疫機能低下などが指摘されるP F A S汚染が生じたら、重大な事態になります。工場周辺の大気、白川下流、有明海の汚染が危惧されるところです。

県としては、昨年9月議会で、事業者を求める涵養目標を、取水量の1割から原則10割に見直すことや、雨水浸透ます、浸透性の調整池の設置など、様々な涵養を推進していき、排水については、下水処理場において適正に処理され、水質確保のため、関係市町と連携し、各段階でしっかりと監視を続けると答弁されています。地下水を汚染から守るために、県の取組をさらに強化してもらいたいと考えています。

半導体関連企業は、多くの化学物質を使用し、その中には法令で規制されないものも含まれると聞いています。一方、使用する物質は、企業が競争上の地位を優位に保つため、企業秘密として明

らかにされることはありません。

このような背景から、県民の中には、半導体関連企業からの排水に対して不安を抱く方もおられます。

そこで、未規制の化学物質が含まれる可能性がある半導体関連企業からの排水について、熊本県としてどのように取り組まれるのか、環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) まず、T S M C第3工場の誘致についてお答えします。

議員御紹介のとおり、先月、知事がT S M C本社を訪問し、第1工場の操業開始や第2工場の建設開始に向け、県が全力で支援していくことを伝えた上で、第3工場もぜひ本県に検討いただきたい旨を要請いたしました。

企業が工場の立地場所を検討する場合においては、一般的に、原材料の入手先と製品の消費地との距離、労働力の確保、産業の集積の3つの因子が立地の意思決定に大きな影響を及ぼすと言われています。まさに、T S M Cの進出に当たっては、セミコンテックパークに半導体関連企業が集積していることが大きく寄与したものと理解をしています。

現在、県では、菊池市、八代市において、企業進出の受皿となる県営工業団地の整備を進めており、加えて、県内の7市町村においても、新規工業団地の整備を計画されています。

県としては、県土の均衡ある発展に向けて、県内全域への立地についても働きかけを行っているところです。具体的には、首都圏等での展示会や県のホームページにおいて、県内の工業用地等の情報を幅広く紹介をしているところですが、企業の立地決定については、最終的にはそれぞれの企業が判断されるものと考えます。

T S M C会長のシーシー・ウェイ氏は、6月の記者会見で、まず第1、第2工場を成功させること、そして、地元の賛同が得られることを前提に、第3工場の建設を検討する可能性がある旨の発言をされています。

まずは、T S M Cの日本における第3工場の立地する場所として本県が選ばれるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 未規制の化学物質が含まれる可能性がある排水への対応についてお答えいたします。

法令等で規制基準等が設けられていない未規制の化学物質については、18種類の金属類、250種の有機フッ素化合物を含む1万種を超える化学物質を対象に、環境モニタリングを実施することとし、工場周辺の河川水及び地下水について、昨年8月から水質調査を行っています。

この環境モニタリングでは、新たな半導体関連工場の稼働前後の環境変化について、客観的かつ科学的に確認します。そして、その調査結果は、専門家で構成する委員会の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげてまいります。行政によるこのような調査は、全国でも例のない先進的な取組です。

また、この環境モニタリングを含む地下水の水質保全の取組については、地下水涵養などの水量の保全に向けた取組と併せて、パンフレットや動画による情報発信にも努めています。

このような地下水保全の取組を強力に推進していくため、5月に知事を本部長とする地下水保全推進本部を設置し、地下水を質と量の両面で問題が生じないように、関係部局が連携し、さらには関係市町村とも協力して取り組む体制を構築いたしました。

今後とも、県民の宝である地下水を確実に保全するための取組を実施していくとともに、正確な情報を発信することで、地下水に関する県民の皆様の不安を払拭できるよう、全力で取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 それぞれ部長から答弁をいただきました。

T S M Cの工場進出によって、菊池、菊陽町周辺は大変な状態になっていることを、交通量も含めて、日常の生活が変わってしまっているなというふうな思いでいるところです。

第3工場の誘致も、知事自ら台湾へ伺って要請されているようですが、それもどう動きになるのか、腹の中では私はもうストップしていただきたいなぐらい、先ほど水俣病の問題を質問したんですけれども、本当に水質の問題や地域が経済優先になっていって突っ走っていったら、本当に暮らしがどうなっていくのかという心配もあるところです。

しかし、今の現状では、第3工場の誘致をずっと進めていくということですので、私が先ほど質問しましたように、現地菊陽町を中心としたあの工業団地以外のところで誘致をされるように、ぜひお願いをしておきたいなというふうに思うところです。

それから、知事を本部長とする地下水の対策は、この保全推進本部というので結成をされながら、これから慎重に、そして先進的な取組で、他県にはない取組をするという部長の決意が述べられました。

ぜひ、地下水のこの点検については、市民が安心して——熊本地域の100万ぐらいの人たちが、全ての人が地下水に頼る生活をしているわけですし、非常にすばらしいこの水を汚さないように、

しっかり監視をしていただき、注意を促していただきたい、このように申し添えておきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、川辺川ダム建設について、3番目の質問をいたします。

昨年の9月議会で、川辺川ダム建設について蒲島前知事に質問したところ、蒲島前知事は、令和2年7月豪雨の甚大な被害の状況を目の当たりにして、二度とこのような被害を起こしてはならないと固く決意をし、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を、国や流域市町村、そして地域住民と一緒に推進すると答弁をされました。

ダム反対で一生懸命、蒲島知事、活動していただいていたんですが、この大雨で、この被害でころっと考え方が変わってしまったな、そんな思いをしていますが、現在、県としては、流水型の川辺川ダム建設推進の方向を示しておられます。

蒲島前知事は、川辺川ダム建設については、2008年9月に、清流は宝、ダムなき治水を極限まで追求すると決意をされましたが、一転して川辺川ダム建設推進に方向転換されたのです。

緑の流域治水と表現し、環境に優しいダムを強調したい思いが伝わってきますが、しかし、流水型ダムでは、命も清流も守れないことは明らかです。

洪水時の河川は、大量の土砂などを流下させるので、ダムに土砂等が堆積をし、土砂などで埋まっていくことは明らかです。

全国の流水型ダムでは、ダム完成後にアユなどが激減をし、濁りが長期化するようになりました。上流や下流に土砂が堆積して雑草が生え、生態系も景観も大きく変わっています。

20年7月の球磨川豪雨災害の国交省の見解は、川辺川ダムがあれば人吉市の被害の6割はなかったと言われますけれども、川辺川上流にはあまり

雨は降っていません。下流の人吉への被害への影響はほとんどありません。川辺川ダムがあっても、影響は微々たるものです。

また、支流の氾濫は、球磨川本流の水位上昇によるバックウオーターが原因で、川辺川ダムで本流水位を下げれば、本流も支流も氾濫しないと言いますが、山田川など球磨川支流の氾濫は、午前6時頃から始まり、午前6時半から午前7時過ぎにピークに達しています。

人吉で亡くなった20名の方々は、全て支流氾濫によるもので、亡くなった時間は午前7時から8時と推定されています。これは、球磨川本流がピーク流量に達する午前10時頃より2時間以上も前になります。時間や水の流れた方向を考えても、バックウオーターによる氾濫だけが原因とは考えられません。川辺川ダムで本流の水位を下げて、支流氾濫は防げません。

現在、県は、流水型のダム建設推進の立場ですが、流水型ダムであっても、清流川辺川を壊し、環境破壊を進め、洪水対策にもなりません。川辺川ダム建設中止を強く求めるべきと考えますが、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 川辺川におけるダム建設についてお答え申し上げます。

私は、県民の命と暮らしを守ることを、知事選のマニフェスト、「県民への10の約束」の第1に掲げております。

その中で、新たな流水型ダムの整備、遊水地の活用、森林の整備、避難体制の強化などに総合的に取り組む緑の流域治水を推進することが、球磨川流域の安全、安心につながると考えております。

このため、新たな流水型ダムの建設中止を求めることはいたしません。

ただ、議員御指摘のような御懸念をお持ちの方がおられることは、私も十分承知しておりますので、その点についてお答え申し上げます。

まず、洪水時にダムに土砂などが堆積し、生態系などが大きく変わってしまうということでございますが、川辺川の新たな流水型ダムは、できる限り自然の川の流れに近づけるため、ダムの底に現在の川底と同じ高さで、同じ水面幅の放流施設を設けることで、ゲートを閉めなければ、水や土砂の連続性を常に確保できる構造で検討されています。

また、仮に洪水をためた場合でも、下流の安全を確認しながら速やかに放流するため、貯水時間は平均1日程度、最大で3日程度とされています。このため、洪水に伴う土砂の堆積や濁りの期間については、ダム建設前後で大きな差は生じないと予測されています。

また、先ほど申し上げましたダムの底に設ける放流設備を通じて、アユなどの魚類の移動や生息環境の維持が図られるとともに、適切に維持管理を行うことにより、環境への影響の最小化が図られるものと認識しております。

次に、令和2年7月豪雨時に、川辺川上流部にはあまり雨が降っておらず、ダムがあっても影響は微々たるものということでございます。

この点につきまして、令和2年7月豪雨では、川辺川の雨量、これは、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水や昭和57年7月の洪水を上回る降雨が記録されています。相良村の柳瀬地点での水位は、観測開始以来最高となったことは、観測データでも明らかです。

相良村の川辺川では、実際に氾濫が発生しておりますし、さらに、川辺川と球磨川の洪水のピークがほぼ同時刻となり、これらの合流地点から下流では、より甚大な被害が生じました。

また、川辺川の流域面積は、人吉地点から上流における球磨川水系の流域面積全体の5割近くをこの川辺川が占めておりまして、川辺川の新たな流水型ダムで洪水を一時的にため、球磨川へ流れ込む洪水量を減らすことが、下流の氾濫を防ぐために有効であると考えております。

最後に、川辺川ダムで本流の水位を下げても支流氾濫は防げないとのことでございますが、この点につきましても、令和2年7月豪雨と同様の洪水が発生した際の流水型ダムの効果を試算したところ、7月4日の午前3時頃にダムの洪水調節を開始するとしますと、その効果が山田川合流地点で午前4時から5時頃の時間帯から徐々に発揮されることが確認されています。

これにより、球磨川本川の水位が低下して、球磨川に注ぐ人吉市の山田川の氾濫は発生しないという結果になりました。このことは、球磨川水系河川整備計画策定時の学識者懇談会で、専門的な観点から確認いただいております。

以上、議員の御指摘の御懸念に対する説明を申し上げますが、今後も、国では、環境アセスメント終了後も、大型水理模型を用いた実験を重ねるなど、流水型ダムの治水効果の最大化と環境影響の最小化に向けて、さらなる検討を進められると伺っております。

県としても、引き続き、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について、県民の皆様の理解がさらに深まるよう、丁寧に説明を続けてまいります。

以上でございます。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 知事の答弁をいただきました。

流水型ダムの建設中止を求めることはないという強い決意を述べられましたが、私は、本当に流水型ダムで命が守られるのか、清流が守られるの

かということをいろんなところでお聞きをしています。もう実際流水型ダムを造ったところでも、その川の上流は、大変土砂が堆積をしたり、いろいろ問題が起こっているということの話をたくさん聞きました。

ぜひ、この水害のときも、川辺川ダム、今、知事は、ダム建設のところも雨がかなり降ったという、そういうことでのお話だったようですけども、2020年のその当時、7月4日ですか、この日は、どうも川辺川の場合は上流にはあまり降らなかったと、川辺川ダム建設予定地から下流のほうにかなり多く雨が降ったということで、そういう情報も入ってきているんですね。

それと同時に、今、気候変動の中で雨が降る、台風で雨が降るというところと若干状況が変わってくるそうですし、そして、球磨川そのものが、やっぱりこれまでいろんなダムを造ってきて、かなり川の水が汚れてきているという現実はあるというふうなことを、その川の周辺に住んでいる人からは聞きました。

ですから、昔のような清流球磨川ということではないような感じがするので、その支流の川辺川についても、私は、圧倒的な地区が、やっぱり山林、山が9割、球磨川の流れの中の山は9割山だそうなので、そこら辺の手入れもちゃんとしていかなければならないのではないかというふうに思います。

それと、水をためながらどうしていくかということで、今、県も一生懸命取り組んでおられます。田んぼダムということですね。これは、僅か——球磨川の通っているところでは、田んぼというのは僅か2.8%ぐらいしか用地はないそうですので、まあ、そこら辺はそんなに力を入れなくてもいいんじゃないかということも聞いています。

ぜひ、この川辺川ダム建設は、本当に、清流川辺川ということじゃなくて、命を守るために造るのかどうなのか、今度は目的が発電も何もないわけですので、やっぱりその安全面だけということですが、本当にそれで安全が、命が守られるのかというのは、今でも私は疑問を持っているところです。

またこれからいろいろ勉強しながら知事とは議論をしたいなというふうな思いでいますので、よろしくひとつお願いします。

それでは、次の質問に移りますが、政府の特定利用空港、港湾の指定等について伺います。

政府は、安保3文書に基づき、自衛隊や海上保安庁による全国の空港、港湾使用を平時から可能にする特定利用空港、港湾に、熊本空港、熊本港、八代港などの12か所を新たに追加指定し、8月26日に県内3か所は特定利用空港、港湾となりました。

4月に政府が指定していた北海道や沖縄など7道県の計16か所と8月に指定された熊本県3か所など、対象施設は全国10道県で合計28か所になります。4月指定の沖縄県は、那覇空港と石垣港の2か所ですけれども、沖縄県内については、追加の指定が見送られています。

政府は、防衛力整備計画で、2023年度から5年間の軍事費を総額で43兆円にすることを決定しました。23年度防衛費予算は、前年度から1兆4,000億円増えて約6兆8,000億円、さらに、24年度は、1兆1,000億円増の約7兆9,000億円となり、24年度の文教予算約4兆円の約2倍にも達します。

防衛費は、来年度、2025年度予算案の概算要求では8兆5,389億円を要求しています。24年度予算より5,893億円増え、11年連続で増額をされ、過去最大となります。

今年7月28日から8月3日まで、自衛隊と米軍海兵隊の共同訓練が行われ、健軍駐屯地においては、日米の共同調整所を開設した机上訓練、指揮機関訓練と、高遊原分屯地においては、日出生台演習場及び大矢野原演習場において、日米共同の対着上陸戦闘訓練や射撃訓練等に参加する陸自航空機及び米軍海兵隊航空機の航空基盤として、駐機、燃料補給、整備等を実施されたと聞きます。この共同訓練には、日本の自衛隊から約950名、米軍は約300名が参加したとのことです。

最近の政治情勢を考えると、戦争への道を突き進む動きを強く感じます。気づいたときには遅かったとならないためにも、憲法9条、戦争の放棄を明確にし、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」とした日本国憲法を守っていかなければなりません。

今回、政府の特定利用空港、港湾に熊本県の熊本空港、熊本港、八代港が指定されたことについて、県はどのように受け止められ、対処されたのか、知事公室長に伺います。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 国は、8月26日に関係閣僚会議を開催し、県内の3施設を含む12施設を特定利用空港、港湾に追加いたしました。

この特定利用空港、港湾は、自衛隊や海上保安庁が、平素において必要な空港、港湾を訓練等で円滑に利用できるよう、各インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものであり、武力攻撃事態等のいわゆる有事における利用を対象とはしておりません。

熊本空港、熊本港及び八代港に関しましては、本年6月、国から、県及び関係市町村に対しまして説明が行われました。

その中で、この枠組みは、有事における利用や新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置することを目

的とするものではなく、平素の訓練や大規模災害等の緊急時に空港、港湾を円滑に利用できるようにするものであり、当該施設が攻撃目標とされる可能性が高まるとは言えないとの説明を受けております。

また、あわせて、米軍がこの枠組みに参加することはないことについても説明を受けたところであります。

県といたしましては、この枠組みは、1つ目に、自衛隊、海上保安庁の優先利用を前提としてはおらず、有事の枠組みとは異なること、2つ目に、特定利用空港、港湾となることで、平素において必要なインフラ整備のより着実な推進が図られること、3つ目に、自衛隊、海上保安庁が、訓練等を通じ当該施設や周辺環境を熟知することで、大規模災害時における人の派遣や物資の輸送、国民保護における迅速かつ効率的な対応や取組につながるものであることを認識し、関係市町村の意見も伺いました。

その上で、7月26日に、県が所管する熊本港と八代港について、円滑な利用に関する枠組みを確認した旨、国に回答をいたしました。

なお、この枠組みを円滑に進めていくためには、国民の理解が不可欠でございます。県としては、国に対して、積極的な情報発信をはじめ、理解を深めるための取組を、責任を持って継続的に行っていただくよう要望を行っております。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 武力攻撃に対する問題ではないというふうな、まあ、一括してそういうことのものでありますが、私は、非常に危険だなというふうな思いで、この件については心配をしているところです。

ちょっと時間の関係もありますけれども、この武力攻撃に対する措置と私は理解しているんです

が、今回の指定も、九州では18か所、四国で4か所、本州ではたった1か所、北海道で5か所、これが九州が圧倒的に多いし、南西諸島では、もう既に自衛隊の配置もほとんど済んでいるような現状ですので、何かしら、本当にこの特定利用空港、港湾においては、民生利用を主としつつという、そういう、民生が強調されているようだけれども、私は、やっぱり自衛隊や海上保安庁、そういう戦争につながるような動きになっていくのではないかという心配をしているところです。

戦争への道を走っている感を強く受ける場所ですので、県民の平和な暮らしを第一に考える県政の推進は、ぜひ県民の命を大事にするような県政の推進をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと不満がありますけれども、次の質問に移らせていただきます。

阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道についてお尋ねをします。

昨年も、一般質問で、空港アクセス鉄道の建設については中止することを強く求めましたが、当時の蒲島知事は、空港アクセス鉄道は必要と考えている、空港アクセス鉄道なくして熊本の発展なしとの意気込みを持って、国やJR九州との協議などを進め、早期実現に向けて取り組むとの積極的な空港アクセス鉄道の必要性を答弁されました。

JR肥後大津駅から熊本空港までの空港アクセス鉄道は、今後、空港利用客が増加し、2017年度、334万人であったのが、2051年度では、その1.8倍、622万人に増加すると旅客数目標設定を具体化して、空港アクセス鉄道事業を進めようとしています。もう少し現実を直視し、必要性を判断すべきです。

建設費は410億円とされていますが、どこが負担をするのか、JR九州、国、県など、負担の協

議はどのように進められているのか、伺います。

J R 肥後大津駅から熊本空港までの空港ライナーについて、さらに伺います。

県は、空港ライナーとして、2011年10月1日より、民間タクシーを利用する方法で、空港利用客の活用を試験運行として、2017年春まで利用客無料で運営してきましたが、2017年4月より本格運行として、現在までそれを継続しています。

本格運行になっても、利用客運賃は無料のままのようですが、運行開始から13年間、民間タクシーを利用したことになります。この13年間の経費は、どこが負担して、現在まで幾らかかったのか、伺います。

空港ライナーの利用状況を見ると、2023年は13万1,026人で、空港利用者333万5,476人の3.9%でしかありません。利用状況や建設費用等々を考えれば、空港アクセス鉄道建設は中止すべきです。企画振興部長に県の考え方を伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 阿蘇くまもと空港へのアクセスは、熊本都市圏の交通渋滞の影響を大きく受けており、定時性や速達性の確保がこれまで長年の課題となっております。

また、昨年度の阿蘇くまもと空港の年間利用者数は約330万人と、コロナ前の96%にまで回復しました。今後も、国際路線の拡充に加え、J A S M工場の稼働等により、空港利用者数は引き続き増加していくことが予想されることから、大量輸送性の観点からも、一日も早い空港アクセス鉄道の整備が強く求められています。

なお、議員御質問の整備費用の負担については、J R 九州との協議を行うとともに、国に対して最大限の支援を要望しているところです。

一方で、J R 豊肥本線では、朝夕の通勤通学時間帯を中心に混雑が常態化しており、今後も、企

業の集積や沿線のまちづくりの動きが活発化することから、さらなる混雑率の悪化が懸念されます。

このため、半導体関連産業集積地における重要な交通インフラとして、空港アクセス鉄道の整備を進めるとともに、J R 豊肥本線の輸送力強化に向けた取組を進めてまいります。

次に、J R 肥後大津駅から阿蘇くまもと空港までを運行する阿蘇くまもと空港ライナーについては、平成23年から運行しており、年間約4,000万円の運行費用を、県に加え、地元の大津町、そしてJ R 九州や熊本国際空港株式会社が共同で負担し、その運行を支えています。

空港ライナーとJ R 豊肥本線を利用することで、熊本市中心部までを安価に移動することが可能であり、今年度は過去最高の利用者数で推移しています。

しかし、最大9人乗りのジャンボタクシーで運行する空港ライナーでは、輸送力に限界があり、今後増大する空港利用者に対応するためには、定時性や速達性、大量輸送性の観点から、空港アクセス鉄道の整備が必須であると判断しております。

世界に開かれた熊本県のさらなる発展を実現するため、空港アクセス鉄道の早期整備に全力で取り組むとともに、J R 豊肥本線の輸送力強化の実現に向けて、スピード感を持って取組を進めてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道について質問したんですけれども、空港ライナーについても、これも、私は今改めてこれが13年間費用が幾らかかったのかなと思ったら、5億2,000万円かな、これをやっぱり負担をしとったということで、その分、あそこを利用した人たち

はただで——これは、運送会社は大変なことだなというふうな思いでいるんですけれども、無料で続けたということにも大変問題があるなというふうに思っているところです。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道は、やっぱり早く造っていくというふうな決意が述べられましたけれども、ほとんど熊本空港を利用する熊本県民の人たちは車で走っているんじゃないかなというふうな思いでいるところですが、ぜひ——まだ分からぬかというやじが飛んでいましたけれども、私は、やっぱりアクセス鉄道はやめるべきだと思う、腹の中からそう思っていますので。しかし、以前のやじと比べて声が小さいなと思っています。もう少し大きい声でやじったほうが迫力があるというふうに思います。

それでは、県庁舎の冷房について伺います。

今年の夏の暑さは異常です。皆さんもそう思われると思いますが、8月は、熊本市では、最高気温が35度以上の猛暑日の日数が26日、最低気温25度以上の熱帯夜は28日、いずれも観測史上最多となっています。1か月の平均気温は30.6度、最高気温の平均は36.2度となり、これらも観測史上最高を更新しました。

熊本地方气象台によると、高気圧に覆われて晴天が続いた8月上旬は、特に気温が高く、熊本市では、4日に観測史上最高の38.8度を記録しています。18日まで猛暑日が続き、7月22日から数えて28日連続の観測史上最長記録となっています。地球温暖化が進んでいるのか、年々暑さが厳しくなっていくばかりのようです。

私は、県庁舎の冷房については、1998年9月議会、2015年9月議会、2018年9月議会、23年9月議会と、これまで4回の質問をしてきました。働きやすい職場環境づくりを要求してきました。今回は5回目となりますが、今年の暑さは、これま

での最高の暑さです。

7月8日の新聞記事で、県庁舎の冷房について記事があり、「26年ぶり 冷房見直し」「県庁 室温快適に」と見出し書きしてありました。木村知事の暑過ぎて県庁には行きたくないという県民もいるとの発言を機に……（発言する者あり）これはありがとうございます。県は、県庁舎の「冷房環境の見直しを進めている。」と記されています。

今年の夏は、冷房に関しては心配なく、快適な職場環境になることを期待していましたが、県庁内を回ってみれば、以前とあんまり変わらず、28度を上回る職場と思えるような暑さを感じました。

環境問題もありますけれども、卓上扇風機やうちわなどを必要としない快適な職場環境にすべきですが、県としての対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君） 県庁舎の冷房については、温室効果ガスの削減目標に向けて、県が率先して取り組んでいる省エネルギー対策を考慮しつつ、良好な執務環境が確保できるよう運用しています。

設定温度は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、快適な環境の基準値である冷房温度28度以下となるように調整しています。

実際の運用においては、各執務室内の温度と湿度をモニタリングし、不快指数や執務環境を把握しながら、吹き出し口の設定温度を変えるなど、調整を行っています。

特に、今年度からは、熱中症対策として取組を強化しており、空調運転期間外の5月下旬から猛暑日が続いている現在まで、空調の稼働を継続させています。加えて、朝夕の時差出勤の利用拡大

に合わせて空調運転時間を拡大しているほか、先の台風第10号接近による災害警戒本部設置に伴う災害待機の際には、24時間空調機を稼働するなどの対応を行いました。

さらに、行事等で上着着用の来客などが見込まれる会議等においては、室内の設定温度を下げるなど、状況に応じた対応も実施いたしました。

そのほか、執務室については、暑いなどの声があった際には、その都度個別に執務環境を調査の上、必要な対応を講じるといった取組の強化により、より柔軟な運用に努めているところです。

県としては、今後とも、省エネ性能が高い機器の導入を進めるとともに、空調運転の柔軟な運用を強化することで、省エネ対策と良好な執務環境の両立を図っていきたいと考えています。

○副議長（高木健次君） 岩中伸司君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 空調については、執行部の努力も大変だなというふうに思っていますけれども、ぜひ、28度設定というのは、これは下げるわけにいけないですかね。私は、家で28度設定で実験してみましたが、暑くて仕方がないですね。これは、やっぱり吹き出し口は特に28度より下げないと、室温はそれよりも下がらないというふうに思いますので、これは、本当どこを回っても——これだけです、議員の皆さんのやじが飛ばなくて、賛成というような雰囲気になったのは。

ぜひ、やっぱり働く場所の環境をよくするということは、何よりも原則だと思います。ぜひ、これは、もう知事もそうおっしゃっていますけれども、県職の皆さんだけでなく、来庁者の皆さんも、ああ、熊本県庁というのはいいところやなと、また来たいなと思うような、そういう県庁に

していかなければならないというふうに思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

どうも私も、質問するには、皆さんとは違って、もう夜も寝なし、ずっと頑張ってきたんですが、これぐらいの質問しかできません。新社会党も、もっともっと大きくなって、あっちこちに新社会党の議員が増えていくように私は頑張りたいと思っていますけれども、皆さんとともに、この県政の発展を目指して共に頑張っていきたいと思います。よろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀田英雄君。

〔亀田英雄君登壇〕（拍手）

○亀田英雄君 皆さん、おはようございます。八代市・郡区選出・無所属の亀田でございます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、朝夕などはそんな心配も感じられますものの、まだ日中は真夏です。先日、八代の農家の方から、暑さの影響で、野菜の種をまいても芽が出ないと嘆きの声を伺いました。農家の大変な作業を行っても、苦労が報われないのでは、生産意欲はそがれます。また、米の値段が高いと報じられますが、生産者の所得に反映しているのかと疑問です。生産者の苦労が報われるような仕組みづくりが必要だと思う昨今であります。

今回ではや3回目の質問となります。またすつ

とかいと言われると少し恐縮でございますが、今回も八代ネタをなるべく標準語で、やればできるんだ、僕だってと頑張りたいと思いますので、よろしく1時間お付き合いください。

まず、大項目の1、イ業の振興、小項目1、イグサ・畳表産業を取り巻く状況について伺います。

私の地元八代市におきましては、今般、和紙畳表工場が誘致され、建設が決定されたとの報に接しました。

皆さんも御存じのとおり、八代地域は、全国一のイグサの生産地です。そのお膝元で、イグサを必要としない、和紙とは名ばかりの畳表工場が稼働することに、イグサの生産者や関係者からは、疑問や落胆の声が上がっているところです。

私自身も、和紙畳表工場の誘致は、イグサ農家の生産意欲に及ぼす影響はいかばかりかと思ひますし、いかに企業誘致とはいえ、イ業の振興に水を差すものではないかと感じ、非常に残念な思いを抱いています。

国産イグサを使用した畳表は、これからも世代を超えて継承し、守りゆくべき貴重な日本文化そのものであると改めて思い、今回の質問に至りました。（「ええこと言うね」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

畳は、古くから日本人独特の生活に根差した日本固有の文化であり、日本人として安らぎを覚え、独特の感性を育んできたルーツとも言えるものです。起きて半畳、寝て1畳、悪人は畳の上では死なれぬ、畳の上の水練など、畳という言葉を用いた慣用句が日本語には多くあり、昭和の歌には、四畳半という言葉が、当時のノスタルジーを如実に連想させる言葉として使われてきました。畳の上で死にたいということは、日本人として理想的な終末を迎えたいとの願望を表していま

す。また、茶道、華道、柔道など日本独自の文化は、畳抜きにはあり得ません。

生活様式の西洋化に伴い、畳の需要は減少の一途をたどり、国産イグサを使った良いものには付加価値のある価格はつくものの、中国産の安い価格帯のイグサが市場を占めていることもあり、国産畳表の売上げは頭打ちの状況であり、イ業を振興させ、イグサ農家の所得を向上させていくための打開策が見えない状況が続いています。

これまで行政の支援は、昨年6月議会の高野議員の一般質問に対する答弁にありましたように、以前製造が中止されたイグサハーベスタやカセット式移植機の製造再開など、イグサの生産資機材再生産への補助ということで、産地への支援が行われてきました。その効果で、令和3年度は、9年ぶりに栽培面積の増加につながったとのことでした。

また、高品質品種「ひのみどり」や栽培しやすい「涼風」の育成を行い、畳の持つ空気清浄機能やリラックス効果のPRによる需要拡大に向けた取組など、総合的な施策を展開していくとの答弁がなされています。生産者が安心してイグサ生産に取り組める環境づくりは必要不可欠です。

八代・宇城地域は、全国一のイグサの生産地であり、良質なイグサはブランドでもあります。緑のダイヤと言われ、畳が売れていた時代には、八代の町はにぎわっていた遠い記憶があり、今でも古きよき時代の語りぐさとして、今の経済状況と比べて話されることが多くあります。

そのような中で、日本人が、50年前、中国の安い人件費と製造コストに着目し、安いイグサの畳表の生産を中国で始めて日本に逆輸入したことから、国産畳表は大打撃を受けることになりました。

通常の輸入は、自国にないものにコストを乗せ

て販売し、双方の国に経済的な利益をもたらし、文化的にも外交的にもよい影響をもたらすものですが、中国産イグサの輸入の場合は、通常の輸入とは違い、日本にしかないものを、価格競争力とその強化だけを目的に、人件費と製造コストが安い中国で生産して日本に逆輸入し、日本国内の産業に損害を与え、疲弊させるという結果をもたらしました。

「日本の未来は畳が拓く」などの著書を刊行されている貿易アドバイザーの小島尚貴氏は、このような輸入を自損型輸入と表現しています。

小島氏は、福岡県出身で、貿易マンとして15年間、世界の国々約40か国を訪れ、日本製品を各国に輸出し、熊本でもセミナー講師などを歴任されたエキスパートです。また、八代市の農林水産部フードバレー推進課の海外流通アドバイザーの職務を6年間務められ、3年前から「脱コスパ病さらば、自損型輸入」などの著書を刊行され、月刊「致知」、全国の地方紙でも記事が掲載され、大きな反響を得られています。

現在の国産畳表の衰退は、日本人が自損型輸入を推進した結果もたらされた当然の帰結とも言えるものですが、このままでは、日本固有の文化と呼べるものが途絶えることにもなりかねません。

そこで、今後は、苦境が続く国産のイグサ・畳表産業を確実に守り、保護する視点からの取組を一層強化していくべきであると私は考えています。

そのために、まずは、小島氏が提唱するように、畳を、日本の農家が日本で栽培した農産物としてのイグサを、日本で畳表の形に製織し、日本の畳表職人が畳の形状に仕上げた日本伝統の床材と定義して中国産と区別化し、この定義に基づき、畳表産業を取り巻く様々な課題を正しく認識し、課題を解決していければと思います。

現在でも、中国産の畳表に国産畳表が押されている状況があると考えますが、県内のイグサ・畳表産業を取り巻く課題の認識、改善の必要性についてどのような認識をお持ちか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県産イグサの生産の状況については、住宅の洋風化の急速な進展による畳表の需要減少を背景に、平成元年産をピークに縮小しており、令和6年産では、作付面積319ヘクタール、農家戸数266戸となっています。また、中国産畳表の輸入状況についても、平成16年をピークに、令和5年にはピーク時の約2割まで減少しています。

県では、これまで、価格が安い中国産への対策として、県産畳表の価格の大幅な下落時に、国と県で助成金を交付するセーフティーネット事業を創設しました。

また、県育成品種の開発や地理的表示保護制度への登録、生産履歴を確認できる「くまもと畳表」QRコードタグの活用等により、中国産との差別化を図っています。

一方、日中政府と輸出入業者及び生産者団体を構成メンバーとする日中農産物貿易協議会による中国産畳表の輸出枠の設定を通じて、輸出入取引の秩序が保たれてきました。

こうした中、農家の方々の高い技術に裏打ちされた高品質なイグサ及び畳表の生産により、近年、県産畳表の価格は高値で推移しており、中国産との価格差は広がっています。

県としては、引き続き、イ業の振興に関係機関と連携して取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 農林水産部長に答弁いただきました。

中国産畳表の輸入状況は、ピーク時の2割まで減少しているとの報告には驚きました。詳細な数字の説明はありませんでしたが、ピーク時がどれほど多く輸入されていたのか、現在ではいかに畳の需要が少なくなったのかとイメージしました。

セーフティーネット事業、地理的表示保護への登録、QRコードの取組は、一定の成果を上げていると評価されています。日中農産物貿易協議会において、中国産畳表の輸出枠の設定を通じて輸出入取引の秩序が保たれてきたとのことで、課題の認識と改善の必要性については言及されませんでした。

農家の高い技術で作られた高品質なイグサは、高値で推移しているとのことで、中国産と価格差は広がり、差別化はできているようです。

中国産のイグサ栽培、畳表の生産が、一般的には悪者扱いされていますが、その過酷な労働環境は、当時、じん肺問題にもなったと、小島氏の著書で問題提起されています。

日本人が、経済合理性、いわゆるコスパを優先した結果、当時の中国の安い労働力を、劣悪な環境で長時間酷使するということもいとわなかったという、モラルの欠如した拝金主義にとらわれた時代があるという衝撃的な事実を認識し、真摯に省みることが必要ではないでしょうか。そのような犠牲をもって生産された安い畳表が、大量に自損型輸入され、現在に至っています。

自損型輸入の畳表は、日本の生産者を苦しめたばかりでなく、中国の労働者の人たちにも苦しみと悲しみをもたらしていました。これまであまり耳にすることのなかった中国じん肺問題の認識をいただき、イグサ・畳表産業が衰退した経緯をいま一度皆様と共有したく、このような話をさせていただきました。

八代地方のイグサ栽培、畳表生産は、400年以

上の歴史がありますが、日本で最初のセーフガード品目になったりと、複雑な出来事がこれまでありました。半世紀前は5,000戸以上あったイグサ生産農家も、令和6年度は266戸と減少し続けているということですが、頑張っている生産者をどうにかして支えなければなりません。

そこで、小項目の2、イグサ農家の所得向上に資する振興策について伺います。

今後のイ業の振興策を考える上では、国産畳表の需要拡大に向けた取組、出口戦略をもっと具体化し、鮮明にしていくことをお願いしたいと思います。

公共建築工事標準仕様書についても、改善案をお持ちの生産者の方がいますが、なかなか声が届かないという話を耳にしました。また、2年前に収穫した国産イグサの上物が、納屋の2階に残っているという声も聞きました。

様々話を伺って、せっかくの良質のイグサを苦労して作っても、それに見合う適正な価格でその都度売り切れなければ、農家の所得は上がっていくはずがないと実感をいたしました。

畳表市場は、現状で中国産が8割のシェアを握っており、今では、八代市民も業界関係者も、中国産がないと需要を満たせないから、うまく共存しなければとの声もありますが、幾ら国産のシェアが小さくとも、畳は国産のイグサで作られることにより日本の文化として継承されていくものであり、国産が主であり標準として取り組みたいものです。日本独自のものである畳や畳文化を、何とか後世に残していくための努力を、今こそしなければなりません。

また、畳は、転倒したときにけがを防ぐもので、衝撃を和らげる床材でもあります。現在では少なくなりましたが、わら床の畳はその効果が高いと言われています。わらを生産する農家も少な

くなっているということです。

このような守るべき国産畳表をPRしていくためにも、全国の公共建築物での国産畳使用の呼びかけや様々な機会を捉えた知事によるトップセールスを含めた畳文化のPR、日本の文化を守り、継承していく大切さを積極的に発信し、国産畳表需要拡大の取組を展開していただきたいと思います。

今すぐに県として取り組めること、国に要望すべきことなど様々あるかと思いますが、イグサ農家の所得向上に資する振興策として、現状での取組と今後の方向性について、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県では、イグサ・畳表振興策として、大きく3つの取組を行っています。

まず1つ目が、生産体制の維持強化を図るための支援です。

特に、植付けから収穫、加工に至るまでのイグサ特有の機械化体系を守るべく、国、市町、団体、企業等と連携して、製造が中止された機械等の再生産や機能強化、農家への導入の支援を進めています。

2つ目は、県産畳表についての様々なPR、理解促進活動です。

消費者がじかに畳に触れる機会の創出を目的に、各種イベントへ畳の提供を行っており、県内各地における子育て関連フェアでの赤ちゃんはいはい競争など、恒例行事として定着したものもあります。

直近では、9月23日に、熊本駅前アミュひろばで、赤ちゃんハイハイon the 畳が開催されます。多くの県民の皆様へ、県産畳表のよさを感じていただきたいと思います。

また、県外、国外への情報発信として、熊本県の玄関口である阿蘇くまもと空港や熊本駅、くまモンポート八代での畳や畳ベンチの設置、首相官邸への畳ベンチの贈呈等を行っています。

その他、公共施設等での積極的な使用や実需者である建築士や工務店への理解促進活動等、多岐にわたるPRにより需要拡大に努めているところです。

3つ目は、高品質なイグサ及び畳表の生産技術の継承です。

優れた栽培管理と加工技術は本県の強みであり、人吉市の国宝青井阿蘇神社や水前寺成趣園等の伝統を重んじる場所において、特に県産の畳表が広く使用されているのは、その品質が高く評価されているためと認識しています。

こうした中、イグサ農家の高齢化や減少により、その高い生産技術が失われていくことが危惧されています。

そこで、試験研究と連携した技術指導の充実強化を図るため、動画を活用したマニュアルの作成や講習会におけるベテラン農家の助言等を通して、次の世代へ技術を継承する取組を進めています。

県としては、これらの取組を関係機関と連携して実施することで、イグサ農家の所得向上や日本の畳文化を支えるイグサの産地の維持につなげてまいります。

〔発言する者あり〕

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 ありがとうございます。

イグサ・畳表振興策の取組を、3つに体系されて説明いただきました。生産体制の維持強化、様々なPR、理解促進活動、生産技術の伝承と、3つのどの点においても産地の維持振興策として欠かせざるものであり、今後においても継続して取

組をお願いしたのですが、私が今回特にお願ひしたかったのは、農家の収入をどうにかして引き上げる、農家の収入増に直接つながる取組に注力願えないかということです。

これまでの経緯がありますし、様々な障壁、既得権益がありますが、様々な手を尽くして、行政にしかできないことを何とか突破していただけないかと思います。

例えば、日本工業規格の畳表の区分を見直すことや適用する文言を国産に限定できるように見直すことを働きかけること、また、国産の上物畳表が公共建築物に使われやすくなるような表記の仕方を検討するなど期待される取組ですし、そのような意見をお持ちの方も実際いらっしゃいます。ぜひ拾い上げてほしいものと思います。

また、国産畳表の在庫状況についても、実態調査なども行い、何とか在庫ゼロにする取組をお願いしたいところです。そこから見えるものがあるかと思います。せっかく高値がついても、在庫が残っては収入は上がりません。

これまでのコスパ重視の消費行動の流れは簡単には覆りませんし、建築様式の変化は止めようがありませんが、国産品、地域産のよさを知っていただき、手に取ってもらうことが重要です。

先日も、イグサ生産者らが、国産イグサと畳の魅力を広く知ってもらおうと、世界一長い畳を作り、ギネス世界記録に挑戦し、多くの人に触れてもらい、消費拡大につなげたいとアピールされました。アミュプラザの話は、今部長がなされたとおりです。

このように生産者も頑張っておられますし、県におきましても、県内の公共建築物には必ず国産のイグサ、畳表を使うように自治体に促すとかの意気込みを見せてほしいと思っています。

また、高齢者のうち、要支援者や要介護者が住

宅改修をする際に、畳替えや畳部屋への改修については、介護保険の適用対象にもなるようでありますので、各自治体へのしっかりとしたアナウンスと取組の喚起をお願いしたいところです。

知事によるトップセールスについては、ぜひとも積極的に発信し、全国の公共建築物に国産畳の使用をお願いしていただきたいと思います。知事の発信力に期待しております。

イグサ生産農家の所得向上につながり、自立できる取組が肝要で、この問題の最大の懸案であると考えます。いびつな輸入に頼らずとも、地産地消を推し進めることは、現代社会が抱える最大の懸案である温暖化ガス削減問題にも寄与しますし、持続可能な社会の実現には欠くことのできない取組です。

今後におきましても、良いものは良いものとして正当に評価され、そして、それが日本の文化を守ることにつながり、先人の苦労や思い、そして、生産者としての誇りが後世に正しく引き継がれますように、息長く、確実な取組を強く要望して、この項を終わります。

大項目の2、アリーナ等大規模集客施設の整備による県南振興について伺います。

プロバスケットボールBリーグが使用する本格的なアリーナが全国で次々と整備されており、計画中的のもまで含めると、2028年までに全国で20から25のアリーナが誕生するのではないかなという見通しもあるようです。

昨日の前田議員の質問でもありましたように、2026年には、国内最高峰のプロバスケットボールリーグとなるBプレミアが始まり、参入要件の一つが、全国各地でのアリーナ建設ラッシュの呼び水になっています。

九州では、昨年5月、佐賀市にSAGAアリーナが開業し、B1佐賀がリーグ5位の観客動員数

となりました。アリーナ建設による観戦環境が充実したことがその理由の一つと考えられています。来月には、長崎市にHAPPINESS ARENAがオープンすることになっています。21年度に完成した沖縄アリーナでは、パリ・オリンピック予選の熱戦に大変感動いたしました。

熊本では、ヴォルターズの運営会社が大型アリーナを整備する方針と聞いていますが、特段の進展は見られない状況です。全国各地のライバルチームから大きく後れを取っているとの報道や県立体育館の建て替えによるアリーナ整備計画に関する報道など、県内のアリーナ建設に関する情報はにぎやかになってきた印象があります。

八代市においても、Bプレミアム基準に対応した5,000人規模の大規模集客施設の建設を検討しているとの報道がありました。

八代市では、新八代駅周辺における今後のまちづくりを推進するための全体構想として、新八代駅周辺グランドデザインを策定し、アリーナや多目的ホール、武道場などを備えた大規模集客施設の整備を進めていくとしています。また、この計画を具現化するための基本計画を、今年度から2か年かけて策定するとしています。

県南地域の経済活性化のために、県南の雄都である八代市にアリーナ等大規模集客施設を整備し、新たなにぎわいを創出することは、地域経済活性化を実現する重要なツールの一つになるのではないかと大いに期待しています。

熊本駅から新八代駅までは、新幹線で約10分のアクセスです。熊本市内のどこにアリーナを建設しても、交通渋滞の発生や悪化、アリーナ周辺宅地の住民との騒音トラブルなどが懸念されます。

これらの点を考慮しますと、住宅地が少ない新八代駅周辺にアリーナを建設し、アリーナまで観客を一度に大量輸送することが可能な新幹線を活

用するほうが、熊本市内の渋滞緩和にもつながる上、自家用車から公共交通機関への利用転換を広く県民に促すことにもなるのではないのでしょうか。

また、アリーナ建設に伴い、天草シーライン構想が意図する県南と天草地域の連携も強まり、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大など、県南地域の地方創生にもつながります。

さらには、肥薩線の復旧、復興を後押しし、肥薩線の日常利用客の拡大も大きく見込めることになるのではないかと考えられます。

さらに、九州全体を俯瞰しますと、縦に走る九州新幹線の新八代駅を核として、県南に新たな横の軸が形成され、地域間交流がますます広がり、県南振興の大きなエンジンになるのではないのでしょうか。地域経済に相乗効果生まれ、県南地域が発展していくと大いに期待できます。

八代市が策定した新八代駅周辺グランドデザインに同調し、現実のものとするれば、TSMCの経済波及効果を全県的に広げていきたいとする木村知事の思いとも合致することになるのではないのでしょうか。

知事は、マニフェストの中で「多目的アリーナ」「等のスポーツ施設については、」「創意工夫を凝らした整備手法を検討し、任期中に方向性を決めます。」と説明されています。しかしながら、この期間に方向性のみでは、時を逸し、遅きに失するのではないかと考えます。もっとスピード感を持った検討を進めていただきたいと考えています。

そこで質問です。

アリーナ等大規模集客施設の整備による県南振興に関する認識と施設整備の可能性について、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 亀田議員から、アリーナ等大規模集客施設の整備による県南振興について御質問いただきました。

議員御紹介のとおり、八代市では、現在、新八代駅周辺のまちづくりに係るグランドデザインの下、駅北東側において、アリーナや多目的ホール、武道場などを備えた大規模集客施設等の整備に向けた取組を進められていることは、私も存じ上げております。

これが実現しますと、八代市では、これまで以上にプロスポーツの試合やコンサートなど多彩なイベントの開催が可能となり、県南地域の活性化にも寄与するものと考えます。

県では、今年度、私が公約に掲げた任期中におけるスポーツ施設整備の方向性決定に向け、新たに検討会議を設けて、民間活力の導入などを含めた公民連携による整備の検討を開始いたしました。

県が運営するスポーツ施設は、各種競技大会やプロスポーツチームの本拠地としての利用に加え、県民の健康と体力づくりの場としても、広く利用されております。

こうした利用状況に加え、やはり施設整備には巨額の費用を要することを踏まえると、整備の方向性の決定に向けては、一定の時間をかけて、丁寧に県民の理解を深めていく必要があるものと考えております。

また、昨日の前田議員への答弁でもお答え申し上げましたが、アリーナを含むスポーツ施設の件は、長く県議会でも多くの議員の先生方から御質問いただいております。前蒲島県政で解決できなかった県政の重要課題と認識していますが、それだけやはり多くの県民の関心事でもあり、県民的議論が不可欠であることは、議員も御異論ないかと思っております。

私知事の一存で決めるべきでもありませんし、決められるものでもないと考えております。

検討会議では、今後、八代市を含めた自治体やスポーツ関係者の皆様からのヒアリングも交えながら、民間の関与も視野に、整備手法の整理をはじめ、建設及びその運営コストの比較ですとか、アクセス、適地の整理などを進めてまいります。

引き続き、丁寧に議論を深めながら、公民連携によるアリーナなどを含めたスポーツ施設の整備の検討をしっかりと進めさせていただきたいと考えております。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 知事から答弁をいただきました。

昨日と同じ、慎重な知事の見解でございました。前田議員ががっかりしとったような顔が、また浮かびました。知事一人で決めるものではないにしても、強力に進めるとか、リーダーシップを発揮していくとか、力強い言葉が何えはしないかなと期待していたものですから、少しがっかりいたしました。八代市も含めた関係者のヒアリングを交えながらしっかりと検討していくということでしたので、後は八代市の関係者に期待をいたします。

もし、八代市にこのような人を呼び込める中核となる施設ができたならば、質問で述べた期待されること以外にも、クルーズ船からのインバウンド客の誘客も大いに期待できます。また、プロ化を目指すバレーボールチームの動きもあります。

様々な期待を抱かせる夢のある思いを実現するためには、八代市だけの計画ではなくて、県としてもしっかりと関与し、また、知事が勧められたという民間の力もお願いするというやり方を進めることが、より効果的で必要なことではないかと思っておりますし、そうすることで、県南のどこの自治体にとっても大きな夢とメリットが生まれ、ひいて

は熊本県全体の発展に寄与することになると考えるところです。

本日の熊日社説においても「官民で整備の道探りたい」と題して、アリーナ建設については「優先的に検討してよいのでは」との記事もありますし、「県は市町村とも連携して、一つ一つ粘り強く解決の糸口を探るべきだ。」ということであります。

知事には、将来の熊本をどのようにしていくのかという大きな視点でのビジョンを持って、強いリーダーシップを発揮していただくことをお願いし、この項を終わります。

次に、大項目の3、県の動物愛護の取組について伺います。

毎年9月20日から26日は、動物愛護週間になっています。ちょうど今日からでして、何ともタイムリーな質問になりました。

熊本県では、犬、猫の殺処分ゼロを目指すため、第3次熊本県動物愛護推進計画を策定し、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、様々な取組を推進されています。

本年3月には、動物愛護の拠点となるアニマルフレンズ熊本が宇城市に開所され、順調に始動されており、県民の皆様の認知度も確実に高まっているところと拝察いたします。

8月末の熊日特集記事の中で、「動物との共生目指す拠点」としてこの施設の紹介があり、「愛称は、動物を「友」として共に生きるという意味を込めた「アニマルフレンズ熊本」。保護犬や猫を適性に管理し、譲渡を推し進め、動物との共生社会の拠点となるよう愛護の取り組みを広げている。」とのことでした。

記事は、この施設の前身の県動物管理センターが1979年に開設されたことから、熊本地震を経

て、殺処分ゼロを目標に掲げ、この施設ができるまでの経緯なども紹介しています。

施設の紹介と愛護団体の代表の動物に対する思いも紹介されていて、熊本県の動物遺棄の実態に関する記載もありました。また、動物がいなくなったときの対応についても紹介されていました。

動物愛護の取組には、ボランティアの人たちや愛護団体との連携が必要不可欠であることを、改めて思わせてくれる内容でした。

アニマルフレンズ熊本の犬や猫の収容頭数については、犬が50匹、猫が80匹程度収容可能ということですが、開所当初から収容可能な頭数の満杯に近い状態が続いているなど、課題も見えてきています。

特に、このような中で、県内において、さらに多頭飼育崩壊や飼い主が亡くなるなどのケースが頻発した場合には、収容できなくなる最悪の事態も想定されます。

多頭飼育崩壊とは、多くの動物を飼育している中で、適切な飼育ができなくなり、飼い主の生活状況の悪化、ペットの体調の悪化、周辺的生活環境に悪影響を与える状態などを指します。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第4条では、飼い主における動物の管理責任が定められていますが、この多頭飼育崩壊対策として、一定数を超える数の犬、猫を飼う場合に届出をさせる制度を導入することで、県が多頭飼育を事前に把握し、多頭飼育崩壊が生じる前に対策を講じることができるのではないのでしょうか。

また、多頭飼育崩壊につきましては、県が動物愛護団体と連携して解決した好事例がある一方で、治療費の負担など、愛護団体の負担が大きかったとの話もお伺いしています。動物愛護の推進、動物との共生のためには、県と動物愛護団体が、適切な役割分担の中で、連携して取り組むこ

とがますます必要になっていると考えます。

第一義的には、動物愛護団体自ら、活動するための財源を確保することが大前提ではありますが、行政が担うべき役割の一部を動物愛護団体が担っていることを考慮しますと、その活動資金の一部を行政が支援していくことも必要だと考えます。

そこで質問です。

まず1点目に、条例に定められた飼い主における適正飼養、終生飼養などに係る周知徹底及び多頭飼育崩壊の未然防止のための対策について。

2点目に、県と動物愛護団体との円滑な連携に資するための取組について。

3点目に、動物愛護団体に対する活動資金も含めた支援強化について。

以上3点、それぞれの課題の認識と対策について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 新たな動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本の開所から半年が過ぎましたが、これまでに県内外から約4,500人の方に来所いただくなど、動物愛護に対する機運の高まりを感じているところです。

一方で、議員御指摘のとおり、保護した犬や猫の頭数は、収容能力の8割を超えることが多くなっています。このため、犬や猫の遺棄や飼育放棄等を減らす、いわゆる入り口対策と返還や譲渡を増やす出口対策の強化に取り組んでいるところです。

まず、1点目の条例に定められた飼い主における適正飼養、終生飼養等の周知徹底及び多頭飼育崩壊の未然防止についてお答えします。

飼い主への適正飼養等の周知徹底については、犬の適正な飼い方を学んでいただくためのしつけ教室を、今月末から定期的を開催することにして

います。

さらに、避妊去勢手術による繁殖制限や迷子対策としてのマイクロチップの装着などについても、県のホームページやリーフレット等での周知を強化してまいります。

多頭飼育の問題については、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が要因となる事例が多くなっています。このため、福祉関係部局や市町村等との連携を強化することで、事案を早期に探知し、適正飼養の指導を通して、多頭飼育崩壊の未然防止につなげたいと考えています。

議員御提案の多頭飼育に関する届出制度については、まずは、導入自治体における運用状況等を調査した上で、効果を研究してまいります。

次に、2点目の動物愛護団体との円滑な連携についてお答えします。

県内では、多くの団体が、それぞれの特色や強みを生かしながら、自発的に動物の適正飼養の普及啓発や保護活動等で貢献いただいています。

県では、これまでも、各団体の自主性を尊重しながら、保護犬、猫の譲渡や地域猫活動、災害時の動物救護等の場面で、団体の特性に応じた柔軟な連携を行ってきたところです。

今後は、アニマルフレンズ熊本を団体との協働の拠点として、コミュニケーションをより一層密にし、団体が抱える課題も共有しながら、円滑な連携をしっかりと図ってまいります。

最後に、3点目の動物愛護団体への支援についてお答えします。

県の登録を受けた団体においては、県から保護犬、猫を譲り受け、ワクチン接種等の健康管理やしつけ、新たな飼い主の募集など、譲渡に必要な様々な活動が行われています。

県では、その活動経費の一部に対して助成を行っており、さらに、今年度からは、団体における

譲渡活動がより円滑に進むよう、アニマルフレンズ熊本でもワクチン接種や避妊去勢手術を始めたところです。

加えて、団体との合同の譲渡会や啓発イベント等を開催しており、これらの取組が団体の自主的な活動への支援につながっているものと考えています。

今後も、アニマルフレンズ熊本の機能を十分發揮しながら、動物愛護団体としっかりと連携して、本県の動物愛護の取組を加速させてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 健康福祉部長に答弁いただきました。

私は、八代のボランティアをされている方から、八代保健所に保護された犬の世話をされる状況を見せてもらったことがあります。腕にはかまれた痕が無数にありましたし、大変な御苦労であり、まさに愛護団体ならではの作業でありました。今回、別の機会でその方とお会いし、これまでの取組や多頭飼育崩壊を解決された苦労話を伺いました。

私も、会社の仕事で、多頭飼育崩壊現場の片づけを依頼されたこともあり、膝まで埋まるふん尿の中に動物の死骸もあるという現場の下見に行ったことがあります。酸っぱい臭いがしますし、喉も痛くなり、長くいられませんでした。どうやって片づけたものかと、初めて見る惨状に驚き、言葉を失った記憶があります。そのような中から犬を救い出されたということは、想像もできませんし、並大抵のことではなかったと推察いたします。

先日の報道で、神奈川県相模原市の犬または猫の6匹以上の飼育に届出を義務づけるという改正条例案の提案を知りました。目的は、多頭飼育崩

壊を防ぐのが狙いということで、このような届出制度がある自治体では、犬、猫合計で10頭以上を届出の対象とするところが多い中、独自の基準で早期に適正飼育を促し、人と動物の共生社会の実現に寄与したいとのことで、繁殖力の強い猫を基準に数を設定したとのことでした。

条例で定めれば全てが解決するものでもありませんが、一定の指針、考え方をはっきり示すことがなければ、繰り返されやすい悲劇です。

答弁では、届出制度については、運用状況を調査の上、効果を研究されとのことですが、その効果とは、動物が増え過ぎないようにするなどではなくて、適切に飼育できない無責任な飼い主をなくすことが目的であり、この制度の導入を検討する際の基本とすべきものであると考えますので、関係者で十分な共通認識を図られ、検討されることをお願いいたします。殺処分ゼロもですが、無責任な飼い主ゼロも取り組むべき目標だと思います。

アニマルフレンズ熊本という箱物ができて、よりよい活動ができるかと思いますが、ボランティアをされる方、愛護団体も、様々な特徴と形態がある中で、この人たちとの良好な連携があつてこそ、動物愛護の取組はうまくいくものであると思いますので、みんな同じ目の高さでうまくコミュニケーションが取れますように、そして、今後に向けて努力を重ねていただくことをお願いして、この項を終わります。

次に、大項目の4、英語教育の在り方について伺います。

T SMCの熊本への進出など、郷土の国際化が進展していく中で、熊本から世界に羽ばたく国際人材の育成は、ますます重要な課題となっています。知事も、自身のマニフェストの中で、世界に伍する質の高い教育を実現することを掲げておら

れます。

外国人との交流や、外国文化を学び、日本人との違いも含めて、お互いを正しく理解し合うことに努める、いわゆる多文化共生の取組は、ここ熊本においても、着実に広がりを見せていると感じるところです。

私は、先日、アメリカのビジネス社会で実際に活躍された方から、日本人に対する英語教育の必要性について、多くの示唆をいただきました。御意見の一端を紹介します。

少子高齢化、収入格差拡大、日本経済の規模縮小など、日本は未曾有の問題を抱えています、今こそ、日本の若者を世界に通用する人材に育て、希望ある将来につなげていく必要があります、具体的には、現在の国際語は英語であるため、英語を介し、海外の人たちと真剣に向き合い、相手を理解し、互いのコミュニケーションを高めていかないと、それぞれの置かれた立場や互いが連携、協調するメリットなどを共有することが難しくなるため、ビジネスとして成立しない可能性も出てきますとの御意見でした。また、対等な立場での交渉力が必要で、そのためには、交渉できる英語力であるネイティブな英語を流暢に話せるようにならないと、いい働きをすることができないとのことでした。さらには、大半の日本人は、英語で対抗できず、同僚と顔を見合わせ、拙い英語で返答をし、自分の意見をうまく言えず、ただ聞き役に回るだけ、これでは真の交渉とは言えないとの厳しい御指摘もありました。

本当は、お互いにとって手を組むことが望ましいとしても、それを正しく伝え、共有する力となる英語によるコミュニケーション能力がないと、ビジネスチャンスをみすみす失うことになっていきます。

このような現場からの生の声、まさに世界に伍

するビジネスパーソンの貴重な経験に裏打ちされた直言を目の当たりにし、日本人の現状が分かりましたし、英語を使って自己表現できる能力を教育段階でもっと高めていくことが、これからの日本の若者には必須なことだと感じ入りました。

義務教育段階、高校教育段階を問わず、英語教育を今以上に充実させていくことは、大変重要であると考えます。

私たちの世代が学校において教科として学んだ英語は、どちらかというと話し言葉としての英語ではなく、書き言葉としての英語だったと感じます。今世界で活躍する日本人が使う英語は、恐らく私たちが学んできた英語とは違うものであると推測されます。

そこで、現代の日本社会の難題を解決し、世界に通用する国際人材を養成するという観点から、本県においては、英語教育の在り方について、どのような視点を持って取り組み、教科指導を充実させているのか、その現状と今後の方向性、考え方について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 英語教育の在り方についてお答えいたします。

グローバル化が急速に進み、英語の果たす役割はますます大きくなっています。英語によるコミュニケーション能力、とりわけ話す力を高めることは、本県の将来を担う子供たちが世界に通用する国際人材として活躍するために、大変重要であると考えています。

そのため、県教育委員会では、小中学生が英語を使ってA L Tと交流を図るイベントや高校生のモンタナ大学への派遣、英語ディベートワークショップなどを行うとともに、それらを通じて児童生徒が実際に英語を駆使してコミュニケーション能力を高める取組を行っています。

また、教科指導において、義務教育段階での英語によるスピーチや対話、高校教育段階でのディベートやプレゼンテーションなど、話す力の育成をより重視した授業改善を図り、児童生徒が英語で自分の気持ちや考えを伝える力の育成にも取り組んでいます。

さらに、今年度の新たな取組として、県内の中学生1,200人に対して英語スピーキングテストを実施し、成果を分析することで、生徒の話す力の向上を図るとともに、教員の授業力向上にもつなげてまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、総合的な英語力を高めることで、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成につなげてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 教育長に答弁いただきました。

英語によるコミュニケーション能力、とりわけ話す力の重要性を認識され、実際に児童生徒が英語を使ってコミュニケーション能力を高める取組を行っていて、今年度は、中学生を対象に生徒の話す力の向上を図り、教員の授業力向上にもつなげていくとのことで、若い世代から話す英語の習得にこれまで以上に取組まれることは、大変意義のあることだと思います。

英語に対するコンプレックスを克服し、英語をふだん使いできるまで話すことができれば、うれしくて、頼もしい限りです。バイリンガルと——八代弁のバイリンガルじゃなかですけど、バイリンガルと言われるようになったら格好いいかなというふうに思います。

先日の日曜日、八代高校の鳳雛祭文化の部に案内をいただきましたので、しばらく拝見してきました。オーストラリア研修の報告があって、英語

でしっかり、はっきりプレゼンする生徒たちは、私たちの頃とは隔世の感がありました。

最近、英語習得にしっかり取り組まれているのだなと思いながら、生徒たちの話を聞いていて頼もしく感じましたし、あの子たちがもっと頑張っていて幸せになってほしいなと思いながら見ていました。さらに取組を進められるということですので、今後に期待が持てると確信しています。

教育は百年の計とも言います。一人一人の生き方や幸せに直結するものであると思います。長期的視点で取り組み、世界に出て臆することのない優秀な人材を、数多くこの熊本から輩出できるように取組をお願いして、今回の一般質問を終わりたいと思いますが、私からも所感を述べさせていただきます。

今回の一般質問は、これまでいろんな人たちと出会い、様々な意見、要望をお聞きした中で、これは取り組みたいなと思ったことに対して質問をさせていただきました。

この1時間のために、本を何冊も読んだり、話を聞きに行ったり、あちこち出回って調査をしたりと大変な時間を使いましたので、執行部にはもう少し踏み込んだ答弁をいただきたかったなと思う……（発言する者あり）はい、そうですね。思いますが、問題提起は理解していただけたのではないかと思います。

大きな組織になればなるほど、不用意なことは御法度でしょうし、最大公約数的な取組、答弁になるのは仕方ないことかもしれません。

しかしながら、イグサの話では、現場で働いている方から様々な御意見をいただきましたし、動物愛護につきましても、多頭飼育崩壊の凄惨な現場に接して、一議員として現場が抱えている課題の深さを実感したのも事実です。

今回いただいた答弁の内容にかかわらず、現場

で住民の方々と一緒になって汗をかいている県庁職員を含めて、全ての職員の皆さんが、仕事の本質はどこにあるのか、解決すべき課題は何なのか、今自分にできることについてベストを尽くしているのか、どちらを向いて仕事をしているのかなど、時には真摯に振り返ることもあってよいと思います。

ぜひ、この中で様々なやり取りもあったことも記憶にとどめていただき、真に必要な施策を今後に反映させていただくことをお願いし、所感と一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕（拍手）

○城戸淳君 皆様、こんにちは。自由民主党・玉名市選出の城戸淳でございます。

今年は非常に暑い夏でした。9月になってもまだまだ暑い日が続いておりますが、今日の朝の最新のニュースで、アメリカ大リーグ・ドジャースの大谷翔平選手が、史上初の51、51、いわゆる51号ホームラン、51号盗塁を達成されました。まさしく日本人の誇りであります。おめでとうございます。ちなみに、私の今日の髪型は、60、40でございます。よろしく願いいたします。

さて、暑いといえば、今、日本のリーダーを決める自民党総裁選が行われております。激しい討論が行われている中、能登半島地震の石川での青年局、女性局主催の討論会は、非常に私は印象深

く受け止めました。9人の候補者が自分の主張をされて、27日には総裁が決まります。その直後、首班指名を経て新総理大臣の誕生であります。選挙が終われば、自民党のいいところであり一枚岩になって日本の課題を決着し、スピード感を持って前に進めていただきたいと思います。

それでは、今回6回目の質問になります。木村知事には初めての質問になります。知事、執行部におかれましては、明瞭、明快な答弁をお願いして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、中小企業の人手不足の解消について質問をさせていただきます。

私の地元玉名市商工会が属する熊本県商工会連合会が49商工会、490者を対象にして実施した6月末時点の経営への影響調査において、中小企業、小規模事業者が抱える経営課題として、人手不足が深刻化していることが明らかになっていきます。

アンケートでは、製造業者から、最もマイナスの影響が大きい項目は人手不足である、建設業者からは、人手不足は長年の課題、運輸業者からは、TSMCに人が流れている、飲食業者からは、人手不足でお客を断っているといった厳しい声が上がっています。

また、人手不足の現状について尋ねた項目では、人材の充足度に関し、大変不足している、または不足していると回答した割合が合計で43%となり、建設業者からは、従業員不足の中で対応できる仕事量に調整している、サービス業者からは、ハローワークや求人サイトに掲載しても問合せは一つもない、製造業者からは、事業規模の縮小や省力化を検討中であるとの声が寄せられました。

このように、人手不足は、多くの業種、多くの

地域で共通した経営課題となっております。私の地元荒玉地域でも、TSMCの進出を契機に、JAの職員が複数名退職したと聞いております。

このような人手不足は、TSMC進出という特殊事情を抱える熊本県だけではありません。全国中小企業団体中央会の令和5年度中小企業等労働事情実態調査において、経営上の障害として、人材不足、つまり質の不足と回答した回答者が全体の5割、労働力不足、つまり量の不足と回答した人が約4割となるなど、人手不足は全国共通の経営課題となっております。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、中小企業省力化投資補助金のチラシであります。

現在、国において、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品、例えば、飲食サービス業や宿泊業での配膳ロボットや清掃ロボット、小売業での自動精算機等をカタログに掲載し、中小企業、小規模事業者が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性のある省力化投資を促進することを目的とした中小企業省力化投資補助金1,000億円を、令和5年度補正予算において予算化するとともに、3年間で総額5,000億円規模の予算を確保し、令和6年度から事業をスタートさせています。

このようにしてできた中小企業省力化投資補助金は、導入経費の2分の1を国が補助する制度として、令和6年6月から募集を開始したばかりの新しい補助金であります。

このように、深刻な経営課題である人手不足を解消するために、政府の肝煎りでスタートした新しい事業ではありますが、現状ではまだまだ課題があるのではないのでしょうか。

1点目は、新規の補助事業であることから、事

業の名称をはじめとした認知度そのものが不足しているのではないかという点です。2点目は、登録されている製品カタログの中から、事業所にとって省力化に必要な製品を選んで申請する仕組みとなっておりますが、必要とする製品のカタログ掲載が不足しているのではないかという点です。3点目は、国の補助率が2分の1であるため、残り2分の1が事業者の自己負担となることに加えて、国の補助金の仕組みとして、補助金の交付決定後に製品を事業者が自己資金で購入して、事業実績報告後に補助金が確定してから補助金交付となる手続であることから、特に小規模事業者にとっては負担が大きくなり、申請をちゅうちょすることになっていないかという点です。

そこで、県の認識や今後の取組方針をお伺いします。

まず1点目、事業の周知、広報活動は、制度をつくった国の役割ではありますが、新しい補助金制度を県内事業者に広く周知して、人手不足対策の一つとして認知してもらえるようにすることも県の役割ではないかと考えますので、事業周知に向けて県としてできる支援策はないか、商工労働部長にお伺いをいたします。

2点目は、補助率についてです。

国の補助率が2分の1、自己負担が2分の1であることはさきに触れましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に収束してない中で、原材料高、物価高等により収益が上がらずに経営が厳しい事業者が、2分の1の自己負担をすることは容易ではありません。

このような中、お隣の大分県では、国の令和5年度補正予算に合わせて、県独自の支援制度として補助率を2分の1から3分の2に上げて、事業者の取組を後押しする上乗せ支援制度を既に創設をされているとのことでした。

県の財源に限りあることは十分に承知しておりますが、人手不足に苦しむ県内の中小企業、小規模事業者を国と連携して支援することにより、地域の経済や雇用、コミュニティーを守ることは県としての重要な役割であると思いますので、事業者の取組を後押しする何らかの県独自の財政支援策を、今後期待される経済対策や来年度予算編成に向けて検討すべきではないかと考えます。県の見解を商工労働部長に併せてお伺いをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) まず、中小企業省力化投資補助金の周知についてお答えします。

本補助金につきましては、これまで、事業主体である中小企業基盤整備機構が、中小企業支援機関向けの説明会やSNS、また、全国紙へのPR広告の掲載などを通して事業周知に取り組んでいます。

また、中小企業等の経営支援を行っている商工団体や国が全国に設置しておりますよろず支援拠点においても、ホームページや相談窓口を活用して広く周知を行っております。

本県としても、IoTやロボットなどの導入による省力化の取組は、事業者の人手不足解消の一助になるものと考えています。

本補助金をより多くの事業者に知ってもらい、積極的な活用を促すために、事業者訪問時の情報提供など、商工団体などと連携しながら事業周知を図ってまいります。また、県ホームページへの掲載や事業者向けセミナーでの御紹介など、様々な機会を捉えて情報発信を行ってまいります。

次に、県独自の財政支援に関する県の見解についてお答えいたします。

本県においても、国の交付金を活用し、県内中小企業がIoTやAIなどのデジタル技術を活用

して、省力化や生産性向上を図るための機器導入費用の3分の2を支援します中小企業DX推進事業補助を県独自に実施しており、現在までに27件活用されております。

そのほかにも、専門家の派遣や既に導入をした企業の好事例を紹介するセミナーの開催など、様々な取組で中小企業のDX化を後押しをしているところでございます。

一方で、中小企業の人手不足は、全国のかつ喫緊の課題であることから、県では、8月に知事をトップとします「くまもとで働こう」推進本部を立ち上げ、課題解決に向けて、全庁的に取り組むこととしています。

中小企業の省力化、生産性向上については、景気の動向を注視しながら、国に財政的な支援を働きかけるとともに、商工団体等と連携をして、適切な支援スキームの検討にも引き続き取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 商工労働部長より答弁をいただきました。

中小企業省力化投資補助金の周知については、様々な機会を捉えて情報発信をしていくとのことでした。補助率については、国に財政的な支援を働きかけるとのことでした。

この省力化補助金は、岸田政権が推進してきた施策ですが、新たな政権になっても、人手不足対策は我が国の最重要課題であり、省力化を進める大きな流れは変わらないと確信します。

ぜひ、新政権が打ち出す経済対策の財源を活用して、県独自の財政支援策により、中小企業、小規模事業者が取り組む省力化を強力に後押ししていただきますようお願いし、その推進役として「くまもとで働こう」推進本部の取組に大いに期待をしたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

マイナンバーカードの活用による利便性向上と業務効率化について質問させていただきます。

マイナンバーカードの普及率向上については、これまで、一般質問で県の取組などを確認してきました。国の取組や市町村の努力もあり、多くの熊本県民が保有している状況にあると認識しております。

このマイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平、公正な社会の実現のための社会基盤として導入されました。

玉名市では、マイナンバーカードを利用して、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるサービスを行われているなど、着実に業務効率化と利便性向上が図られているところだと承知をしております。

最近、マイナンバーカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証の利用が進められてきています。これは、データに基づくよりよい医療を受けるために、利用を促進することが期待されるほか、手続なしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除されるというメリットもあるとのことでした。

こうした県民の利点の部分をしっかりと周知していくことと、病院や薬局などの現場でマイナ保険証を利用したい県民が、実際に利用できる環境を整えていくことが大切だと思います。

例えば、病院に行くと、保険証を見せてくださいと受付から言われると、紙の保険証を出すといった習慣があると思います。マイナ保険証でも対応しているということを来院した患者に示すことも欠かせないと思います。

そして、これから進められるのがマイナンバーカードと運転免許証の一体化です。マイナンバーカードの中のＩＣチップに運転免許証の情報を記

録し、マイナンバーカードに免許証の機能を持たせたものであり、これを一体化と称しているとのことでした。

先週報道がありましたとおり、来年3月24日から開始されるそうですが、これは、デジタル社会の実現ということを考えた場合、重要な取組になってくると考えます。

これまで、多くの県民が身分証として利用してきたのが運転免許証でした。今後、マイナンバーカードと一体化することで、どのようなメリットがあるのか、県民にしっかりと説明することが大切になってきます。

そこで質問いたします。

熊本県では、マイナンバーカードの保有率はどこまで高まっていて、現在こういった活用をなされているのか、その結果、住民の利便性向上や行政の業務効率化は進んでいるのか、現在、行政手続にマイナンバーカードを活用して業務効率を高める取組など、市町村を中心に進められていると思いますが、県として、今後どのようにマイナンバーカードの活用を広げていく計画があるのか、また、マイナ保険証の利用促進に今後どう取り組んでいくのか、さらに、今後、マイナンバーカードと運転免許証が一体化するに当たって、県として、適切かつ円滑な移行に向けてどのような取組を進めていく考えなのか、お尋ねをします。

木村知事は、総務省の出身でございますので、このマイナンバーカードの活用について、知事の考えをお尋ねしたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 城戸議員から、マイナンバーカードについての御質問をいただきました。

まず、マイナンバーカードの活用についての現状と今後の取組についてお答え申し上げます。

マイナンバーカードは、安全、確実な本人確認

ができるデジタル社会の基盤となるツールであります。8月末現在、熊本県民の保有率は77%で、全国平均を上回っております。

こうした中、県内においても、住民票等のコンビニでの交付やオンライン申請など、本人確認が必要な市町村の行政手続において、マイナンバーカードの活用が広がってきています。

特に、住民票等のコンビニ交付は、県内45のうち32の市町村が実施しておりまして、昨年度のコンビニ交付の件数は、交付全体の4割を超える約63万件となっています。休日や夜間、居住地にかかわらず各種証明書を取得できるという点で、住民の利便性が大幅に向上しています。

私自身、この年始に、急遽公務員を辞職して知事選に出馬するに当たって、退職とか転居とか選挙の手続とかで急遽住民票等が必要になりましたので、コンビニ交付はもう大変便利だと、当時実感しておりました。

また、今、人材不足と業務の多様化の一方で、働き方改革が求められる市町村の現場、その現場を改善するためにも、デジタルによる業務効率化が今喫緊の課題でございます。

住民票などの交付には、1件当たり何分もかかってしまうことですから、コンビニ交付によりまして、市町村窓口での作業時間が大幅に削減され、行政の業務効率化につながります。

そのため、県としては、マイナンバーカードの活用も含め、デジタル化を進める上での課題解決に向けて、市町村に民間のデジタル専門人材を派遣する取組を行っております。

今年度は、市町村における窓口改革、いわゆるフロントヤード改革の支援を重点的に行っております。この中で、マイナンバーカードの活用促進についても支援するとともに、県においても、行政手続のオンライン化と合わせて、マイナンバー

カードの活用をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの健康保険証としての利用についてでございます。

現行の健康保険証の新規発行は、本年12月2日で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。

現在、県内ほぼ全ての医療機関、薬局でカードリーダーが整備され、マイナ保険証が利用可能な状況となっています。しかし、本県のマイナ保険証利用率は、7月末時点で、全国と同水準ではありませんが、11.1%となっており、上昇傾向にはあるものの、依然として低い状況でございます。

県としては、マイナ保険証の利用促進に向けて、医療機関などとともに連携し、県民の皆様に対して、そのメリットや利用方法などの周知、広報を積極的に行ってまいります。

また、マイナ保険証への移行に際しては、県民の皆様には不安や混乱が生じないようにしなくてはなりません。マイナンバーカードをお持ちでない方などについては、現行の健康保険証と同様に利用できる資格確認書が交付されることなども丁寧に周知してまいります。

最後に、来年3月から開始となる運転免許証との一体化については、住所変更の手続のワンストップ化により、利便性の向上が図られると考えております。

具体的には、市町村で転居手続を行えば、警察への変更届が不要となり、運転免許証の更新時の講習をオンラインでも受講できるようになります。

今後、県警察では、一体化の手続について、利便性の向上を含め、広く県民の皆様には周知しながら、新制度への円滑な移行に向けたシステム等の改修、専用窓口の整備、職員の研修など、様々な

取組、体制強化を進めていかれると承知しております。県としても、こうした取組に協力してまいります。

私は、かつて、総務省で電子政府・電子自治体担当として、マイナンバーと呼ぶ前の住民基本台帳の情報を活用して、個人情報保護しつつ、住民の利便性の向上や行政の業務効率化をどう推進していくかで大変苦労した経験があります。デジタル技術の向上で、マイナンバーカードと保険証や運転免許証が一体化する現状に、本当に隔世の感がありまして、大変感慨深いものがあります。

だからこそ、私としては、熊本県においては、今後も、住民の皆様の利便性向上、行政の業務効率化に向けて、個人情報の保護とその住民の皆様の不安解消にしっかりと取り組みながら、マイナンバーカードの活用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 知事に答弁いただきました。

このマイナンバーカードを正しく活用することができれば、多くの県民が便利だと感じられる社会になると思います。

行政の業務効率化を高めることも可能だと思いますし、ただ、正しい情報が県民に届いていないこともあると思いますので、新しい制度を導入する際には、県民がその内容を正しく理解できるよう、県としても、自治体としっかり連携をしながら、県民に対して丁寧な周知を図っていただきたいをお願いをしたいところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

こどもまんなか熊本と誰一人取り残さない教育について質問をさせていただきます。

最初に、特別支援学校の整備について質問します。

県教育委員会では、平成23年に策定された県立特別支援学校整備計画を平成31年3月に改定し、県内全域の知的障害特別支援学校における教室不足の解消に努められてされました。

整備期間については、早急な対応が必要かつ早期に対応が可能な整備については、2019年度から2023年度に実現を目指すとしてあり、実現しなかった整備については、2024年度以降に知的障害特別支援学校の在籍状況等を考慮して実施するとあります。

実際、知的障害者を対象とする新たな県立特別支援学校を新設し、熊本市が支援学校を整備した後も、教室不足が解消しないと見込まれる7つの支援学校を対象に、移転整備や本校整備が進められてきています。

荒玉地域におきましても、令和5年度から、荒尾支援学校の高等部一般学級を岱志高校校舎内へ移転し、現在は本校の改修に向けて設計を行っていると考えております。

そこで、1番目の質問です。

平成31年3月に改定した県立特別支援学校整備計画における高等部に係る整備の進捗状況について、教育長にお尋ねをいたします。

また、この県立特別支援学校の整備計画を改定するに当たって、県教育委員会では、目指すべき特別支援学校の姿を明確にしています。1つが「児童生徒が、安全で安心、かつ十分な学習環境で学ぶことができる特別支援学校」、2番目に「障がいに応じた教育の専門性が確保され、一人一人の教育的ニーズに応え得る特別支援学校」、3番目に「共生社会の実現を目指し、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校」、4番目に「小・中学校等への積極的な支援を通して、地域の特別支援教育の拠点となる特別支援学校」、以上の4点であります。

2番目の「障がいに応じた教育の専門性が確保され、一人一人の教育的ニーズに応え得る特別支援学校」という点は、特別支援教育を受けている保護者からの御意見が多く、保護者の関心が最も高いと感じている点です。この点については、県教育委員会でも、全ての教員を対象とする特別支援教育に関する研修をさらに充実していく取組を進めていると承知をしています。

一方で、3番目の「共生社会の実現を目指し、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校」という点では、玉名市民は荒尾支援学校を身近に感じているか、疑問が残ります。玉名市内に特別支援学校があれば通わせたいという保護者の声を聞くことが多いのも実情です。つまり、荒尾支援学校の教室不足は仮に解消したとしても、目指すべき特別支援学校の姿という点では課題が残るのではないかと思います。

私は、前回の一般質問の中で、玉名市でも小学校の統廃合が進んでおり、廃校予定の小学校を特別支援学校の分校として活用することも有効ではないかと申し上げました。

そこで、2番目の質問ですが、玉名市への特別支援学校の分校設置を含め、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の現在の検討状況について、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、県立特別支援学校整備計画における高等部整備の進捗状況についてお答えします。

県教育委員会では、現在、教室不足の解消に向け、整備計画に基づき、7つの特別支援学校を対象に、高等部等の整備を進めています。

天草、松橋西、荒尾、球磨の特別支援学校につきましては、6月までに順次移転が完了し、また、熊本支援学校につきましては、令和7年度末

をもって熊本はばたき高等支援学校へ移行完了する予定でございます。残る大津支援学校と菊池支援学校の高等部につきましては、令和8年度中の完了を目指し、現在整備を進めているところでございます。

7校の高等部整備と小中学部の整備が完了すると、本県の知的障害特別支援学校の教室不足は解消する見込みです。

なお、荒尾・玉名地域の主な受入先であります荒尾支援学校につきましても、高等部の移転により小中学部の教室配置にゆとりが生まれ、十分な受入れができる状況となります。

次に、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の検討状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶためのインクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な学びの場整備事業をはじめ、様々な取組を進めています。

本事業では、通級指導教室を設置できたことにより、特別支援学級ではなく、障害に伴う困難さを改善、克服するための特別な指導を週に数時間受けながら、通常の学級で安心して学ぶことができる事例が見られます。

議員御提案の今後閉鎖予定となる玉名市内の2つの小学校の活用につきましては、3月と5月に玉名市教育委員会とともに訪問して現地を確認し、意見交換を行ったところでございます。

県教育委員会といたしましては、現在進めている学びの場の最適化の成果を見極め、荒尾・玉名地域の特別支援学校の配置が最適なものとなるよう、玉名市教育委員会と丁寧に意見交換等を行いながら、分校設置の必要性も含めた特別支援学校の在り方について、検討を進めてまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 県立特別支援学校整備計画の進捗状

況と地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の検討状況について、ただいま教育長より答弁をいただきました。

県立特別支援学校の整備については、教室不足の解消に向けて着実に整備が進んでいるということが分かりました。荒尾支援学校においても、十分な受入れができる状況という答弁もいただきました。

次に、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の検討状況についても答弁がありました。通級指導教室を設置したことによって、よい事例も出てきているとのことですので、インクルーシブ教育をどう進めるのかという点で、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

閉校予定の玉名市内の小学校の活用については、現地の確認や玉名市教育委員会との意見交換を行ったとのことでした。迅速な御対応に、心から感謝を申し上げます。

分校設置に向けては、その必要性も含めて、玉名市教育委員会と県教育委員会とで一步踏み込んだ協議を進めていただきますように要望をいたします。

全体として整備が進む中で、取り残された地域がないかという点も、県としてしっかりと確認する必要があると思いますし、整備が必要になった場合にも、最適な配置という面では、より踏み込んだ調整が必要になってくると思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

中学校運動部活動の地域移行の在り方について質問をさせていただきます。

少子化の影響で、部活動がこれまでと同じように維持できない現状が生じてきています。そこで出てきたのが部活動の地域移行です。

この部活動の地域移行とは、学校が担ってきた部活動の運営を地域等が担うことで、地域クラブ活動と呼ばれています。

玉名市では、拠点校方式と合同部活動方式で地域移行を進めており、拠点校方式では、指導者がいる大規模校に集まる方法で、玉名中学校のラグビー部や女子バレー部がこれに該当いたします。合同部活動方式は、1つの学校では運営が困難な部活動を、近隣校と合同で実施する方法です。

玉名市では、玉名市教育委員会とNPO法人いだてん玉名SCが運営主体となって地域移行を進めています。来年度までに全ての休日の運動部活動を地域クラブ活動へと移行し、地域のスポーツ活動の充実を図られることが期待をされています。

この部活動の地域移行のメリットの一つに、子供たちが専門的な指導を受けられるということがあります。学校部活動の場合、担当する種目の知識や技術を備えている教員の割合が少ないという実態もあります。しかし、地域移行によって、専門性の高い指導者の指導を受けられるという可能性が広がります。

また、学校部活動では、設置されている種目が限定されていますが、地域移行することで、これまでにない種目が設置されるため、子供たちが希望する種目に挑戦しやすくなります。さらに、部活動を担当している教職員の勤務負担も軽減するメリットも大きいと言えます。

大きな課題は、適切な指導者をどう確保するかという点です。これは、地域に偏りが出てくるといことも懸念されています。また、部活動を安全に実施することや、事故やけがといったトラブルがあった場合の対応についても懸念をされています。

リスクマネジメントの観点から、任意団体では

なく、法人として運営することがよいとの指摘もあります。さらに、保護者の経済的な負担が大きくなるという点も忘れてはならないと思います。

私は、部活動の地域移行を進めていく上で、学校と地域が連携を図りながら、地域の特性を踏まえ、行政がしっかりと支援し、保護者の理解も得られる形で進めていくことが重要だと思います。

玉名市では、部活動地域移行コーディネーターが懸念している点は、国の補助金がなくなった後の財源をどうするかということです。

群馬県の新町スポーツクラブでは、小学生は様々なスポーツが体験でき、中学生から専門的な指導を受け、高校生以上は地域のチームに入り、中学生以下を指導。中高年になっても生涯クラブ員として活動できるライフサイクルがあり、ユースボランティアからクラブ指導者が育成される流れができていたとのこと。多世代でのスポーツを楽しむことができれば、部活動の地域移行が地域活性化につながるかもしれません。

運動部活動の地域移行を進めるに当たって、九州大会、全国大会を目指すというよりも、そのスポーツに触れ、その楽しさを体感することに力点を置いてみるのもよいのではないのでしょうか。場合によっては、地域でスポーツをしている団体の活動に、小中学生が参加する環境をつくることも必要ではないのでしょうか。

そこで、教育長に質問します。

県では、中学校の運動部活動の地域移行を進めるに当たって、持続可能で、子供たちがやりたいスポーツを安心して楽しめる環境づくりをどのように進めていくのか、また、活動の中心となる子供たちの声や意見をどのように確認し、反映させていくのか、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君） まず、子供たちがスポー

ツを安心して楽しめる環境づくりについてお答えいたします。

中学校の運動部活動は、スポーツに興味、関心がある生徒が参加し、教職員等の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。

しかしながら、今日、少子化の進展や生徒のニーズが多様化する中、従前と同様の運営体制で維持することは難しくなっており、子供一人一人のニーズに応じた持続可能で多様なスポーツ環境の整備は重要な課題であると考えています。

そこで、県教育委員会では、昨年度から、国の実証事業を活用し、中学校運動部活動の地域移行を進めており、今年度は、県内17市町村でコーディネーターの配置や検討委員会の設置などの取組を行っています。

また、生徒の志向等に応じた複数のプログラムや学校部活動にはない種目を体験する機会を提供する取組も進めています。

スポーツに興味がある生徒はもちろん、運動部活動に加入していない生徒や運動を苦手と感じている生徒も、体を動かすことの楽しさを感じ、スポーツに関心を持つきっかけとなっています。

今後、実証事業の成果と課題を検証した上で、これらの取組を県内全域に広げていきたいと考えています。

次に、子供たちの声や意見の反映方法についてお答えいたします。

県教育委員会では、地域移行を進めるに当たって、市町村教育委員会等に対し、生徒のニーズ把握を依頼しており、これまで25市町村が生徒を対象としたアンケート調査を行っています。

また、生徒会や部活動のキャプテン等の様々な立場の生徒が意見を交わすワークショップを実施している市町村もあります。

このような取組により、生徒のニーズを把握

し、新たな種目の設置や活動内容等の見直しにつなげているところです。

今後は、このような先進的な取組をさらに県内の市町村に周知していくとともに、様々な機会を通じて、子供たちの意見を丁寧に聴きながら、地域移行を進めてまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や市町村教育委員会等と連携し、子供たちが将来にわたりスポーツに継続して親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 教育長より答弁をいただきました。

活動の中心となる子供たちの声を反映させる取組が進んでいることは喜ばしいと感じました。今後も、この子供たちの声を確認しながら、運動部活動の地域移行を進めていっていただきたいと思います。

持続可能で、子供たちがやりたいスポーツが安心して楽しめる環境づくりという面では、指導者の確保や運営資金も課題になってくると思います。既に取り組を進めている関係者としっかりと連携をしながら、スポーツに継続して親しむ環境づくりを進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

学校給食費無償化の現状と支援について質問をさせていただきます。

昨年政府が発表した少子化対策、こども未来戦略方針を受け、今年6月、文部科学省が全国の自治体の学校給食費無償化の状況を調べた結果を公表いたしました。

2023年9月時点で、全国の3割に当たる547自治体が、公立小中学校の学校給食費を無償化していることが明らかになりました。これは、2017年の調査から6年で約7倍に増えたことになります。また、多子世帯などを対象に支援要件を設け

ているのは145自治体という結果も明らかになりました。

都道府県単位で見えますと、東京都は、今年1月、都内の区、市町村の学校給食費負担の半額を補助する方針を示しました。これを受けて、東京23区では、4月から、都と区の負担によって、小中学生を対象に、学校給食を無償化することになりました。青森県では、都道府県単位で初めて、10月から県内の小中学校で無償化することです。

このように、学校給食費無償化の動きについては、人口規模の小さい自治体が多かったのに対し、近年では、規模が大きい都市部の自治体にも広がりつつあるのが大きな特徴と言えます。

私の住む玉名市におきましては、物価高騰分を市が負担する取組を行っており、お隣の荒尾市では、小学校の学校給食費を無償化しております。

こうした学校給食費無償化を進めた理由については、652自治体が保護者の経済的負担の軽減、子育て支援と回答しており、その財源は、475自治体が自己財源、233自治体が地方創生臨時交付金と答えています。

この学校給食費無償化を進めるに当たっては、保護者が負担すべきだという意見や国が責任を持つて行ふべきという意見もありますが、子育て支援を積極的に進めることで、少子化に歯止めをかけ、住みやすいまちづくりを進めたいという自治体の切実な思いが伝わってきます。

学校給食は、適切な栄養の摂取により健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事についても、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うといった意義があります。実際に、給食を楽しみに学校に通っている児童生徒も少なくないのではないのでしょうか。

学校給食費を無償化することによって、子育て世帯の経済的な負担を軽減することだけではなく、集金する手間や滞納の催促をする精神的な負担も軽減されるため、教職員が本来の業務に専念できるメリットがあります。

一方では、その財政的な負担が大きいため、ほかの教育施策に予算を投じることができなくなるのではないかと懸念もあります。実際に、学校給食費を無償化した自治体によっては、継続的な実施が難しい自治体も出てきており、財源が一つの壁となっていることが分かります。

現在、食材費が高騰し、人件費やガス代なども上がっているため、しっかりと学校給食の質と量が担保されているかという点も注視する必要があると思います。実際に、給食事業者の経営が逼迫していたり、場合によっては給食の提供が難しくなった事業者についても報道されたことがあります。

ただ、私は、子供を産み育てたいという県民に対しては、安心して子供を産み育てることができる環境を熊本は整えていますというメッセージを届けることが大切だと考えます。この点に関して、地域による偏りをなくすように県としても努力すべきではないでしょうか。

そこで質問をいたします。

まず、県内の学校給食の実施状況と、その学校給食費を全て無償化するためにどれくらいの予算が必要なのか、次に、本県の各自治体での学校給食費補助等への取組はどのような状況なのか、最後に、今後、県としてどのように支援していく考えなのか、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 学校給食費無償化の現状と支援についてお答えいたします。

まず初めに、県内の学校給食の実施状況につい

てお答えします。

県立中学校3校を除く公立の小中学校と特別支援学校では、年間約190回の学校給食が実施されています。

議員御指摘のとおり、食材費高騰などの課題がある中、児童生徒に必要な栄養量を確保するため、各市町村では、限られた予算の中で創意工夫を凝らし、児童生徒に安全で安心な学校給食が提供されています。

次に、学校給食費を全て無償化するために必要な予算についてお答えします。

仮に、熊本市を除く公立の小中学校と特別支援学校の学校給食費を無償化した場合、年間給食回数と1食当たりの平均費用を昨年度の児童生徒数で試算すると、毎年約43億円の予算が必要となります。

次に、県内の各自治体での学校給食費補助等への取組状況についてお答えします。

学校給食は、学校給食法により、学校設置者である市町村が実施主体となります。4月現在で、45市町村中14市町村が小中学校の学校給食費無償化を実施しています。また、26市町村が半額または一部補助を行っており、物価高騰分を補助したり、月ごとに定額を補助したりするなど、各市町村の実情に応じた方法で実施されています。

最後に、県としての支援の考え方についてお答えします。

国において、6月に公表されたこども未来戦略方針に基づき実施された学校給食に関する実態調査の結果を踏まえ、今後、法制面等も含め課題の整理を行った上で、学校給食費無償化に向けた具体的方策を検討するとされています。

県教育委員会といたしましては、現状では、県単独での補助には多額の予算が必要になることなどから、学校給食費無償化の実現に向け、全国知

事会等を通じて国に要望を行っているところでございます。

今後も、国の具体的方策の検討状況等を踏まえながら、学校給食費無償化について、県としての支援の在り方を引き続き研究してまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 県内の学校給食の実施状況と無償化に必要な予算、各自治体の取組状況について、教育長から答弁をいただきました。

各市町村の創意工夫により、安全で安心な学校給食が提供されているということですが、その取組には差が生じている点も認識する必要があると思います。

無償化に必要な予算は、年間43億円ということでした。国に要望を行いながら、県として支援の在り方を研究するとのことでした。

私は、住む地域によって保護者の負担に差が生じてしまうという点に対して、各自治体の内情や保護者の声をしっかりと受け止めることも必要だと思います。

国も無償化を検討している最中かと思いますが、実際に自治体や都道府県で先行して無償化を進めていることから、私は、遠からず学校給食費は無償化されるときが来ると思います。熊本県として、どういう支援ができるのかを考えていただきますように要望をいたします。

それでは、2つの要望をさせていただきます。

ちょっとこれは珍しい要望でございますが、鷹匠の活用について要望をさせていただきます。

食物連鎖の頂点である猛禽類ですが、動物本来の特性を生かした害鳥対策として、鷹による害鳥駆除があり、環境に優しい害鳥駆除として脚光を集めています。

具体的に、害鳥駆除としては、ハト駆除、カラス駆除、ムクドリ駆除などを行っている事業者が

おり、玉名市でも、ブリヂストン熊本工場内のハトを駆除するのに鷹匠を活用したという話を聞きました。また、熊本県民総合運動公園のスタジアムに集まってくるカラス対策として、鷹匠が活躍したことがテレビで放映されたこともあったようです。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

写真は、国内唯一の鷹術専門の企業、株式会社ファルコンウィングの鷹匠の写真です。

鷹は、鳥類の食物連鎖の頂点に位置し、ハト、カラス、ムクドリなど、害鳥にとって最も恐れる存在です。

その鷹を、鷹匠が訓練し、対象となる害鳥のいるところで頻繁に飛ばすことにより、害鳥に対し、生命の危機感を与え、戻ってこない環境をつくるという駆除の方法です。本物の鷹が飛び回るので、効果は絶大で、環境にも優しいのが一つの特徴と言えます。

この工場のハトの駆除に鷹匠を活用した方に伺った際、鷹や馬は日本の文化に欠かせない存在だったという話も伺いました。

次の写真をお願いします。（資料を示す）

この写真は、実際に鷹匠が体験イベントを実施している写真になります。

日本文化と鷹の関係について話を聞いたとき、熊本城のPRに鷹匠を活用することも有効ではないかと感じました。日本文化を教育する素材として、出張授業や人が集まる行事に鷹匠を活用しても面白いと思います。

今後、熊本県は、国際化がさらに進むと思いますが、日本文化を教育する素材として鷹匠を活用していただくことを要望したいと思います。

同時に、野生のハヤブサは、国内希少野生動植物種にも指定され、種の保存が図られております

ので、ぜひ鷹の保護にも努めていただきますように要望をいたしたいと思います。

それでは、あと一つの要望をさせていただきます。（発言する者あり）カモも有効です。

ドローン事業者と利用者のマッチングについて要望いたします。

最近、ドローンを用いた技術革新が図られており、撮影以外にも多様な分野で活用が進んでいます。

農業では、農薬や肥料の散布、災害現場では、緊急物資の運送や生存者の確認、様々な分野で活用されるようになってきております。また、工事現場では、測量や点検作業などにドローンが活用されていると認識しております。

こうしたドローンを取り扱うサービスを提供する事業者と利用者をマッチングする際に、どうしても大手企業に依頼が集中してしまうという現状があると、地元の事業者から聞きました。

技術者不足を補い、業務経費を削減するために技術力を磨いている中小企業の立場からすると、サービスを提供する技術はあっても、認知度が低いため、具体的な仕事の依頼が来ないという悩みもあるようです。

もちろん、それぞれの営業努力も必要だと思いますが、国が進める取組を、県としても何らかの形で支援することが求められると思います。

内閣官房では、ドローンに関する情報を共有するプラットフォームを立ち上げ、地域や利用分野ごとに情報を整理し、発信しています。

また、九州では、大分県などが事業者と利用者をつなぐプラットフォームを整備しています。分野ごとに事業者を検索でき、そのまま概算見積りや問合せができるようになっており、利用者目線がよくつくられていると感じました。

私は、ドローンという技術を生かしたい利用者

とドローン技術を磨く事業者がしっかりとマッチングできるような仕組みを、県として整備していく必要があるのではないかと考えます。

ぜひとも、実情や課題などを整理していただき、他県のようなプラットフォームを整備するのがよいのか、何か両者を結びつける窓口をつくるのか、熊本に合った方策を検討していただき、実効性のある対応策を実施していただきますように要望をいたします。

これで全ての質問と要望が終わりました。

これからも、熊本県民のために、知事がいつも言われております、現場に出て人の話を聞くというスタイルで、私も県政に向けて汗をかいてまいりたいと思います。

最後まで御清聴ありがとうございました。

（拍手）

○議長（山口裕君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明21日から23日までは、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る24日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会

第 4 号

(9月24日)

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第4号

令和6年9月24日（火曜日）

議事日程 第4号

令和6年9月24日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（49人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知 事 公 室 長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健 康 福 祉 部 長 下 山 薫 さん
環 境 生 活 部 長 小 原 雅 之 君
商 工 労 働 部 長 上 田 哲 也 君
観 光 戦 略 部 長 倉 光 麻 里 子 さん
農 林 水 産 部 長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、20日に引き続き一般質問を行います。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕(拍手)

○松村秀逸君 皆さん、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・自由民主党・松村秀逸でございます。今回で10回目の質問になります。木村知事になられまして初めての質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、今年1月、能登半島におかれましては、大地震で、まだ復旧半ばの中で、先日、また大雨により大水害、また、お亡くなりになられた方、また、行方不明の方がたくさんおられるようでございます。お亡くなりになられました皆さんに、まずは御冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い行方不明者の救出を願うところでございます。そして、被害に遭われました皆さん方全てに、お見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。

日本一の健康寿命社会の実現について。

健康寿命の延伸について、また、健康危機に強い県、熊本の確立についてお尋ねいたします。

私は、2年前、蒲島前知事にも健康寿命の延伸について質問いたしました。特に熊本県においては、平均寿命、令和2年、男性は81.91歳、全国9位、女性は88.22歳、全国5位と全国有数の長寿県で、平均寿命は、5年置き統計調査では年々伸びており、当然、医学の発達や一人一人の健康意識の向上により、今後も少しずつ寿命が延びていくものと思われます。

一方、健康寿命については、統計調査が3年置きであり、令和元年のデータであります。男性72.24歳、全国37位、女性は75.59歳で全国24位であり、平均寿命は全国で上位に位置していますが、健康寿命は、男性は全国平均を下回っており、今後、熊本県としては、この健康寿命を延ば

すことは大変重要であると思います。

熊本県として、人生100年くまもとコンソーシアムを設立し、科学的データ分析を実施し、本県の特徴や課題を共有し、健康づくりの取組に頑張っておられることは承知しております。

また、健康寿命は、一人一人の日々の努力も必要であり、継続することが結果へとつながります。誰もが自由に健康で長生きすることが幸福であることは言うまでもありません。男性で約10年、女性で約13年の間、認知症や何らかの病気などで寝たきり等でおられる時間を少しでも少なくしていくために、今回、木村知事は、日本一の健康長寿社会を目指すとの公約をなされております。知事は、日本一に向けてどのような方法をお考えで、健康寿命の延伸を目指されるのか、具体的な対策をお尋ねいたします。

また、今後起こり得る新たな感染症、健康危機に備え、県がリーダーシップを取って、医療提供体制及び医薬品、ワクチン、医療機器、衛生用品の安定供給体制を確保し、さらに、国産医薬品、ワクチン等の世界への安定供給も展望する健康危機に強い県、熊本を確立したいとお考えのようですが、これが確立されれば、熊本県民としては、充実した医療体制により安心して暮らせることと期待し、私もぜひ後押ししたい気持ちでいっぱいです。

知事のお考えとしての健康危機に強い県、熊本を確立するための具体的な考えを知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 松村議員からお尋ねいただきました。

まず、1点目の健康寿命の延伸についてお答え申し上げます。

本県は、全国有数の長寿県ですが、人生100年

時代を充実させるためには、健康寿命を延伸していくことが重要と考えております。

このため、県では、3月に策定した第5次くまもと21ヘルスプランにおいても、健康寿命の延伸を目標とし、生活習慣病の発症、重症化の予防や社会全体で県民の健康を支え、守る環境づくりを進めております。

具体的には、若いうちからの食生活や運動習慣の改善、健康診断やがん検診受診の推進、歯と口腔の健康づくりなどに取り組むとともに、市町村や健康経営に取り組む企業、そして各種団体などと連携した取組を推進しております。

さらに、私が会長を務めております熊本県健康づくり県民会議において、今年度初めて、新たなスローガンを掲げた健康づくりイベントを開催いたします。このイベントは、2,500を超える健康経営に取り組む企業、団体にも協力を呼びかけまして、広く県民が参加できるセミナーや健康づくりを啓発するブースの出展など、県全体の健康づくりの機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

高齢期に入りますと、健康と要介護の中間に、いわゆるフレイルという状態がありますが、その進行を防ぐために、運動、社会参加、栄養の3つの側面で、予防に早期から取り組むことが重要です。健康で自立した生活を長く続けるために、日常的な身体活動、運動の重要性の啓発、通いの場などの介護予防、低栄養の予防、口腔機能の向上などの取組を包括的に推進しております。

マニフェストに掲げた日本一の健康長寿社会の実現に向け、私が先頭に立って、行政、企業、そして県民が一体となって健康寿命の延伸につながるよう、取組を進めてまいります。

2点目の健康危機に強い県、熊本の確立についてお答え申し上げます。

私は、コロナ禍の令和2年に副知事として熊本に戻り、着任後すぐに、県民の生命と健康を守るため、様々な施策の陣頭指揮に当たりました。医療機関をはじめとする関係者の皆様の御尽力により、医療が広範に機能不全になるような事態は避けられました。

その一方で、想定を超えた急激な感染拡大期には、病床や外来、検査などの医療提供やマスクなど医療物資の供給が迅速に行えないなどの課題も生じました。今後、本県が、議員御指摘の健康危機に強い県となるためには、関係機関と連携した平時からの事前の備えを進め、医療提供体制と医薬品などの安定供給体制を確保することが非常に重要だと痛感したところでございます。

医療提供体制の確保に向けては、現在、医療機関などとの病床の確保や外来対応などでの協定の締結を進めております。今後は、県が中心となって、実効性のある訓練や研修を通じた感染症危機に対応できる人材の育成も進めてまいります。

また、医薬品などの安定供給体制の確保に向けては、国のガイドラインに沿って、供給体制が整うまでに必要となる医療用マスクなどの医療物資の備蓄を進めてまいります。

次に、国産医療品などの世界への安定供給を展望した県内での取組についてお答え申し上げます。

県出資のKMバイオロジクス社では、世界で流行するデング熱に対するワクチンの臨床試験が今行われております。

また、8月に、WHO、世界保健機関がエムボックスの流行に関する緊急事態を宣言いたしました。同社では、熊本大学のワクチン開発研究センターと連携し、その予防に効果のある天然痘ワクチンを、より迅速かつ大量に生産するための研究が進められてきました。

このように、ここ熊本で世界の健康危機から生命と健康を守るための研究開発が行われていることを大変誇らしく思っております。

県としては、これらの熊本の強みを踏まえ、研究者などが集う場であるU・X・イノベーションハブの整備を進めるなど、県内の大学や企業が進めておられる研究開発で相互の連携がさらに深まるよう、積極的に支援してまいります。

これらの取組を通して、議員御指摘の健康危機に強い県、熊本の確立を着実に進めてまいります。

以上でございます。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 知事に答弁をいただきましてありがとうございます。

健康寿命の延伸については、県民の健康づくりの機運を盛り上げながら、社会参加、そして日頃の運動、そして栄養の3側面で予防に早期に取り組むことが重要であるということで、習慣づくりを進めていかれるということで、それと、あとは、口腔機能の向上を推進するというようなお話でございました。

また、健康危機に強い県、熊本の確立については、KMバイオ社と熊大との協力によってエムボックス、また、もう一つはデング熱に対するワクチンを熊本から新たに世界に発信すると、そういうことで、今そのデータもいろいろいただきましたけれども、やはり85%の効果が出ているということで、ぜひこれを熊本県から世界に広げていただきたいと。

デング熱、また、このエムボックスも、相当感染力が強いということでございますので、ぜひそれを進めていただくことによって、熊本の安心、安全をつくっていただきたい。そしてまた、医療体制も十分準備していくということでございます。

ので、そういうことによって、熊本市からの安心、安全、熊本づくりを目指していただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ります。

県民の安心、安全のための地下シェルター設置についてお尋ねいたします。

令和4年2月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻を開始し、令和6年9月で2年7か月になります。いまだに終息の可能性はなく、ロシア軍が攻撃すれば3日ともたないだろうと思われた戦争ですが、ウクライナ軍が持ちこたえられています。それも、アメリカやヨーロッパ、NATO加盟国の協力のおかげと、自国の備えとして、国民の命を守るための地下シェルターが豊富に備えられていること、国民の強い国防意識、ウクライナの文化を守る意識、国民のための民主主義を守る意識など、国民の団結があつてこそ2年7か月を戦い続けているものと思われま

す。しかしながら、この間、たくさんの命が奪われ、負傷者、公共施設や病院、礼拝所、文化施設は破壊されており、今後の復興も大変であろうと思います。

そういう中であつて、最近の日本を取り巻く状況は、大変厳しい中にあります。ロシアによる北方領土占拠、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射、台湾有事を想定される中、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法は平成16年9月17日に施行され、第148条「都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。」、政令指定都市においては市長とあります。

国民保護法で定める基準に基づき、熊本県は、有事の際に住民を避難させ、または避難住民等の

救援を行うための施設を、あらかじめ指定しなければならないとあります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第35条では、避難施設の基準が示してあります。

1つ、「公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。」。2つ、「避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。」。3つ、「速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。」。4、「火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。」。5、「車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。」。以上5項目によって位置づけてあります。

国民の保護に関する基本指針により、爆風等からの直接の被害を軽減するため、指定権者がコンクリート造り等の堅牢な建築物や地下施設を緊急一時避難施設として指定するよう配慮することになっており、令和3年度から令和7年度を集中取組期間として、消防庁から、各指定権者に対し、緊急一時避難施設の重点的な指定の取組について依頼されているところです。

現在、本県における避難施設の指定状況については、令和6年8月時点で1,808、うち熊本県分は1,484の施設が避難施設として指定されておりますが、指定されている施設は、実際爆風に耐えられる堅牢な施設が何か所あるか、少数ではないかと思われ、早急な対応が必要ではないかと思

います。他国においては、東西冷戦下、大量破壊兵器による攻撃の恐怖から、地下シェルターが公的、私的にも設置されてきたとのことです。

一方で、日本は、専守防衛を安全保障政策の基本理念に掲げながら、平成16年設立の国民保護法の設立後も、シェルターの普及は、他国に比較して非常に遅れています。専守防衛を突き詰めていけば、最後は、ウクライナと同じように、国民が犠牲となる地上戦を覚悟しなければならないと思います。

日本は、ウクライナのように国境が陸続きでなく、海に囲まれているため、地上戦になれば、簡単に安全な場所へ国外避難することはできないと思います。

そういう中で、自民党のシェルターおよび地下利用促進議員連盟の7月の総会において、シェルターの整備促進に向けた法の制定が重要である旨、プロジェクトチームを設置し、今後関連法案提出を目指す方向で、岸田首相に対し、特定臨時避難施設を整備する自治体への財源支援のほか、政府全体で取組を強化するために、省庁連絡会議の設置等を求める提言書を手渡されました。政府は、提言を受け、内閣危機管理監をトップに、国土交通省や経済産業省、防衛省の各省幹部らでつくる関係府省庁の連絡会議を設置されたところです。

そういう中であって、熊本県としても、今後、大型スポーツ施設、野球場、アリーナ等も、今議員の先生からもいろいろ言われております。そういう検討されるだろうと思いますが、施設等の設計に避難所として地下シェルターの設置を、今後の県民の安心、安全のため、また、国土強靱化推進に合わせて、公共施設の地下に地下シェルターを増やすことを検討するべきと考えます。

国に対して、熊本県民の安心、安全のため、地下シェルターの設置のための地下シェルター予算を要望していくべきと考えますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

国民保護法に基づく避難施設は、武力攻撃事態等において、県民の命を守るための基盤となるものであり、本県においても、市町村と連携し、公共施設を中心に、避難施設の指定を積極的に進めてまいりました。

その結果、弾道ミサイル攻撃による爆風などから直接の被害を軽減するための堅牢な建物や地下施設等の緊急一時避難施設として、本年8月末において、県内において1,126か所の施設を指定しております。人口カバー率も244%となっておりますが、国の目標値である100%を大きく上回っておりますが、住民のより迅速な避難のためには、さらなる指定の拡大が必要です。今後も、公共施設に加え、民間施設への働きかけを強化するなど、施設の確保に取り組んでまいります。

しかし、一方で、避難施設の中でも爆風等からの直接の被害を軽減する効果が高いとされる、議員御指摘の地下施設の指定については、人口が多い大都市に比べて、熊本県内に候補となる地下街や地下駐車場などの施設が少ないことから、8月末時点で9か所にとどまっております。今後、本県において、地下施設の指定を増やすためには、新たな公共施設などの整備に併せて地下施設の設置を検討するとともに、費用面で大変高額でありますことから、国の財政面、技術面での支援が必要だと認識しております。

このような中、国は、本年3月に、武力攻撃を想定した避難施設の確保に係る基本的考え方を示し、国の財政支援による地下避難施設を整備する特定臨時避難施設の制度を創設するとともに、緊急一時避難施設の指定促進と充実を図る方針が示されましたが、国の財政支援のある特定臨時避難施設は、離島からの広域避難を行う沖縄の先島諸

島の市町村のみが対象となっております。

一方で、7月には、議員も質問の中で御紹介されました関係府省連絡会議が設置されるなど、今後、全国において、避難施設の確保に向けた取組の推進が図られていくものと大変期待しております。

8月には、全国知事会として、国に対する緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言を取りまとめまして、全国的な避難施設の確保と整備に向けた財政面、技術面での支援に係る要望を行ったところでございます。

本県としては、地下施設も含めた避難施設の確保の取組を推進する、そのために、全国知事会などを通じて、緊急一時避難施設への財政支援も含めた制度の整備などについて、国に対し要望を行うなど、引き続き、国民保護のさらなる充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 知事に答弁をいただきました。

全国知事会は、国に対する提言をまとめ、全国的な避難施設の確保、整備に向けて、財政面、技術面の支援を、国に対して要望していくということでございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

今後、県としても、徐々に、地下施設等、財政支援をいただきながら、引き続きこれに取り組んでいくというような答弁だったと思います。ぜひ、県民の安心、安全のためにも——予算の都合でなかなか一遍にいかないというのはよく分かります。公共施設を準備される中で、地下施設をぜひ造っていただきたいと思います。

他国においては、スイスでも100%以上、ほとんどの国が地下施設があるとお聞きしております。また、中国に49年前に私も行くことがありま

したけれども、そのときは、既に中国には地下施設が完璧な状態であったということを聞いておりますので、いろんな他国においては、そういう安全のための準備を既にやっておるということでございます。特に日本は遅れておりますので、そういう部分をやはり地方からも訴えていくべきというふうに思います。

昨日も、ロシアからの領空侵犯もして、いろいろあっております。そういう有事にならないことを私も望んでおりますが、なったときのことも考えていただき、今後、ぜひやっていただきたいと思います。

引き続きまして、熊本都市圏の渋滞解消についてお尋ねをいたします。

木村知事は、マニフェストの中で、渋滞解消を実行するとし、熊本都市圏の交通渋滞の解消、新たな公共交通体系の構築等、マニフェストに掲げられ、就任後、既に行動をされておられますことは、渋滞解消へ向けての強い決意を感じておる次第でございます。

7月18日、熊本県・木村知事、熊本市・大西市長は、熊本都市圏の交通渋滞対策に向けて、初めてトップ会談を県庁で開催されたとのことを報道でお聞きしております。熊本県、熊本市の幹部の方々も同席する中で、短期的な対策を年内に具体化し、中長期的な抜本策も方向性も一致したとのことで、大変喜ばしいことであり、特に中長期的な対策では、中九州横断道路、熊本西環状道路と九州縦貫自動車道をつなぐ熊本環状連絡道路の早期事業化を国に要望すること、また、熊本市中心部から高速道路インターチェンジや熊本空港を結ぶ熊本都市圏の3連絡道路、いわゆる10分・20分構想の実現に向けた取組を進めることの申合せができたということで、私も、地元県議として、県、国に対して要望してきた一人として、大変う

れしく思っているところでございます。

知事をはじめ関係部署の方々に、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

熊本市の交通渋滞の現状は、三大都市圏を除き、政令指定都市の中でワースト1位と言われており、主要渋滞箇所は174か所あり、T S M Cが、菊陽町に工場ができ、通勤車両が増え、さらに、熊本市北区、合志、菊陽、大津と、渋滞が加速している状態です。

短期的には、信号制御の見直しや交差点改良などに取り組み、渋滞解消に向けて対策を進められているとのことですが、根本的な解消にはならないのではないかと考えます。

県としても、大津、合志市、熊本市を通る高規格道路、中九州横断道路を一日も早く完成させることが一番と考えておられることは私も承知しておりますし、私も同じ思いでございます。

現在、大津―熊本間は事業化して用地買収等も進められており、今後は、熊本市大鳥居町のジャンクションから下硯川インターチェンジの熊本環状連絡道路の早期事業化を希望するところです。

今年5月23日も、国に対して、県、地元国会議員の先生方、熊本県議会の九州横断道路建設促進議員連盟の先生方と一緒に、私も参加し、要望活動を実施されました。渋滞解消のためには、中九州横断道路の開通と同時に、県とは直接関係ありませんが、熊本市北区の植木バイパスの早期完成が必要であろうと思います。

現在第3工区が事業を実施されておりますが、第1工区においても都市計画決定がなされており、一日も早く事業化を進めていただき、1工区から3工区までの完成こそが、熊本市北の入り口の渋滞解消になります。また、県道大津植木線、北熊本スマートインターチェンジまでにおいても、既に都市計画決定がなされており、一日も早

い改良工事も必要であろうと思います。

中九州横断道路と熊本環状連絡道路の完成、植木バイパスの開通、熊本西環状道路の砂原工区までの開通により、熊本港からの物流の出入りがさらに増えることで、T S M C効果がアップするのではと思います。

T S M Cは、第1工場が今年完成し、2027年には第2工場が完成し、さらに、木村知事は、第3工場も熊本へ誘致依頼をT S M C本社へ要望活動をされました。今後ますます車の通行が多くなると考えられます。国策として熊本への進出であり、ぜひ、国に対しても、一日も早い幹線道路完成に向けての支援をお願いするよう要望いたします。

ここで、熊本都市圏の渋滞解消に向けた中長期的な抜本策についてお尋ねいたします。

まず、熊本環状連絡道路の早期事業化に向けた熊本県の取組について、次に、熊本都市圏3連絡道路の早期事業化に向けた国、熊本市との進め方について、この2点を土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) まず、熊本環状連絡道路の早期事業化に向けた県の取組についてお答えします。

熊本環状連絡道路は、中九州横断道路の一部であり、九州縦貫自動車道の熊本北ジャンクションと熊本西環状道路の下硯川インターチェンジを結ぶ約4キロメートルの高規格道路です。

この道路により九州の縦軸と横軸が結ばれ、高速交通ネットワークの連続性が確保されるとともに、熊本環状道路や国道3号植木バイパスとつながることで、熊本都市圏の交通の円滑化や産業の活性化、ひいては新生シリコンアイランド九州の実現に大きく寄与するものと考えています。

中九州横断道路の事業中の区間については、期

成会等と連携し、事業促進に向けた要望活動を行うとともに、特に大津熊本道路では、整備の加速化を図るため、県と合志市による用地の先行取得を行っています。加えて、セミコンテクノパーク周辺地域では、沿線市町と連携し、中九州横断道路と接続して機能する合志インターチェンジアkses道路や大津植木線の多車線化などの整備を短期集中的に進めております。

熊本環状連絡道路については、計画段階評価及び都市計画決定の手続が完了しており、7月には、知事と県議会議長が、熊本市長とともに、早期事業化に向けた国への要望を行っております。

さらに、中九州横断道路の大津西インターチェンジから下硯川インターチェンジ間については、早期整備を確実なものとするため、熊本市とともに、有料道路事業の導入を国に提案し、これを前提とした計画の検討が進められています。

熊本環状連絡道路の早期事業化に向けては、引き続き、県と地元自治体が積極的に関わっていく姿勢を示すとともに、あらゆる機会を捉えて、本道路の役割や必要性、整備の緊急性を国に訴えてまいります。

次に、熊本都市圏3連絡道路の早期事業化に向けた国、熊本市との進め方についてお答えします。

3連絡道路は、定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成するとともに、喫緊の課題である熊本都市圏の渋滞緩和に大きな効果を発揮するものです。

昨年度、県と熊本市で有識者委員会を設置し、国の計画段階評価に相当する住民参加型の道路計画検討に着手しました。

この道路計画検討とは、住民等の御意見を把握しながら、地域や道路の解決すべき課題を共有し、ルート帯や主な道路構造など、概略計画の決

定に向けて、複数案の比較評価を行うものです。

現在、第2回有識者委員会の開催に向けて、渋滞が産業や観光に及ぼす影響等について調査を行うとともに、住民等への意見聴取方法を検討しており、あわせて、有料道路制度の活用を含む事業手法の検討も行っています。

これらの検討に当たっては、都市部における大規模な道路計画立案のノウハウを有する国の継続的な技術支援が必要不可欠です。

このため、引き続き、国の最大限の協力を得ながら、熊本市と緊密に連携して、主体的に道路計画の検討を進め、熊本都市圏3連絡道路の早期整備につなげてまいります。

今後も、これらの骨格となる幹線道路ネットワークの早期実現に向けて、県議会、県選出国会議員のお力添えをいただきながら、熊本都市圏の渋滞解消に全力で取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 土木部長に答弁をいただきました。ありがとうございます。

中九州横断道路、周辺県道については、用地の先行取得、合志インターチェンジアkses道路、また、これを進めて今短期で集中的に推進すると。それと、大津植木線においても多車線化の整備を進めているということで、一生懸命頑張っているのはよく私も理解はしております。ただ、何せ、この現状が現状でございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、あわせて、北区のほうは、熊本市の北区と合志市がつながっております。その辺の植木からの道路の整備も、熊本市の管轄でございますけれども、ぜひ熊本市と連携していただいて、北熊本スマートインターまで、あの道路も大変混雑して、道路改良をぜひ進めていただくよう県からもお願いをしていただきたいと思います。そうすることで、合

志、大津につながっている道路が、流れがよくなるのではないかと思います。あわせて、植木バイパスも一緒にございます。よろしくお願いいたします。

それと、3連絡道路についても、国と連携しながら、国のノウハウをいただきながらというお言葉でございました。何せ、都市部でございますから、用地買収、いろんな形で大変だろうと思いますが、ルートを早く設定していただき、市民の皆さん方の理解をいただきながら、ぜひ熊本市と連携してやっていただきたい。

知事も実際そういう行動を起こしていただいていますので、十分理解はしておりますが、私からも、ずっと都市高速を訴えてきた一人として、ぜひお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、地球温暖化に対応した米の生産振興についてお尋ねをいたします。

今年5月に、食料・農業・農村基本法が一部改正されました。農林水産省は、近く行われる同法に基づく基本計画の改定時には、米政策を大きく見直し、食料安全保障を旗印とする同法を踏まえ、米政策を重視する考えであるようです。

しかしながら、中山間地域をはじめとする農業の担い手不足による農村の弱体化は深刻で、立て直しは急務であると考えます。

木村知事も、担い手の育成の重要性を十分理解され、担い手支援に力を入れるということも承知をしております。

また、農業生産のための原材料費の価格高騰により、農家は大変厳しい状況にあります。今後、国は、農林水産省関係の予算を拡充し、補正予算も含めて、農家が安心して農業を続けていける財源を確保すべきであり、農は国の基なり、生産基盤を守れないで国民に安全な食料を安定供給はで

きない、国の安全保障も成り立たないと考えます。

農林水産省は、主食用米の需給状況を表す指標となる今年6月末時点の民間在庫量が156万トンとなり、統計を取り始めた平成11年以降で過去最少だったと明らかにしました。

農林水産省は、過去にも同様な水準の年があり、米の需給は全体として逼迫した状況にはないと説明しましたが、一部のスーパーや店舗では、8月から9月の端境期にかけて、米の売場で空の棚が目立ちました。昨夏の猛暑の影響、急増するインバウンドによる消費拡大等に加え、パンなど他の食料品より価格上昇が緩やかであったことによる需要増も拍車をかけたとも考えられます。

ちなみに、今年7月分の全国消費者物価指数においては、令和2年を100とした場合、パン、麺類は120台前半、米類は113.3と、食料全体の116.4に比較すると、米はなお低い水準であり、米の価格安が消費者増につながったと思われます。

また、今年も異常気象による猛暑が続き、熊本市では、35度以上の猛暑日の記録が過去最高の9月20日で51日となり、東北地方の大雨や台風による災害が多発しており、今年の米の生産においても品質低下などが心配されるところです。

このような気候の中では、高温耐性の米の品種を選択することで、高品質の米を生産し、生産者の利益確保につなげることが重要であると思われます。

昨年産の米は、高温の影響による白未熟粒の多発で、全国の1等米比率は61%と過去最低に落ち込んだとのことで、生産者の所得にも影響を与えたものと考えます。

今後、国においては、米の生産者がより利益増に力を入れ、他の食品並みに価格が上がること、

また、価格の保障なりを検討し、農家が安心して農業を継続できるような対策を考えてほしいと思います。

所得を増やすためには、農家の努力により面積当たりの収穫量を増やすことも必要ですが、1俵60キロ当たりの単価を上げることではないと所得は上がりません。

参考のために言いますと、現在、米1俵を生産するのに、生産費用は約1万5,000円かかるそうです。農家が一般的に販売されている価格は、品種によって多少差はありますが、1万5,000円以下か、または前後ではないかと思います。

熊本県として、今後、地球温暖化が進んでいく中でも、米の品質と生産性向上による稼げる農業で、農家の安定した生産をどのように進めていくのか、農林水産部長へお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 米については、6月に制定された食料供給困難事態対策法において、国民の食生活上重要な特定食料に位置づけられており、食料安全保障の観点から、重要な品目と認識しています。

地球温暖化が進む中、米で稼げる農業と安定した生産を実現するためには、品質が高く、収量が多い米の生産とブランド力の強化の2点が重要と考えています。

1点目の品質と収量については、高温に耐性がある品種を導入することが有効です。

米の品質について、熊本県産の米は、出荷量に占める1等米の割合が、近年は高温による影響を大きく受け、直近の5か年平均で29%と、全国平均の75%を大幅に下回っています。このような中で、平成29年に奨励品種に採用した「くまさんの輝き」の1等米の割合は、高温への耐性を備えていることから、県産米の平均を上回る57%とな

り、昨年は90%を超える産地もありました。

また、収量についても、各産地の現地調査の結果では、従来の品種に比べ1割程度増収しています。

これまでの産地における実績や市場の評価の後押しもあり、「くまさんの輝き」の作付面積は年々拡大し、本年は3,000ヘクタールを超え、主力品種となっています。引き続き、生産者へ「くまさんの輝き」の品種の良さを周知し、高温障害を受けやすい品種からの転換を進めてまいります。

あわせて、高温障害を回避する栽培技術として、田植の時期や施肥の方法の改善、品種に応じた水の管理によるもみ数の抑制なども普及を図ってまいります。

2点目のブランド力の強化については、日本穀物検定協会が主催する米の食味ランキングにおける特A評価の獲得が、全国的知名度の向上に重要です。現在「くまさんの輝き」の特A獲得に向け、各産地にプロジェクトを立ち上げ、関係者一体となり、取り組んでいます。

さらに、本県は西日本有数の米の産地であることから、知事が掲げる食のみやこ熊本県を構成する品目として、県産米の魅力をアピールしてまいります。

県としては、今後とも「くまさんの輝き」のさらなる作付の拡大とともに、特A獲得プロジェクトなどを通じ、評価を高め、産地、関係団体一丸となって、温暖化に対応した県産米の生産振興に取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 農林水産部長に答弁をいただきました。

品質が高く、収量の多い米の生産と、また、ブランド力の強化、2点に力を入れるということでございます。

熊本では、最近、高温への耐性を備える「くまさんの輝き」を、昨年も1等米が9割以上だったということで、この品種を高温耐性ということでブランド化を進めるということで、今、県としても、それを各産地にプロジェクトを立ち上げ、取り組んでいるということで、ぜひよろしく願いします。

実は、私も、今年「くまさんの輝き」を植えておりますが、確かに、株数が非常に増えて、いい状況で今育っております。

そして、私が特に言いたいのは、米が今、今年少し不足して、いろんなテレビでも相当報道で心配されておりましたけれども、今、農家の担い手の皆さんが、70歳以上の方が51%ということでございます。ということは、10年後、80歳になった頃、農家の方が80まではしたとしても、50%以上の方が、農家がなくなっていく。

そういう中で、若い方々は、割と施設園芸が収入が多うございますので、力を入れておられます。米を實際されている方が徐々に減っていく、そういう中で米不足になっていくのではないかと、主食であります米が不足したら大変な状況になるのではないかと、そういう心配を私はしております。

そういう意味で、やはり原価が1万5,000円かかる米を、売買が1万5,000円以下であると——昨年の秋生産したのは大体それぐらいだった。今年はもう既に新米で2万とか2万2,000円とか、阿蘇の米あたりがこの間出ておりましたけれども、少しは上がってきました。

しかし、今後、やはり米を作る人がいなくなると大変な状況になると。おととい阿蘇方面を通ったときに、棚田が大変荒れておるのを見て、正直言ってがっかりしたわけでございますけれども、やはり棚田に米が植わっていると非常にきれいな

状況で、今から秋、この観光シーズンには、農家だけでなく、やはり観光関連の仕事の方にも役立っていくと。

これをやはり残していくためには、ぜひ耕作放棄地を減らす、米をどんどん増やすためには、少し価格を上げていただき、せめて——1俵当たり1万、500俵取っても500万しか所得がないわけですから、ぜひその辺を県のほうからも、国に対して、米の価格の安定、これは、消費者の方々の理解なくしてできることじゃありませんので、ぜひお願いしたいと。10年後、15年後、もし米がなくなったらどうするんだという心配を大変しておりますので。

それと、水路、米を作るためには水路が必要でございます。よく、水路が壊れたら、なかなか米を作ることはできませんので、やはり皆さん、農家の方々、苦役という形で、皆さん共同作業でされております。それで水田を保っておられます。

地震があったときも、大変いろんなところで被害を受けて、直すのに大変だったろうと思いますが、今後、そういう水路も確保しながら、ぜひ基盤整備のほうもよろしくお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

防災道の駅についてお尋ねをいたします。

日本列島は、ここ数年、豪雨や台風による災害が毎年のように発生し、地球温暖化によると思われる異常気象ではないかと言われております。

また、熊本県においては、今から8年前に、震度7を2回経験する大地震が発生しました。令和2年7月には、人吉、球磨を中心とする県南豪雨により大きな被害を受けました。

そして、今年1月1日、日本全国で新年を祝い、宮参りや里帰りで家族が集い、今年1年の安全や繁栄を祈るお祝い気分の元旦の夕方、北陸の石川県能登半島を震源とする大地震が発生しまし

た。道路が寸断され、港が隆起し、建物が崩壊し、特に輪島では、大規模な市街地火災が発生し、寒い中で避難を強いられる大変な状況となりました。地震発生から9か月が過ぎようとしていますが、いまだ復旧の最中であります。大地震は、また、いつ、どこで起こるか分からない災害です。

今年の8月には、台風10号により、九州、東海、関東と各地で大雨による崖崩れや道路の通行止め等の被害が発生したところです。

国土交通省は、災害発生時に、国や自衛隊の活動拠点となる防災道の駅の数を増やす方向で検討に入ったとの情報が報道されました。現在、全国に1,221か所ある道の駅のうち、防災道の駅は39か所にとどまっています。

支援拠点の確保や体制強化を図るために、大規模災害時には、全国からの人員派遣が見込まれることから、アクセスのよさを考慮するなど選定要件も見直した上で、今年度中の追加選定を目指すということです。

防災道の駅の制度は、2020年に導入、国土交通省が施設管理者である地方自治体から候補を募り、同省が選定しています。その際、都道府県策定の地域防災計画に広域的な防災拠点として位置づけられていることや、建物の耐震化、電気や通信、水の確保が可能であること、2,500平方メートル以上の駐車場があること等が要件とされています。

防災道の駅には、防災機能の整備強化や訓練に活用できる交付金が重点配分されるほか、防災訓練などのソフト面で国の支援があるようです。

大規模災害発生時、高速道路のインターチェンジの近くや重要物流道路へのアクセスしやすい道の駅は、全国各地から被災地支援に入る際の重要な拠点になる可能性が高く、このため、国土交通

省は、最寄りのインターチェンジまで5キロ圏内、重要物流道路と接しているといった項目を要件に加えることを視野に検討するとのことでした。

また、全国で要件を満たしているのは186か所あり、各都道府県で偏りが出ないように、都道府県に1～2か所程度を目安に選定を進める方針であるとのことでした。

現在熊本県で指定されている防災道の駅は、県南の芦北町田浦にある道の駅1か所であり、今後熊本県で数か所選定されるとするならば、県北、県央にも指定すれば、バランス的にいいのではと考えます。

そこで、熊本県においても、災害が多い中で、県民が安全で安心して暮らせるため、知事も、災害に強い熊本づくりを目指されていると思います。ぜひ熊本県に新たに数か所の防災道の駅が選定されるべきと考えますが、熊本県として防災道の駅に対するお考えを土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 本県には、現在、道の駅が36駅あり、九州では最も多く、全国でも5番目となっています。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨においては、県内各地の道の駅が被災地救援の前線基地や一次避難所として活用されるなど、防災拠点としての機能を発揮しました。

防災道の駅は、大規模災害発生時に支援部隊の参集や支援物資の集積など、広域的な災害支援活動を担う拠点として、道の駅の中から国が選定しており、1月に発生した能登半島地震では、実際にその機能を発揮しています。

これを受け、国の社会資本整備審議会は、災害対応力を強化するため、防災道の駅の追加選定やそれ以外の道の駅の機能を強化する必要性などに

ついて、緊急提言を行っています。

このようなことから、本県においても、防災道の駅がバランスよく配置されるとともに、それぞれの道の駅が果たすべき役割に応じて機能強化を進めていくことが重要と考えています。

県では、現在、幹線道路ネットワークと防災拠点となる公共施設や医療施設などの位置関係を考慮して、県全体の防災道の駅の配置計画を見直しているところでございます。

県内の防災道の駅は、道の駅たのうらのみであるため、この見直しを速やかに終え、配置計画に基づく防災道の駅の選定を積極的に国に求めてまいります。

また、それ以外の道の駅については、停電時でも使えるトイレや災害時に必要な資材を収納する倉庫の整備など、引き続き防災機能の強化を進めてまいります。

安全、安心な熊本づくりの実現に向け、国や市町村をはじめ関係機関と連携して、防災拠点や幹線道路ネットワークの整備による防災力の強化に取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 土木部長に答弁をいただきました。

防災道の駅は、やはり今、田浦で1つということでしたけれども、国の指定する道の駅で防災化が完了しているのが6か所、鹿北、大津、阿蘇、うき、竜北、たのうら、6駅あるということで、それとまた、県の道の駅で完了しているのが4駅、きくすい、泗水、旭志、錦の4駅あるということでございます。このほかにも、今後進めていくということでございます。

やはり災害が多い日本、熊本もいろいろありましたので、そういう意味で、特に、防災トイレや防災倉庫等の整備等も機能強化は進めていくとい

うことでございましたので、さらに、県民の安心、安全のために、ぜひ施設整備を進めていただきたいと。

新たに国の指定する防災駅も、1か所か2か所だろうと思いますけれども、ぜひ増やしていただいて、県民の安全のため、そしてまた、県外から観光客あたりが来られたときも、そういう整備ができていけると安心して、何かあったときも避難できるということで安心できるのではないか、そういうことで観光客も増える可能性があると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、私の質問、5項目終わりました。本当に皆さん方、1時間大変お付き合いをいただき、御清聴ありがとうございます。

特に、私は、安心、安全熊本づくりということをやキャッチフレーズに、ずっと訴えてきた一人でございます。ちょうど10年目でございますけれども、そういう意味で、今日は、食料の安心、安全、また、道路の安心、安全、災害からの安心、安全と、そして医療、健康の安心、安全をテーマに質問をさせていただきました。

初めての木村知事の答弁、本当にありがとうございました。

今後とも、私も一生懸命、県民のため、地域のため、頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕（拍手）

○鎌田聡君 皆様、こんにちは。立憲民主連合の熊本市第二選挙区の鎌田聡でございます。

まずは、石川県能登半島を襲った豪雨災害につきまして、元旦の地震の復旧、復興がまだ終わっていない中で、本当に厳しい避難生活に追い打ちをかけるような、そういった今回の災害でございまして、本当に胸を痛めるところでございます。お亡くなりになられた方に、心からお悔やみを申し上げ、そして、まだ行方不明の方もいらっしゃいます。早期の救出を願ひまして、そしてまた、被災された全ての皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。引き続き、復旧、復興、そして被災者支援に向けて、私もでき得る取組を行っていきたいと思います。

さて、昨日は、立憲民主党の代表選挙が行われまして、野田佳彦新代表が誕生いたしました。野田代表を先頭に、これからまた頑張ってまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

公明党も、石井新代表が誕生する予定でございますし、そしてまた、今週末には自民党の総裁選も行われるということでございます。

これから政局が動き出していくということでございますけれども、政治の信頼回復、そして県民の暮らしや地方経済が豊かになるような、それぞれにやっぱり新しいリーダーの下で、丁々発止をしながら、緊張感を持って政策を進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしく願いしたいと思ひます。

新体制といいますと、県政も木村知事が誕生いたしました。県政の新しいリーダーとして御奮闘されておりますので、大いに期待を寄せていると

ころでございます。

しかしながら、6月議会で、知事は、知事選で推薦をもらっていない政党の議員とは距離感を感じるということをおっしゃいました。その木村知事に今回初めて質問をさせていただきます。私も距離感を感じています。そう多くはないんですけども、幾つかの課題について、知事の考えや思いを直接聞かせていただきまして、1時間質問が終わる頃には距離感がぐっと縮まることを期待いたしまして、通告に従ひまして質問に入りたいと思ひます。

まずは、知事の発言についてです。

木村知事就任以降の幾つかの非常に気になる発言について、それぞれお尋ねをいたします。

知事が、知事選終了後、当選祝いで頂いたコチョウランを支援者に配ったのは有名な話です。私のところにも、熊本市内の病院に、木村敬新熊本県知事よりお花を頂きましたという張り紙を貼って飾ってあったコチョウランの写真が送られてきてまして、これって公職選挙法違反ではないですかという問いかけがありました。政治家や候補者が、自分の選挙区内の有権者に物品を配るのは完全にアウトだと思いますが、知事は、配ったのではなくて預けたというとても考えられない言い訳で、公職選挙法違反の疑いを乗り切れようとしています。

現在、県民の告発に基づいて、県警での捜査が行われているはずですので、違反かどうかの判断は、県警の捜査後の判断に委ねたいと思ひますが、相手が頂いたとして喜んで飾られたように、コチョウランを有権者に預けるという行為は考えられない行為であると思ひます。誰と話しても、それはおかしいと指摘される言い訳です。

そこでお尋ねですが、知事は本当に預けたのか、そして、有権者に預けた品物はコチョウラン

だけなのか、そのほかにもお祝いで頂いた品についてはどこにも預けていないのか、正直にお答えください。

次に、つるし上げについてです。

5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の環境大臣と水俣病患者・被害者団体との懇談の場でのいわゆるマイクスイッチオフ事件で、同席していた知事は、後の記者会見で、環境大臣は、あのときは被害者団体からつるし上げに遭っていたと発言されて、すぐに訂正、謝罪をされています。

熊本県民である水俣病被害者が大臣に意見を述べている行為を、県民の代表たる知事がつるし上げと表現をされたことは極めて残念な発言です。知事は、県民ではなくて、国の側から水俣病問題を見ているのではないかと、多くの県民がそのように受け止めたでしょう。

また、つるし上げとは、一般的にはなかなか使わない表現ですが、知事がこのような表現をされたことは、もしかすると、官僚の皆さんは、よく行われている住民との意見交換や説明会などでの住民の発言について、常々このように表現されているのではないかとも思いましたので、その点についてどうなのか、お尋ねをいたします。

そして、極めつけは、県立高校に普通科は要らない、事務職なんて要らない、そんな子たちを育ててはいけないという発言についてです。

この知事の発言を聞いて、現在熊本県内の普通科で学んでいる高校生はどのような思いをしたのでしょうか。事務職で頑張っている県民の皆さんはどのように受け止めたのでしょうか。

高校で学ぶということは、仕事をするためだけに学んでいるわけではないと思います。学びというのは、今必要とされている職種に就くためだけに学んでいるものではありません。県民には、憲法の基本的人権で保障されている教育を受ける権

利があるのです。それを保障するために、知事が必要と考えている知識だけを教え込むのではなくて、子供たちが学びたいと思う教育の機会をつくる必要があるのです。そのためには、決して普通科はなくしてはいけないと考えます。事務職についても、あらゆる職種、職業に欠かしてはならない職種であると私は考えます。

そこで、発言の真意を確認させてください。知事は、本気で普通科や事務職は要らないと考えているのでしょうか。県内の高校の普通科で学んでいる生徒や保護者、普通科で教えている教職員、事務職で働いている県民のことを県知事としてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

この間、繰り返される失言について、知事には、謝罪すれば何でも発言していいという気持ちがあるのではないのでしょうか。コチョウランでワンアウト、つるし上げでツーアウト、そしてこの普通科、事務職は要らない発言で、もう既にスリーアウトです。知事には、これ以上県民を不快にさせる発言を発してほしくありません。これから県知事として自らの発言についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 鎌田議員から、私の発言について御質問いただきました。

知事就任からこれまでの間、私の発言が、説明不足により県民の皆様にご不快な思いを、そしてまた、御心配をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

まず、当選祝いの取扱いについてお答え申し上げます。

私が頂いた当選祝いの品の中で、知人にお預けしたのはコチョウラン11鉢のみです。これらは、当選後、当時住んでいたアパートが手狭な中、選挙直後の3月末で選挙事務所を引き払うことに伴

い、保管場所が確保できない状況となりました。生産者の皆様が精魂込めて育てられ、きれいに咲いているコチョウランを廃棄することは忍びないとの思いから、知事公邸入居までの間、一部をお知り合いの方々に預かってくださいとお願いをし、預かっていただきました。これらについては、その後回収に伺い、6月8日には、11鉢全てを回収し終えております。

このように私が知人にお預けしたのはコチョウランのみであり、このほかにはございません。

次に、つるし上げという表現についてお答え申し上げます。

この表現につきましては、5月1日の環境大臣との懇談の場で、水俣病関係団体の皆様が、厳しい抗議や強い怒りのお気持ちを込められながら、環境大臣や環境省職員に訴え出ておられた状況を、5月10日の記者会見において、記者から説明を求められる中で私が表現したものでございます。

しかしながら、直後に、記者の方からの御指摘を踏まえて、私の意図に沿わない発言であると感じ、その場で直ちに訂正させていただきました。誠に申し訳なく思います。

なお、私がこのような表現を行った経緯についてですが、各省庁のかつての同僚たちは、国民のために日々業務に取り組んでおります。今回の表現は、あくまで私個人の言葉の選択が適切でなかったことによるものでございます。

水俣病問題の解決は、歴史的な経緯も含め、県政の最重要課題と認識しております。先日も関係団体の皆様と懇談を行い、そこでいただいた要望などを踏まえ、県として国に要望を行うなどの対応を行っております。

引き続き、国、地元自治体、関係団体の皆様と調整しながら、水俣病問題に全力で取り組んでま

いります。

次に、高校の普通科及び一般事務職に関する発言の真意についてお答え申し上げます。

この発言は、8月20日に開催した第1回「くまもとで働こう」推進本部会議におけるものでございます。熊本県内の企業や雇用の現場での最大の課題が人手不足であることは、議員も御理解いただけたと思います。

推進本部会議では、医療、介護、福祉、建設、農業、物づくりなど、幅広い産業で有効求人倍率が1を大きく超え、人手不足が深刻な一方、熊本労働局発表の資料によると、一般事務職は、求人1,972人に対して求職者が6,357人と、求職者が4,000人以上も上回っているというデータが会議の場で示されました。こうした求人と求職のミスマッチを解消することが重要な課題であると、私は強く感じました。事務職の需要が全体的には充足する中で、そのうち定型的な業務は、将来人工知能が代行すると予想されることから、今のうちから様々な職種に目を向けるとともに、スキルアップを図る視点が重要であると認識しています。

また、それら以上に、求人と求職のミスマッチがあまりにも顕著な医療や介護、福祉などなどのエッセンシャルワーカーの魅力を若い方々にしっかりと伝え、広く職業の選択について考えてほしいとの強い思いから、今回の発言に至りました。

このため、普通科や一般事務職が不要とは全く考えておりません。現在普通科で学んでおられる生徒の皆さんには、安心して勉学などに励んでいただくとともに、一般事務職としてお仕事をされている方々も、それぞれの職場で能力を発揮していただければと思います。

今回の進学、就職に関する私の発言で御心配をおかけした皆様には、心からおわびを申し上げます。今後は、学び直しや資格取得による選択可能

職種の拡大、高校在学時からの将来のキャリア形成に向けた取組などを推進してまいりたいと考えております。

今回、県政を預かる者として、自らの発言に対する責任と重みを改めて自覚いたしました。一つの表現に対して人がどう受け取るか、誤解されないように説明を尽くしているかどうか、真意が伝わらなかった以上、それは私に責任がございます。知事として、全ての県民を明るく照らすことができるよう、今後、丁寧な説明を尽くすことを肝に銘じ、これからの職務に全力で取り組んでまいります。

引き続き、県議会の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 御答弁いただきました。

コチョウランの関係は、総務省出身の知事ですから、公職選挙法は熟知されているはずですが、やっていいことといけないことは分かっているのに、なぜという思いでございます。だからこそ預けたというような言い訳になったんじゃないかなと思います。潔く非を認めて、本当は謝罪すべきじゃなかったかなと思っております。そういう姿勢なら告発まではされなかったのではないかと思います。白か黒かはやっぱり抜きにしまして、知事が公選法違反の疑いを持たれて告発されていること自体が、県民にとって恥ずかしい話でもございますので、そういう疑念を持たれる行為を行ったことについて、やっぱり重く受け止めていただきたいと思います。この件は、今後の付度なき警察の捜査の行方を見守りたいと思います。

あと、発言の関係で、つるし上げと普通科は要らない、事務職は要らないの発言については、それぞれに訂正をして謝罪をされていますので、これ以上は申し上げませんけれども、普通、思っ

もないことや考えてもないことは言葉に出ないんですね。考えても思ってもないことを出せば、これは、口から出任せということになりますから、やっぱりこれらの発言で、知事の思い、考えが少しかいま見えたというといけませんけれども、そういうふうな思いもいたしました。

ただ、やっぱり知事が進めたいと考えている政策の枠や思いをはせている枠の外側にも、それぞれに懸命に頑張っている、暮らしている、懸命に働いている県民がいるということも念頭に置きまして、これからの政策推進に心がけていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

知事は、8月26日にT SMC本社を訪問して、県内へのT SMC第3工場の誘致を求められています。この知事の第3工場誘致が報道された後、すぐさま私のところに数人の方から、なぜ県民が求めているのに、知事は第3工場の誘致をするのかという抗議の声をいただきました。

確かに、この議会でも、県内に第3工場誘致を求める声が多数出されたとは承知していません。第3工場を誘致する前に、まだやるべきことがたくさんあるのではないのでしょうか。

第1工場の本格稼働は年末ですが、まだ稼働していない段階で、周辺の交通渋滞は大変なことになっています。また、T SMCの地下水採取量に対する地下水涵養の計画についても、やっと第1工場の採取量の年間310万トンのめどがついた段階です。これから着工される第2工場が使う地下水の年間500万トンに対する地下水の涵養はどうなっているのでしょうか。T SMCはきちんと涵養するのか、その確約は取れているのでしょうか。そして、工場排水についても、まだ工場稼働前ですので、どのような影響が出てくるのか全く明らかになっていません。このほかにも、労働力

不足、農地の減少などへの対応についてもこれからです。

そのような不安材料が解消されていない段階で、さらに県民の不安を拡大させる第3工場の誘致を行うことは、あまりにも無責任ではないでしょうか。不安材料への対処方針を明らかにして、一定の道筋をつけた上で、県民の不安を軽減してから誘致を働きかけないと、先方に対しても失礼だと思います。

そこで質問ですが、まず1点目として、T S M Cとの間で、これから着工される第2工場で採取される地下水量年間500万トン分の地下水涵養計画はきちんと確認されているのか、お尋ねをします。

そして、2点目、県民の不安をさらに拡大させることになる第3工場が熊本に建設されることによって見込まれる効果と懸案事項への対応について、知事はどのようにお考えか、お答えください。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 1点目のJ A S M第2工場の地下水涵養計画の確認についてお答え申し上げます。

J A S Mからは、本年2月に地下水涵養計画書の提出がありました。県では、この計画書について、県が定める地下水涵養指針に基づき涵養量が算定されており、第1工場と第2工場に関して、地下水の採取量と開発に伴い減少する涵養量の合計を超える涵養がなされ、かつ実現可能性があることを確認しております。

J A S Mは、昨年5月、県、菊陽町、くまもと地下水財団、水循環型営農推進協議会の5者で、地下水涵養推進に関して協定を締結しております。

この協定に基づき、水田湛水の面積や期間の拡大、

白川中流域で初めてとなる冬期湛水事業、白川中流域等の涵養効果の高い地域における水稻作付の拡大支援など、具体的な取組が進められてきました。

現状では、これらの取組により、令和4年度から令和9年度までの5年間で1,000万トンを超える涵養量の増加を見込んでおり、J A S Mから提出された地下水涵養計画の実現は可能であると考えております。

次の手続として、地下水保全条例に基づくJ A S M第2工場に係る地下水採取申請が予定されていますが、第1工場のとくと同様、条例の運用に万全を期してまいります。

具体的には、揚水試験や周辺環境調査により地下水位への影響を確認するとともに、採取量の削減や他の水源利用を求めているなど、地下水の利用による影響の最小化を図ってまいります。

次に、2点目のJ A S M第3工場が熊本に建設されることによって見込まれる効果と懸案事項への対応についてお答え申し上げます。

第3工場の誘致については、様々な御意見があることは承知していますが、私は第3工場に熊本の将来の可能性を感じております。6月議会でも御答弁申し上げましたが、第1工場や第2工場で作るものは、現時点で国内の企業が必要とする製品であるのに対し、今後、第3工場において、さらに最先端の半導体が作られるようになれば、これから伸びていくものの、今、日本が遅れているA Iや自動運転、ロボットなど、新しい産業に使われるものと想定されます。

将来世界的に必要とされる新しい産業づくりの舞台が、ここ熊本で展開されることになります。今からそうした準備に本県が積極的に関わっていくことにより、お子さんやお孫さんの世代に引き継ぐことができる新しい時代の産業基盤を熊本に

において構築することが可能になるものと考えております。

しかしながら、一方で、県民の皆様が不満や不安を感じておられる県政の重要課題に対しては、関係部局の連携の下、より専門的、機動的に取り組むを推進するよう、地下水保全、渋滞解消、人材の育成、確保、外国人材との共生の4つのテーマごとに、部局横断的な推進本部を立ち上げています。

渋滞問題については、TSMC進出前から熊本の課題ではございますが、特に、セミコンテクノパーク周辺地域の交通渋滞については、国、地元自治体と連携して、中九州横断道路をはじめ、大津植木線の多車線化や合志インターチェンジアクセス道路など、基幹的な道路ネットワークの整備を短期集中的に推進しています。これらの道路の供用によって、新たな工場進出に伴う交通需要の増加に対応できるものと考えており、まずは、整備中の区間の早期供用に向けて、全力で取り組んでまいります。

また、農地の確保や営農継続対策に関しましても、農林水産部内にプロジェクトチームを設置し、国への緊急要望を行うなど、時間的緊迫性をもって取り組んでいます。

今後、これらの推進本部等において、半導体産業集積に伴う懸念事項について、より専門的、機動的に取り組んでまいります。

TSMC会長のシーシー・ウェイ氏は、まず、第1、第2工場を成功させること、そして、地元の賛同が得られることを前提に、第3工場の建設を検討する可能性がある旨を発言されています。

解決すべき課題に迅速にかつ丁寧に対応し、地元の理解を得ることが重要なのは言うまでもありません。

第3工場の誘致を私は申し上げましたが、それ

はまだ先のことで、今必要なのは、交通渋滞などの課題、様々な課題に向き合って解決していくものと考えています。

地域の課題を解決し、新たな投資に向けて受入れ環境の整備を行うことで、あのときチャレンジしてよかったと、次世代に輝く熊本をつくっていくよう、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 先ほど申し上げましたように、TSMCに対しては、期待も寄せられていますけれども、まだ第1工場が稼働していないのに、多くの不安が渦巻いています。様々な対策に力を入れているということは理解できますけれども、地下水の取水や渋滞対策や労働力確保、そして住宅も含めた用地確保は、第3工場ができるとなれば、単純計算でも現状の3倍の対策が必要となるわけです。その対策にこれからどれだけの費用がかかるのか、それだけの投資に見合う効果は本当に期待できるのか、疑問に感じます。

TSMCだけに、他力本願的に県内産業の基盤構築に依存するのではなくて、やっぱり県内で頑張っている地場企業の皆さんがもっと力を出せる環境整備づくりにもぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、申し上げました不安材料の解消に向けて、やはりさらに力を入れて取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

水俣病問題についてです。

5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の環境大臣と水俣病患者・被害者団体との懇談の場で、3分を超えて実情を語り続けていた団体の方の話の途中で、環境省職員がマイクのスイッチを切るということんでもない事件が起きました。

しかし、この事件によって、水俣病問題がいま

だに終わっていないことが広く全国に知れ渡り、国と県も、これまで以上に水俣病患者、被害者に向き合わざるを得なくなりました。環境大臣や県知事も、時間をかけて、患者、被害者が抱える要望にしっかりと耳を傾けるようになりました。

私たち立憲民主党も、環境大臣や県知事との懇談と時期を前後いたしまして、水俣病患者・被害者団体の皆さんと懇談をいたしました。その中で強く要望されたのが特措法での救済対象者の離島加算の増額と、95年政治解決の方も含めた病院への通院費なども含めての物価高に対応した療養手当の拡充、そして、水俣市にある認定患者を対象とした療養施設・明水園の未認定患者の利用。このほかにも、私も以前議会質問で取り上げた認定患者のランク変更についても強く求められました。それぞれの要望については、国、県との懇談の中でも要望されている課題であり、既に県としても動いていただいています。

しかし、離島加算の増額については、国の来年度予算の概算要求に計上された額は、現行の1,000円に1,000円を増額して2,000円とする内容です。住民が要望した1万円とは大きく乖離しています。療養手当の拡充については、ゼロ回答です。

そして、県は、水俣病被害者が通院するのに欠かせない交通機関の改善に向けて、国と水俣市、芦北町、津奈木町で検討チームをつくって改善を図るとの考えを示されていますが、いつまでに、どのような改善を図っていかれるのでしょうか。

また、水俣市が難色を示している認定患者を対象とした療養施設・明水園への未認定患者の入所については、県はどのように対応されるのでしょうか。

そして、長年の懸案事項である不知火海沿岸住民の健康調査について、国は、脳磁計とMRIを

用いた手法で、来年度500名を上限として対象に試行して、2年後の実施を目指しています。

私たち立憲民主党は、さきの通常国会で、水俣病解決に向けた法案を提出していますが、特措法で定められたこの健康調査については、不知火海沿岸住民を対象に、一次的にアンケート形式で実施をするやり方で、2年以内に完了させる方式を示しています。

国が進めようとしている健康調査では、対象が絞られている割には時間がかかり過ぎて、被害の全容をつかむのにかなりの期間を要します。健康調査は、被害の広がり調査することだけが目的ではなくて、被害の実情を把握した上で、その後現行の救済策で不十分なところを補足して、救済につなげていくために必要な手段です。そのためにも、悠長に進めていくのではなく、できるだけ早く進めていかなければなりません。

特措法施行から15年が経過し、いまだに手づかずの健康調査について、これ以上の実施の引き延ばしは許されません。健康調査の実施については、早期に実施するように、引き続き国に求めていただくことを強く要望いたします。

そこで質問ですが、療養手当の拡充についての国の受け止めと今後の県の取組、未認定患者の明水園の利用、そして、県が立ち上げる考えを示した3市町と国も含めた交通機関検討チームについて、いつまでに、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 水俣病問題についてお尋ねをいただきました。

まず、療養手当の拡充についてお答え申し上げます。

お尋ねのありました国の受け止めについてですが、国は、特措法に基づく給付内容が救済措置の

方針として閣議決定された経緯を踏まえる必要があります。拡充は厳しいとの認識を持っています。

また、同手当の拡充に関する今後の県の取組については、国に対し、引き続き、昨今の物価高騰の影響を踏まえた増額を求めたいと考えております。

次に、未認定患者の明水園の御利用についてお答え申し上げます。

明水園は、水俣市の施設であるため、まず、水俣市の意向が重要であると考えております。現在、同施設は、認定患者のための療養施設と位置づけられていますが、水俣市も、今後認定患者の方々が減少していく中での運営は、これからの課題と認識されておられます。既に、国、県、水俣市において、実務者レベルでの意見交換を開始しており、今後、関係団体の皆様と一緒に検討を進めてまいります。

最後に、通院などの交通手段の確保についてお答えいたします。

この問題は、水俣病の患者、被害者の皆様に限らず、全ての地域の住民にとっての重要な課題であると認識しています。このため、県と水俣市、芦北町、津奈木町の3市町が参加して、地域公共交通の在り方を検討する会議を9月11日に開催し、地域公共交通の現状及び課題を共有したところです。現在、関係団体の御協力をいただきながら、通院などにおける公共交通の利用状況調査を実施しており、その結果を踏まえ、水俣・芦北地域の地域交通の在り方について、この会議で検討していくこととしています。

今回御質問いただいたほかにも、議員から御指摘のありました健康調査を含め、伊藤環境大臣や私との懇談において、関係団体の皆様から様々な御要望をいただきました。引き続き、国とともに、実務者レベルでの御意見を丁寧にお聴きしな

がら、課題が少しでも前に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 冒頭、知事との距離感のお話をいたしました。この水俣病問題につきましては、患者・被害者団体と知事との距離感は若干縮まったのではないかなというふうに思っております。県が本当にあの団体としっかりと向き合って、要望を受け止めて改善をしようとして取り組んでいる、この姿勢に対しては評価をできると思いますが、あとは、どれだけ進められるのかということでございます。

療養手当の拡充は、国の姿勢がやっぱり問われますけれども、明水園の利用、通院等の交通手段の確保の課題について、県がしっかりと検討を進めて、前に進めていただきますようお願いを申し上げます。

そして、もう一つは、やっぱり大きな課題でもございます。公健法でも、95年政治決着、そして特措法でも、やっぱり救済されていない人たちが今裁判をされているわけでございます。そういった現行の救済の枠の外にいる人への対応にも、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、立憲民主党としては、そういった方々も救済できるような、新たな特措法というか、救済策をやっぱり講じるべきだという法案を出しております。症状がある人、エリアとか、年代とか、魚を余計食べたかどうか、こういったことにこだわらなくて、やっぱり症状がある人はしっかりと救済していく、そういった法案に、またこれも力を貸していただきたいと思います。思っております。

いずれにいたしましても、水俣病被害者、高齢化をしておりますから、時間がございませんので、ぜひそういった全面救済に向けた取組に県と

しても御尽力いただきたいと思います。

次に、戦後80年を迎えるに当たってということで質問を申し上げます。

現在、ウクライナやガザ地区で、戦争によって多くの命が失われています。日本では、中国、北朝鮮、ロシアが不穏な動きを強めていることを理由として、集団的自衛権の行使容認や反撃能力の保有、防衛費の大幅増額など、この10年ほどで防衛政策が大転換をしています。

そのことも問題ですが、その政策変更を、安倍政権以降の歴代政権は、国会で議論せずに閣議決定で済ませてきていることも問題です。このままこの防衛政策が進化していけば、私たちが求めている平和な社会が実現しないばかりか、再び戦争を行う、巻き込まれる可能性さえ出てきています。

そして、この熊本においても、熊本空港、熊本港、八代港が自衛隊や海上保安庁の訓練に利用される特定利用空港、港湾に指定されました。このことによって、有事の際には攻撃目標とされることが懸念されます。県民にとっては、とても迷惑な話であり、大きな不安を抱えることになります。

そして、施設の利用は、自衛隊だけではなく、米軍にも認められることになると思いますので、日米合同の軍事演習も展開されることになるのではないのでしょうか。八代港には中国からのクルーズ船が入港しますし、熊本港にも民間のフェリーが発着しています。そこに自衛隊や米軍の潜水艦や空母が入港して演習をしている状況は、想像しただけでも脅威に感じます。

来年は、戦後80年の節目の年を迎えます。私は、このような有事の備えが進められているときだからこそ、80年という節目の年に、県民全体で二度と戦争を起こしてはいけないという不戦の誓

いを確認する事業を行うべきであると考えます。

そこで質問ですが、知事としての平和への思いについて、県内の施設が有事拠点に指定されたことでの私の懸念に対する所見も含めてお聞かせいただきたいと思います。そして、戦後80年の平和を希求する事業の実施についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、被爆体験、戦争体験を語り継ぐ取組についてお尋ねをいたします。

被爆体験、戦争体験を語れる方が、高齢化により減少しています。8月6日に県原爆被害者団体協議会が開いた県原爆死没者追悼式典において、亡くなられた県関係の被爆者が2,700人を超えたことが報告されました。県内の被爆者の平均年齢は86歳を超えています。被爆体験を語れる方が、年々減少をしてきています。これは、戦争体験を語る方についても同様です。今のうちに被爆体験や戦争体験を後世につなぐ取組が必要です。

県内の小学6年生は、ほとんど長崎に修学旅行に行っていますが、事前に平和学習として、県内に在住する被爆者や戦争体験者から直接話を聞く機会を設けている学校は少ないと思います。

現在、高校生平和大使が、平和の種まきプロジェクトとして、小学生に、戦争や原爆の悲惨さなど、被爆者から聞き取った被爆体験について話をしたり、紙芝居にして伝えています。このような取組を大きく広げていくことも重要だと思います。

ただ、被爆者や戦争体験者、そして高校生平和大使も、そんなに大人数いるわけではありませんので、それこそAI技術等を活用して、被爆者や戦争体験者の話を継承し、伝えていくことも考えていただきたいと思います。

そこで、来年に向けて、県内の全ての小中高等学校で、被爆・戦争体験を聞く平和学習の機会を

ぜひ設けていただきたいと思います、その点の考え方についてお聞かせください。

3点目に、被爆二世への援護制度についてお尋ねをいたします。

被爆者の高齢化は先ほど述べたとおりですが、その子供である被爆二世も、大半が既に50歳を超えて、最高齢は78歳を迎え、健康面での不安を抱える方も多く、特に、がんに対する不安は大きくなっています。

被爆二世に対しては、被爆二世健診が実施されていますが、東京都や静岡県では、がん検診も行われ、医療費助成も、東京都、神奈川県などで実施されています。

熊本県の場合は、二世健診を受診できる医療機関も少なく、実施時期が指定されているなど、被爆者数が同程度の他県と比較してみても、条件整備がまだまだであると言えます。

そこで、現在、被爆二世健診を受診できる医療機関は公立病院に限られています、民間病院も含めて、その医療機関を拡大できないか、また、受診できる期間が1日か2日ですが、その期間の延長ができないか、そして、がん検診を加えることができないものなのか、併せてお尋ねをいたします。

以上、1点目については知事に、2点目の被爆体験、戦争体験を語り継ぐ取組については教育長に、被爆二世への援護制度については健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、私の平和への思いについてお答えいたします。

さきの大戦の終結から、本年で79年がたちました。忘れてはならないのは、今日私たちが享受しているこの平和と繁栄は、さきの大戦における戦没者の方々の貴い犠牲の上に築かれたものである

ことです。そして、戦争の悲惨さ、そして平和や命の貴さを未来を担う次の世代に語り継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であると考えます。後ほど申し上げる県事業などを通じ、知事としてできることを一つ一つ実践してまいりたいと思います。

次に、特定利用空港、港湾についてお答えいたします。

特定利用空港、港湾は、自衛隊や海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものであり、武力攻撃事態等のいわゆる有事における利用を対象とはしていません。有事になれば、特定利用空港、港湾の指定の有無にかかわらず、平成16年に制定された特定公共施設利用法などにに基づき、空港、港湾が利用調整されることとなっております。

今回の特定利用空港、港湾について、国からは、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないことや米軍がこの枠組みに参加することはないことなどの説明を受けております。

このような国からの説明を受け、私は、この枠組みが有事の際の枠組みとは異なること、また、大規模災害への派遣などの迅速かつ効率的な対応が期待されることなど、それらが確認できたことから、国との間で円滑な利用に関する枠組みの確認を行いました。

私は、熊本空港、熊本港及び八代港が、この特定利用空港、港湾になったことをもって有事拠点に指定されたとの表現は適切ではないと考えております。

もちろん、私は、国の外交を基軸とした不断の取組により、有事に陥らないことを何よりも望んでおりますことも併せて申し上げておきます。

最後に、戦後80年事業の実施についてお答え申し上げます。

県では、平和の大切さを次世代に語り継いでいくため、毎年8月15日に、市町村や各地の戦没者遺族会と共催で、熊本県戦没者追悼式を実施しております。また、小中学校においては、修学旅行時の戦争・被爆体験講話など、平和や命の貴さを学ぶ学習活動が行われております。

引き続き、市町村、関係団体と連携し、戦没者追悼式や小中学校における学習活動などを着実に進めてまいりたいと考えております。

あわせて、戦争体験者が少なくなった今日、戦後80年に向けて、県広報の活用をはじめ、県民の皆様へ平和の大切さを伝えていく取組をしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 被爆・戦争体験を語り継ぐ取組についてお答えいたします。

小学校、中学校及び高等学校における平和に関する教育につきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、教科や総合的な探究の時間などを通して行われています。

例えば、小中学校におきましては、授業等で、地域の戦争体験者の方から直接話を聞いたり、戦争に関する施設や遺跡を見学したりするなど、平和の尊さや大切さについて考える教育活動が行われています。また、平和について学習した成果を学習発表会等で家庭や地域に発信するなどの取組を行っている学校もあります。

さらに、小学校では、長崎や鹿児島へ、中学校では、広島や沖縄へ修学旅行を行う中で、資料館訪問や語り部の方による講話を聞く取組も行っています。

県立高校では、地理歴史科及び公民科等におい

て、戦争や紛争などを防止し、平和で民主的な国際社会を実現することが重要な課題であることを生徒に考えさせる授業が実践されています。

また、総合的な探究の時間に沖縄で戦死した大伯父の足跡をたどる探求テーマを設定し、実際に沖縄に足を運び、遺骨収集などのフィールドワークを行った生徒や、高校生平和大使として国連事務次長と平和や核軍縮に関する意見交換をオンラインで行った生徒など、授業での学びをベースとし、一人一人が主体的に様々な活動に取り組んでいます。

さらに、学校によっては、被爆・戦争体験を語り部の方から直接聞く機会を設定し、全校生徒が戦争の悲惨さを肌で感じることができるような取組も行っています。

県教育委員会といたしましては、このような被爆・戦争体験を聞く機会などの教育活動がさらに多くの学校で実施されるよう周知するとともに、関係部局と連携を図りながら、平和を願い、平和の実現に向けて行動する児童生徒の育成に取り組んでまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 被爆二世の方々への援護制度についてお答えします。

まず、健診実施機関として、今年度から新たに民間の医療機関にも参画いただき、県内13か所で受診が可能となりました。

また、受診できる日程については、議員御指摘のとおり、1日から2日としているところもありますが、今年度は、半数を超える医療機関で1週間から2か月程度の期間を設けていただいています。今後も、各地域で受診機会が確保されるよう、延長の協力要請を行っていきます。

次に、がん検診の追加についてですが、被爆二世の方々の検診は全て国からの委託を受け実施し

ています。このため、本県を含め全国のほとんどの県で実施しておりません。一方で、被爆者関係団体からの同様の要望がっておりますので、引き続き、国に対し、機会を捉えてお伝えしていきます。

今後、医療機関や関係団体の御意見を伺いながら、受診期間の延長など、被爆二世の方々の援護制度の充実に努めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 答弁をいただきました。

特定利用空港、港湾については、有事の際は利用しないという御答弁でございましたが、有事の際に利用しなければ、ふだんの訓練で使う意味がないんじゃないかなと思います。そんな拠点を設定して、訓練して、本当に意味があるのかなというふうに不思議に思いますし、米軍の利用もないと国から説明を受けたとのことですが、日米同盟では、日本の施設を米軍は使用できるとなっております。

有事拠点に指定されたとの表現は適切でないとおっしゃられましたが、今のような国の説明をもって安心、安全、不安はないですよというほうが不適切だと思います。ファイティングポーズを取って相手を挑発すれば、危険性が高まるわけでございます。

戦後80年の事業について、具体的に知事が特別なことをやるとはおっしゃられませんでした。これからも、やっぱり外交、経済、あらゆる平和な力を使って、絶対に戦争を始めてはいけないというその決意を固め合う事業をぜひ検討いただきたいと思います。

教育長からは、今まで行っている高校生、そしてまた、小中学生の取組についてお話を御紹介いただきました。これからはしっかりと続けていきたいと思いますので、そのためにいろいろと工

夫も必要ですよということを申し上げたわけですので、その点もやっぱり検討しながら進めていただきたいと思います。

被爆二世の健診の問題です。

実は、10年前にも同じ原稿で同じ質問をいたしました。10年後にどのくらい改善したかということで、あえて質問いたしましたけれども、医療機関が若干増えましたし、受診期間も延長するという取組を進めていただいておりますが、がん検診は国の事業ということでございますので、国に求めるということでございますが、今後とも、被爆二世の援護制度の充実に、こちらもしっかり高齢化しておりますので、引き続き取り組んでいただきたいということを申し上げて、要望に移ります。

平和ミュージアム設立への支援についてです。

県内には、個人で収集された戦時中の貴重な資料を保管されていらっしゃる方がおられます。そのような資料等を保管、展示して後世に伝えていく平和ミュージアムを設立しようと、県内の有志で設立準備会を結成して運動を進められています。

この平和ミュージアム設立に対する県の認識として、さきの6月議会で、城下議員の質問に対して、知事は、県民の機運が図られてきたら、熊本市や戦没者遺族会などと連携した支援の在り方を検討すると答弁されておりますが、設立には、土地を購入したり、建物を建てたり、施設を管理したり、とても民間だけの取組では、設立やその後の運営について困難であると考えられます。

ぜひ、県として、戦争の愚かさや悲惨さを後世につなぐ重要な施設である平和ミュージアムについて、第三者的な関わりではなくて、もっともっと積極的に設立に向けて深く関わっていただくことを強く要望させていただきまして、最後の質問

に移ります。

吃音についてです。

吃音とは、発話障害の一つで、全国に約120万人いるとされています。吃音の主な症状は3つで、おはようという言葉で表現しますと、お、お、お、おはようという繰り返しと、おーはようという一部の音を引き伸ばす引き伸ばし、それに、初めの言葉が出にくい、……おはようという言葉が詰まってしまうブロックがあります。吃音は幼児期に発症することが多くて、その大半は自然に治癒するとされています。

しかし、成人後も症状が残る人がいて、国の研究機関である国立障害者リハビリテーションセンター研究所の調査では、その約7割が生まれ持った体質に原因があるとされています。

国立障害者リハビリテーションセンターなどの研究グループが、本年6月、3歳までに吃音の症状が見られる幼児の割合、累積発症率が8.9%だったとする研究成果を発表しました。およそ10人に1人に当たり、過去の研究で分かっていた累積発症率の5%前後を大きく上回りました。すなわち、近年、吃音は3歳までに発症するケースが多くなっていて、3歳児健診で見つけて、その後の専門的な支援につなげていくことが重要であることが分かりました。

そこで、この発表を受けて、私も参加しています全国の超党派議員ネットワークで、本県も含む10都県内の343自治体が作成する3歳児健診の問診票を収集しまして、問診票に吃音の項目が明記されているか調査しましたが、明記している自治体は僅か4自治体で1.2%にとどまり、3歳児健康診査では、吃音が十分に発見されていないおそれがあることが分かりました。ちなみに、熊本県内の市町村で、吃音が明記されていたのは熊本市のみでありました。

各市町村は、3歳児健康診査において、前述の累積発症率8.9%という研究成果を鑑み、吃音の症状が見られる幼児を十分に発見できているか再検証し、不十分であった場合には、問診票に吃音を明記した項目を加えるなどの改善を行うべきであると考えます。

また、県内の一部の市町村の問診票には、どもりといった、テレビや新聞では使われない差別的な言葉が使われています。この部分も改善の必要があります。

そして、3歳児健康診査において吃音である疑いが発見された場合には、各市町村は、保護者に対し、吃音の理解促進を図るリーフレットを配付の上、専門機関を紹介するなど、当事者、保護者に寄り添った対応に尽力していただきたいと思います。

そこで質問ですが、1点目として、県として、県内市町村の3歳児健診問診票への吃音項目の明記と、どもりという表現の改善を働きかけていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

次に、吃音の疑いがある幼児への対応について、県内には、医療機関につながる前の相談窓口があるのでしょうか。また、県内の各児童発達支援センターで吃音に関する相談は可能なのでしょうか。そして、現在、センターには言語聴覚士が在籍しているのでしょうか。いない場合は配置すべきと考えますが、以上2点について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

次に、小中高校における吃音への理解促進についてお尋ねをいたします。

幼児吃音臨床ガイドライン第1版(2021)には、「吃音の相談を担当する言語聴覚士や教員は、親子に最適な助言指導を与えることができるよう最新の情報を得るための研鑽を積んでほしい。」と

いう記載があります。

この最新の情報に関連して、2023年末に全国言友会連絡協議会が「先生たちに知ってほしい吃音のこと」というリーフレットと動画を作成しています。

千葉県教育委員会では、今月、県立高校の全ての特別支援教育コーディネーターにこのリーフレットを配付し、研修会を行うことを明らかにしています。また、千葉県松戸市においても、8月に市立小中高の特別支援教育コーディネーターにこのリーフレットを配付されたと伺っています。

そこで質問ですが、本県においても、特別支援教育コーディネーターにリーフレットの配付及び動画を紹介し、吃音に関する研修会を開催すべきと考えますが、教育長の見解をお答えください。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 吃音については、幼児期の適切な時期から、保護者に対し、日常の対応方法について助言したり、必要に応じて専門機関への相談を促すといった支援が重要だと考えています。

まず、1点目の3歳児問診票への吃音を確認する項目の明記と、どもりという表現の改善についてお答えします。

一般的に、3歳となると言葉の発達が進み、社会性が発達してきます。子供の発話については、家族の関心が高く、不安も大きいことから、現在、市町村では、3歳児健診時の面接で、語彙の獲得や発音などの言葉全般に関する悩みがないか、確認を行っています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現時点では、3歳児健診の問診票に吃音の項目を設けて状況を確認している市町村は熊本市のみです。そこで、熊本市以外の市町村に対しても、問診票への吃音の明記と、その説明にどもりという表現を使

用せず、より分かりやすい解釈を加えるよう働きかけていきたいと考えています。

次に、2点目の吃音についての相談窓口と児童発達支援センターへの言語聴覚士の配置についてお答えします。

まず、吃音の相談に関しては、県が障害保健福祉圏域ごとに指定している児童発達支援センターが対応しており、療育サービスの利用に関する助言や必要に応じて医療機関につなげるなどの支援を行っています。

また、これらのセンターの約半数には言語聴覚士が在籍していますが、在籍していないセンターにおいても、地域で療育を行う事業所や医療機関に勤務する言語聴覚士と連携して対応するなど、各圏域単位で吃音に関する専門的な支援を行う体制を整備しています。

引き続き、市町村や医療機関などと連携し、子育てにおける吃音への理解促進を図ることにより、御家族の心情に寄り添いながら、子供が健やかに育ち、安心して暮らすことのできる体制の強化に取り組んでまいります。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県教育委員会におきましては、現在、特別支援学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、小中学校、高等学校等からの吃音に係る相談に適宜対応するとともに、児童生徒への配慮や支援等について助言等を行っています。

議員御紹介のリーフレットや動画につきまして、9月19日に実施いたしました特別支援教育コーディネーターによる情報交換会において、相談対応に活用するよう周知したところでございます。

今後は、小中学校、高等学校等に配置する特別支援教育コーディネーターに対しましても、会議

や研修等の機会を捉えて資料等を紹介したいと思っています。あわせて、吃音の症状や正しい接し方などについて理解啓発に取り組むことで、吃音のある児童生徒の学びを支える体制を整えてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 3歳児健診票への吃音の明記と、どもりの記載の見直しを働きかけるという答弁でございまして、ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。

言語聴覚士の配置など、吃音の相談体制の充実につきましても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

教育長からも答弁いただきましたけれども、やはり吃音に対する社会的な理解の促進、これがないと、子供さんのときは、やっぱり不登校で学校に行けなかったというお話もよく聞きますし、職場でもやっぱり言葉が出せないのを上司から怒られたり、そういった問題も聞いております。そういったところも含めまして、これから既存の問題にしっかりと取組を進めていただきたいと思います。

これで私が準備した質問は終わりました。

知事とこれからも一定の距離感を保ちながら、県政の発展に向けて、私も努力をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申しあげまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時13分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堤泰之君。

〔堤泰之君登壇〕（拍手）

○堤泰之君 熊本市第一選挙区選出・自由民主党・堤泰之です。

初めに、1月の大地震に続き、石川・能登の洪水被害で亡くなられた方々に、再びになりますが、深くお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

ちょうど先月、地方制度研究会の13名の議員とともに、能登半島地震の現状視察と復旧ボランティアに行ってきたところでした。現地はまだまだ大変な状況で、私が行った輪島は、まだ公費解体が10%程度しか進んでいない状況でありました。そんな中で、今回の記録的な大雨により、再び道路が寸断され、死者が出てしまいました。被災地の方々の御無事と復旧に心から尽力されることを願っております。

今回、3回目、木村知事へは初めての質問になります。

時間配分が、欲張ってぎりぎりになってしまいました。早口での質問になり、お聞き苦しいことがあるかもしれませんが、簡潔な質問に努めますので、執行部の皆様も、明快な回答をどうぞよろしくお願いいたします。

通告どおり、最初の質問に入らせていただきます。

こどもまんなか熊本・実現計画について。

知事は、マニフェストの中で「安心して結婚・出産・子育てできる社会を実現！」「新時代はこども・若者がキラキラ輝く熊本」を目指すことを挙げておられます。

近年の子ども・子育て支援制度拡充の背景、趣旨として、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子供の育ちをめぐる環境が大き

く変化し、国や地域を挙げて、子供、子育てへの支援を強化する必要があることが挙げられています。

国のこどもまんなか実行計画には、子供、若者を権利の主体として改めて定義した上で、大きく2つのコンセプトがあります。1つは、障害や家庭環境にかかわらず、全ての子供たちが幸せに成長すること、もう一つは、子育ての当事者に経済的基盤が確保され、子育てに伴う夢や喜びを実感できる社会環境を実現して少子化を克服することと言えます。

少子化は、地方にとって最大の課題、日本の存亡に関わる問題です。こどもまんなか熊本の実現は、結果として少子化、人口減少の流れを大きく変えるとともに、地域を担う人材を社会全体で育み、日本の未来を確かなものにします。

そこで、木村知事に質問いたします。

こどもまんなか熊本・実現計画の今年度中の計画策定に向けて、現在は中間整理の時期だと聞いています。今の進捗状況を教えてください。

また、7月30日に、昨年実施した熊本県子どもの生活に関する実態調査の結果が公表され、その中で、子育て世代の所得向上をはじめとした経済基盤の安定と保護者を主に大人が子供と関わることの重要性が確認されました。

このアンケート結果やこれまでの議論を受けて、知事のこどもまんなか実現への決意をお聞かせください。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 堤議員から御質問いただきました。

まず、こどもまんなか熊本・実現計画策定の進捗状況についてお答え申し上げます。

5月に、私をトップとした全庁横断組織であります「こどもまんなか熊本」推進本部を設置し、

その下部組織である幹事会ですとか、出向していくタイプのこども未来創造会議、または庁内の若手職員で構成するこどもまんなか応援団との対話会を開催しまして、計画の内容を検討してまいりました。

その内容について、推進本部から有識者で構成する熊本県子ども・子育て会議に意見を求めまして、6月から3回にわたり、計画内容の審議が行われました。

審議の中では、有識者それぞれのお立場から、全ての子供、若者が幸せに暮らし、成長できるようにすることを重んじること、県民が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにすることを大切にすべきといった御意見をいただきました。

今月6日に開催した第3回会議において、計画の中間整理案について議論していただいたところでございます。この中間整理の内容を今定例会中の常任委員会において御報告いたしますが、今後は、パブリックコメントや座談会型のこども未来創造会議を実施し、そこでいただいた御意見なども反映しながら、今年度中に具体施策も含めた全体計画をつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、こどもまんなか熊本の実現に向けての私の決意についてお答え申し上げます。

御質問の中でも触れていただきました、昨年度実施した子どもの生活に関する実態調査、その結果によりますと、議員御指摘のとおり、世帯の経済状況と子供の生活習慣、学習習慣、社会性にやはり一定の関係性が見られました。また、子供との会話の頻度など、保護者と子供との関わりが大きいほど、子供が将来に向かって努力する意識が高くなるというのも分かりました。

これらの調査結果を踏まえ、改めて、全ての子

供、若者が自らを大切にされていると感じながら、幸せに暮らし、成長することが大切だと実感しております。また、そのためにも、それを支える家庭を支援することも重要だと考えております。

こうした考えの下、まずは幼児保育、幼児教育の質の向上、そして安心、安全に過ごせる学校づくりなど、子供、若者本人への支援を行ってまいります。

また、家庭への支援として、結婚後、出産後、子育て中も働き続けたいと思えるよう、まずは県庁が率先して働き方改革や女性活躍の推進を行ってまいります。その上で、企業や団体に安心して働ける職場環境づくりの実現を訴えかけてまいります。

また、困難を抱えやすい独り親家庭などにもしっかりと寄り添い、県民の皆様が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる熊本をつくってまいりたいと考えております。

さらには、子供や若者、子育て当事者が幸せになるためには、そうした方々を支援する人たちも、また幸せでなくてはなりません。子供や若者、子育て当事者を支援する方々が笑顔で接することができるよう、幼児教育、保育を担う方々の人材育成や支援をしっかりと進めてまいります。

これらの私の考えを計画に盛り込み、市町村や企業、団体とも連携しながら、私が先頭に立って取組を進めてまいります。そして、子供、若者がきらきら輝き、県民が家庭や子育てに対して夢を持てるこどもまんなか熊本をオール熊本で実現してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 知事、丁寧な答弁、誠にありがとうございました。

知事自らをトップとして、全庁体制で「こども

まんなか」推進本部を設置され、熊本で子供に関わる全ての方々が大きな期待をしていると感じます。

今回の県民アンケートは、中学生以上が対象でしたが、私は、幼少期の環境や経験は、人間の一生にとって大変重要だと考えています。

先日、私が所属している公益社団法人熊本法人会の小学生向けの租税教育事業で、県議会の議場見学をさせていただきました。その節は、議会事務局の皆さんや広報の方々には大変お世話になりました。その議会見学の中で、司会者から子供たちに、県議会に対して何か質問がありますかという場面がありました。小学校4年生から6年生の質問で、何が一番多い質問だったかというのと、何で小学校から遊具が次々となくなっていくの、いつになったら新しい遊具が来るの、早くしないと小学校を卒業してしまうよというものでした。子供が子供らしく生きることができる社会を本気で実現したいと心底思いました。

子供のときに幸せになれなかった子が、簡単に大人になって幸せになれるのでしょうか。そして、幸せを実感できない人間が、結婚、出産して人を幸せにできるのでしょうか。次世代が幸せに生きる未来のために、こどもまんなか熊本・実現計画が一人でも多くの人間の幸せを生み出し、熊本の幸せの連鎖をつくっていただくことを願い、次の質問に行かせていただきます。

奨学金返済制度について。

育英資金の現状と課題について、まず質問させていただきます。

教育長に質問いたします。

昨年9月の一般質問において、県育英資金の現状と対応について質問させていただきましたが、県教育委員会におかれましては、本年1月に、高校時に育英資金制度を利用した高校生や保護者に

対してアンケートを実施していただき、誠にありがとうございました。その中で、過半数の方が借りてよかったと回答している一方、1月時点で滞納している返還者の給付時の使用用途として、4割が生活費と回答しており、育英資金を借りなかったほうがよかったと回答した返還者の中には、返還額が多く、現在の生活や結婚に影響を及ぼしていると答えている方もいらっしゃいます。

現在、高等学校等就学支援金制度が拡充され、高校生を持つ8割の世帯が、実質高等学校授業料無償化される中で、育英資金の一部が家庭の生活に消費されて、子供にまで貧困の連鎖が発生することはあってはならないことです。

学生本人のためにならない奨学金の利用には、子供アドボカシーの観点からも、何らかの手だてを講じるべきだと考えています。

次に、大学進学ของ育英資金についても、2020年から、国の高等教育の修学支援制度により、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯に対して、授業料、入学金の免除や減額、給付型奨学金の支給制度が設けられました。

一方で、共働きの増加や社会保険の加入拡大の影響もあり、所得制限で育英資金の審査に及ばず、学費を有利子のローンで負担する世帯も多く存在します。私は、そういった中間所得層の世帯からも無利息の育英資金を利用したいという声を聞いています。国の制度が変わり、社会状況が変化する中で、県育英資金の在り方も変わってくると思います。

本来、奨学金制度は、家庭の生活支援のためではなく、子供たちの夢をかなえ、未来を開くためにあるはずです。県として、今回のアンケート結果を踏まえて、今後奨学金制度についてどのように運営していくか、教育長にお尋ねいたします。

次に、熊本県の奨学金返還等支援制度、くま活

サポートについて質問いたします。

国は、少子高齢化の進行の中で、東京圏への一極集中の軽減を図り、地方からの人口流出の対策として、1自治体の奨学金返還支援に係る経費について、年間1億円を上限に、最大50%を特別交付税措置しています。

令和5年度時点で、全国の42都道府県、717の市町村が奨学金返還等支援に取り組んでおり、本県も、奨学金返還等支援制度、くま活サポートを創設し、地元企業と協力して、若者に対して、奨学金の返済や赴任費用等の支援を行っています。

現在、くま活サポートの奨学金支援枠は、4年制大学卒、大学院卒合わせて年間110名となっています。制度発足から6年近くが過ぎましたが、直近となる昨年度に就職した学生のうち、本制度の登録者は185名、そこからの登録企業への就職者数は47名となっており、奨学金支援枠に対して制度利用者は42.7%にとどまります。これは、県内就職率の向上を目指す本県として、非常にもったいない数字ではないかと思っています。

先ほど触れました教育委員会が行ったアンケートでも、奨学金の返還支援があるなら熊本県内に就職したいという回答が76%に上っていますが、くま活サポートの対象となる4年制大学進学者は、アンケートに回答した県育英資金利用者の3割にとどまります。

他県の事例を見ると、専門学校や短大卒者にも門戸を開いている県も多くあります。平成31年3月議会の高野洋介議員の短大、専門学校卒者への募集枠拡大の質問に対して、当時の山川企画振興部長は、今後の対象者拡大について、支援制度の利用状況や県内企業等のニーズを踏まえて検討すると答弁されました。

現在、県内の企業は、少子化と併せて、T S M Cの進出による急速な人的需要の高まりなどによ

り、業種を問わず、人材獲得に非常に苦労しています。県内の優良企業においても、大卒、専門学校卒、高卒にかかわらず、新規雇用が極めて厳しい状況が続くと見られています。

奨学金返還支援制度対象を拡大すれば、より多く熊本県に就職したいという学生のニーズを捉えることができると考えますが、今後の対象の拡大についてどうお考えか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 育英資金の現状と課題についてお答えいたします。

県教育委員会では、育英資金の利用実態等を把握するため、1月から2か月間、返還中の約4,000人にアンケートを実施し、約260人から回答を得ました。

その結果、議員御指摘のように、回答者の約半数が借りてよかったとしている一方で、一部の方については、育英資金の使用用途として生活費という回答があったほか、卒業後も、返還金が結婚や生活に影響を及ぼしているという実態が確認されました。

そのため、育英資金の貸与時に、借主である生徒本人及び連帯保証人である保護者等に対し、育英資金の目的を再度徹底するとともに、貸与時の意思確認を丁寧に行うことが必要と考えています。

県教育委員会といたしましては、経済的理由により就学困難な学生または生徒等に対し、教育の機会均等を図るという育英資金の目的を実現するため、引き続き適正な運用を図ってまいります。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 熊本県奨学金返還等支援制度、くま活サポートについてお答えいたします。

本制度は、県内企業の将来の中核を担う人材の確保や若者の県内就職定着を目的に、県内企業と協力しながら、奨学金返還等を支援するものです。

議員御指摘の支援対象者については、将来的に幹部として県内企業を牽引し、ひいては本県の産業を末永く支えていただくことが期待される若者をターゲットとして、県内企業へのアンケート結果を踏まえながら、大学卒業者や大学院修了者としています。

なお、このような奨学金返還支援制度は、全国の都道府県の約9割が実施をしており、愛媛県や福島県では、本県と同様に大学卒業生等に対象を限定し、石川県や富山県では、さらに理系大学に限るなど、各県で目的に応じた様々な運用がなされています。

本県では、平成30年度の運用開始以降、本制度に賛同し活用している企業は、初年度の57社から、直近の令和5年度では107社まで増加をいたしました。

本制度を活用した企業からは、将来の活躍が期待できる人材の確保につながったですとか、学生が就職先を決定する上で本制度が選択肢の一つになっているとの声をいただいております。また、本制度を活用した就職者数が4年間で169人に上っており、一定の成果が得られているものと考えています。

ただし、議員御指摘のとおり、就職者数は当初想定 of 4割程度にとどまっており、これを高めていくには、企業、学生双方の登録者数のさらなる増加が必要であると認識をしています。

登録企業の増加に向け、本県産業の強みである半導体、自動車関連産業、そして、ライフサイエンス分野を中心とした新たな産業創出を目指すUXプロジェクトに御貢献いただける人材の確保の

観点からも、それらに関連する企業を中心に、直接登録の働きかけを行います。

また、学生の登録者の増加については、これまでの県内大学や本県と就職支援協定を締結している首都圏、関西圏などの大学に加えて、今年度から新たに、九州各県の大学にも対象を広げて周知に取り組んでまいります。

県では、先月「くまもとで働こう」推進本部を立ち上げ、各産業の人材育成、確保を図るため、関係部局で課題共有や連携体制を構築して、課題解決に向けた取組を推進していくこととしています。

県内企業の皆様の声をしっかりと伺いながら、この推進本部での取組の方向性も踏まえ、本県の実情に応じた支援対象者の範囲を検討してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 御答弁ありがとうございます。

現在行われております自民党総裁選においても、金沢市で行われた公開討論会の中で、奨学金の返済負担の軽減を含めた教育の充実をめぐり、意見が交わされました。

これから教育費負担の軽減の流れは加速するかもしれませんが、既に奨学金を借りて人生に影響を受けている方々がいることを忘れてはなりません。大切なのは、学生本人の人生です。奨学金の対応に関しては、本人の意思をくれぐれも尊重することをお願いいたします。

また、くま活サポートにつきましては、商工労働部長より、制度趣旨として、県内企業の将来の中核を担う人材等の確保を目的にというお言葉がありましたが、県内企業の中核を担っているのは、大学卒、大学院卒の人材だけではありません。

昨年10月に、私の母校である専修学校熊本YM

CA学院建築科の大同窓会がありましたが、その参加者の中には、県内の主要な建築設計事務所の所長や建設会社の部長などの姿も多くありました。それぞれ熊本地震や県南水害の復旧でも活躍された方々です。

半導体関連産業の人材確保が県の課題であることは重々承知しておりますが、それ以外の産業も人材不足が慢性化している点は、おろそかにしないでいただきたい。

学生登録者数の増加に努めていただきますとともに、企業側の努力も大切ですが、採用募集しても応募自体がないという県内企業の切実な声もしっかり拾い上げていただくことをお願いいたします。

次に、重要土地等調査法の周知についてです。

近年、台湾有事の懸念をはじめ、日本周辺の国際情勢はますます厳しさを増しています。しかし、日本の安全、良好な環境が注目され、円安の進行も重なって、海外の個人、法人が国内の土地などを購入する例が増えております。

しかし、そもそも外国人が我が国の重要な施設、自衛隊、海上保安庁、発電所、港湾などの周辺の土地を買っていくことはあってはならないことです。国境離島やこういった防衛関係施設周辺の土地の所有、利用をめぐっては、かねてから安全保障上の懸念が示されてきました。

そういった中で、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる重要土地等調査法案が令和4年9月20日に全面施行されました。

熊本県においても、昨年12月に、高遊原分屯地や熊本空港などの周辺が注視区域に、健軍駐屯地、北熊本駐屯地、えびの送信所を中心とした周囲おおむね1キロの区域が特別注視区域として指定されました。

これにより、注視区域などの土地の利用状況を国が調査するとともに、特別注視区域内にある200平米以上の土地などの売買、贈与等の契約を締結する場合には、売主と買主双方は、売買の相手方や利用目的などを内閣総理大臣に届け出る義務が生じます。これに違反した場合には、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金という厳しい罰則規定が設けられました。

県は、ホームページ及び昨年12月28日付の「県からのたより」で、県内に注視区域及び特別注視区域が指定されたことを告知されました。しかし、その範囲については、区域内に在住する住民をはじめ、ほとんどの県民が認識していないのではないかと思います。

そこで、企画振興部長にお尋ねいたします。

県として、改めて県民に対する法令の周知を行う予定はございますでしょうか。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、防衛関係施設等及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的に、令和4年9月、重要土地等調査法が全面施行されました。

この法律により、政府が、安全保障の観点から、重要な土地等の所有、利用の実態を的確に調査すること、そして、調査の結果、仮に土地等の不適切な利用実態が明らかになった場合には、その不適切な利用行為を規制することが可能となっております。

法律の趣旨や区域指定、特別注視区域に関する届出制度の周知については、法律を所掌する内閣府が行うものとされていますが、内閣府から、住民生活に密着した業務を行う地方公共団体においても、制度等の周知について、可能な範囲で協力するよう依頼がなされているところです。

県としましても、法律の趣旨や県内における特別注視区域及び注視区域の指定状況、特別注視区域に係る届出制度について、県民の皆様に御理解いただくことは大変重要であると考えております。

議員御紹介のとおり、県では、昨年12月に告示された県内の区域指定に合わせて、県ホームページ及び広報紙「県からのたより」に記事を掲載し、県民への周知を図ったところです。

今後も、県の各種広報ツールを活用した周知を行うとともに、土地関係施策についての広報活動を全国一斉に行う10月の土地月間に、土地取引に関わられている県内の宅地建物取引業者や司法書士の方々に対して、法律の趣旨や県内における区域指定状況、届出制度を改めてお知らせするなど、より一層の周知に取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 2024年3月25日の参議院予算委員会において、中田宏参議院議員の指定区域内の土地取引の規制を求める質問に対して、岸田総理は、土地取得そのものの規制を求める声があることを政府としても十分承知しており、土地の利用実態把握を着実に進めた上で、法で規定してある施行5年後の見直しの際、見直し規定等も念頭に、さらなる政策対応の検討を進めたいと述べています。

陸上自衛隊西部方面総監部がある健軍駐屯地周辺には、多くのマンションやスーパーが立ち並びます。こういった地域に取引規制がかかれば、県民の生活への影響は大きいと思います。

諸外国のほとんどは、外国人による不動産の売買や使用に規制をかけています。海外からの移住が急増している本県としても、規定見直しと外国人による不動産の取得や使用を注視していく必要があると考えます。

次に、熊本都市計画区域マスタープランの見直しの進捗状況とポイントについて質問させていただきます。

昨年9月の定例会でも質問させていただきましたが、10年に1度とされる熊本都市計画区域マスタープランの見直しが来年度予定されています。この1年の間に熊本都市圏の状況は大きく変わりました。JASM第2工場の建設が決定し、木村知事が第3工場誘致への意欲を示されました。

その一方で、さらなる交通渋滞の悪化や周辺土地の極端に高額な取引が発生するなど、新規の道路、工場用地需要は高まり、既に熊本都市計画区域内に多くの地区計画による工業団地の計画が決定しております。

しかし、それでも工業団地等に進出することができない国内外の中小のサプライヤーが、まだまだ多数存在することも事実です。こういった事業者が、熊本都市計画区域に隣接するエリアに無秩序に立地し、住環境の悪化やさらなる渋滞を招くことを私は懸念しております。

県民の幸福量の最大のために、まさに大きな視点でマスタープランのデザインが県に求められているときだと思います。

昨年の私の質問に対し、県から、人口の推移や土地利用の状況等を分析し、適切な市街化区域の規模を算出する手法等を検討し、住民代表等から成る委員会で、次期マスタープランに示す都市の将来像や都市計画の方針などを検討するとの答弁をいただきましたが、現在の進捗状況と見直しのポイントはどのようなのでしょうか。

土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 都市計画区域マスタープランは、都市の将来像やその実現に向けた道筋を明らかにするものです。

熊本都市計画区域においては、平成27年度に見直しを行っていますが、その後、熊本地震の発生やTSMCの進出など、大きな社会情勢の変化も踏まえ、来年度の見直しを目標に検討を進めています。

また、議員御指摘のとおり、半導体関連企業の立地や住宅開発は、熊本都市計画区域の周辺にも及んでおり、農林漁業との調和や計画的なまちづくりへの影響が懸念されます。

そのため、隣接する菊池及び大津都市計画区域においても予定を前倒しして、今年度からマスタープランの見直しを行うこととしており、広域的な課題の調整を図りながら検討を進めているところです。

まず、熊本都市計画区域マスタープラン見直しの現在の進捗状況についてお答えします。

1点目として、人口の推移や土地利用状況については、主に北東部や南部の市街化調整区域において、宅地開発や企業立地が進み、市街地が拡大傾向にあることを確認しています。

2点目として、適切な市街地規模については、その算定基礎となるおおむね10年後の人口及び産業規模の見通しを作成し、国と協議を行っているところです。

3点目として、都市の将来像や都市計画の方針等については、有識者等で構成する検討委員会の意見を伺いながら、コンセプトや目標を取りまとめ、8月にパブリックコメントを実施しています。

次に、見直しのポイントについてお答えします。

熊本都市計画区域においては、現在の人口が令和2年度の国勢調査に基づく国の推計値を大きく上回っているため、より実態に即した人口推計を用いることとしています。

また、急速な土地利用の進展に伴い、既に、交通渋滞の悪化など深刻な影響が生じています。そのため、土地利用や道路、下水道などの都市施設、土地区画整理事業など、主要な都市計画の方針については、都市施設の整備状況も踏まえ、将来の人口や企業集積に適切に対応できるものとする必要があります。

さらに、検討委員会では、頻発化、激甚化する自然災害への対応や、道路や公共交通ネットワークの強化などについての意見をいただきました。

これらを踏まえ、見直しの方向性として、都市防災の強化、半導体関連企業の集積への対応、持続可能なまちづくりの3つを掲げ、豊かな自然と歴史を生かし、誰もが安心して暮らせる持続可能で活力あるエココンパクトな都市づくりというコンセプトを提案しています。

引き続き、都市の将来像の実現に向けた主要な都市計画の方針等について検討を進め、年度内を目途にマスタープランの原案を取りまとめる予定です。

熊本都市計画区域の健全な発展と秩序ある整備が図れるよう、地域の実情に即した都市計画区域マスタープランを策定し、関係する市町としっかりと連携を図りながら、都市づくりを進めてまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 現在のTSMC進出による影響は、進出決定前には誰も予想し得なかったことであり、人口変化が国の推計値を大きく超えるのも致し方ないことだと思います。そのような中、必死で諸問題に前向きに対応されている県執行部をはじめ職員の皆様には、改めて深く敬意を表します。

菊池や大津地域においてもマスタープランの見直しが進んでいることを知り、少し安心しました

が、新生シリコンアイランド九州構想が成功すればするほど、中心となる地域の人口の増加や流通の拡大は予想が難しいと思います。

国との協議においては、地方では前例のない経済圏の拡大を念頭に協議を行ってほしいと思います。見直しのコンセプトにうたわれるように、地域の豊かな自然と歴史を大切にして、住民の方々が安心、快適に暮らすことができるまちづくりが成功することを願って、今後のマスタープランの進捗を見守らせていただきます。

続いて、熊本県空き家バンクプラットフォームについて御質問させていただきます。

総務省の令和5年住宅・土地統計調査によると、全国の総住宅数のうち空き家は900万戸と、2018年の849万戸と比べ51万戸の増加で、過去最多となっております。県の2023年の空き家率は15.0%で、2018年の13.8%から1.2%増加しております。中でも、賃貸・売却用及び二次的住宅、別荘を除く空き家は7.7%で、全国平均の5.9%より1.8%も多い状態です。

未利用の空き家が増加する中、令和6年6月時点で、県内45市町村中41市町村が空き家バンク制度を取り入れており、県外からの移住、定住促進の取組をされています。令和6年度4月時点で、県内に不動産の取引を担う宅地建物取引業者が存在しない町村が10町村あり、空き家バンクは、移住者数の増加を図るだけではなく、過疎地の空き家解消にも一定の成果を上げています。

しかし、限られた職員さんで住民サービスを行う市町村において、不動産取引という専門性の高い業務に関わることは、決して小さな負担ではありません。県は、令和5年4月1日より、県内市町村の空き家情報を集約し、移住希望者が広域的、横断的に空き家情報を検索できる空き家バンクプラットフォームを開設しています。これには

40市町村の空き家バンクが参加しており、ほぼ全ての物件が、360度カメラでバーチャル内覧できる画期的で全国初のものです。

私は、このプラットフォームは、熊本への移住希望者の道しるべとなるとともに、今後の参加市町村の空き家バンク運営の助けになるものだと思います。

そこで、企画振興部長にお聞きいたします。

これまでの空き家の掲載状況や成約件数、そして空き家バンクプラットフォームのネットワークを生かした今後の移住・定住促進の取組についてお答えください。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 住まいの確保は、移住を希望する方が実際に移住先を選択する上で大変重要な要素です。

議員御紹介の空き家バンクプラットフォームは、県内市町村の空き家バンクに登録された情報を横断的に閲覧できるホームページです。移住を希望する方が住まいに関する情報を収集する際に、県内ほぼ全域の物件情報にワンストップでアクセスできるよう、本県独自に構築し、昨年4月に開設したものです。

現在では、県内40市町村が参加し、7月までに登録された総物件数は475件、同月末時点での掲載物件は247件になります。また、開設から本年2月までの11か月間で、空き家バンク全体で成約に至った物件数が236件あり、県内市町村が抱える空き家対策や本県への移住、定住の推進に一定の効果をもたらしているものと考えています。

なお、当サイトへのアクセス数も、昨年度は月平均6,400件超だったものが、今年度は8月までの5か月は平均8,000件を超え、徐々に認知度も向上しております。

県としましては、さらに移住者にとって利用し

やすい空き家バンクプラットフォームとするため、未参加の自治体に参加を呼びかけ、参加市町村には物件の更新を促すなど、掲載情報の充実を図るとともに、PRに努めてまいります。

加えて、関係部局と連携して、空き家対策の先進事例を紹介するセミナーを開催するなど、県内市町村の空き家活用につなげるための取組も支援してまいります。

今後も、空き家バンクをはじめとして、移住相談会等様々な場面で、各市町村としっかりと連携し、移住、定住の推進に取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 地方の過疎化と人口減少が課題となる中で、これからますます空き家バンクへの注目が高まってくると思われます。健全な空き家活用のために、地域を熟知した専門家としっかり連携を取っていただきたいと思います。

また、これからの課題は、特定空き家をはじめとした、管理者がはっきりしない空き家の解消だと感じています。本年4月から不動産相続登記が義務化されました。空き家解消のためには、法定相続人に積極的に相続登記を促すとともに、場合によっては、固定資産税の納付者の開示等も必要な場面が出てくるかもしれません。県の空き家バンクプラットフォームの取組が、市町村の空き家活用、定住促進の核となることを期待いたします。

次に、藤崎台のクスノキ群の観光資源としての価値について質問させていただきます。

今年の夏も、全国高等学校野球選手権熊本大会がリブワーク藤崎台球場を中心に行われました。球場の外野席に目をやると、大きなクスノキ群が目を引きます。球場の臨時駐車場からこのクスノキの森に入ると、その圧倒的な存在感に感動し、異世界に迷い込んできたかのような感覚になりま

す。

これは、大正13年に、熊本県22の国指定天然記念物の中で、最初に指定された7本のクスノキ群です。この地に、西暦935年に創建された藤崎八幡宮の鎮守の森として育成されました。

藤崎八幡宮の社殿は、1877年の西南戦争で焼失をいたしました。そのクスノキ群は、その後の太平洋戦争下の熊本大空襲でも焼失を免れました。2021年8月の大雨で一番大きなクスノキの枝が折れ、その内部から西南戦争の際に薩軍が使用したと思われる銃弾が発見されましたが、これは、西南戦争の籠城戦の実態を示す貴重な史料となっています。

樹齢1,000年を超える7本の巨樹がまとまって市街地にあるのは全国的にも極めて珍しく、最も太いクスノキを平成24年に環境省のマニュアルに従い測定したところ、幹回り18.5メートルから22.6メートルであることが確認されました。

近年、看板が新たなものに作り直され、海外からの観光客も増えています。ですが、観光の動線の表示や道路整備がなされていないため、よく観光客が地元の方に行き方を聞かれるそうです。

現在、地元一新校区の方々がクスノキ群顕彰保存会を結成され、藤崎台童園の職員さんなどと協力して、年に2度の清掃活動を行いながら、定期的な見守り活動を続けています。一新校区の方々にとっては、地元で藤崎八幡宮が鎮座されていた頃より大切に守り続けてきたクスノキ群です。

現在、クスノキ群に向かう道は閉鎖されておりますが、今後は、観光の有力なコンテンツ、パワースポットとしても非常に有望だと思います。

そこで、観光戦略部長に御質問いたします。

藤崎台のクスノキ群の観光資源としての価値について、県としてどう捉えているか、お聞かせください。

〔観光戦略部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光戦略部長（倉光麻里子さん） 藤崎台の7本のクスノキ群は、議員御紹介のとおり、樹齢およそ1,000年と推定され、長年にわたり、鎮守の森として保護されてきました。大正13年には国の天然記念物にも指定されており、貴重な地域資源であると認識しております。

その一方で、令和3年8月の大雨により、藤崎台のクスノキ群に直径約1.5メートルの枝折れが発生し、その後の調査で、ほかにも落下のおそれがある枝枯れが確認されるなど、樹勢の衰退が明らかとなりました。

そこで、安全の確保を最優先に、現在、立入り規制を行うとともに、枝を特殊なロープで支えるケーブリングという手法を用いた樹木の保護に取り組んでいます。

今後は、クスノキの樹勢の維持、回復のために、土壌改良にも取り組んでいく予定です。現状では、安全に見学できるようになるまでに数年かかる見込みですが、この貴重な地域資源を後世に残していくために、引き続きしっかりと管理を行ってまいります。

さて、県内には多くの観光資源がありますが、その中には、寂心さんの樟や高森殿の杉、一心行の桜などの樹木もあり、それぞれに自然の美しさや歴史、文化を感じることができる場所として、多くの人々を魅了しています。

藤崎台のクスノキ群につきましても、周辺の安全が確保された後には、熊本市と連携し、熊本城周辺における観光資源としての価値や活用について研究してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 観光戦略部長に御答弁いただきました。

ぜひ、藤崎台のクスノキ群が多くの人から愛さ

れる流れをつくっていただきたいと思います。

現在、天然記念物や文化財は、教育庁の所管となっています。今回、クスノキ群の観光推進と併せて、クスノキ群に向かう道路の整備を要望しましたが、財政的に厳しいということでした。

私は、観光分野において、多様な自然風土とそこから生まれた歴史、文化を持つことが熊本県の一番の強みだと思っています。日本にしかない文化や自然が、これからの時代、国内外から評価される大きなポイントであり、地域の豊かさの指標ではないかと思っています。

神武天皇即位より2,684年と言われます。日本ほど長い歴史を一つの民族により守ってきた国はほかにありません。その一方で、県教育庁においては、多くの施設管理を抱え、予算の優先度を上げていくのは難しい状況が続いています。

知事は、10月の組織改編の予定の中で、観光と文化、芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光文化部を新設される計画だとお聞きしております。永青文庫をはじめとした文化資源や藤崎台のクスノキ群のような天然記念物を保護するとともに、県として戦略的に観光資源として生かしていくための取組を、組織の枠を超えて進めさせていただくことをお願いいたします。

最後に、キャリア教育体制の構築について質問させていただきます。

一昨年の一般質問においても取り上げさせていただきましたキャリア教育について、改めて質問させていただきます。

先ほどの奨学金制度についての質問でも触れましたが、進展する少子高齢化の下で、県内企業を支える人材の不足は、さらに深刻になっています。また、現代の子供たちは、実社会に接する経験が少なく、社会を担う様々な職業と出会う機会が絶対的に少ない現実があります。子供たちの多

くは、実際に両親が働いているところを見たことすらなく、自分の将来のイメージが持てないまま進学します。今我々に必要なのは、子供たちと職業をつなぎ、地元で将来の自分の居場所を見つけてもらう機会をつくることです。

現在、県は、各高校が管理しているインターンシップ受入先や職業講話の実績がある企業の情報について、本県全体で共有することができる事業所情報検索データベースを開発し、高校のインターンシップ経験率の向上に努めていきたいと思います。

しかし、普通高校におきましては、なかなかそこが伸びていないのではないかと印象があります。できれば、このようなデータベースを拡充して、各市町村の小中学校でも活用し、小学生から高校生までの間に、インターンシップ等の体験活動を積極的に行っていくことが重要だと思います。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査「地方における雇用創出一人材還流の可能性を探る一」によると、高校時代までに地元企業をよく知っていた県外居住者の出身市町村への愛着率は、全く知らなかったものに比べて35%高く、それがそのままUターン希望へとつながっていることが分かっています。

県は、令和2年度から5年度までを計画期間とする第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランの中で「児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるよう、産業界と連携してキャリア教育の充実を図り」「地域、社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成に努める」と、キャリア教育の充実をうたっています。しかし、ここ数年、コロナ禍の中で、産業界との連携には大変苦労されたと思います。

そこで、教育長に質問いたします。

第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランでのキャリア教育の成果と今後のキャリア教育の展望と産業界との連携についてお答えください。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) キャリア教育体制の構築についてお答えいたします。

県教育委員会では、第3期教育プランに基づき、児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身につけ、将来の自分の進路を描くことができるよう、産業界と連携してキャリア教育の充実に取り組んでいます。

まず、小学校においては、社会科見学の中で、地域の生産や販売などを行っている事業所等を理解する取組を行っています。

また、中学校では、毎年熊本労働局が作成する県内事業所約2,300社が掲載されたインターンシップ等受入れ可能事業所一覧を各学校に提供しておりまして、昨年度は、約8割の学校が地域の事業所等と連携協力して職場体験活動を行っています。

高等学校においては、キャリアサポーター等による就職支援やインターンシップの推進など、県内企業や産業を知る機会につながる取組を進めているところでございます。

その結果、第3期教育プラン策定当時、70.2%だった高校生のインターンシップを含む職業体験を行った割合は、昨年度には91.3%へと増加したところでございます。

また、今年度から新たに、普通科を含めた全県立高校において、インターンシップや産業実務家教員による授業、企業実習などを円滑に推進するための産学官との連携体制づくりに取り組んでいます。

議員御提案の高校生向け事業所情報検索データ

ベースの活用につきましては、小中学校等にも周知し、職業体験につながる学習活動の充実に努めてまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や産学官と連携し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実に図るとともに、地域社会で活躍できる人材育成にしっかり取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 この数年で、タブレット端末の全小中学生への貸与やオンライン授業の普及など、教育現場の風景は大きく変わりました。恥ずかしながら、私の小学生の息子たちも、家に帰ってくるなり、タブレットにしがみついて離しません。私もユーチューブをたまに見ますが、動画の冒頭に、様々な商品や企業CMが流れます。若者たちにとっては、そういったCMの美しい企業イメージのほうがより身近なのかもしれません。

しかし、ネット動画では経験できないものもあります。子供の成長には、様々な体験が重要であり、その一つが、働く喜びを経験することです。

私は、友人たちと5年前から、くまもと未来のしごとフェスタという地域の職業体験事業を行っていますが、自分の能力や努力が形となり、人の役に立つことができること、自分の労働で人が喜び、笑顔になること、自分自身が社会の役に立つ存在であるということを確認すること、これを少しでも早い時期に子供たちに伝えることが大切だと気づかされました。どんなに給与の高い仕事でも、仕事には厳しさが伴います。働く喜びややりがいがないければ、なかなかそれは乗り越えられません。

子供たちに、この熊本にも働く喜びがある職場があることを伝え、自分の居場所は自ら選べるということを教育の現場でもぜひ教えていただきたい

と思います。

以上で7つの質問を終了いたしました。

今回は、私が20年以上関わってきました熊本の不動産に関することと、日頃活動しております子供に関するを中心に質問させていただきました。

話が変わりますが、現在の県の財政運営は、熊本地震、県南豪雨災害、新型コロナウイルス感染症対策などにより、もともと厳しい状況が予想されていたと思います。その上で、JASMI工場進出による待ったなしの対策を迫られる現在、国の支援が取れたとしても大変な状況でしょう。

私は、バブル崩壊後のいわゆる就職氷河期と呼ばれた時代に社会に出ました。当時は、ほとんどの同級生が望む仕事に就職できなかったばかりか、就職した後も、長期間給料は上がらず、新卒の後輩は入ってこず、長時間労働が続きました。50歳となる今年、同級生の3割は、まだ結婚していないと思います。結婚する自由、しない自由は選択可能な時代ではありますが、あの頃、政治が長期的な視点に立ち、積極的な雇用政策を実現できていれば、今の少子化はかなり違ったものになっていたのではないのでしょうか。

現在は、反対に、県内中小企業は人材不足で存亡の危機に立とうとしております。子供たちは大人から社会のことを学ぶ機会が減り、ネット世界以外に居場所を見いだせない子もいます。そういった存在は、今助けが必要です。現代の社会において、他者に先んじて投資を打たなければ、リターンが得られないというのは経営上の定石です。

執行部におかれましては、将来の熊本を担っていく人、企業、文化に対してしっかりと投資をしていただくことをお願いいたしまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（高木健次君） 以上で本日の一般質問は

終了いたしました。

明25日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時12分散会

第 5 号

(9月25日)

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第5号

令和6年9月25日(水曜日)

議事日程 第5号

令和6年9月25日(水曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第40号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第40号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第40号まで)
- 知事提出議案の上程(第62号及び第63号)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第40号まで、第62号及び第63号)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第64号)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 畠 ミ カ さん

立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君

西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
洲 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 収 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光戦略部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警察本部長 宮 内 彰 久 君
人事委員会 城 内 智 昭 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事務局次長 本 田 敦 美
兼総務課長
議 事 課 長 富 田 博 英
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○副議長(高木健次君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(高木健次君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕（拍手）

○吉田孝平君 皆さん、おはようございます。自由民主党・宇城市・下益城郡選出・吉田孝平でございます。

まずは、先日、石川県能登半島豪雨災害におきまして、甚大な被害が起きました。亡くなられた皆様方には、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災に遭われた方にはお見舞いを申し上げますと思います。

中学3年生の女の子が、いまだ行方不明になっております。私の娘も、ちょうど中学3年生の娘がいて、本当に人ごとではないというふうに感じております。何とか無事に早く見つかってほしいなと願っているところでございます。

話は大きく変わりますが、私の大好きなメジャーリーグの大谷翔平が、前人未到のホームラン50本、50盗塁と、誰も達成できない、不可能と言われていました記録を塗り替えまして、現在も記録を更新している状況でございます。

今日は、知事はじめ担当部長の方には、大谷翔

平のように、不可能を可能にするような気持ちで御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

宇城地域の魅力と可能性について質問させていただきます。

宇城地域は、熊本県の真ん中にある地域であり、九州自動車道のインターチェンジが2か所あり、さらに、JRも、三角線、鹿児島本線と2つの路線があり、交通利便性の大変恵まれた地域だと考えます。これを踏まえて、知事に質問させていただきます。

3月に行われた知事選挙では、知事は、マニフェストとして、くまもと新時代を共に創る・県民への約束を発表され、選挙戦を進めてこられました。

選挙期間中は、県内45全ての市町村をくまなく回られ、様々な方々の声に耳を傾けるとともに、自分の考えを丁寧にお伝えすることを徹底して行われました。その結果、見事に当選され、熊本の新しい知事として御就任されました。

今回示されたマニフェストは、地域別にもまとめられており、この地域別マニフェストは、7つの地域に分けて政策がまとめられており、大変分かりやすいものであると思います。

ただ、一点残念なことがありまして、それは、我が宇城地域のことがあまり取り上げられていないことです。宇土半島・天草地域としてまとめられた中に、JR三角線における観光列車の運行に取り組むことや世界遺産・三角西港の保存と観光等での活用を推進すること、この2点はしっかり書き込まれていますが、そのほか、宇城地域の具体的な政策は確認できませんでした。

そうはいいいましても、3月に宇城市で開催された決起集会で、知事は、宇城地域には何度もプライベートで足を運んでいただき、その際、地域の

方とお話をする機会があり、宇城地域にはいろんな可能性があるかと力強く訴えられました。

また、マニフェストの中に「地域未来創造会議」を立ち上げ、宇土半島・天草地域の未来像を描き、それを羅針盤として、個性ある地域振興・経済振興・観光振興を推進するとあります。

先日、宇城地域で行われた地域未来創造会議の準備会議に出席させていただきました。

地域未来創造会議は、市町村長や地域の方々と知事が共に地域の未来像を描き、各地域の個性を生かした経済発展を模索する取組ということで、TSMC進出の効果を県内各地域に広げる道筋をつけるきっかけづくりとして、私も期待しているところであります。

準備会議では、県北、県南のくくりで議論されることが多い中、宇城地域を含む県央地域については、県北と県南のはざまで、どのようなスタンスで進んでいくべきか悩ましいと意見があり、準備会議ではありましたが、宇城地域のポジションがどこなのか、取り残されていくのではないかと不安の声も聞かれました。

さて、知事就任後5か月が経過しました。現在、県では、新たな基本方針と総合戦略が策定中であり、年内にも策定されると伺っております。その中では、木村知事がこれから4年間で取り組んでいかれる施策を盛り込んでいかれるものと思っております。もちろん、宇城地域に関する具体的取組についても多く盛り込んでいただけるものと期待しております。

このような状況を踏まえ、知事は、宇城地域の現状についてどういう可能性があるかと分析されているのでしょうか。また、その現状、可能性を踏まえて、今後、宇城地域には、どのような地域に発展してほしい、もしくは宇城地域をどのような地域にしていきたいと考えておられるのでしょうか

か、知事にお尋ねします。

また、地域未来創造会議について、さきの6月議会における橋口議員の一般質問で、知事や市町村長等で地域の発展可能性などについての議論を重ね、各地域の未来像を描き、各地域の経済発展を模索していく旨答弁されましたが、準備会議を踏まえ、この会議を今後どのように展開される予定か、併せて知事に質問します。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 吉田議員から、宇城地域の魅力と可能性について御質問をいただきました。

私は、熊本が持つ日本一の伸び代を最大限引き出して、県内各地のそれぞれの個性を生かした魅力的なふるさとづくりをしていきたいと考えております。

宇城地域は、北に熊本都市圏、西は天草地域、東は上益城地域に接し、本県の中心として県内各地を結ぶ要衝でございます。また、世界文化遺産登録10周年を迎える三角西港、国指定重要文化財の霊台橋、国重要有形民俗文化財の宇土の雨乞い大太鼓など、歴史的価値の高いコンテンツが点在しております。

あわせて、「しらぬい」などのかんきつ類、アスパラガス、ノリなど多種多彩な農水産物や洋ランなどの花卉類を産出する本県が誇る資源豊かな地域でございますし、私が個人的に魅力を感じている農家さんが多くおられるのも宇城地域でございます。

加えて、熊本都市圏のベッドタウンとしてのニーズが高まっており、今後、現在整備中の熊本天草幹線道路が開通すれば、熊本市から宇土半島に至る利便性の向上により、県内外から多くの観光客の来訪も見込まれ、さらなる発展が期待されると考えております。

「A列車で行こう」を擁するJR三角線も、鉄

道好きの私には、宇城地域の大変お勧めのポイントでございます。

こうした宇城地域独自のポテンシャルを念頭に、宇城地域の振興にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

また、宇城地域をはじめとする県内各地域の振興については、市町村長の皆様の御意見をしっかりとお聴きしながら取り組んでいきたいと考えております。

このため、議員も御指摘いただきました、市町村に地域未来創造会議の開催を提案しまして、7月から8月にかけて、副知事が出席する下で、県内10か所で準備会議を開催しました。

準備会議では、市町村長の皆様と私で、やはり率直に意見交換ができる場にしてほしいという御意見や、私とその各地域の未来をどのように考えているのかを、やはり直接聞きたいと、そういう御意見をいただきました。

このため、今年度の地域未来創造会議は、まず、市町村長の皆様と私が膝を突き合わせて率直に意見交換をすることを最優先に開催したいと考えております。

会議では、私のそれぞれの地域に対する思いを話し、市町村長の皆様からも地域の将来に対する思いを語っていただき、その上で地域の未来について議論を進めてまいりたいと考えております。

多くの市町村長さんが本音での懇談を望まれるため、会議はクローズドとしますが、議論の概要は後日公表させていただきます。

本会議は、初めての取組ですので、試行錯誤しながら進めてまいります。市町村長の皆様とともに、個性ある地域の未来を形づくっていききたいと考えております。

以上でございます。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 この質問は、蒲島前知事にも同じような質問をさせていただきました。比べるわけではございませんが、これから地域未来創造会議やお出かけ知事室を開催され、大変ありがたいことではございますが、どうしても参加できる方が限られてきます。多くの方に知っていただくことも必要かと思いましたので、質問させていただきました。

また、知事に就任されて初めての質問でございますので、まずは地元全体のことをお尋ねさせていただきます。

先ほど言いました地域未来創造会議は、非公開で開催されるということで、首長はじめ関係者の方と本音をぶつけ合う意見交換にさせていただき、ぜひ宇城地域の伸び代を最大限引き出して、魅力あるすばらしい宇城地域にさせていただきますよう、共に頑張ってまいりましょう。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

三角西港世界遺産登録10周年について質問させていただきます。

三角西港は、2015年7月に、明治日本の産業革命遺産群の一つとして世界文化遺産に登録されました。この年は、私が県議会議員に初当選させていただいた年であり、その年に私の生まれ育った地元である三角西港が世界遺産に登録され、地元、また関係者の皆様と一緒に喜んだのを思い出します。

これまで、世界遺産登録に向けて、長きにわたり多くの関係者の方が御尽力されて登録されたことに対し、大変感謝したところでもあります。

そして、三角西港は、来年、世界遺産登録から10周年を迎えることになりました。

ここで、お忘れの方もおられると思いますので、いま一度三角西港を紹介させていただきます。

す。

幕末から明治後期にかけて、日本は工業立国の経済的基盤を築き、奇跡とも呼ばれる急速な産業化を果たしました。その象徴的な文化遺産の一つが三角西港です。

三角西港の特筆すべき点は、山を削り、海面を埋め立て、近代的な港湾都市を建設し、現在も当時の状態をほぼ完全に残していることです。

明治22年に国の特別輸出港に指定され、明治中期の産業形成における石炭輸送の発展を示す物証であり、三池炭鉱の良質な石炭を中国へ輸出するための輸送インフラとして、近代的な石炭産業の発展を示す事例でもあります。明治日本の産業革命遺産として、世界遺産の価値に貢献する構成資産であり、高く評価されています。

そのようなことで、9年前、宇城市の三角西港、荒尾市の万田坑と、熊本県から2つ同時にユネスコ世界遺産委員会において世界文化遺産として登録されました。

世界遺産登録後、県や宇城市の主催において、三角西港の持つ文化的景観や歴史ある建築物を活用した各種イベントや観光ツアー等が企画されてきました。

三角西港を宇城地域の重要な観光資源として、今後も県内外からの観光客に利用いただけるよう、世界遺産登録10周年を記念した世界遺産三角西港のPRに資するイベント企画等の取組が、今後大いに期待されるところであります。

実際に、他県では、世界遺産登録後10年の節目として、盛大に10周年の記念式典などが開催されているようです。

三角西港の世界文化遺産登録10周年に向けて、その記念イベントの企画等に関する地元宇城市との協議状況や検討内容について、足元における取組を企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 宇城市の三角西港は、荒尾市の万田坑などとともに、明治日本の産業革命遺産の構成資産として、平成27年にユネスコの世界文化遺産に登録され、来年、登録から10年を迎えます。

議員御紹介のとおり、明治日本の産業革命遺産は、僅か半世紀余りで西洋の技術が導入され、日本の伝統技術と融合し、産業国家形成の一翼を担った産業遺産群であることが評価され、世界文化遺産に登録されました。

その構成資産の一つである三角西港は、三池炭鉱の石炭積出し港として、日本の近代化における石炭産業及び港湾施設の発展を理解する上で欠かせない重要な役割を担っています。

本県が誇るこの世界の宝を国内外に広く伝え、将来世代へ確実に受け継いでいくため、県では、これまでも、独自の補助制度を通じた資産の維持保全や活用、周知啓発などに対する支援や、宇城市と荒尾市の小学校の交流学習などの取組を進めてまいりました。

来年の登録10周年に向けては、8県11市で構成する「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会において、シンポジウムやパネル企画展などの記念事業の実施に向けた協議を行っています。

さらに、宇城市の庁内関係課及び関係団体で構成する世界遺産交流促進ワーキンググループ会議において、県も参画し、民間事業者と連携した企画や子供たちにも参加してもらえる記念イベントなどの検討を進めております。

県としても、登録10周年が、三角西港の世界的な価値を再認識し、未来の世代へ受け継いでいく意識をさらに高める絶好の機会であると捉えており、これを契機に、改めて国内外への情報発信に取り組むことが、観光客も含めた来訪者の増加に

つながっていくものと考えております。

このため、引き続き、地元市などと連携し、三角西港の維持保全や情報発信などに取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 三角西港が世界遺産登録されて10年の節目を迎えるに当たって、いま一度皆様方にお知らせしたいという思いがありまして、今回質問させていただきました。

それと、三角西港の敷地内に、県が管理している建造物もございます。ただ、老朽化によりまして改修工事が必要になってくるところもございます。10周年を迎えるに当たって、その前に整備していただくとは聞いておりますけれども、今後、世界遺産でございますので、県外、国外から多くの方が来られますので、維持保全にもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、10周年の記念式典については、宇城市、また、地元の方と連携して開催できるように、前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

スマート農林水産業の取組について質問させていただきます。

農林水産業を取り巻く環境は、高齢化の進展、担い手の減少、甚大な気象災害の多発、燃油、資機材の高騰など、非常に厳しい状況が続いています。

中でも、農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少については、農業従事者の平均年齢が、2021年では、60歳後半で65歳以上の農家が65%にも及び、今後20年間で、基幹的農業従事者数が、現在の116万人から30万人に、約4分の1にまで減少する見込みを国が示しており、日本全体の様々な産業分野の中でも、農業分野における従業者の高

齢化、担い手の減少は先んじている状況であります。

さらに、近年の耕作放棄地の面積推移を見ますと、2010年の農林業センサスでは39万6,000ヘクタール、2015年には42万3,000ヘクタールというように微増が続いている状況であり、1990年の21万7,000ヘクタールと比べると、20年でほぼ倍増している状況にあります。実際に、私たちにも年々目に見える形で耕作放棄地の増加が進んでいるように思われます。

耕作放棄地が増加している原因は、やはり農業従事者の高齢化、担い手不足による労働力不足であると考えられます。

本県においても、2010年から2020年までの10年間で、約2万1,000人以上の基幹的農業従事者が減少してきており、この傾向は、林業、水産業においても同様であります。

昨年12月には、国立社会保障・人口問題研究所が日本の将来推計人口を発表しましたが、2020年から2050年までの30年間の人口を推計しており、2050年には、本県の人口は22%、全国においても18%が減少するとされています。

日本全体の人口が減少傾向にある中で、農林水産業の従事者数が一定程度減少していくのは致し方ない面もあると思いますが、それにしても、農業従事者の減少傾向は、将来推計人口における減少傾向を大きく上回る水準で推計されており、看過できない重要な課題となっています。

そうした状況の中、本県では、温暖な気候を利用し、農業においては、水稻、果樹、野菜、畜産などがバランスよく生産され、農業産出額は全国第5位を誇る全国有数の農業県であり、林業、水産業においても全国上位を維持しております。

これからも、現在の本県の基幹産業である農林水産業を持続的に発展させていくためには、さら

なる担い手確保・育成対策に加え、少ない人数でも生産活動が継続できるように、従来の多くの人の手をかけた作業や長年の経験や勘に頼るような非効率な生産方式は改めていく必要があると考えますし、こうした取組は、担い手の確保、さらには競争力の強化にも確実につながるものと思われ

ます。

国においては、本年6月、食料・農業・農村基本法の改正において、スマート技術等を活用した生産性の向上を明記するとともに、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律を制定し、10月から施行すると聞いております。

私も、農林水産業の担い手が減少する中にあって、スマート技術の導入は、作業の効率化や生産量の維持及び品質の向上を実現する有効な手段だと考えており、積極的に取り入れていくべきだと考えます。

また、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引上げを今以上に取り組んでいく必要があります。

一方、スマート技術は日々進歩しており、生産者だけではなかなか導入、活用は難しく、生産現場への普及、定着には、その分野にたけた人材の確保、育成が不可欠であると考えられます。

そこで、質問させていただきます。

県では、担い手の高齢化、不足が懸念される農業、林業、水産業それぞれにおけるスマート技術の導入について、どのような取組をされ、今後どう進めていかれるのか、また、生産現場へのスムーズな導入に向けた人材の確保、育成にどのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 本県の農林畜水産業においては、近年、担い手の減少、高齢化が急速に進んでおり、また、他産業との競合なども加わり、生産現場では人手不足が切実なものとして顕在化しています。

このような中、全国に誇る熊本の農林畜水産業を持続的に発展させていくためには、担い手の確保、育成はもとより、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用したスマート農林水産業の導入を拡大し、生産性の向上を加速していく必要があります。

県では、これまでも、作業の効率化、収量、品質の向上、誰もが実践可能な技術の3つの視点でスマート技術の現場実証等を行い、市町村や関係団体等と連携し、農業、林業、水産業の各分野において、導入に向けた取組を進めてきました。

現在、農業分野では、水稻の防除作業を省力化するドローンの導入や搾乳ロボットなどの導入、活用が進んでいます。さらに、今年度は、農家と機械メーカーの意見交換の場を設け、本県の実産現場に適したスマート機器の開発や改良につなげ、導入を促進したいと考えています。

林業分野では、苗木などの資材運搬用ドローンや木材市場での出荷管理など、省力化に向けたデジタル機器の導入が進んでいます。また、シイタケの生産現場では、品質や生産性の向上に向け、温度や湿度等のデータの解析に基づく栽培技術の確立に取り組んでいます。

さらに、水産業分野では、IoTの活用により、マダイやシマアジへの給餌作業を遠隔操作できる自動給餌機を開発し、その導入が進んでいます。また、養殖業者による顕微鏡を用いた有害赤潮プランクトンの計数作業を自動化するシステム開発の支援も行っています。

こうした取組により、スマート技術の生産現場

への導入は着実に進んでいますが、さらなる普及、定着を図るためには、その分野にたけた人材の確保、育成が必要です。

このため、農林水産業全般にわたって、生産者や事業体をはじめ、県、市町村、団体職員等を対象とした研修会を開催するとともに、専門家の派遣を行うことで、生産現場や経営実態に適合したスマート技術の導入をアドバイスできる人材の育成にも取り組んでいます。

加えて、若い世代の人材育成も重要です。

農業大学校では、自動運転トラクターなど最新のスマート農機の特長や操作方法を、林業大学校では、ドローンを活用した測量調査方法などを授業に取り入れており、卒業生は即戦力として活躍しています。

また、水産業では、天草拓心高校と連携し、スマート機器を活用している漁業者を講師とした特別授業などにより、スマート水産業に対する理解や興味を深めることで、次世代を担う人材の確保と育成に努めてまいります。

県としては、こうした取組のほか、先進的に取り組まれている生産現場の事例等を横断的に共有しながら、スマート農林水産業をより多くの生産者が早期に現場で実装いただけるよう取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 部長も言われましたとおり、農林畜水産業は、担い手の減少、高齢化が急速に進んでいる中、それをカバーできるのがスマート農林水産業だと思います。ただ、導入するには、高額な資金、あと、導入した後、使いこなせるのか、不安に思う方もおられます。さらには、業種や農地の地形によっては、スマート農業がなかなか利用しづらいというお話もお聞きます。

これからさらに開発が進んでくるといいますけ

れども、あらゆる業種や地形でも利用できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、導入した後のアドバイスできる人材は、先ほど言いましたが、導入した後に使いこなせるか不安に思っている方に安心して導入していただくように、人手不足の心配もありますが、ぜひ若い方の人材育成に取り組んでいただき、しっかりとアドバイスできる人材をつくっていただくようお願いいたしますし、次の質問に移らさせていただきます。

肉用牛経営の現状と取組についてお尋ねいたします。

私の地元、宇城市、下益城郡は、畜産業が盛んな地域でありますので、これまでも、畜産業にしましては、増頭対策や担い手確保、飼料、燃油などの物価高騰への対応、輸出の振興など、様々な質問をさせていただいたところです。

もちろん、畜産業に限らず、経済社会状況は、目まぐるしく年々変化しており、前回、前々回と質問させていただいたときの状況と現在の状況では、大きな変化が起きているものと思われます。

先日、地元の畜産育成管理品評会にも出席させていただきましたが、生産者の方からは、飼料価格の高騰が大変だという話を伺いました。そのため、牛の数を増やすことができず、繁殖農家から子牛を買うことを控えるようになるため、子牛の需要が減り、販売価格が暴落し、繁殖経営は大変厳しい状況にあると考えられます。

熊本県の肉用牛は、大きく分けて2つのブランド「くまもと黒毛和牛」「くまもとあか牛」と県統一ブランドがございますが、それぞれ課題と経営状況が違いますので、2つに分けて質問させていただきたいと思います。

最初に「くまもと黒毛和牛」についてお尋ねい

たします。

「くまもと黒毛和牛」という統一ブランドは、3年前にできたブランドであり、それまで、本県は、黒毛和牛も飼養頭数全国4位と、全国でもトップクラスでありながら、統一ブランドがなく、地域銘柄や企業等が持つそれぞれのブランドで統一されてなく、全国的にも知名度が高くありませんでした。

そのような中、県や農業団体から成る熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の中で、オール熊本で全国トップブランドを目指した取組を進めていくことが決定し、統一ブランド「くまもと黒毛和牛」が誕生いたしました。

また、「くまもと黒毛和牛」ブランド統一は、生産者を支える取組の一つであり、今後オール熊本で知名度向上と販路拡大に努めていくことが大変重要だと思います。

私も、7月に、東京で開催される木村知事をトップとする熊本県産牛肉消費拡大推進協議会「くまもと黒毛和牛」トップセールスに、農林水産常任委員会を代表して出席させていただきましたが、東京食肉市場の関係の方からは、統一ブランド化されたことで、知名度、評価ともとても好評であるとお話を伺うことができました。

そこで質問させていただきます。

統一ブランドの立ち上げから3年経過し、一番は生産者の所得向上が目的であります。ブランドが統一される前と統一された後で、どのような成果があったのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

次に、あか牛の生産、販売の現状についてお尋ねします。

これまで、あか牛の増頭対策などについて質問を何度かさせていただきました。

本県の繁殖雌牛飼育頭数の推移では、平成12年

には、黒毛和種と褐毛和種の頭数はほぼ同数でありましたが、その後、黒毛和種が大きく増加し、褐毛和種が年々減少している状況でありました。

ただ、近年、消費者のヘルシー志向により、あか牛の評価が上昇し、頭数も少ないため、高値で取引されているとお聞きします。

先ほど述べました東京で開催されたトップセールの会場におきましても、東京の市場であか牛を仕入れたいという方が多くいらっしゃるものの、頭数が少ないため、仕入れが難しいとお話を伺いました。

これまでも、増頭対策など様々な御支援をしていただきましたが、あか牛の需要増加が期待される中、足元における対応策や生産振興に向けた今後の展望について、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 肉用牛の黒毛和種については、令和3年3月の統一ブランド「くまもと黒毛和牛」の立ち上げにより、関係者が一丸となったブランド化の取組が始まりました。

昨年度の統一ロゴマークシールの使用枚数は約250万枚に達し、小売店等の協力により、店頭牛肉パックに貼られる「くまもと黒毛和牛」のブランド名が、首都圏も含め多くの消費者の目に留まるようになりました。

また、東京食肉市場への出荷頭数は、取組前の令和2年度は41頭でしたが、昨年度には429頭と10倍以上に伸びており、一定の成果が上がっていると認識しています。

次に、褐毛和種については、消費者の赤身肉志向に加え、平成30年に「くまもとあか牛」が地理的表示保護制度に登録されることが、消費者のブランド評価を高め、枝肉価格や子牛価格の上昇につながったと認識しています。

一方、議員御指摘のとおり、急速に高まる需要に対して供給が追いつかないことが課題です。

消費者の需要に応えるため、県では、発育等に優れた子牛を産む繁殖雌牛の増頭に対する支援等を通じ、生産体制の強化を図っています。

今後は、農業団体等と連携し、消費者やバイヤー等の赤身肉志向を踏まえ、優れた牛の交配を通じた肉質、肉量の改良や、安定的に牛肉を供給するための出生から出荷までの一貫した生産技術の改善等に総合的に取り組んでまいります。

このように、「くまもと黒毛和牛」「くまもとあか牛」ともに、それぞれのブランド肉が持つ特徴を生かした生産振興、流通販売対策に取り組み、県産牛肉の高付加価値化を推進してまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 黒毛和種、褐毛和種、それぞれの経営の現状と取組について御答弁いただきました。

私は、これまで、肉用牛の質問を数回させていただきましたが、その年その年大きく経営状態が変化していることが分かります。「くまもと黒毛和牛」のブランドが立ち上がりまして、東京の食肉市場への出荷頭数が、3年間で10倍以上に伸びているということは、大変喜ばしいことだと思います。

今後さらに出荷頭数を増やし、「くまもと黒毛和牛」が東京の市場で評価され、あと全国的なブランドとしてつながることが重要だと思います。今後も、知名度向上に御支援いただきますようお願い申し上げます。

あか牛に関しましては、赤身肉志向、ヘルシー志向によりまして、高値で経営状態は安定しておりますが、頭数が少ないため、熊本では食べることができませんが、他県ではなかなか見ることができない牛肉でございます。

全国放送のテレビ番組で、世界的に有名なステーキハウスの紹介番組がございまして、その中で、一番のお勧めは「くまもとあか牛」のTボーステーキというふうに紹介されました。それだけ世界的にも評価されているあか牛でございますので、増頭対策として、これまでも大変力を入れていただいておりますが、さらに強化していただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今後の不登校対策について質問いたします。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を見ますと、全国の小中学校における不登校児童生徒数は、10年連続増加の約30万人に達し、過去最多となっております。

また、熊本県内の小中学校においても、令和4年度不登校児童生徒数は5,353人と、全国と同じく10年連続増加しており、憂慮すべき状況にあります。

このような不登校の現状を改善するため、熊本県教育委員会では、継続して不登校対策に取り組まれてきたと承知しております。

例えば、学校への円滑な適応を促すための魅力ある学校づくりの推進や、学級集団における他者理解や援助希求能力の育成を図るSOSの出し方に関する教育などの未然防止教育、また、欠席1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目以降は不登校対策委員会を開催するなど組織的に対応し、さらに欠席が続くようであれば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し支援を行う愛の1・2・3運動プラス1などの初期対応、さらには、教室外の居場所を確保するため、教育支援センターの設置促進やフリースクール等の民間施設との連携などの自立

支援の取組を進められております。

特に、教室になかなか入れない子供たちの居場所づくりの支援策については、令和5年12月定例県議会における前田敬介議員の一般質問に対する教育長答弁において、校内教育支援センターを設置することで、2年後には荒尾市の中学校における不登校生徒数が半減したとありました。

ぜひ、引き続き、校内教育支援センターの設置促進を図っていただきたいと思います。

一方、フリースクール等の民間施設と関係機関との連携については、これまで、毎年関係者が一堂に会する協議会を開催され、情報共有や意見交換などを実施されておられますが、令和6年3月末時点で、県内の小中学生が利用しているフリースクールは63団体で、458名が利用しているという実態があります。

また、フリースクール等の民間施設での学習内容等については、国の基準等もなく、施設ごとにその内容や費用等も千差万別であり、その際の出欠の取扱いについても、学校によって異なっていると聞いております。

このようなことを踏まえると、県教育委員会がもっと積極的にフリースクール等の民間施設と意見交換を行い、そこでは、どのような教育理念の下学習等がなされ、学校復帰や社会的自立に向けてどのような活動や支援がなされているかなど、さらに踏み込んだ協議等を行う必要があるのではないのでしょうか。

今後、不登校児童生徒の子供たちの教室以外での学びの場としての居場所づくりをさらに充実させていくためには、このようなフリースクール等の民間施設や教育支援センターなどに通っておられる子供さん及びその保護者の声なども伺うとともに、当該施設経営者や市町村教育委員会、学校関係者などが一堂に会して、さらに踏み込んだ意

見交換等を行っていくことが重要だと考えます。

そこで、県教育委員会として、フリースクール等の民間施設等に通う子供たちを含めた不登校児童生徒への支援策を今後どのように検討していかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 年々増加する不登校児童生徒への支援は、喫緊の課題と認識しており、県教育委員会では、現在、各市町村教育委員会と連携し、スクールカウンセラー等の専門家を活用した不登校児童生徒に対するカウンセリングや教育支援センターの設置など、様々な取組を行っています。

議員御紹介の校内教育支援センターは、7月時点で、23市町村、78教室設置されており、利用する児童生徒は年々増加しております。

また、フリースクール等に通う児童生徒も一定数おり、不登校児童生徒の居場所となる民間施設等との連携が必要となっています。

そのような状況を踏まえ、県教育委員会では、10月に、フリースクール、教育支援センター、不登校児童生徒保護者支援団体、大学関係者等の有識者から成る不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を新たに立ち上げ、今後の不登校児童生徒への支援方策について、協議、検討を行うこととしています。

具体的には、教育支援センターの設置など学びの場の確保、成績や出席に関する学校とフリースクール等との連携、1人1台端末やオンラインを活用した学習支援の方策などについて議論し、順次実行に移していく予定でございます。

県教育委員会としましては、今後とも各市町村教育委員会と連携を図るとともに、協力者会議の議論の状況を踏まえながら、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実に努めてまいります。

す。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 来月から民間施設と連携による不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を立ち上げると御答弁をいただきました。

県として、これまで、あらゆる支援に取り組んでいただいていることは十分理解しております。もはや教育委員会だけでは限界があると思いますし、民間施設だからできること、理解していることがあると思われます。

今後しっかり連携していただき、不登校児童生徒が減少するよう取り組んでいただくようお願いいたします。

冒頭にお話ししましたがけれども、私も中学生の娘がいます。娘に聞くと、各クラスにやはり数人不登校の子供がいて聞きましたけれども、理由を聞くと、いじめや人間関係ではないというふうに聞いております。何で不登校が多いかというと、やはり夜型、昼夜逆転してて、夜中にゲームや携帯触って、そして朝から起きれないという子供が結構多いみたいです。

そういったことが多いので、やはり一番大事になってくるのは、家庭の協力が一番だと思われますので、ぜひ、家庭の協力に対しても伝えていただけるようお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

本年6月、熊本県を含む5道県が新たに国家戦略特区に指定されました。

この国家戦略特区は、これまで国の規制や制度に縛られ、県や市町村の行政運営に支障が生じるとともに、民間事業者の経営活動にもその影響が生じていたことから、これを打開することを期し、国が地域や分野を限定し、大胆な規制緩和をすることにより、全国各地でビジネスをしやすい環境をつくるため、平成25年度に創設されたもの

です。

この国家戦略特区には、これまで、13都道府県、14市町が指定されており、これらの地域では、既に400を超える規制緩和が行われています。

新たに国家戦略特区に指定された場合、指定時に認められた規制緩和の内容に加え、ほかの特区指定地域でなされている規制緩和の横展開が可能になるほか、それ以外にも新たな規制緩和の提案を継続的に実施していくことができるようになります。

このため、様々な提案を積極的に実施し、これまで民間のビジネス活動などに支障が生じていた規制を緩和することにつなげ、各地域の課題を解決していくことが必要であると思います。

今回、熊本県は、宮城県とセットで産業拠点形成連携“絆”特区に指定され、半導体関連産業に従事する外国人材の受入に当たり、在留資格審査を迅速化する規制緩和が可能になりました。

これまで、国側における在留資格審査に最長で3か月かかると見込まれていたものが、産業拠点形成連携“絆”特区に指定されたことで、受入れ企業の経営の安定性の審査を県が事前に実施することになります。

このことにより、国側の審査期間を約1か月に短縮することができ、とても効率的になり、現場での就労開始が早まるとともに、短縮された期間で企業内研修や生活基盤づくりに活用できるようになり、大きな効果が現れてくると思っています。

今回、熊本県が国家戦略特区に指定されたことによって、これまで国の岩盤規制と言われてきた厳しい規制を緩和するためのまず一つの突破口になり、風穴を空ける効果があったと思います。

今回は、まず、在留資格審査の迅速化を可能に

する一つの効果を生みましたが、これを皮切りにいろんな規制緩和を実現していく必要があると思っています。それが国家戦略特区指定の本当の意味での効果ではないかと思っています。

また、今回の国家戦略特区指定は、これまでの実績では市町村単位での指定が多かったところ、今回、熊本県は、県全域で指定を受けています。県としましても、これまで、行政運営上隘路となっている国の規制があったものと思いますし、その状況は市町村でも同じではないかと思っています。

今後、この特区指定の効果を県下全域に広げるためにも、県行政はもとより、市町村行政を含めて、隘路となっている規制の緩和や各種団体から出される要望事項を実現するために必要となる国の規制緩和についてどんどん提案し、規制の緩和や撤廃を勝ち取っていただきたいと思っています。この機会をうまく使わない手はないと私は思っています。

そこで、今後、国家戦略特区指定の効果をより大きくするため、ほかの国家戦略特区指定地域で活用されている既存メニューを参考にし、熊本県への適用を提案することや新たな規制緩和の提案を目指すなど、今後どう取組を進めていくのか、お尋ねします。

また、あわせて、市町村にも、国の規制により、行政の推進に足かせとなっているものがあると思いますので、そういう意味では、市町村から国に対して、規制緩和の提案を積極的にしていただきたいのですが、この点について、市町村の抱えている困り事や課題を解消するためにも、市町村の声をしっかり国に届けることも必要であり、市町村が提案できるよう、県としても支援をしつつ取組を進めていただきたいのですが、市町村の課題解消に向けて、県は市町村とどう連携してい

くのか、この点も含めて、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 去る6月26日、本県は、産業拠点形成連携“絆”特区に指定されました。

これにより、半導体を中心とした産業人材の育成、確保のほか、新産業の創出や教育、生活環境の整備など、今後、幅広い分野で規制・制度改革の提案を行っていくことが可能となりました。

本県が既に提案した半導体関連における外国人材の在留資格審査の迅速化についても、現在、国において認定に向けた調整が行われているところです。県としても、認定後の速やかな運用開始に向け、必要な準備を進めてまいります。

今回の指定は、半導体関連産業の拠点形成のみならず、本県が地域課題の解決を進め、地方創生の先進地の実現を目指すことにも寄与するものです。

県では、今後、庁内全体での継続的な課題の掘り起こしに加え、企業や民間団体などからの要望や意見も丁寧に伺いながら、人材の育成、確保、スタートアップ支援などの課題解決に向け、新たな規制・制度改革の提案等に取り組んでまいります。

また、議員御指摘のとおり、この特区指定の効果を県内全域に広げるためにも、市町村との連携が極めて重要です。

そのため、県では、新たな規制・制度改革の対象は法律事項にとどまらず、各種の規制やガイドライン等にも及ぶことを念頭に、様々な機会を捉えて制度の周知を図るとともに、各市町村が抱える課題の解決につながるよう、幅広く情報を集めてまいります。

その上で、既存メニューの活用はもとより、新

たな規制・制度改革に関する市町村の検討を支援し、連携して磨き上げを行い、準備が整ったものから国に提案していくことを考えています。

世界的半導体企業の進出を背景とした産業の集積と、これを契機とした県と各市町村が描く未来像の実現に向け、引き続き、緊密に市町村と連携し、特区制度を最大限に活用してまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 今年の6月に国家戦略特区に指定されましたけれども、このことはあまり大きく取り上げられていないと思いますし、私も、指定されて在留資格の審査の緩和だけのものかと思っておりましたが、ほかの指定された県や市町村では、いろんな規制緩和を実現されています。既存のメニューもございますので、そのほかにも、本県で不可能と思うものでも提案していくことは必要かと思われます。また、市町村の提案も必要でありますので、緊密に連携していくということでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、指定避難所における防災機能の強化について御要望させていただきます。

皆様御承知のとおり、能登半島地震は、元旦に発生しました。この事実は、地震、津波、台風等の大規模災害は、いつどこで起こり得るか分からないことを、改めて私たちに深く認識させるものであったと思います。

能登半島地震においては、発災した地域が寒冷地ということもあり、避難所における寒さ対策等が課題となりました。

指定避難所においては、平時から、大規模災害の発災等の有事に備えて、自家発電機の設置や水、食料の備蓄、冷暖房機の設置等に努めておく必要があることは論をまちません。

今年の夏も猛暑日が続きました。真夏に大規模

災害が発生した場合に、指定避難所に冷房機が標準装備されているかどうかは、被災者の安全、安心な避難生活を保障する上で、必要不可欠なものではないでしょうか。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

この表は、令和4年12月1日現在で、内閣府が実施した指定避難所における防災機能設備等の確保状況の調査結果です。

県内の指定避難所のうち、冷房機器を確保しているのは全体の69.4%であり、全国平均の63%を上回っているものの、県内の指定避難所1,303か所のうち、県内でいまだ約400施設は確保できていない状況であることが分かります。また、非常用発電機をはじめ、飲料水などほかの項目については、全て全国平均を下回る確保状況であることが見てとれます。

もちろん、大規模災害が発生した場合には、国、県、市町村の連携により、迅速、強力なプッシュ型支援が展開され、スポットクーラー等、必要とされる支援物資が指定避難所に届くことは想定されています。しかしながら、災害の発災箇所や規模により、道路が寸断され、孤立化した集落に位置する指定避難所や、水害で浸水し、そもそもその機能を発揮できない指定避難所が発生することも、危機管理上想定しておく必要があります。

そのため、冷暖房機の確保はもとより、停電が発生している極めて過酷な避難状況を仮定すると、非常用発電機の確保も当然必要になります。

また、飲料水や食料の確保についても、プッシュ型支援に依存した計画ではなく、発災後1週間程度は自立型で運営できる指定避難所の姿を描き、防災機能を強化することが必要です。

一方で、市町村の財政状況を考慮しますと、一度に全ての取組を実施して、ハイスペックな避難

所とすることは、極めて困難であると思われます。

そこで、指定避難所における防災機能設備等の強化に向けて、まずは機能強化の優先順位を明確化して、市町村にその取組を着実に進めるよう促すことが求められるのではないのでしょうか。

また、国に対しても、避難者の安全、安心な避難生活が、被災地のその後の復旧、復興にもいい影響を与えていくことを考慮し、指定避難所の防災機能設備等の強化のための財政支援を充実するよう、県としてもあらゆる機会を捉えて要望していただきたいと考えています。

熊本地震を経験した本県であればこそ、他県よりも先進的に被災者の避難生活に万全を期した取組を進めていただきますよう、ここに強く要望するものでございます。

時間内に全ての質問が終了いたしました。

この最後の要望は、私、今日の新聞にも載っておりましてけれども、石川県の能登半島の豪雨災害の前にこの文章を作っておりました。本当にこういったことは大事だと思われまして、やはり市町村との連携というのにも必要になってまいります。

今後も、県政発展のために、私も精いっぱい頑張らせていただきます。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕（拍手）

○緒方勇二君 皆さん、こんにちは。球磨郡区選出の自由民主党・緒方勇二でございます。

初めに、年初の地震、津波で復旧、復興のさなかにあります、そして、このたび豪雨に見舞われた石川県の皆様に心からのお見舞いと、亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げます。

さて、今年の夏は、体温を超えるような日も観測されるなど、真夏日が一月も続くような暑さで、山林の下刈りや農地の草払い中に熱中症で亡くなられた方が相次ぎました。温暖化どころか、まさに沸騰化の時代と思われまふ。

さらには、台風10号が伊勢湾台風並みと鹿児島県では特別警報が発令され、緊張の度合いが高まりましたが、幸いにも大災害にならず、安堵したところでした。被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今年も、令和2年7月豪雨から4年の7月4日が参りまして、知事には、球磨村役場に設置されました祭壇に献花をいただきまして、ありがとうございました。

蒲島前知事が打ち出された命と環境を守る取組の継承者である木村知事に存念のほどを質問したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

緑の流域治水の取組について。

渡地区遊水地の活用及び慰霊公園の設置についてお尋ねいたします。

昨年的一般質問で、人吉、球磨の表玄関である球磨村のしつらえとして、10年に、あるいは15年に一度浸水するであろう渡地区遊水地の平時の利活用として、にぎわいの場の創出をお願いしたところでもあります。

また、今年度の人吉・球磨市町村から知事への要望時に、松岡人吉市長からも、人吉にはもう土地はありませんとの発言があり、渡の遊水地に陸

上競技場設置の意見も出されたところでもあります。これは、肥薩線復旧後の利用者増加にもなることを見込んでの発言と私は感じた次第であります。

遊水地は、買取り方式で、河川区域となりますが、五木の水没予定地の平時の利活用の事例を含め、ラグビーワールドカップ決勝戦が行われた横浜スタジアムも遊水地内にあり、大雨で遊水地機能を発揮し、決勝戦開催も危ぶまれたにもかかわらず、水が引いて開催されたことは記憶に残っているところでもあります。

このように、全国での遊水地の平常時の利活用事例はたくさんあるところでもあります。

さて、私は、慰霊の日に、家ごと流された行方不明者が発生した球泉洞駅前へ足を運び、それから球磨村役場の献花台に、さらに渡小川地区千寿園跡地へと手を合わせに行かせてもらいました。

千寿園も渡小学校も解体され、更地になっておりますが、献花台も設置されておらず、地元小川地区の有志の皆さんが弔いのために置かれたであろう竹灯籠が、御霊の数だけ擁壁の上に並べてあり、深くこうべを垂れて祈りと誓いを申し上げておりますと、1つの竹灯籠が、厳しい暑さの中、風も感じないのに足元に転がってまいりました。何かを訴えておいでのようにも感じておりましたら、共同通信の女性記者より取材を受け、慰霊公園、弔いの場もないのに、何が創造的復興でしようかねと、思わず語った私でありました。

日没後には竹灯籠に灯がともされたことでしょうが、豪雨災害から緑の流域治水へ、流水型ダムを大きな柱として、あらゆる対策を講じて、二度と貴き命が失われることがないようにと決意するとともに、緑の流域治水を全国のモデルとしていくのであれば、早期避難につながる防災、減災の教育の場として、慰霊の碑を併せ持つ災害の記

憶、教訓の伝承の場や防災公園の必要性を思うのであります。

渡遊水地に、にぎわいの場としての覆蓋施設型陸上競技場整備と慰霊の場を持つ防災公園整備が必要と考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、五木村・相良村振興に資する取組についてお尋ねをいたします。

流水型ダムを前提とした新たな“ひかり輝く”五木村振興計画を、国、県、村の3者合意で締結されて、スピード感を持って進行中であり、国において、造成、付け替え道路や関連工事等の予算が概算要求されていることを承知しております。

また、相良村にあっても、川辺川魅力創造事業基本計画を策定され、川辺川国管理区間、県管理区間での河川整備計画と相まって、清流を守り、次世代へとつなぐ相良村復興計画、復興むらづくりを推進していただいておりますことも承知しております。

そのような中、相良村主催による緑の流域治水（河川整備計画関連）の取り組みに関する村民説明会が4会場で開催され、私も、ダム建設予定地の四浦地区会場に参加させていただきました。

率直に申し上げまして、とても分かりやすく、懸念していたことが、霧が晴れるように、命と環境を守る説明でありました。

相良住民、すなわち流域住民の質疑に対しても明確にお答えいただき、環境アセス法と同等の手続により、命も環境も守りたいとの不安を抱えた住民も、流水型ダムへの理解が進み、命と環境を守る世界一のハイブリッドダムだと認識されたのではないのでしょうか。そこで大事なことは、五木村、相良村の振興を成就させるには、川辺川の河川整備が欠かせないということであります。

球磨川水系河川整備計画では、おおむね30年で

整備実施とされていますが、流水型ダム完成までに県管理区間の河川整備を完成させるおつもりなのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 緒方議員からお尋ねいただきました緑の流域治水の取組についてのうち、まず、球磨村渡地区遊水地の活用及び慰霊公園の設置についてお答え申し上げます。

球磨村の復旧、復興については、村が令和3年度に球磨村復興まちづくり計画を策定され、これまで、住まいの確保などに取り組まれてきました。昨年度末に計画の一部を改定され、渡地区においても、様々な新しい取組が追加されております。

その中で、私も先月24日に着工式に参加した渡地区遊水池の平常時の利活用については、スポーツ振興の場として整備する方向で検討が進められると伺っております。また、村内で、災害を後世に伝える伝承施設や復興祈念モニュメントの整備も検討されています。

着工式の後、私は、高台に移転した特別養護老人ホーム千寿園を訪問し、災害の記憶や経験、得られた教訓を風化させることなく後世に伝承していくことを、改めて深く胸に刻みました。

また、同日に、お出かけ知事室を球磨村で実施した際、住民の皆様から、村の将来について様々な御意見をいただき、改めて、村の安心、安全の確保とともに、にぎわいづくりは喫緊の課題と認識いたしました。

今後も引き続き、国と連携し、スポーツ振興、にぎわいづくり、災害の伝承など、村が描く復興まちづくりのビジョンの実現に向けて、しっかりと県としても後押ししてまいります。

球磨村は、災害を契機に人口減少が加速化しております。令和2年7月豪雨から4年が経過し、

今後、創造的復興は、地域の再生、発展に向けた新たなフェーズに入ります。

県では、復旧・復興プランを年内にも改定する予定でございますので、球磨村を含めた流域の御意見を丁寧に伺ってまいりたいと考えております。

次に、五木村、相良村の振興に資する取組についてお答え申し上げます。

県では、緑の流域治水の理念と具体的な取組を実現するため、令和4年8月に、球磨川水系河川整備計画を策定し、流域全体の総合力で浸水被害の軽減を図ることとしております。

私は、知事就任直後に、まず最初に両村を訪問し、長きにわたり川辺川ダム問題に翻弄されてきた村の振興について、全力で寄り添い、支えていく決意を直接お伝え申し上げました。

そして、相良村においては、今年度から、築堤及び河川の掘削を集中的に実施することができる補助事業に新たに着手するなど、河川整備の加速化を図っております。

また、新たな流水型ダムの上流に当たる五木村では、整備計画のさらに上の最終的な治水目標を見据えた河川整備に向けて、地域の皆様の御意見を伺いながら、景観や環境にも配慮した川づくりを進めているところでございます。

新たな流水型ダムの完成により、ダム下流の治水安全度は大きく向上することになりますが、私は、上下流一体的な整備による安全の確保こそが何より重要であると考えます。

そのため、球磨川水系河川整備計画の対象期間はおおむね30年ではありますが、議員から御質問いただきました川辺川の県管理区間、この河川整備については、国が目標とする11年後の令和17年度の流水型ダム完成までを目指して、集中的に取り組んでまいります。

あわせて、これらの対策を、目に見える形でスピード感を持って推進するため、必要な予算の確保にもしっかりと取り組んでまいります。

引き続き、国と連携しながら、命と環境の両方を守る緑の流域治水を全力で推進し、五木村、相良村の振興につなげてまいる所存でございます。

以上でございます。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 知事から答弁をいただきながら、混迷を極めた球磨川の治水計画、本当に長きにわたる混迷の時代でありました。ようやく私たちが持ち得た命と環境を守る緑の流域治水の理念に基づいて、しっかり前知事の思いを受け継いでいただく現知事の本村知事の答弁を聞きながら安心いたしました。

令和4年災で被災しました球磨大橋架け替えの着工式典が、今年の2月4日ありました。式典終了後に、木上小学校の下り坂を私が下りておりましたら、知事の公用車が横に来られて、後部座席の窓が開いて、蒲島前知事が、当時の知事が、木村君をよろしくお祈いしますと、持続可能な開発目標でありますグリーンニューディールですから、よき流れの継続をよろしくお祈いしますと懇請されたことを、答弁を聞きながら思い出しておりました。

どうか県が主体的になって村を後押しいただいて、これは単に球磨村だけのものではないと思います。人吉、球磨全体、そして全国のモデルにしていくわけですから、しっかり後押しをお願いしたいと思います。

どうぞ、しっかり人口減に歯止めをかけるにぎわいの場と、慰霊の空間を主眼に防災教育の場になりますように、よろしくお願い申し上げます。

それから、五木、相良の区間の整備について、11年後までに何とか終わらせるんだということで

あります。私は、もっともっと前倒しで推進する必要があると考えております。

といいますのも、実は、大前提であった河川整備が、相良村では184戸の家屋浸水被害が生じたことを受けて、ダムによる流量低減と河道整備による浸水被害を解消する大規模特定河川事業が川辺川で新規採択されておりますので、非常に期待が大きいものがあります。

さらには、冠水常襲地帯にあった国道445号の上下坂工区、対岸の平川地区の河川整備説明会では、道路冠水の解消や道路改良及び浸水被害解消の引き堤及び築堤で河畔林を残すなどの親水護岸の採用等を配慮いただいて、住民の皆さんから喜びの声が上がっております。県の命と環境を守る意気込みを感じたという喜びの電話をいただきました。

どうぞ、山紫水明の水墨画のような本当に美しい景観でありますから、環境に配慮した河川整備計画が前倒しで整備されることは、環境に配慮した流水型ダムの理解の促進が進むことと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

次に、森林資源の有効活用と林業大学校の拡充についてお尋ねをいたします。

本県では、戦後に植林された人工林を中心に森林資源が成熟する中、十分に活用されていない林分も少なくありません。切って、使って、植えて、育てるの好循環にたどり着いていないとも言えます。

杉、ヒノキの林齢構成を見ても、杉の場合は、伐採の適期である9齢級以上の面積割合が89%、ヒノキの場合、10齢級以上の面積割合が78%であり、高齢級の林齢構成にある状態であります。

また、ヒノキ材は、杉材と違い、建築材としての利用は限定的であり、球磨管内のヒノキの蓄積

量は、需要量に対して多く、ヒノキ材の利用開拓、市場開拓が今後の課題であると考えています。

そのような中、相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設が、くまもとアートポリスプロジェクトに決定され、設計者の選定が進められています。川辺川の一番の景勝地である廻り観音に整備される交流拠点施設が、球磨のヒノキで世に問う建築物として完成することを今から楽しみにしております。

森林資源の利用状況を見てみると、バイオマス発電に必要なチップの生産が旺盛で、高値で安定している状況であり、チップ用材の運搬トラックが行き交う姿をよく見かけます。錦町と相良村の高原台地には、バイオマス発電所が稼働中で、隣接地の森林組合土場は、チップ材の原木置場になっている状況です。

一方、五木村の温泉施設の熱源は、現在まきボイラーですが、チップボイラーへの転換が検討されております。

さらに、私は、平場の造成地に、熱利用と発電を組み合わせる、いわゆる地域内エコシステムの体制が整備できればと考えているところであります。

五木村、相良村において、建築用材に加え、チップ材の生産を目指した林業活動が展開されれば、結果として、災害に強い森林整備が進み、土砂が流出しやすい河川特性を持つ川辺川の土砂流出抑止につながることでありましょう。

災害に強い森林づくりには、過去の一般質問でも答弁いただいておりますが、経済林として回す森林と、強度間伐で混交林化、あるいは択伐する森林へと誘導するようなゾーニングが必要であります。

さらに、人吉、球磨では、切って、植えての部

分、いわゆる再造林率が50％程度に低迷している状況であります。本県全体では、再造林率が54％に高まったとのことであります。そのような中、宮崎県では、再造林率100％を目指す条例が制定されました。

さらに、人吉、球磨では苗木の生産が活発で、農福連携、林福連携の推進により、障害者の皆さんが生産にいそしみ、林福連携により生産された苗木には、県から上乘せする補助制度も設けていただいております。

いろいろ申し上げましたが、災害に強い森林整備には、担い手の育成、次世代の人材育成が欠かせません。

林業大学校県南校を五木村に設置いただいておりますが、令和6年から、県北校、県南校合わせて定員を20名から24名に増員するも、入校が18名の状況であります。

魅力ある林業大学校を目指し、林業大学校の人材確保、育成を目的に、くまもと林業大学校機能拡充に向けた在り方検討委員会を設置いただいているところであります。

私は、従前から、例えば就職先として、林業事業体はもとより、市町村や住宅会社などに拡充するためにも、2年制に移行して、2年目はより専門性の高い学科、実技の習得を図るべきと申し上げてまいりました。

さらには、足元の錦町には、少年院である人吉農芸学院が存在します。元の海軍飛行場の予科練があったところでありますが、出院者は社会復帰に向け頑張っていると伺っております。人吉、球磨で雇用協力事業者を林業事業体で構成し、保護観察時から受け入れて働いてもらい、林業大学校に入校の門戸を開き、林業従事者に育て上げることもできるのではないかと思うところであります。

そこで質問ですが、1点目に、緑の流域治水の出口対策の一つとして、木質バイオマスへの期待が高まる中、川辺川流域における地域内エコシステムの体制構築に、県としてどのように取り組んでいくのか。

2点目に、林業従事者だけでなく、木を知る木造設計者や森林、林業に精通した市町村職員も育成できるなど、専門性の高い2年制コースを設置し、林業大学校を拡充する考えはないか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 初めに、森林資源の有効活用についてお答えします。

木材を活用した地域内エコシステムとは、集落や市町村レベルで、木質バイオマスを用いた小規模な熱、または熱と電気の供給によって、森林資源を地域内で持続的に循環させる仕組みです。

現在、五木村では、温泉施設のボイラーの熱源として、自伐林家等が供給するまきを活用し、村内での消費促進を目的とした地域通貨も絡めながら、森林資源と地域経済の循環がなされています。この取組に加え、川辺川流域での地域内エコシステムが実現すれば、五木村、相良村の地域振興の観点からも意義深いと考えます。

しかしながら、地域内エコシステムの取組には、バイオマスの調達とエネルギー供給の両面において持続性が求められるため、地域の当事者である行政、林業関係者、住民による合意形成と相互の協力が不可欠です。

そこで、県では、地域内エコシステムの体制構築に向けて、五木村と意見交換を始めており、引き続き、川辺川流域の森林資源の有効活用を図るため、先行事例の調査や必要な提言等を行ってまいります。

次に、林業大学校の拡充についてお答えしま

す。

くまもと林業大学校は、現場で即戦力となる人材を育成するため、平成31年4月に、県北校と県南校の2校体制で開校しました。これまで89名の卒業生全員が林業関係に就業しており、林業大学校は、担い手の確保に着実に貢献しています。

一方で、人口減少や他産業との競合、全国での林業大学校の増加の影響から、今後入校生の減少が懸念されます。

このような状況を踏まえ、県では、林業大学校の魅力を向上させ、より多くの人材を確保、育成することを目的に、学識経験者や林業経営者等で構成する検討委員会を7月に設置しました。

検討委員会では、林地保全に有効な架線集材の技術に関する研修等カリキュラムの拡充に加え、県南校を拠点に、会社経営の知識や高度なデジタル技術等を学ぶ専門性の高い2年コースの新設が検討されています。また、林業と他産業を組み合わせ安定した収入を確保する、いわゆる半林半Xを実践できる人材の育成についても検討されているところです。

林業大学校の拡充に当たっては、検討委員会からの提言を伺いながら、次世代をリードする担い手の育成はもとより、林業の初心者から経験者まで、幅広い人材に選ばれる林業大学校となるよう取り組んでまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 答弁をいただきました。

木材チップ生産による地域内エコシステムの構築は、国では、地域分散型エネルギー拠点の整備を推奨されております。これは、災害に強い整備につながることでありますから、まさに川辺川流域でうってつけの――また、成熟した森林資源もありますから、しっかりと連携を図っていただいて、構築につなげていただきたいというふうに思

わせていただきます。

さらに、林業大学校の拡充ですが、結びに、次世代をリードする担い手の育成に取り組むとの答弁でございました。これは、まさに、私たちは、緑の流域治水の理念を浸透させていくのも、林業大学校の歴史的使命だというふうに思うのでありますから、しっかりと仕込んでいただく、そういう大学校に育て上げていただきたいというふうに思っております。

人吉農芸学院であります。保護処分により更生を図る少年に手を差し伸べて、林業従事者への道を用意していきますと。ゲストスピーカーとして、本県の林政の状況と併せて夢を実現しませんかと、定期的に募集に訪問されてはいかがでしょうか。

どうぞ、そういう検討方もよろしく願い申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

食のみやこ熊本県の創造について。

今後の組織改編、学校給食への食材提供及び活用について、市町村設置型合併浄化槽の導入促進について、流域下水道での家畜排せつ物の受入れについてお尋ねをいたします。

木村知事は、さきの知事選のマニフェストの一つに「食のみやこ熊本県」の創造！を掲げられ、選挙戦に臨まれて、単に食料の供給県にあらずして、付加価値を高めて稼げる農林畜水産業を実現し、熊本の農林畜水産業を日本一に育て上げるとうたい上げられました。球磨郡でも、選挙戦を通じて大変な反響をいただいたところでありました。

このことは、裏を返せば、自信を持って安心、安全の農産物を生産しても、再生産も危ぶまれるような状況にあるのが、現在の農業現場ではないでしょうか。

価格転嫁ができない生産現場のつらさ、気候変

動に伴う対応など、取り巻く環境は厳しさを増すばかりであります。特に、中山間地の農業は、生産性や省力化に課題があり、多くの輸送コストもかさむ状況はさらに厳しいものがあります。

他方で、熊本県内は、多彩で豊富な農林畜水産物に恵まれており、先月発表の県の農林畜水産物の輸出実績で122億4,000万と、過去最高額を更新しております。

また、食のみやこ熊本の創造は、小ロットで多品目な県南地域の農林畜水産物にも光を与えるものと考えております。これまで進めてきた県南フードバレー構想の推進にも大きなはずみがつくものと期待するところであります。

そこで、1点目の質問ですが、県におかれては、食のみやこ熊本県の実現を目指して、部局横断的な組織の改編を行い、推進されると伺っていますが、具体的な推進力と内容とどう展開を図るのか、意気込みをお聞かせください。

また、あわせて、学校給食における食材の地産地消率について、本県は全国でも上位にあると認識しておりますが、国において、こどもまんなか政策を推し進めていけば、学校給食費完全無償化の流れになるものと考えます。公費負担になればこそ、農林畜水産物の価格転嫁がしやすいのが学校給食食材提供事業だと考えます。

また、みどりの食料システム戦略で、耕地面積の25%を有機農業に転換することが示されておりますが、まさに、子供たちに安心、安全な食材を提供したいのは誰しもが望むことであります。

そして、忘れてならないのが、ジビエ食材の提供であります。大分県は、学校給食へのジビエ食材提供先進県であります。

そこで、食のみやこ熊本県の創造における学校給食への食材提供及び活用をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

2点目に、付加価値を高める取組として、流域下水道処理区域以外での雑排水が、排水路を通じて用水となり、圃場での水稻生産に流れ込む状況の改善として、市町村設置型の合併浄化槽の推進を図るべきと考えます。

農家がそれぞれに販売先を開拓した生協などでは、家庭から出た雑排水が入る田んぼで生産された米は断られるそうであります。これを解消するには、下水道区域から外れた集落など複数戸での市町村設置型の合併浄化槽を設置するしかありません。考えをお聞かせください。

さらに、3点目に、燃油高騰、飼料高騰で苦しむ酪農の現場で一番の労力がかかるのは、家畜排せつ物の処理であります。

球磨郡では、人口減少で処理量が減少していく流域下水道がありますが、酪農農家の家畜排せつ物を流域下水道で処理できないものかと考えるところであります。酪農家と話をしますと、家畜排せつ物の処理が一番頭の痛い問題で、処理代を払ってもよいので、くみ取りに来てくれれば非常に助かるとおっしゃいます。

T SMCが進出する県北でも畜産の生産が盛んですが、工業と農業の並進は避けて通れず、必ず混住化から畜産公害の問題が顕在化すると思われる。下水道で家畜排せつ物を処理する時代と考えますが、お考えをお尋ねいたします。

以上3点、知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 熊本県は、素晴らしい自然や豊富な水資源に恵まれ、多様な農林畜水産物が生産されています。そして、球磨焼酎をはじめ、馬刺、からしレンコン、焼きアユなど、豊かな食文化にも恵まれています。

稼げる農林畜水産業の実現のためには、この食文化を生かし、生産、加工から料理、販売に至る

までの過程を磨き上げ、農林畜水産物の付加価値を高めていくことが重要であり、それが食のみやこ熊本県の意義であると考えております。

そこで、まず1点目の組織改編についてですが、世界に誇る県産品のさらなる販路拡大に向け、10月に食のみやこ推進局を新設することといたしました。この局は、本県初となる農林水産部と商工労働部の2つの部が共同で管轄する組織となります。

それぞれの部が持つノウハウやネットワークを生かしながら、ブランド化や六次産業化、企業との連携を進め、価格向上などによる稼げる農林畜水産業の実現に努めてまいります。

特に県南地域においては、トマトやデコポン、そして栗などの地域資源を生かした商品開発や、食品関連企業の県南誘致を進める県南フードバレー構想について、インバウンド向けのPRや輸出の拡大、企業とコラボした販売チャネルの多様化などに取り組むなど、ステージ2として展開してまいります。

また、県内外の民間企業や大学などと連携し、食品開発や農産物の生産に先端技術を活用するフードテックやアグリテックなど、農林水産部と商工労働部の垣根を越えるからこそできる取組を新しい組織で前向きに進めてまいります。

そして、議員御指摘いただきました学校給食においても、8月には、県教育委員会と県学校給食会、農林水産部との3者で、学校給食における県産食材の活用推進に係る連携協定を締結し、現在、地産地消を含む県産食材の活用促進と食育の充実に取り組んでいるところでございます。

有機農産物やジビエを含めた地場産物の学校給食への提供、活用については、学校給食の実施主体である市町村や生産者との連携はもとより、安定した供給量の確保など課題があるのも事実で

す。

このようなことを踏まえ、食のみやこ熊本県の取組を進めていく中で、どのようなことができるか、しっかり研究してまいります。

次に、市町村設置型合併処理浄化槽の導入促進についてお答え申し上げます。

水稻などの農産物の付加価値を高めていく上では、生産に使われる水質の確保は大切であり、生活排水を処理する下水道や浄化槽は重要な役割を担っています。

このため、県では、生活排水を適正に処理する施設の普及を図るため、下水道が整備されていない地域においては、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から生活排水全般を処理する合併処理浄化槽への転換を進めております。しかしながら、設置時の費用負担や高齢化の進展などの課題があり、近年、この取組が鈍化している状況でございます。

議員御紹介のとおり、公共下水道のように、市町村が設置し、使用料を徴収する、いわゆる市町村設置型とすることで、個人の負担が軽減され、計画的な整備が可能になると考えております。

一方、市町村設置型は、財源や住民との契約、料金徴収事務などの負担が大きいため、県内で実施している市町村は少ない状況でございます。

このような現状を受け、県では、浄化槽による汚水の適正な処理の促進を目指して今年度設置した協議会において、民間のノウハウを活用した効率的な整備や運営手法の検討も進めることとしております。引き続き議論を深め、市町村設置型の導入について推進してまいります。

こうした生活排水対策を実施することで、安心、安全な農産物の生産環境の実現にもつなげてまいります。

最後に、流域下水道での家畜排せつ物の受入れ

についてお答え申し上げます。

まず、酪農経営において、家畜排せつ物由来の堆肥等は、乳牛の自給飼料を生産するための肥料として農地へ還元されており、酪農経営者の方々の努力によって、循環型の酪農経営が実践されております。

一方、下水道においては、少子高齢化の急激な進展に伴う人口減少により、事業の運営が厳しくなることが予想されております。このため、県及び市町村では、下水処理の広域化、共同化など、持続可能な事業運営に向けて取り組んでおります。

今後も、地域の実情に留意しつつ、様々な視点から検討を進めていく必要があります、家畜排せつ物の受入れも、その一つであると考えております。

規模の大きな熊本市東部の処理場では、家畜排せつ物を受け入れている堆肥化施設から発生する排水のみを下水道で処理するなどの手法により運営されています。

一方で、球磨川上流流域下水道において家畜排せつ物を受け入れるためには、新たな施設整備も必要となることから、熊本市やその他様々な事例を参考にしつつ、まずは酪農経営者や地元自治体の御意見もお聴きしながら、研究を行いたいと思います。

今後も、球磨川上流流域下水道の持続可能な事業運営に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

県としては、組織体制の強化を図りながら、将来の食の応援団となる子供たちへの理解の深化ですとか、農林畜水産物の生産環境の整備など、様々な課題に対応し、全国や全世界の消費者から、食の都は熊本にありと言われるような食のみやこ熊本県を創造してまいります。

以上でございます。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 知事より答弁をいただきました。

最後の結びの答弁のところで、気持ちがわくわくするような答弁をいただきました。

本当に期待を込めて、食の都は熊本にありと言われるように、食のみやこ熊本を創造していただき、さらなる県南振興につなげていただきたいと、大いなる期待を申し上げる次第であります。

学校給食食材提供活用ですが、課題がある、研究してまいるとの答弁でございましたが、もう地方創生が打ち出されて10年、地方に知恵を出せと言われ、児童生徒も減少していく中、低栄養で苦しむ高齢者は増加の一途であります。給食センターで、児童生徒の給食はもちろんですが、高齢者への配食事業もできないものかと考えます。

物流コストを下げる意味でも、地元の食材の地産地消率を高めていただきたい。なるであろう公費負担での給食無償化を見据え、農林畜水産物の生産現場と直結した地元食材提供を構築することが、再生産につながり、価格転嫁、価格形成につながるものと考えております。

市町村設置型の合併浄化槽の推進は、安心、安全を提供する稼げる農業に必須条件であります。再生産できる農業の後押しのため、積極的な推進をお願いしたい。まずは家庭からの雑排水の流入状況を把握する必要性を感じております。

家畜排せつ物の受入れ等については、研究してまいるとの答弁でしたが、これもまた地方創生から10年、あらゆる知恵を出せと言われて10年あります。処理人口は減少の一途、公共の経営資源の新たな在り方を検討していくのは当然だと思えます。

例えば、流域下水道の隣接地には、米の乾燥貯蔵施設や水稻の育苗施設がありますが、下水道施設の熱供給も考えられますし、施設で処理した放

流水でアユの陸上養殖に活用できる可能性もあることでありましょう。

また、下水道施設の広域化のためにも、くみ取りし尿も受け入れて、持続的な施設運営のために、改めて攻めの姿勢に転じていただきますようお願いをしたいと思います。

そのことを申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

清願寺ダムの機能強化と地域振興についてお尋ねをいたします。

過去の一般質問で、令和2年豪雨災害時、県管理河川免田川上流にある県営清願寺ダムが、防災機能を発揮して、土砂や流木を捕捉して下流域を守ってくれたことを申し上げました。これを受けて、ダムなかりせばの検証結果を報告いただいております。

検証結果は、降雨量から洪水氾濫が発生した範囲を示しただけのものでありました。ダムが捕捉した土砂や流木量を考えれば、ダムなかりせば土砂洪水氾濫が起きて、広範囲に甚大な被害が生じたであろうことが容易に予測されるものでありました。

令和4年災害でも、大量の土砂、流木を捕捉して堆積している状況であり、現在は、ダム上流部の森林で、土砂流出抑止のための治山事業が採択され、さらに、防災機能回復のため、堆積土砂掘削が行われ、ダム湖上流部に排土先を確保して搬出されている状況にあります。

私は、災害前から、堆積土砂の有効利用として、下流にも持ち出して、堤防強化による農地の再整備につながる排土先の提案と、ダム上流部に堆積土砂を活用した副堤を多段式に整備して、斜面の崩土を抑止して平場を設ける農地造成の提案をしてまいりました。

また、再エネ導入の機運もあって、小水力発電

の提案もしてまいりました。低圧での50キロ以下での発電の提案です。接続系統の問題がある高圧での発電ではありません。売電益で年間のダム管理費用を賄い、さらに土地改良区の財務強化につながる提案をしてまいりました。

今般質問するに至りましたのは、地元あさぎり町議会6月定例会の一般質問で、ダム上流部にあります皆越集落の集団移転が質問されたことを知ったからです。

皆越集落は、かつての皆越村であり、昭和の合併で上村になった集落で、最盛期には1,400名以上が暮らす村でありました。木材産業が盛んで、川を利用した木材搬出が行われていたと聞いております。また、見事な棚田の景観が広がり、かつては電照菊の生産が盛んで、現在は細々と水稻やユズの生産が行われています。

私が町議時代には分校での運動会にも参加していましたが、現在は廃校となりました。簡易水道も整備をされ、旧上村時代には皆越振興計画を策定されていましたが、平成の大合併であさぎり町が誕生してから疲弊が加速したように思います。

ダムを受け入れて移転を余儀なくされ、受け入れたにもかかわらず、一般県道は、集落中心部に届かず、多良木町槻木に至り、宮崎県小林に至る県道昇格を視野に入れた奥地林産開発道路も大崩落が発生して通行不能状態にあります。

このため、地域住民の安全、安心のために、清願寺ダムでは、県でダム内堆積土砂撤去を加速化させ、防災容量の確保に努めていく必要があると考えております。

そのような中、清願寺ダムでは、緑の流域治水の一環として、ダムに貯水された農業者にとって大切な雨水を、今回の台風が来る前に河川に放流し、大雨に備えたと聞いています。

そこで質問ですが、清願寺ダムの今後の堆積土

砂対策と防災機能の強化及びダム周辺の振興策について、農林水産部長にお考えをお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 清願寺ダムにおいては、令和2年7月豪雨で、28万立米の土砂が流入しましたが、下流域の農地等には大きな被害がなく、防災ダムとしての機能を発揮しました。その後、県内7つの農業用ダムとともに、大雨が見込まれる場合の事前放流の取組を進めており、地域の流域治水の一翼を担っているところです。

しかしながら、令和2年以降、毎年のように上流から土砂が流入し、ダムの有効貯水量295万立米に対し、現在約58万立米の土砂が堆積しており、早急な土砂撤去が喫緊の課題となっています。

そこで、県としては、堆積土砂の搬出先を本ダムが位置する免田川流域に限定していましたが、土砂の撤去を進めるため、搬出先を人吉、球磨全域に拡大し、選定作業に着手しました。

また、従前の搬出先までの道路は、被災していたり、狭小な箇所もあるため、土砂運搬に時間を要するとともに、住民の方の通行にも影響を与えている状況です。

このため、地域の皆様の御意見を伺いながら、関係市町村とも連携して搬出先までの新たなルートを設定し、堆積土砂の撤去の加速化に向けて取り組んでまいります。

一方、清願寺ダムの機能強化に向けて、ダムのゲート開閉等に係るシステムの整備に令和5年度から着手しており、これまで現地で目視していた水位等を遠隔で監視できるよう改良を進めています。

さらに、来年の2月には、国土交通省が運営する川の防災情報サイトに接続し、住民の方にリア

ルタイムで情報を提供できる体制を整備してまいります。

清願寺ダムは、球磨川流域の農地を潤す大切な農業用ダムであるとともに、約520ヘクタールに及ぶ地域の人命、財産を守るなど、流域の皆様の安全、安心に寄与しています。

このように、堆積土砂の撤去による一日も早いダム機能の回復と機能強化を図る中で、ダム周辺地域の振興にも貢献できるよう取り組んでまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 御答弁で、防災機能をいかに発揮してくれたとの認識でありました。

下流域を守った、今後も守るための公益にかなう堆積土砂除去事業でありますから、誰が言ったか、ダムで栄えたためしなしというようなことを言われないように、しっかりと地域振興につながる目に見える有効活用をぜひともお願いしたい。

そして、堆積したなら早期に除去できる道路の整備も部局横断的に検討いただきたいと申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

人口減少下での空き家対策についてお尋ねいたします。

県内の人口は、平成7年の186万人をピークに減少に向かっており、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年時点の人口推計では、令和32年には140万人を下回ることが予測されています。高齢化率も令和5年10月時点で32.3%の状況で、人口減少や高齢化によって、今後、空き家問題がより顕在化してくるものと認識しております。

そのような中、先月8日、想定される南海トラフを想起させる日向灘を震源とする地震が起き、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意報が発表され、ついに来るかと思ったことでありました。

防災の州都を目指す本県であります上からも、

日頃考えていることを確認しておきたいので、質問をさせていただきます。

既に緊急輸送道路沿いにおいては、既存建築物耐震化を推進いただいて、今定例会にもさらなる住宅の耐震性向上を図るための議案が計上されています。

一方で、空き家問題は深刻で、全国の空き家は、令和5年住宅・土地統計調査の速報値時点で約900万戸であります。県内の空き家数は12万8,000戸。

防災、衛生、景観の生活環境への深刻な影響から、まずは倒壊のおそれがある特定空き家等の除却の促進が必要ですが、特定空き家になる前の空き家等の利用拡大や管理の確保を図る改正空家法が成立して、令和5年12月に施行されています。

本県では、国事業の空き家再生等推進事業と県が上乘せして補助等を行う県事業の空き家対策総合支援事業、地域福祉の観点から、空き家等の活用も可能な地域の縁がわ事業を取り入れ展開いただいて、その実を上げている状況にあります。

また、市町村全体が被災したときに、速やかに復興に取りかけられるように、国が南海トラフ地震防災対策推進地域を指定しています。県内にも10市町村が指定されており、著しい地震災害が生じるおそれがあるため、避難場所や避難経路の確保など、地震防災対策を推進することとされており、老朽化した空き家の除却に取り組む市町村もあります。

このように、除却、活用の両面から解決を図っておられるところです。

そこで、地元球磨郡内の緊急輸送道路沿いの状況ですが、高齢者の店舗併用住宅が多く、後継者がいないため、表の商店を閉めて奥で細々と住んでいる状況です。

かつてのまちづくり商店街再生の機運が著しく

低下し、高齢者等弱者が安心して買物に手押し車を押していくには邪魔な電柱がある狭い歩道があり、町議時代から要望を続けてきた電柱移転事業も一本も動かず、児童生徒を人質に取って道路改良要望につなげるのかと思えるぐらいの緊急輸送道路沿いの通学路歩道の状況があります。

介護サービスを受けるために送迎車を止める空間もなく、独居者が亡くなり、相続人が役場に土地、建物を買ってもらえませんかと相談に行けば、買えませんと窓口で断られる。せめて相談に乗り、広報に不動産情報掲載や国有地への帰属制度事業等、一緒に考える、寄り添う姿勢が必要だろうと思います。

挙げれば枚挙にいとまがないほどの問題を抱える緊急輸送道路沿いです。

ならばどうするか。年初には能登地震が発生し、朝市通りの火災の惨状を見れば、緊急輸送道路沿いの空き家問題は、総合支援事業で、事前復興まちづくり準備で議論をして取り組むべきと考えます。

木造が密集している地帯、木密地帯と申し上げますが、延焼防火帯の空間整備としての除却の推進、耐震化助成と延焼防火壁の整備、地域福祉の観点から、土地の所有権はそのままに、公共団体によるサービスつき高齢者専用住宅を建設し、集住化の促進、空いたスペースは、若者などの創業スペースとして活用し、敷地をセットバックして、高齢者や弱者が安心して買物等の町歩きができる空間整備、電柱移転の促進など、障害者施設の町なか誘導として空き家利用促進等の取組が考えられます。専門家を活用して、地域一体となって取り組む時代だと考えております。

災害に備え、ハード、ソフト、福祉の観点から、今を生きる者や後に生きる者のためにも、空き家対策総合支援事業で新たなまちづくりに取り

組むべきと考えます。

このように、空き家を切り口にした災害への備えやまちづくりの考えも重要で、土木部には、人口減少、高齢化の中、緊急輸送道路沿いの未来を切り開くことができると期待しております。

そこで質問ですが、県内の空き家対策の現状及び県の取組について、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 人口減少下での空き家対策についてお答えします。

人口減少が進む中、今後も適切な管理が行われない空き家が増加することが懸念されており、県としても、防災や衛生、景観など、生活環境に影響が及ぶ重要な課題と認識しています。

空き家対策としては、平成27年に施行された空家等対策特別措置法によって、市町村は、空家等対策計画に基づいて、空き家の除却や活用に取り組むこととされ、国や県は、市町村に対して、助言や助成制度による支援を行っています。

県においては、助成制度を活用した空き家の除却に取り組む市町村が年々増加しており、昨年度は274件の除却が行われました。

一方で、議員御紹介の南海トラフ地震防災対策推進地域では、避難場所や避難経路の確保などの計画を定め、対策を推進する必要があります。避難経路沿いの空き家の除却の促進に助成制度を活用することができるため、市町村に対して、空き家対策の重要性や制度を周知し、取組を促してまいります。

また、空き家の活用については、地域活性化や定住促進の取組を後押しするため、平成28年度から、国に上乗せして県が助成を行い、市町村負担を軽減する事業を行っており、これまでに7件の実績があります。

主な事例では、多良木町が緊急輸送道路沿いの空き家に耐震性能を上げる改修を行い、地域コミュニティ施設へ活用する取組を行っています。

さらに、今年度、高齢者向けのシェアハウスやUIJターン、子育て世帯向け住戸への活用など、地域ごとの様々な課題に対応できるよう、制度の拡充を行ったところです。

このほか、県は、独自の空き家対策の促進策として、市町村が専門家を活用する際の費用の助成を行っており、これまで、空き家の調査や相談会に延べ600人分の活用実績があります。

空き家対策は、防災機能の向上やまちづくり、福祉などの観点から、地域の実情に即して創意工夫を行いながら取り組むことが必要であると考えています。

今後も、このような空き家対策の取組が促進されるよう、積極的に市町村を支援してまいります。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 土木部長より意気に感じるような答弁をいただきました。

かつてのにぎわいの残滓の空き家対策に対して、しっかりと土木部として対してまいりたいというような、そんな意気を感じるような答弁でございました。

私、議員立法で空家対策特別措置法ができて、除却と活用、この視点で今からの地方創生は考えていかなければならないというふうに思っております。

私は、昨晚も孫を3人お風呂に入れてきました。本当にありがたいことでありまして、私の親もそうしてくれたんだろうなというふうに感じながら、老いては子に従えと言いますが、私は孫に従うようになりたいなと、そんなふうに思っております。

ぜひ、知事、こどもまんなか熊本の推進本部で、この空き家対策と住宅政策ですね。これも議論の俎上に上げていただきたいと思うんですね。

そして、教育長、不登校の質問がございました。

私、不登校がしにくい住宅設計を旨として、今日まで住宅設計に携わってまいりました。動線計画で、随分これは、不登校、ひきこもり対策になるんですね。そういうことを考えるこどもまんなか政策であってほしいなというふうに考えております。

今は亡き山本県連会長が、よく3世代同居のことをおっしゃいました。しっかりと、多子世帯への支援はあるでしょうけれども、熊本の価値観として、個人個人も大切にしなければなりませんけれども、家庭で乗り越える耐性度の高い有為な人材を育む意味でも、こどもまんなか熊本の中に、3世代同居、あるいはそれに近い形での近接近住の、そんな提言もぜひとも組み込んでいただきますよう心からお願い申し上げ、用意しました一般質問、全て終了いたしました。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕（拍手）

○竹崎和虎君 皆さん、こんにちは。自由民主党・熊本市第二選挙区選出・竹崎和虎でございます。先週19日木曜日よりこの一般質問が始まり、

12人目の質問となります。これまで、11名の皆さん方が立派な質問をされてくれました。私も、熱い思いを持って、今定例会最後の質問者を務めさせていただきます。

木村知事に対しまして、初めての質問となるところでありますが、私と木村知事は共通点が幾つかございまして、まず、同じ昭和49年生まれ、同じとら年、50歳であります。そして、もう一つの共通点が、議会でも木村知事の座右の銘が度々話が上がっておりますが、私の座右の銘も、なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけりであります。

これは、どんなことでも、やろうと思って努力すれば、必ず実現できる、逆に、無理だと思って諦めてしまえば、絶対に実現できないという意味だと思っております。

政策を成し遂げるためには、どのように取り組んでいけばいいのか、知恵と努力を重ねなければなりません。検討だけしていても、政策は成し遂げられないと思います。

今日は、現場に出て聞いた県民の皆さんの声と私の考えを質問にいたしました。現場に出て人の話を聞く、弱い声や小さい声を聞くことをモットーとされる木村知事をはじめ執行部の皆さんには、前向きでやる気のある答弁を期待し、質問に入らせていただきます。

まず初めに、津波に対する防災・減災対策についてお尋ねします。

木村知事は、政策提言、くまもと新時代を創る・県民への10の約束の中で、1番目に「県民の命と暮らしを守る！」を掲げられ、県民の防災意識を高め、地域の災害対応力を向上させるとされております。

本年元日の午後4時10分に、石川県能登半島において、マグニチュード7.6、最大震度7の大地

震が発生しました。

この令和6年能登半島地震は、揺れによる建物被害だけではなく、津波の発生など、甚大な被害をもたらしました。

また、本年8月8日には、午後4時43分に、宮崎県日向灘において、マグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生し、宮崎市の宮崎港で津波を観測するなど、九州から四国の各地に津波が到達しました。

本県においても震度4を観測し、大きな揺れに多くの県民の皆さんが不安を感じられたことと思います。

この地震を受けて、気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性がふだんより高まっているとして、政府から南海トラフ地震臨時情報が発表され、巨大地震注意の特別な呼びかけがありました。

甚大な被害が出た熊本地震や本年元旦に発生した能登半島地震を含め、日本では、近年、震度7を観測する大地震が頻発しています。

気象庁によると、これまで、本県において、統計開始の1923年以来、2017年までに熊本県を襲った震度5の地震は36回、震度6以上の地震は8回発生しているとされています。

熊本地震が印象に残っている熊本県ですが、熊本地震以前からも、全国的に見ても大きな地震がかなり多い地域であると感じています。

政府の地震調査委員会は、今後30年以内に震度6以上の激しい揺れに襲われる確率を示した予測地図を公表しています。

この中で、本県に関する海溝型地震は、南海トラフ地震と日向灘及び南西諸島海溝を震源とする地震があります。

地震調査研究推進本部によると、今後30年以内に地震が起きる確率は、南海トラフ地震は、マグ

ニチュード8から9の地震は70%から80%の確率で、また、日向灘及び南西諸島海溝を震源とする地震が、マグニチュード6.7から7.4の地震が40%と推定されています。

いつ発生するかは分からないけれど、いつか起こることだけは確実です。どこにいても激しい揺れが起こり得るとして、知事が掲げるとおり、防災意識を高め、地域の災害対応力を向上させることが重要であると考えます。

その中で、近年、本県において地震に起因する津波の被害は受けておりませんが、海に面している本県でも、津波による浸水被害を受ける危険性が高い海拔ゼロメートル地帯が広がっており、過去には津波による大きな被害を受けたことがあり、当時の惨状を伝える供養塔や教訓碑が建てられています。

近い将来、巨大地震の発生が想定される状況の中、津波に対する防災対策が必要であると考えます。

内閣府において、南海トラフ巨大地震に関する津波高、浸水域、想定被害が公表されており、本県においても、最大震度6弱、最大津波高4メートル、津波到達最短時間131分などと想定されています。

本県は、地震を引き起こす活断層である布田川断層帯や日奈久断層帯を有しており、また、雲仙断層群や南海トラフ地震と日向灘及び南西諸島海溝を震源とする地震の影響を受けるとされています。これらの地震での津波に関する情報の提供が、被害想定地域の皆さんに対して必要であると考えます。

木村知事は、5月10日の記者会見で、大規模な地震の際に、どの程度の時間で津波が到達するかを予測した津波到達時間を調査し公表すると発言されています。

また、知事は、9月5日の記者会見で、令和6年度熊本県総合防災訓練のテーマの一つが地震、津波への備えと公表されました。

また、国民の防災意識の向上、災害に関する知識や経験等の共有、防災に取り組む方々との連携構築を図ることを開催趣旨とした、ぼうさいこくたい2024in熊本が、本年10月19日から20日に、また、併催イベントとして、10月23日から24日には、県と熊本市の主催で「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本が開催予定となっております。

知事も、事あるごとに、災害への備えを強化していくと述べられておられますが、津波到達時間を、どのような地震を想定し、どのような調査方法で、そして、いつ公表されるのか、また、総合防災訓練において、地震、津波への備えとして、どのような訓練を行うのか、また、今後予定される防災イベントにおいて、津波に対する防災意識の向上に向け、県民にどのような情報を提供していくのか、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 竹崎議員から、津波に対する防災・減災対策について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

元日に発生した能登半島地震や8月の南海トラフ地震臨時情報では、多くの方が熊本地震のことを思い出し、地震や津波の脅威に改めて関心が高まっていると認識しております。

日本各地に存在する活断層は、いつ地震を引き起こすか分からず、常日頃から地震や津波に対する備えを高めていくことが重要です。

本県においては、平成24年度に地震・津波被害想定調査結果を公表していますが、最悪の事態を想定し、地震発生後直ちに浸水が始まるとの前提であったことから、津波到達時間につきまして

は、これまで公表しておりませんでした。

しかしながら、議員御指摘のとおり、津波到達時間を公表することは、県民が避難行動を行う際の判断に有益であると考えたことから、改めて調査、公表することと今回したところでございます。

今回の調査では、平成24年にまとめた調査データを活用し、日奈久断層帯、南海トラフをはじめ、県内への影響が見込まれる6つの断層帯等を震源としたものを早期に取りまとめることとしております。

これにより、既存の被害想定とも整合が取れ、また、津波到達時間という新たな項目が加わることで、市町村の津波避難対策のさらなる強化につながるものと考えております。

引き続き調査を進め、年内をめどに公表できるように準備を進めてまいります。

次に、今年度の総合防災訓練ですが、日奈久断層帯を震源とする地震によって、天草・水俣地域が孤立したとの想定で、初動対応や救助活動の訓練を行います。

具体的には、海上自衛隊の大型輸送艦が、天草唯一の大型岸壁を有する九州電力苓北発電所に停泊し、緊急車両を陸揚げする訓練を行います。また、上天草市の樋合海水浴場には、LCACと呼ばれるエアクッション艇でビーチに直接上陸し、緊急車両などの展開を行います。また、水俣市においても、ヘリコプターによる緊急車両の輸送訓練を行います。

こうした訓練は、本県では初めての試みでありまして、陸路が途絶した際の天草・水俣地域への緊急部隊や重機、そして物資などの搬入手順やルートなどをしっかり検証することとしております。

また、沿岸部の7市町では、津波を想定した住

民参加型の避難訓練も実施いたします。

県民の皆様が感じておられる孤立への不安を解消できるよう、関係機関、市町村と連携し、より実践的な訓練を行ってまいりたいと考えております。

最後に、ぼうさいこくたいや「世界津波の日」高校生サミットを通した県民の津波防災意識の向上についてお答え申し上げます。

まず、日本最大級の防災イベントであるぼうさいこくたいでは、熊本地震や令和2年7月豪雨の経験、教訓を発信するほか、地震、津波から確実に避難するためのマイタイムラインの作成の実演などを行います。

また、世界約40か国・地域から高校生が集う「世界津波の日」高校生サミットでは、防災、減災、創造的復興についての議論を行っていただきます。津波や地震、豪雨などの自然災害から命を守る対策を学ぶ場として、若い世代への発信と継承を行いたいと考えております。

私は、県民の生命、財産を守ることが、知事の何よりの務めであり、防災力の強化は、まさに行政の一丁目一番地だと認識しております。

熊本地震、令和2年7月豪雨の対応に当たったことや消防庁で指揮を執った私の経験、その全てを生かして、今後とも、県民の命と暮らしを守るため、防災力の強化に全力で取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 木村知事から御答弁いただきました。

津波到達時間について様々な調査を進め、年内をめどに公表できるよう準備するとのことでした。

本県でも過去に大きな被害を及ぼした津波災害があったと記録されています。

津波警報や注意報が発表された場合、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難することは重要ですが、津波到達時間を公表することにより、対象地域の皆さんが落ち着いて避難をすれば、命を失うことはないと思っております。

そのためにも、総合防災訓練において、本県初めての地域の孤立を想定した訓練や津波を想定した住民参加の避難訓練を実施されるということは、とても有益なことだと思っております。

また、イベントにおける防災意識の向上に向けた発信をやっていくとのことでした。

県民の皆さんの生命、財産を守るため、防災力強化にさらに取り組んでいただくようお願い申し上げます。次の質問に移させていただきます。

次に、県有施設における諸課題について。

まずは、外国人への対応についてお尋ねをいたします。

総務省が本年7月に公表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、本県の外国人人口は2万5,121人と前年に比べ24.18%増えて、全国の都道府県で最大の伸び率でありました。

また、熊本空港における国際線の旅客数が、令和5年度約23万人と過去最大を記録し、令和6年度は、それを上回るペースであると伺っております。

さらに、昨年熊本県で宿泊した人の数は約840万人と過去最大となっており、外国人の宿泊者数も約100万人と、新型コロナウイルスの5類移行などを受け、社会経済が大きく動き出し、人流が盛んになってきています。

九州フィナンシャルグループによると、世界的半導体メーカーTSMC社の本県進出による経済効果は、熊本に第2工場の建設を決めたこともあり、2022年から10年間で約11兆1,920億円とされ

ており、外国人ビジネス・観光客の急増によるにぎわいは、その効果の一つであると思います。

世界から選ばれる観光地くまもとを目指す本県として、県内各地域の観光の魅力や歴史、伝統文化、自然や食の魅力の発信は必要不可欠であると考えます。

その中で、本県が直面している課題の一つが人材育成であり、外国語対応力の向上やホスピタリティーの強化が必要とされています。

県においては、観光ガイドの育成や観光案内所の充実を図り、本県に來られた外国人が快適に滞在できる環境づくりを進めていると伺っていますが、多言語による案内板や看板の整備、また、多言語化されたパンフレットの設置や、公共交通機関やタクシー、レンタカー、レンタサイクルなどの交通アクセス情報、さらには、公共施設等におけるマナーやルールの多言語による発信が課題となっていると考えます。

県においては、インバウンド需要をさらに拡大していくために、これらの課題を解決する必要があると考えます。外国人が熊本で快適に生活できるよう、また、観光産業の持続的な発展のためには、熊本県各地域が地域全体で協力し、魅力的な地域づくりと観光地づくりを進めていくことが求められていると考えます。

その中でも、情報の多言語対応において、県では、観光ウェブサイトやアプリの多言語対応を進め、観光客が必要な情報を簡単に取得できるようにしており、熊本県公式観光サイトでは、日本語、英語、中国語の簡体字、繁体字、韓国語など多言語対応がされており、來熊した外国人が自国の言語で観光情報を検索しやすくなっています。スマートフォンで手軽に観光情報を取得することができ、また、多言語での音声ガイドを提供するなど、観光客が安心して利用できる環境が整備さ

れつつあります。

しかしながら、県有施設において、多言語表記の案内板や看板、多言語パンフレット等をあまり見かけません。案内板や看板の設置や、フリーペーパーやガイドブックなどの紙媒体から、ウェブサイトからアプリまで様々な媒体により、デジタルとアナログのメリットを取り入れて多角的にアプローチすることが、本県に住む外国人や本県を訪れた外国人観光客の満足度向上に寄与し、リピーターの増加にもつながっていくと考えます。

外国人のデジタルネイティブ世代だけではなく、幅広い年齢層に対応することこそが、インバウンド需要を拡大し、人流が進み、県全体の発展につながると考えます。

県としてどのように取り組むのか、木村知事へお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 県有施設における外国人への対応についてお答え申し上げます。

本県では、T S M Cの進出や国際線の拡大などを好機と捉え、海外からの誘客促進に力を入れてまいりました。その取組が実を結び、1月から6月までの上半期の外国人延べ宿泊者数は、既に約70万人と、昨年を大幅に超える見込みです。また、県内における在留外国人の数も増加することが想定されます。

県では、本県を訪れる、もしくは在住される外国人の皆様が、快適かつ安心して観光できる環境づくりの一環として、観光公式サイトや観光案内標識の多言語化を進めています。

また、県有の観光施設やスポーツ施設においても、展示物や案内板などの多言語化に加えて、展示解説を行うガイド用のA I 通訳機の設置でございますとか、絵文字で視覚的に理解できるピクトグラム表示を行っております。

さらに、24時間多言語コールセンターを設置し、外国人との円滑なコミュニケーションもサポートしているところでございます。

議員御指摘のとおり、観光情報の発信においては、デジタルとアナログの、この双方のメリットを取り入れて、多角的にアプローチをすることが重要と私も思っております。

そこで、県では、ウェブサイトやSNSなどによるデジタル発信に加え、多言語対応の観光パンフレットを作成し、県内の空港、レンタカー会社、ホテルなど、外国人観光客が数多く訪れる場所に設置してきたところですが、議員御指摘をいただきました県有施設、県有の観光施設やスポーツ施設にも設置場所を拡充するように、改めて指示をしたところでございます。

また、今月3日には、私を本部長とする外国人材との共生推進本部を立ち上げました。この中で、外国人の方々や市町村などの関係機関から広くお声を聴く体制を整えたところでございます。

今後も、外国人の方々の困り事を円滑に解決することができるよう、私が先頭に立って、部局横断で受入れ環境の整備についても検討してまいります。

以上でございます。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 知事より、来熊する外国人が昨年を大幅に超える見込みであり、また、在留外国人の数も増加していきだろうということでありました。

皆さんも同じだと思いますが、海外に行った際に、言語の違いに不安を感じるとともに、観光施設や宿泊場所の位置、そしてまた、そこまでの交通手段や現地のルールやマナー、そういったことを不安に感じられると思います。それは、本県に住む外国人の方や本県を訪れる外国人の方も同じ

思いではないかと思っております。

本年11月には、世界のトップ選手が集まり、バドミントンの熊本マスターズジャパン、県立体育館で開催される予定となっております。恐らく多くの外国人の方が来熊されるのではないのでしょうか。

先日、私も県立体育館に行きましたが、私は、多言語対応のパンフレットを見かけませんでした。設置場所拡充の話がございました。ぜひ、目立つ場所に、そして、その開催前までに設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、今後、外国人のお困り事を解決できるよう、知事が先頭に立って、部局横断で受入れ環境整備についても検討していくということでございました。

私は、12年間、国会議員の秘書として東京の永田町で仕事をしておりました。知事も、総務省の役人として霞が関で働かれていたわけですが、霞が関文学というのがございまして、国会の議論の中で、役人言葉で検討をしていくというのは、やりませんということだというのが言われたりしてるんですよ。

官僚出身の知事だから言うわけではございません。ぜひとも対応できるように、しっかりと取り組んでいただけるようお願いを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、施設の改修についてお尋ねします。

昨年5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行し、行動制限がなくなり、社会活動や経済活動が活性化するとともに、スポーツ、観光、文化のイベントやお祭りなど、大人数が集まるイベントが開催されるようになりました。

本県においても、県有施設において、文化芸

術、スポーツなどの様々なイベントが行われてきました。

私自身も、休みの日に、スポーツや音楽などのイベントに行ったり、今年の夏は多くの夏祭りにも参加をいたしました。

このような多くの人が集まるイベント会場となる施設のトイレで、順番待ちの長蛇の列を目の当たりにしました。

このトイレ渋滞ですが、ほとんどが女性用トイレであり、その光景を、木村知事をはじめ執行部の皆様方も見られたことがあるのではないのでしょうか。また、議員の皆さんもその光景を見たことがあると思っております。

トイレの順番待ちに困っているのは、ほとんど女性の方であると思いますし、女性の皆さんから、和式トイレから洋式トイレに替えてほしいとか、荷物の置場を設置するなど洗面台の機能性を高めてほしい、また、子供用の洗面台を造ってほしいとの公共トイレを快適化する要望とともに、トイレ渋滞をなくすために、女性用トイレを増やしてほしいとの要望をいただいております。

このトイレ渋滞の原因は、公共施設におけるトイレの多くが男女同じ面積で造られていることが影響していると考えられます。

NEXCO中日本が2014年度に行った調査によると、男性が小便器を利用する時間が平均37.7秒であったのに対し、女性の個室トイレの平均利用時間は93.1秒で、男性の約2.5倍の時間がかかっていました。これは、女性のトイレは常に個室が必要であり、男性よりも所作が多いからとされております。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

男女で同じ面積のトイレを造れば、全て個室である女性用トイレは、男性用トイレよりも便器の数が少なくなることが多く、県有施設における女

性用個室トイレの数1に対する小便器と個室を足した男性用トイレの数の比率は1.01から3.5であり、全ての施設において、男性用トイレが女性用トイレより多いことが分かります。

また、洗面台の設置数も男女同数がほとんどであり、その上、1人当たりの利用時間も女性のほうが長いとなれば、女性用トイレだけに長蛇の列ができるのも至極当然のことと言えます。

外国人を含め、スポーツ、観光、文化芸術を通じて交流人口が増加する中、「スポーツ、観光、文化芸術を戦略的に振興！」「今こそKUMAMOTOを世界に飛躍させるチャンス」をマニフェストに掲げ、「スポーツ政策の戦略的な推進」「世界から選ばれる観光地くまもと」を目指す本県として、イベントの主催者側に仮設トイレの設置をお願いするような場当たりの対策ではなく、そもそもの県有施設において女性用トイレを増設すること、これは絶対に必要であると考えます。

県としてどう考えておられるのか、木村知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 県有施設における施設改修についてお答え申し上げます。

県有施設の特にトイレにつきましては、施設の特性、利用人員、男女割合などを踏まえて必要数を整備しています。施設の建設後においては、改修計画などを踏まえ、順次改修を行っているところでございます。

例えば、県民総合運動公園などのスポーツ施設では、令和5年度末現在、洋式化率は約8割となっています。また、今年度から施設改修に入ります伝統工芸館においては、男性用及び女性用の洋式トイレを増設する予定でございます。

私は、交流人口の拡大において、スポーツ、観光、文化芸術が重要な要素であると考え、その振

興をマニフェストに掲げさせていただきました。

本県がさらなる交流人口の拡大を図るためには、イベントや大会などが数多く開催される県有施設において、やはりこの快適性の視点を持って改修を進めることが重要であると考えます。

そのため、議員御指摘いただいたトイレについては、トイレの待ち時間の実態などをしっかり調査した上で、施設改修などのタイミングにおいて、女性用トイレの増設も含めた施設全体の機能向上を進めてまいりたいと考えます。

世界から選ばれる観光地くまもとを目指し、熊本に来てよかった、また来ようと皆さんに思っただけのよう、トイレを含めた受入れ環境の整備をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 知事から御答弁いただきましたが、既存の県有施設ではありますが、これは木村知事が造られたわけではありませんが、この県有施設のトイレは、国の設置基準に基づいて設計され、設置されたと思います。

施設の特性や利用人数、男女割合等を踏まえて必要数を整備しているということでありましたが、それは建設当時の話であって、今の時代、そしてこれからの時代に対応していかなければならないと思っております。

私は、公共施設、そして民間施設の男女のトイレ数を若干調べてまいりました。

例えば、全国では、茨城県道の駅常総や、また、サッカーJ1サンフレッチェ広島ホームスタジアムである広島市にあるエディオンピースウイング広島、また、福岡市にある博多座、こういったところでは、男性用トイレよりも女性用個室トイレが数多く設置されていて、快適だと高評価を得ています。

熊本においても、熊本城ホールであります、ここは、男性用のトイレが、小便器100、個室46、合計146に対して、女性用の個室トイレ、163設置されております。新しい施設であります、今の時代に沿ったトイレの設置数ではないかと思っています。

トイレの洋式化や、また洗面台の機能強化、子供用の洗面台の設置の話もしましたが、熊本から公共施設における女性用個室トイレの増設をぜひやりましょう。やるべきだと思います。

うなずいておられますので、よろしく願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、県立高等学校あり方検討会についてお尋ねします。

現在、日本は、少子高齢化、人口減少社会を迎えております。出生数の減少に歯止めがかからず、令和5年の出生数は、72万7,277人と73万人を割り込み、前年より4万3,482人減少し、8年連続の過去最少を記録しております。本年においては70万人割れが現実味を帯びていると推計がなされております。

ちなみに、木村知事や私が生まれた昭和49年の出生数は203万人でした。50歳ですので、約半世紀、3分の1まで減少しようとしています。

本県においても、その傾向は同様であり、令和5年の出生数は1万1,189人で、前の年より686人減少し過去最少となっており、合計特殊出生率も、全国平均よりは高いものの1.47となり、5年連続低下し、県内の児童生徒数に影響が出てきています。

木村知事も、6月12日の記者会見で、危機的な状況で最重要の課題だと述べられています。

中学卒業予定者の将来予測では、令和9年度から令和20年度にかけて約4,500人の減少が見込ま

れており、県立高校の今後を考えると、非常に厳しい状況であると思います。

このような中、令和3年3月に出された県立高等学校のあり方と今後の方向性についての提言も、今年度に終期を迎えることから、令和7年度以降の県立高校の在り方に関する次の方針を議論する教育長の諮問機関である外部有識者会議を立ち上げられています。

この有識者会議は、今後の県立高校の在り方を方向づける非常に重要な会議だと考えます。

さきの6月定例会における我が党の前川会長の代表質問において、木村知事から、県政を進めていくに当たり、地域や県民との対話を重視していく、県立高校の在り方についても、地元の自治体や地域の方々の主体的な取組と一体となって、地方創生の観点からもしっかり取り組むことが必要である、また、県教育委員会には、検討を行うに当たり、地元の自治体や地域の方々の考え方やアイデアを丁寧に聞きながら議論をしていただきたいとの答弁がありました。地域に寄り添い、丁寧に御意見を聞いていくことは、とても大切なことであると私も共感します。

去る7月16日に開催された第1回検討会では、現提言に基づき進められている魅力ある学校づくりに向けた取組の検証、昨年実施した魅力化アンケート調査結果の報告が行われ、中学卒業予定者数が減少し、県立高校の定員割れが続く中、県立高校の現状と課題について幅広く議論され、検討会で、将来を見据えた学校規模や学校配置等の考え方と県立高校のさらなる魅力化に向けた今後の取組の方向性の2つの検討テーマが決められています。

そして、先月26日に開催された2回目の検討会では、募集定員は、生徒が集中する熊本市内を含め県全体で見直しを行うといった募集定員の見直

しや通学区域など重要なテーマについて議論されたようではありますが、どのような内容であったか、また、今後どのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県立高等学校あり方検討会の内容及び今後の進め方についてお答えいたします。

本年7月に、学識経験者やPTA、経済界など18名で構成する外部有識者会議を立ち上げ、県立高校の現状や課題等について協議を行っています。

8月に開催した第2回検討会では、今後10年間で、県全体において50クラス分の生徒数が減る見込みであること、特に熊本市を中心とした旧熊本学区でも19クラス分の減少が見込まれることなどを報告したところでございます。

また、議事の中では、学校の適正規模や募集定員の考え方、分校化や統廃合の運用基準、通学区域の考え方といった4つのテーマで論点整理を行い、様々な意見をいただきました。

例えば、学校の適正規模や募集定員の考え方につきましては、全県一律の適正規模を定めるのは無理があるのではないか、少子化が進む中、熊本市内の大規模校においても募集定員の見直しが必要ではないか、充実した教育を行うために1学級40人未満の少人数クラスの導入も検討できないかとの意見や、分校化や統廃合の運用基準につきましては、地域と一体となって学校存続に取り組むためにも、何らかの目標や基準が必要ではないかとの意見がありました。

さらに、普通科の通学区域の在り方について、学区の制限なく受験できるように全県一区にすべきとの意見があった一方で、全県一区にすると、熊本市内への集中がさらに激しくなり、地域の衰

退につながる、今の3学区でも熊本市に生徒が流出しており見直しが必要など、様々な意見が出されたところでございます。

今後、このような意見を基に、地域の実情や課題、10年後の高校の姿などについて、市町村や保護者、各種団体など、地域の方々と意見交換を行うこととしております。早速、第1回目を10月に水俣市で開催し、順次、高校所在市町村を中心に25か所で開催する予定です。

その後、地域意見交換会の意見などを踏まえ、第3回以降のあり方検討会において、募集定員の見直しや通学区域、学校の魅力化等について、その方向性を議論していくこととしています。

県教育委員会といたしましては、引き続き、地域に根差した高校教育の充実を図るとともに、夢への挑戦を支える魅力ある学校づくりに向けて、しっかり検討を進めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育長より御答弁いただきました。

今後10年間で、県内において多くの生徒数の減少が見込まれる中、地域の実情や課題、また、10年後の県立高校の姿などについて、地域の方々と意見交換会を開催していくとのことでした。

人口動態調査において、少子高齢化、人口減少が進んでいるのは、都市圏より地方であります。しかし、年齢階級別人口の中で、0歳から14歳の人口、いわゆる年少人口の総人口に占める割合、熊本県は12.78%、日本人住民に限れば12.91%と、47都道府県中5番目に年少人口が多い県であります。

学校は、地域の活力源であると思います。熊本の宝であり希望である子供たちの将来に向け、地方創生の観点からも、答弁にもありましたが、地域に根差した高校教育の充実を図り、検討

と対策をしっかり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移させていただきます。

農業の担い手確保と中山間地域振興についてお尋ねします。

農林水産省が公表している農林業センサスのデータによりますと、全国の基幹的農業従事者数は、平成17年の調査では220万人を超えていましたが、令和2年の調査では136万人となり、15年間で約4割減少しています。

本県においても、平成17年の8万2,000人から、令和2年は5万1,000人となり、国と同様に4割減少しています。

今年度改正された国の食料・農業・農村基本法においても、今後20年間でさらに減少するという大変危機的な状況にあると報告されており、食料安全保障の観点からも大変危惧しているところであります。

私は、今月12日に、熊本市果樹産地推進協議会に出席をしましてまいりましたが、同協議会が令和6年度に実施した果樹農家へのアンケートによると、果樹生産者の32%が70歳以上、後継者がいない、分からないが全体の7割弱となっており、新たな担い手の確保、育成が喫緊の課題となっております。

地元の柑橘部会の会議などでも、新規参入者受入れを含めた担い手対策が必要との声をよく聞きます。

そのような状況の中、地元の熊本市河内町では、非農家出身の2名が新規就農者となり、高齢者の経営を継承し頑張っておられます。地元生産者からも受け入れられ、新たな果樹園のあっせんや技術指導も含め、産地一体となり支援していると伺っております。

しかし、生産者の中には、高齢化による労力不

足、後継者不在のため、規模縮小を考えておられる方が少なくありません。

そのため、JAの部会では、規模拡大を希望する担い手に園地を集積し、産地を何とか維持していこうと取り組まれています。水田等と比較して基盤整備が進んでおらず、園内道が未整備であることや1圃場の面積が少ないなどの理由から、規模拡大や集約化に限界があり、親元就農だけではなく、第三者継承など、地域外からの担い手確保も含め、様々な取組を進める必要があります。

農業は、本県の主要な産業ですが、地域や品目にかかわらず、高齢化等により担い手が減少しており、産地の維持に大変苦慮されているところだと思います。

令和3年6月議会では、移住者など新規就農者の確保に向けた取組についての質問に対し、くまもと農業経営継承支援センターを設立し、経営継承を強化するとの答弁も受けましたが、その後の動きも含め、地域の農業を次の担い手にどう継承していくのか、農林水産部長にお尋ねします。

次に、中山間地域振興についてお尋ねします。

中山間地域は、河川の上流域に位置し、森林や傾斜地が多い立地特性から、農林水産物の供給や農業生産活動による県土の保全、水資源の涵養や温室効果ガスの吸収による大気浄化など、公益的機能を有し、県民の生活基盤を守る重要な役割を果たしています。

本県の中山間地域は、面積は県土の約7割を占める一方、人口動態調査においても、平たん地に比べ人口減少や高齢化が著しく進行しており、地域産業や活動の担い手の減少や森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、多くの課題を有しています。

県では、これまで、中山間地域等直接支払交付金による営農継続や農地保全の取組への支援や中山間地域総合整備事業などにより、農業生産基盤

整備及び農村環境整備を推進し、生産性の高い農業と活力ある農村社会の実現を図ってきました。

とりわけ、中山間地域等直接支払交付金については、地域営農の継続に非常に役立っています。

このこともあり、産地を次世代へ継承するために必要不可欠な制度として、事業の継続や拡充を強く望まれているところであります。

さらに、中山間地域等直接支払交付金は、本年度が第5期対策の最終年度となっており、地元から第6期対策以降の対策継続と知事特認地域の指定継続について強く要望されているところであります。

他方、本年4月に、民間有識者でつくる人口戦略会議は、昨年公表された国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を基に、20代から30代の女性の数、若年女性人口の減少率を市区町村ごとに分析し、2050年までに若年女性人口が半数以下になる自治体は、全体の4割に当たる744あり、これらの自治体は、その後人口が急減し、最終的には消滅する可能性があるとしています。

本県においても、4割に当たる18市町村が消滅可能性自治体とされ、全てが中山間地域に指定される市町村であります。

また、65歳以上の人口が住民の約5割以上の集落で、少子高齢化が進み、空き家も増加し、共同体としての生活が維持できなくなりつつある限界集落が中山間地域には数多く見られます。

このような厳しい状況にある地域に対して、一部では、経済の効率性の観点から投資に抑制的な意見も聞かれますが、冒頭申し上げたとおり、中山間地域は、都市住民も恩恵を受ける公益的機能を有しており、その機能は、営農が継続されることによって、維持、発揮されているものであります。

中山間地域等の基幹産業である農林畜産業は、

農業県である我が県において重要な産業です。

河内町の例を挙げましたが、地理的、経済的、社会的条件に恵まれない中でも、それぞれの立地条件や営農形態に沿った支援が、農業、農村の活性化につながると考えます。

中山間地域農業に対するこれまでの取組の成果と課題を踏まえて、今後一層深刻な状況になることが見込まれる中山間地域等の振興に県としてどのように取り組むのか。

以上2点、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) まず、農業の担い手確保についてお答えします。

令和3年に設置したくまもと農業経営継承支援センターでは、後継者がいない農家の経営資産を親族以外に引き継ぐ第三者継承と親から子などへ引き継ぐ親族間継承の2つの取組を支援しています。

具体的には、第三者継承では、経営移譲を希望する方の農地やハウス等の経営資産の情報と継承を希望する方の営農したい地域や品目等の情報を県全体で把握し、双方のマッチングを進めています。

親族間継承では、継承の手順をまとめた手引書を作成、配布するとともに、専門家によるアドバイスを通して円滑な継承ができるよう支援しています。

これまで8件の経営継承の合意に至っており、今後もきめ細かな支援を行い、より多くの合意に向け取り組んでまいります。

また、果樹園地の継承を進める取組として、芦北管内では、離農する農家の園地をJAや市町村等で構成する協議会が研修園地として借り受け、就農希望者へ貸し出すリリーフ園の取組を行っています。

新規就農者は、研修終了後、研修園地をそのまま継承することで、就農1年目から安定した収入を確保することが期待でき、就農希望者も多く集まっています。

さらに、経営継承を個々の農家の問題ではなく、産地維持の問題として捉え、地域単位での継承を進めるため、昨年度から県内11か所を重点対象地域に選定しました。

対象地域では、リリーフ園の取組も参考に、地域内の農地情報や作付意向等を踏まえたマッチングの支援や新規就農者等への農地のあっせんなどに産地ぐるみで取り組んでおり、次の後継者へ確実にバトンタッチができるよう、引き続き支援してまいります。

今後も、未来の熊本県の農業を支える担い手の確保に向け、関係機関と一体となり、経営継承の取組をしっかりと支援してまいります。

次に、中山間地域振興についてお答えします。

本県の中山間地域は、経営耕地面積、農家戸数とも県全体の約4割を占め、本県の農業を支えるとともに、災害の防止や地下水の涵養など、県民生活にとって大切な公益的機能を有する重要な地域と認識しています。

中山間地域等直接支払交付金では、平地との農業所得格差の是正とともに、農用地の保全等の共同活動を推進してまいりました。

その結果、本県の交付面積は、中山間地域等における生産条件が不利な農用地の約8割に相当する3万1,605ヘクタール、全国第2位の取組規模となっています。

これらの取組は、農用地の保全や耕作放棄地の発生の防止など、営農継続のみならず、レンゲ等による農村景観の保全など、自発的な活動にもつながっています。

他方、担い手の高齢化や減少が進む中、本県の

直接支払制度の対象地域においては、代表者が70代以上の集落が全体の4割に達しています。また、次期対策への継続が難しいという集落は、全体の6%に当たる74集落に上ると見込まれています。

このような中、国においては、食料・農業・農村基本法の改正や中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会の中で、人口減少下における農村での地域コミュニティの維持に関する取組の方向性が示されています。

県としては、このような国の動きを踏まえつつ、地域における積極的な取組が継続して行われるよう、引き続き、直接支払交付金による支援をはじめ、様々な施策の充実強化に努め、中山間地域等の振興を図ってまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 農林水産部長より、担い手の確保について、様々な取組を行い、経営継承を個々の農家の問題ではなく、産地維持の問題として関係機関と一体となり支援していく、また、中山間地域の振興については、中山間地域等直接支払交付金による支援を含め、中山間地域振興に向けた様々な施策の充実強化に努めるとのことでした。

質問でも述べましたが、農林畜産業は、本県の重要な産業であり、今回は時間の都合で水産業の質問をできませんでしたが、漁業を含め熊本の基幹産業であります。

本年は、記録的な猛暑が県内各地を襲いました。また、夏までの少雨や台風10号、そして、それに伴う豪雨の影響など、農林畜水産業を営む皆様方には、大変な御苦労があったと思っております。

人と自然が共生する農林畜水産業において、県では、食のみやこ熊本県の創造を掲げ、稼げる農林畜水産業を確立させるべく、それぞれの地域の

団体や生産者の方々と一体となり、担い手の確保や地域振興に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

最後に、土木部関係予算と人材確保についてお尋ねします。

総務省の人口動態調査によると、令和6年1月1日時点の本県の人口は、前年比0.57%減の172万8,098人となっており、人口減少が加速しています。

また、本年4月に開催された国の財政制度分科会においては、人口減少を踏まえたインフラ整備の在り方について、今後の人口動態を見据えた事業の重点化を図る方針が示されており、全国的に人口減少とインフラの老朽化が加速する中、地方公共団体においては、中長期的な見通しの下、より一層戦略的、計画的な社会資本整備の推進が求められています。

そのような中、本県は、TSMCの県内進出という100年に1度のビッグチャンスが到来しています。

今後、半導体関連産業の集積により、本県の産業振興、経済成長が期待される一方で、交通渋滞や地下水の保全といった喫緊の課題解決のため、道路や下水道などの社会資本を短期集中的に整備する必要があります、今後も多額の財政負担が見込まれています。

また、「県民の命と暮らしを守る！」「熊本地震・豪雨災害対策の経験を活かした安全安心な熊本づくり」「不退転の決意で【渋滞解消】を実行！」「世界に開かれた熊本県の更なる発展を大胆なインフラ整備で実現」、これを目指す本県においては、防災や減災のために必要な対策に係る財源を確保し、災害に強い県土づくりを行い、また、TSMC進出効果の県全体への波及に向けた

熊本都市圏交通の渋滞対策や幹線道路インフラ整備など、スピード感を持って対応すべき課題が山積しています。

一方で、本県においては、土木技術職員の新規採用に苦慮し、若手職員の離職もあると聞いており、今後、予算を執行していくに当たり、職員をいかにして確保していくかも大きな課題となっています。

そこで質問です。

限られた財源の中、今後、いかにして土木部関係予算と人材を確保し、県全体の発展につなげていくのか、県としての意気込みを土木部長にお尋ねします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) まず、土木部関係予算についてお答えします。

本県においては、県民の命と暮らしを守るを最優先に、大規模災害からの創造的復興に全力で取り組むとともに、いつ、どこで起こるか分からない自然災害に備え、県内全域で防災・減災、国土強靱化対策に重点的に取り組んでいます。

さらに、TSMCの進出に伴う半導体関連産業が集積する地域の道路や下水道などのインフラ整備や、喫緊の課題である熊本都市圏の渋滞対策を集中的に推し進めているところです。

あわせて、TSMC進出効果を県内全域に広げていくため、安全で円滑な人流、物流を支える幹線道路ネットワークや港湾等の整備についても、国の支援をいただきながら、着実に推進しています。

これらのインフラ整備は、いずれもスピードを緩めることのできない待ったなしの重要課題であり、厳しい財政状況の中にあっても、継続的に安定した予算の確保が不可欠です。

このため、あらゆる機会を捉えて、必要な予

算、財源の確保に加え、改正国土強靱化基本法に基づく実施中期計画の早期策定について、国に強く要望しています。

また、半導体生産拠点に必要な関連インフラの整備については、7月に、別枠の地域産業構造転換インフラ整備推進交付金による継続的な財政支援を求める特別要望を行いました。

引き続き、県議会や県選出国會議員、関係自治体、各種期成会のお力添えをいただきながら、積極的に要望を行うなど、予算の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、人材確保に向けた取組についてです。

土木技術職員の確保は、民間企業や他の自治体と同様に厳しい状況にあり、本県においては、採用割れが続いている状況です。

そのため、リクルート活動やSNS等による魅力発信を強化するとともに、必要な職員数の確保に向け、総務部及び人事委員会と連携し、試験制度の見直しや内定辞退の防止に取り組んでまいります。

あわせて、事務負担の軽減に向けた業務の見直しやDXによる事業の効率化等にも積極的に取り組み、執行体制を整備してまいります。

県内の各市町村においては、度重なる災害からの復旧、復興をはじめ、半導体関連産業の集積、幹線道路ネットワークの整備の進展などを契機として、それぞれの地域の将来像を描きながら、その実現に向けた取組を進めておられます。

県の主要な事業に加えて、各市町村のまちづくりを支援するインフラの整備、改善についてもしっかりと取り組み、県全体の発展につなげてまいります。

○議長(山口裕君) 竹崎和虎君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 宮島部長より御答弁いただきました。

県民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるよう、防災・減災、国土強靱化にしっかりと取り組んでいかなければなりません。そして、人材確保も、リクルート活動や土木技術職の魅力発信など、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

その上で、TSMCの進出による経済効果を県内全域、また、県内全ての産業に波及させていくためにも、様々な整備を推進していかなければなりません。

私の選挙区である熊本市西南部地域においても、中九州横断道路、そして、それにつながる熊本西環状道路、有明海沿岸道路、そして熊本港の整備が必要であります。

そのためにも、土木関係予算の確保は重要であります。予算、財源の確保に向けて、私自身も微力ながら尽力してまいる所存であります。

これで質問が終わりました。

今後も、先輩からの叱咤激励を糧とし、そして、同輩、後輩と切磋琢磨し、県政発展のために今後も尽力してまいることを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

皆さん、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑（第1号から第40号まで）

○議長（山口裕君） 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第40号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はあり

ません。よって、質疑なしと認めます。

知事提出議案の上程（第62号及び第63号）

○議長（山口裕君） 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第62号及び第63号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第62号及び第63号を日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第62号及び第63号を一括して議題といたします。

第62号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

第63号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山口裕君） 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 本日追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算は、台風第10号による道路の倒木撤去、砂防施設や治山施設の土砂撤去など、早急に対応が必要な事業に要する経費として、5億円を計上しています。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて54億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は8,615億円となります。

また、熊本県手数料条例の一部を改正する条例

についても提案しております。

このほか、本日は、人事案件についても併せて提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(山口裕君) 次に、ただいま議題といたしました議案第62号及び第63号に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第40号まで、第62号及び第63号)

○議長(山口裕君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第40号までにつきましては、さきに配付の令和6年9月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第62号及び第63号につきましては、さきに配付の同一一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

日程第4 請願の委員会付託

○議長(山口裕君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程(第64号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第64号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第64号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第64号を議題といたします。

第64号 教育委員会委員の任命について

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議員派遣の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和6年9月25日

次のとおり議員を派遣する。

1 海外行政視察調査

- (1) 派遣目的 ベトナム社会主義共和国及びカンボジア王国の人材の特徴や送り出し状況等についての理解を深め、多くの優秀な人材に本

県に来ていただくための方策を検討する上での参考とするため、現地政府や日本の関係機関、送り出し機関等を訪問し、現状について調査を行う。

また、海外インバウンド・アウトバウンドの展開、くまもとブランドの推進、日系小売店の海外進出の参考とするため、両国の経済状況、インバウンド・アウトバウンドの取組状況、県内中小企業に資する両国への日系中小企業展開の事例等、相互交流を促進するための方策案を検討する上での参考とするため、視察を行う。

- (2) 派遣先 ベトナム社会主義共和国及びカンボジア王国
- (3) 派遣期間 令和6年10月6日(日)から10月11日(金)まで
- (4) 派遣議員 吉永和世、坂田孝志、高野洋介、楠本千秋、西山宗孝、岩本浩治、松村秀逸、吉田孝平、竹崎和虎、池永幸生、荒川知章、前田敬介、住永栄一郎

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明26日は、議案調査のため、27日は、各特別委員会開会のため、30日から10月2日までは、各常任委員会開会のため、3日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、明26日、27日及び30日から10月3日までは休会することに決定いたしました。

なお、28日及び29日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(山口裕君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る10月4日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時20分散会

第 6 号

(10月 4 日)

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第6号

令和6年10月4日（金曜日）

議事日程 第6号

令和6年10月4日（金曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案(第64号) 質疑 討論 議決

委員会提出議案の上程(第1号から第4号まで)

質疑 討論 議決

議員派遣の件

出席議員氏名(49人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君

城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君

岩 下 栄 一 君
前 川 収 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事	木 村 敬 君
副 知 事	竹 内 信 義 君
副 知 事	亀 崎 直 隆 君
知事公室長	内 田 清 之 君
総 務 部 長	小 金 丸 健 君
企画振興部長	富 永 隼 行 君
理 事	阪 本 清 貴 君
理 事	府 高 隆 君
健康福祉部長	下 山 薫 さん
環境生活部長	小 原 雅 之 君
商工労働部長	上 田 哲 也 君
観光戦略部長	倉 光 麻里子 さん
農林水産部長	千 田 真 寿 君
土 木 部 長	宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者	川 元 敦 司 君
企 業 局 長	深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 管 理 者	平 井 宏 英 君
教 育 長	白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長	宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 事 務 局 長	城 内 智 昭 君
監 査 委 員	藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	波 村 多 門
事務局次長 兼総務課長	本 田 敦 美
議 事 課 長	富 田 博 英
議事課長補佐	岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長（山口裕君） これより本日の会議を開きま

す。

日程第1 各常任委員長報告

○議長（山口裕君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月25日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第40号まで、第62号及び第63号並びに請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

堤泰之君。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係1議案、請願1件及び報告5件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の9月補正予算は、介護現場における勤務環境改善のための取組として、介護施設等が行う介護ロボット、ICT機器等の導入費用への助成に要する経費等、4億3,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,628億2,100万円余であります。

病院局の9月補正予算は、こころの医療センターにおける新興感染症対策の改修工事に要する経費、2,000万円余の増額補正であり、補正後の資本的収支の予算総額は4億700万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、介護職員勤務環境改善支援事業について、介護ロボットやICT機器等の導入支援はよい事業であるが、入浴介助に関しては、事業所の負担が大きく、導入が進んでいないため、事業所の負担軽減等、導入を促進する施策を講ずることはできないか、また、入所者の見守り機器を導入したものの、誤作動が多く、あまり使用されていないというケースもあるようだが、どのような対応を取るのか教えてほしいとの質疑があり、執行部から、入浴介助に係る介護ロボット等も補助対象となっており、経費の4分の3は国、県で補助しているので、事業者には計画的に導入を進めてほしいと考えている、また、導入後の活用については、今年度、国の事業を受託した公益財団法人介護労働安定センター熊本支部において、介護ロボット導入支援等を行っており、また、来年4月からは、県で介護生産性向上総合相談センターを設置し、資金面の支援だけではなく、好事例の紹介など、現場で有効に活用されるよう、しっかりと伴走型で支援を行っていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、入浴介助について、自己負担が4分の1あり、事業者からはなかなか手が挙がらないが、職員の負担軽減や腰痛予防のためにも、このような介護支援機器を事業者に積極的に導入してもらえよう、支援を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、へき地医療施設運営費補助について、今回の増額補正は、小国公立病院における僻地医療の先進事例への助成であるが、県内で

僻地医療を担う施設はどれぐらいあるのかとの質疑があり、執行部から、僻地診療所が15か所、僻地歯科診療所が1か所、僻地医療拠点病院が8か所ある、今回全国モデルとなる小国公立病院の事例は、他の医療機関にも情報を提供する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、新事業であるケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業について、この事業は、ケアプランデータ連携システムの導入等により、業務改善に取り組む介護事業所等を支援する市町村を助成するものであるが、現在どのくらいの市町村が事業への参加を希望しているのか、また、ケアプランデータ連携とはどのようなものかの質疑があり、執行部から、全市町村に事業参加の要望調査を行った結果、5町村から要望があっている、また、ケアプランデータ連携とは、それぞれの事業所で異なる介護ソフトを利用しているため、これまで事業所間でケアプランデータのやり取りができなかったのが、厚生労働省が開発したデータ連携システムを使用することにより、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でデータのやり取りが可能となるものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、医療勤務環境改善支援事業に関連して、今後、医師の働き方改革を進めていく必要があるが、医療機関の管理者は、時間外労働上限規制の対象外であるため、管理者に業務のしわ寄せが及ぶのではないかという話をよく耳にする、その結果、患者への影響も懸念されるが、管理者や患者にどのような影響があるのか把握されているかとの質疑があり、執行部から、現時点では管理者からの相談等はないが、相談等があれば真摯に対応したい、また、患者への影響としては、救急医療で影響が出ることが懸念されるため、今年度、救急を担う病院を対象にアンケート

調査を実施した、その結果、救急搬送受入れへの影響があるとする意見の割合はおおむね2割であり、救急搬送受入れ実績も以前と大きな変化はなかったが、引き続き状況の把握に努めたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりでございます。

また、独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君） 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係3議案及び報告8件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出をされた商工労働部の9月補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫支出金返納に要する経費等、

2,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて741億4,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

観光戦略部の9月補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫支出金返納に要する経費、7万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は33億5,400万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について外2議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、旧火の国ハイツ敷地の測量に要する経費に関連して、今後、当該不動産の売却に向けての入札公募等の予定はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、本年度は、旧火の国ハイツの敷地と県民総合運動公園との境界画定のために測量を実施し、令和7年度には土地の鑑定評価等を行い、令和8年度には売却に向けた公募を行う方向で準備を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況説明の中で、本年度から大規模な改修工事に着手するとのことであったが、工事期間中の工芸品の販売等について、どのように計画しているのかとの質疑があり、執行部から、熊本市中心市街地にあるビルの1階のテナントを借りて販売を行い、工房や事務所も代替施設で対応する予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、台湾当局も本県との文化交流を望んでおり、伝統工芸館は重要な交流拠点となってくるが、駐車場のスペースが狭く、観光バ

スが入りにくい現在の状況をどのように改善する計画であるのかとの質疑があり、執行部から、今回は内装工事が中心であり、駐車場については今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、部長総括説明の中で、国際サイクルロードレースや国際バドミントン大会等の開催を契機に、本県の魅力の発信につなげることであったが、県内市町村の有する様々な魅力を県がまとめて情報発信するのかとの質疑があり、執行部から、市町村と連携しながら、様々なPR活動を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、このような大会に国内外から来られる方々から、県内全域に来てもらうように情報発信してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、部長総括説明の中で、JAS M第1工場稼働前後において、周辺の河川水及び地下水について水質調査を行うという話があったが、稼働前の現段階でデータを公表できないかとの質疑があり、執行部から、稼働前後の値を具体的に比較し、専門家の意見を添えて公表する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMC第3工場の本県進出への要望に関連して、台湾のTSMC工場では、同じ水を何回も浄化を繰り返して使用した最後のものを排水すると聞いているが、同じ技術を本県でも実施できないかとの質疑があり、執行部から、昨年8月に台湾のTSMC工場を視察し、本年度も台湾への視察を予定しており、今後の工場立地に向け、こうした知見を持ち帰って、使用水の再利用による取水の削減等の提案を行いたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

また、再生可能エネルギー施設等に係る不安解消及び自然環境との共存を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係6議案及び報告10件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の9月補正予算は、令和6年梅雨前線豪雨に伴う災害復旧、赤潮被害を受けた養殖業への支援、令和6年台風第10号への対応に要する経費等、6億9,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて760億8,800万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、財産の無償貸付けについて外5議案であります。

議案等の審査の過程において議論されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、豊かな森林づくり人材育成事

業について、この事業の概要を教えてほしい、また、林業技能検定に係る受検料の助成はどのような内容かとの質疑があり、執行部から、この事業のメニューとしては3つあり、1つ目は、受検料の支援で、実技と学科で合わせて4万円ほどかかるので、半分の2万円を上限として助成、2つ目は、受検者を対象とした研修会への支援、3つ目は、受検者を送り出す林業事業体に対する当検定制度の説明会の開催となっている、なお、今年度の受検者は100人を予定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、部長総括説明にあった農地確保対策と畜産農家の営農継続に向けた取組について、菊池地域においては、半導体関連産業の集積が進めば農地が減少し、農地造成が必要となってくると思うが、農地造成に当たり、誰がどの程度の農地を必要としているか、ニーズに合った農地のマッチングを行う必要があるのではないか、また、どこが事業主体となって整備するか明確にしていくべきではないか、さらに、家畜排せつ物の処理のための農地の確保が難しい場合は、処理施設の建設も検討すべきではないかとの質疑があり、執行部から、当地域における農地整備については、事業の検討に着手しており、今後、農家のニーズとのマッチングを進めていくとともに、並行して規模に応じた事業主体についても検討を進めている、また、家畜排せつ物の処理については、下水道で処理する方法や熊本市のように施設を整備して1か所に集めて処理する方法など、家畜排せつ物の量や対象地域の規模によって、何が適切なのか検討しているところである、県としては、農家が困らないように、スピード感を持って事業の検討を行っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、単県治山事業について、この事業を進めるに当たり、県民の理解を得るために

も、治山施設や砂防施設がしっかりと効果を発揮していることを、もっと積極的に県民にアナウンスしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、林道災害復旧事業について、原形復旧が原則だが、原形復旧ではまた災害が発生するのではないかと懸念される現場が見受けられるので、昨今の豪雨など、災害の発生原因を踏まえた機能強化対策はできないのかとの質疑があり、執行部から、林道災害復旧は、国の災害査定により復旧工法を決定しており、林道を管理する市町村が、査定のとときに根拠を持って国に提案すれば、原形復旧以上の対策が認められる場合があるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係25議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の9月補正予算は、災害復旧関連、益城町における土地区画整理事業の宅地造成、令和6年台風第10号への対応に要する経費等、39億9,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,206億8,600万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について外24議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本地震や能登半島地震などでは、道路が命の道として重要な役割を担っているが、橋梁の耐震化についてはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、まずは、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模な地震時に致命的な損傷とならないよう落橋防止対策を行い、その次の段階として、損傷を限定的にとどめ、橋としての機能を速やかに回復できる性能を持たせる耐震化対策を進めてきている、現在、これらの対象橋梁は約700橋で、そのうち約70%について対策を終えているが、橋梁の耐震化は多額の経費を必要とするため、国土強靱化予算を積極的に活用しながら進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、国土強靱化予算の確保については、議会も一緒になって国へ要望するので、県民の安心、安全のため、橋の耐震化は前倒しして進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、国による国土強靱化実施中期計画の策定に当たって、国から県に対して何らかの作業依頼が行われているのか、これまでの計画

と同様に、県においてもあらかじめ具体的な箇所や金額等の検討が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、計画の策定については、国において規模感や期間を含めた検討が進められていると認識しており、現時点で国から県に対して具体的な作業依頼はなされていない、県としては、計画の早期策定を要望しているところであるが、計画の中身がどのようになっていくのかを見据えながら、対策が必要な箇所等について、内部で検討を進めていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、トンネルや橋梁など、対策が必要な箇所がたくさんあると思うので、必要な予算獲得に向けて、準備に取りかかってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、冒頭の部長総括で説明があった熊本都市圏の渋滞対策について、信号制御と連結した交差点改良など、即効性の高い短期的な対策に取り組むということだが、具体的な箇所の想定はあるのか、また、対策後には渋滞が解消されたという科学的なデータを県民に示すとよいのではないかとの質疑があり、執行部から、即効性の高い対策については、都市圏の市町と連携して検討を進めており、年内に可能な限り多くの箇所を示したいと考えている、データの公表については、県民に対して実施箇所をきちんと示し、進捗状況、効果についても知らせるなど、段階的かつ着実に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、建築基準行政費の住宅耐震化の推進については、事業主体である市町村の取組が進むように、市町村に対して丁寧な事業内容の説明などを行っていく必要があると思うが、現在どのような状況なのかとの質疑があり、執行部から、予算議決があればすぐに事業に取りかかるよう、県では関係規程を作成し準備している、市町村の意見を聴きながら、市町村が速やかに取り

組んでいけるよう、丁寧に進めていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定しました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告5件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の9月補正予算は、県立高校におけるキャリア教育充実事業に要する経費等、129万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,339億8,500万円余であります。

あわせまして、公立学校教員採用選考考査委託業務に係る債務負担行為の追加等であります。

警察本部の9月補正予算は、多良木警察署庁舎設計委託等に係る債務負担行為の変更であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の中の全国学力・学習状況調査では、

本県の中学校は全国平均を下回る正答率が続いているとのことであるが、これに関し、どう分析し、対応していくのかとの質疑があり、執行部から、中学校については、一方的に教え込む授業が多いと感じており、今年度は、授業力向上のための「熊本の学び」プロジェクト校を県内9地域13校に増加させ、学校を支援しながら子供たちの学力向上に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症禍で積極的に行われてきたオンライン教育が、最近では後退していると感じるが、今後、教育のICT化、DX化についてどのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、オンラインの活用等については、コロナ禍で実施してきたGIGAスクール構想に基づく1人1台端末の活用による教育の充実に取り組んでいる、今後も、国からの支援を受けながら、授業での活用や校務のDX化、教員の働き方改革等にもつながるような取組をさらに推進していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、オンライン授業に関して、不登校等の子供たちから好評であったと評価があり、メタバースでの交流等を進めていってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、次期教育振興基本計画において、本年10月に、アンケート調査により子供から意見聴取をしようとしているが、これは初めての取組かとの質疑があり、執行部から、今回のアンケート調査は初めての取組であり、こども基本法にも、子供の政策については、子供の意見を聴くと明記されていること、また、県としても、こどもまんなかを掲げていることを踏まえ、実施するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、アンケートの中身については、子供が答えやすいような内容にしてほしいと

の要望がありました。

次に、委員から、警察職員が運転する公用車の交通事故に係る専決処分報告に関連して、職員全体への交通事故に関する指導について、これまでどのような指導を行っているかとの質疑があり、執行部から、職員に対する指導については、首席監察官による巡回指導や、事故発生状況や車両の特性を踏まえた運転訓練等を実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、交通法規の順守については、警察が県民に対して指導する立場であり、県警を挙げて交通事故の防止と交通安全意識の徹底を行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、公益財団法人暴力追放運動推進センターの経営状況について、昨年度から最低賃金の引上げがあっているが、そのため経営が厳しくなったというようなことはないかとの質疑があり、執行部から、県からの補助金を含む収入の範囲内において、適正かつ効率的に運営ができるよう努めているところであり、運営に支障は生じていないとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

西村尚武君。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係2議案、請願1件及び報告10件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和6年度9月補正予算は、災害復旧関連事業や赤潮被害への対応、知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業、令和6年台風第10号への対応に要する経費等、53億8,200万円余の増額補正であり、補正後の令和6年度の一般会計の予算総額は、8,615億3,000万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例について、年度途中の組織改編は、知事のマニフェストをより効率的、効果的に進めるため、知事の意向を受け、人事課で原案を作成したものと思うが、各部局とのやり取りも行ったのかとの質疑があり、執行部から、この組織改編は、条例に係らない組織改編も含めて、知事の意向を確認しながら、関係部局との協議を重ね、その形を収めんとしたものである、また、年度途中の改編の意図は、知事が新たに就任し、マニフェストを早期に実現できるよう、次年度の当初予算要求について、新たな組織で事業を考え、提案をしていくためであるとの答弁があり

ました。

さらに、委員から、今回、条例改正に係らない組織改正も多く、異動対象者や所属長の負担も大きいと思うが、組織改正は手段であり、知事の思いを組織に反映し、ひいては県民の幸せが今よりも向上するよう、新しい組織体制で隙間なく事業を推進してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県手数料条例の一部改正について、令和6年2月議会での手数料条例の一部改正の際に、関係する県警本部に周知がなされていないなかったため、こういう事態が起こっているという理解でよいかとの質疑があり、執行部から、消防保安課の産業火薬類と県警本部の猟銃用火薬類等の2種類の手続を1つの項目で規定していたが、県警本部も同じ項目で猟銃用火薬類等関係の手数料を徴収していたにもかかわらず、確認が不十分で、消防保安課の産業火薬類の事務が市町村に移譲されたことを根拠に削除したもの、今回は、改めて県警本部の猟銃用火薬類等関係の手数料徴収分だけを改正するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、この件は、県民の不利益に準ずるもので、今後はこういうことが起きないように、担当課においては、所管課だけでなく、関係所属にも丁寧に周知してほしいがどうかとの質疑があり、執行部から、当該事案が判明した後、手数料条例の全ての項目を調査し、同様の事例がないことを確認している、今後の改正においては、条例所管課の財政課で関係所属に周知徹底していくとの答弁がありました。

次に、委員から、物価高騰等の影響で、国公立大学の学費の値上げが議論されているが、熊本県立大学においては、そういう議論はあっているのかとの質疑があり、執行部から、物価高騰の影響で光熱水費に影響が出ているが、現在の授業料収

入と県からの運営費交付金などの収入でやりくりできており、今のところ値上げという話はないとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、私学助成の充実強化等に関する意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます、総務常任委員長長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で各常任委員長長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第1号から第20号まで、第22号から第40号まで、第62号及び第63号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よっ

て、議案第1号外40件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

この際、議案第21号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく吉田孝平君の退場を求めます。

〔吉田孝平君退場〕

○議長(山口裕君) ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

吉田孝平君の入場を求めます。

〔吉田孝平君入場〕

○議長(山口裕君) 次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第22号及び第23号を一括して採決いたします。

ただいまの総務、厚生両常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、請第22号外1件は、総務、厚生両常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、議案について、決算特別委員長から、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議案第41号から第61号までは、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号外20件は、決算特別委員長から申出のとおり決定いたしました。

次に、各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第64号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

去る9月25日の会議において提出されました知事提出議案第64号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第64号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第64号を議題といたします。

第64号 教育委員会委員の任命について

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

委員会提出議案の上程(第1号から第4号まで)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号から第4号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号から第4号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号から第4号までを一括して議題といたします。

委員会提出議案第1号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 内 野 幸 喜

熊本県議会議長 山 口 裕 様

熊本県議会委員会条例の一部を改正する
条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ウ中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。

第5条第5項中「第3条（常任委員の任期）第3項」を「第3条（常任委員の任期）第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月15日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

委員会提出議案第2号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 総務常任委員会

委員長 末 松 直 洋

熊本県議会議長 山 口 裕 様

私学助成の充実強化等に関する意見書

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、深刻な少子化が進んでおり、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に増しており、私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。

私立高等学校等経常費助成費補助金については、一般補助では、教員の維持・確保に必要な経費の増大や政府が目標とする3%の賃上げ、物価高騰に全く対応しておらず、私立学校の特色教育を推進する観点からも従前に増す大幅な拡充が急務である。特別補助については、障害のある生徒への介助者、ICT支援員など様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。

国による私立高等学校等就学支援金制度を巡っては、拡大する地域間格差の解消等に向け、補助額の大幅な増額や、専攻科生徒への修学支援制度等の更なる充実が求められている。

そのほか、公立学校と同等の全額補助や支援額・補助率の拡充が望まれるPC端末・通信環境等のICT環境の整備、学校施設の耐震化をはじめ近年の記録的な猛暑に対する教室及び体育館の空調・換気設備等の整備など施設の高機能化への対応が必要である。

また、生徒の海外留学、研修・修学旅行等経費への支援拡充、外国人生徒を受入れるための支援拡充も必要である。

こうした課題は、本県の私立中学高等学校も同様に抱えているものであり、課題の解消には、所管する本県だけでなく、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において「質の高い公教育の再生」「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が掲げられていること、さらに教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」、私学振興助成法第1条の「私立学校の教育条件の維持及び向上」「修学上の経済的負担の軽減」の趣旨を踏まえ、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の拡充強化を図られるとともに、ICT環境の整備や学校施設の耐震化、記録的猛暑に対応する空調設備等への支援及び生徒の海外留学等経費への支援拡充、外国人生徒を受入れるための支援拡充等について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 尾 辻 秀 久 様

内閣総理大臣 石 破 茂 様

総務大臣 村 上 誠一郎 様

財務大臣 加 藤 勝 信 様

文部科学大臣 あ べ 俊 子 様

委員会提出議案第3号

独立行政法人福祉医療機構が行う、社会

福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 厚生常任委員会

委員長 高 島 和 男

熊本県議会議長 山 口 裕 様

独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書

独立行政法人福祉医療機構が運営している社会福祉施設職員等退職手当共済制度(以下、「本制度」という。)は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年に社会福祉施設職員退職手当共済法(以下、「法」という。)に基づいて創設された。その後、平成12年法改正により共済契約者を社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に限定された。

本制度の退職手当金支給財源の負担割合は、共済契約者が1/3、国1/3、都道府県1/3となっており、この国及び都道府県を合わせた2/3が公費助成とされているが、他の経営主体とのイコールフットINGの観点から、平成17年法改正により介護分野(高齢者関係の施設・事業)、平成27年法改正により障害分野(障害者総合支援法等に関する施設・事業)の公費助成がそれぞれ廃止された。

一方、保育分野においては、令和3年1月に行われた国の社会保障審議会福祉部会において「保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットINGの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて

結論を得ることとする。」とされたところである。

令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」において「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」とされ「次元の異なる少子化対策を推進する」とされている。また、幼児教育・保育については量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこととされており、そのためには、保育人材の確保並びに資質向上が必要不可欠である。

このような中、保育分野への本制度の公費助成が廃止となった場合、現在の公定価格ではこれまで積み上げてきた保育士等の処遇改善が維持できなくなり、保育の質の向上はもとより、保育人材の確保が更に困難になるのは明らかである。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆 議 院 議 長 額 賀 福志郎 様

参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様

内 閣 総 理 大 臣 石 破 茂 様

財 務 大 臣 加 藤 勝 信 様

厚 生 労 働 大 臣 福 岡 資 麿 様

内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子 三 原 じゅん子 様
化対策)

委員会提出議案第4号

再生可能エネルギー施設等に係る不安解

消及び自然環境との共存を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議

規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年10月4日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 西山 宗孝

熊本県議会議長 山口 裕 様

再生可能エネルギー施設等に係る不安解消及び自然環境との共存を求める意見書

本県の球磨川流域に甚大な被害をもたらした「令和2年7月豪雨」をはじめ、全国で頻発する豪雨については、地球温暖化の影響があるといわれている。本年度も、列島を猛暑が襲い、最高気温や猛暑日の日数が過去最高となる地点が続出している。

これ以上の地球温暖化を防ぐためにも、国を挙げたゼロカーボンの取組みは必要であり、発電時にCO₂を排出しない再生可能エネルギー施設等の一層の普及は不可欠である。

国は、2012年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づく固定価格買取制度を創設し、再生可能エネルギー施設の整備を促進され、太陽光発電施設が急速に普及した。

その結果、埋立地や山林等にメガソーラーが開発され、また、住宅、公共施設、学校施設、空地、農地、傾斜地など、様々な場所に太陽光パネルが設置され、自然環境を破壊しているとの声や、老朽化及び災害等で被災した太陽光パネルの危険性や処理等について心配する声が増えてきている。

よって、国におかれては、地球温暖化対策に必要な再生可能エネルギー施設等の普及のためにも、下記の事項について取組を行われるよう強く要望する。

記

1 再生可能エネルギー施設と自然環境との両立

- ・国立公園や水源涵養地など良好な自然環境を保全するため、国立公園区域等の拡大や再生可能エネルギー施設の適地誘導施策の推進等

2 老朽化及び破損した太陽光パネルの管理・処分に係る対応と正確な情報発信

- ・老朽化及び破損した太陽光パネルのリサイクル等の処理体制の整備
- ・老朽化及び破損した太陽光パネルの危険性及び取扱い等に関する正確な情報発信

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山口 裕

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

経済産業大臣 武藤 容治 様

環境大臣 浅尾 慶一郎 様

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号から第4号ま

を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号外3件は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和6年10月4日

次のとおり議員を派遣する。

1 第24回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和6年11月11日(月)～12日(火)

(4) 派遣議員 増永慎一郎、竹崎和虎、池永幸生、城戸 淳、

前田敬介、南部隼平、
斎藤陽子、立山大二朗、
杉畠ミカ、高井千歳

2 地方議会活性化シンポジウム2024

(1) 派遣目的 議会への積極的な住民参加の促進を目的とした地方議会における取組事例を紹介するとともに、それらの取組の推進における議題等を共有することを主眼に多様な人材の地方議会への参画の実現に向けて開催されるシンポジウムに参加することにより、地方議会の活性化に資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和6年11月29日(金)

(4) 派遣議員 西 聖一、緒方勇二、橋口海平

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願ひたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしまし

た。

〇議長(山口裕君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和6年9月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分閉会

付 録

熊本県議会決算特別委員会 委員選任一覧表

(令和6.9.11)

定 数	1 2 人
委 員	松 田 三 郎
	池 田 和 貴
	内 野 幸 喜
	橋 口 海 平
	楠 本 千 秋
	岩 本 浩 治
	岩 田 智 子
	末 松 直 洋
	竹 崎 和 虎
	西 村 尚 武
	本 田 雄 三
	亀 田 英 雄
備 考	

令和6年9月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	10月4日 原案可決
〃 第2号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第3号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補 正予算(第1号)	〃
〃 第4号	令和6年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制 定について	〃
〃 第6号	熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の 制定について	〃
〃 第7号	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第8号	熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を 廃止する条例の制定について	〃
〃 第9号	熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付 金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	〃
〃 第10号	財産の無償貸付けについて	〃
〃 第11号	令和6年度農林水産関係の建設事業の経費に対する 市町村負担金(地方財政法関係)について	〃
〃 第12号	令和6年度県営土地改良事業の経費に対する市町村 負担金について	〃
〃 第13号	令和6年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設 整備事業の経費に対する市町負担金について	〃
〃 第14号	令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊 対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金 (地方財政法関係)について	〃
〃 第15号	令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金に ついて	〃
〃 第16号	令和6年度海岸事業の経費に対する市町負担金につ	

	いて	10月4日 原案可決
知事提出議案 第17号	令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	〃
〃 第18号	令和6年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第19号	令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について	〃
〃 第20号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第21号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第22号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第23号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第24号	専決処分の報告及び承認について	10月4日 原案承認
〃 第25号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第26号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第27号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第28号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第29号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第30号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第31号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第32号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第33号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第34号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第35号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第36号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第37号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第38号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第39号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第40号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第41号	令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	10月4日 継続審査
〃 第42号	令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第43号	令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳	

入歳出決算の認定について			10月4日 継続審査
知事提出議案	第44号	令和5年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第45号	令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第46号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第47号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第48号	令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第49号	令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第50号	令和5年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第51号	令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第52号	令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第53号	令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第54号	令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第55号	令和5年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第56号	令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃	第57号	令和5年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃	第58号	令和5年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃	第59号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定に	

	について	10月4日 継続審査
知事提出議案 第60号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第61号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について	〃
〃 第62号	令和6年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	10月4日 原案可決
〃 第63号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第64号	教育委員会委員の任命について	10月4日 原案同意
委員会提出議案 第1号	熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	10月4日 原案可決
〃 第2号	私学助成の充実強化等に関する意見書	〃
〃 第3号	独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書	〃
〃 第4号	再生可能エネルギー施設等に係る不安解消及び自然環境との共存を求める意見書	〃

令和6年9月熊本県議定会定例会議案各委員会別一覧表

□総務委員会関係 (総務部・企画振興部) ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算 (第2号) ……(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………(2) (事項別 歳 出 明細書) 1 総 務 費のうち 1 総務管理費のうち……………(4) (" 11) 2 企 画 費……………(4) (" 12) 3 徴 税 費……………(4) (" 13) 4 市町村振興費……………(4) (" 14) 第3表 債務負担行為補正のうち……………(8) (" 34) ○議案第 5 号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 1) ○報告第 5 号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 67) ○報告第 6 号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 68) ○報告第 7 号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 69)	○報告第 8 号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 70) ○報告第 9 号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 71) ○報告第 32 号 熊本県における事務的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について……………(条 94) ○報告第 33 号 令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について……………(条 95) ○報告第 34 号 公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について……………(条 96) ○報告第 35 号 公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について……………(条 97) ○報告第 36 号 五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について……………(条 98)
---	--

□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)	
○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算 (第2号) ……(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出	○報告第 13 号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経 営状況を説明する書類の提出について……………(条 75)
2 民生費	○報告第 37 号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について……(条 99)
1 社会福祉費……………(4) (15) 事件別 明細書	
2 児童福祉費……………(4) (16)	
3 衛生費	
1 公衆衛生費……………(4) (17)	
2 医 薬 費……………(4) (18)	
○議案第 4 号 令和6年度熊本県病院事業会計補正予算 (第1号) ……(17) (36)	
○議案第 6 号 熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の 制定について……………(条 2)	
○報告第 10 号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説 明する書類の提出について……………(条 72)	
○報告第 11 号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を 説明する書類の提出について……………(条 73)	
○報告第 12 号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を 説明する書類の提出について……………(条 74)	

□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光戦略部) ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 1 総 務 費のうち 1 総務管理費のうち……………(4) (明細書 11) 4 労 働 費 1 労 政 費……………(4) (" 19) 6 商 工 費 1 商 業 費……………(5) (" 25) 2 工 鉱 業 費……………(5) (" 26) 3 観 光 費……………(5) (" 27) ○議案第 7 号 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 3) ○議案第 8 号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例の制定について……………(条 4) ○議案第 9 号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 5)	○報告第 14 号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 76) ○報告第 15 号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 77) ○報告第 16 号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について……………(条 78) ○報告第 17 号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 79) ○報告第 18 号 希望の里ホンダ株式会社社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 80) ○報告第 19 号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 81) ○報告第 20 号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について……………(条 82) ○報告第 21 号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 83)
---	--

□農林水産委員会関係（農林水産部） ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）……………（ 1 ） 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 5 農林水産業費 1 農 業 費……………（ 5 ）（ 20） （明細書） 2 農 地 費……………（ 5 ）（ 21） 3 林 業 費……………（ 5 ）（ 22） 4 水 産 業 費……………（ 5 ）（ 24） 9 災害復旧費のうち 1 農林水産業災害復旧費……………（ 6 ）（ 32） 第2表 繰越明許費のうち……………（ 7 ） 第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）（ 34） ○議案第 10 号 財産の無償貸付けについて……………（条 6 ） ○議案第 11 号 令和6年度農林水産関係の建設事業の経費に対する 市町村負担金（地方財政法関係）について……………（条 7 ） ○議案第 12 号 令和6年度県営土地改良事業の経費に対する市町村 負担金について……………（条 10 ） ○議案第 13 号 令和6年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設 整備事業の経費に対する市町村負担金について……………（条 12 ）	○議案第 20 号 工事請負契約の締結について……………（条 20 ） ○議案第 21 号 工事請負契約の変更について……………（条 21 ） ○報告第 1 号 専決処分の報告について……………（条 62 ） ○報告第 2 号 専決処分の報告について……………（条 63 ） ○報告第 3 号 専決処分の報告について……………（条 64 ） ○報告第 22 号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状 況を説明する書類の提出について……………（条 84 ） ○報告第 23 号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する 書類の提出について……………（条 85 ） ○報告第 24 号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する 書類の提出について……………（条 86 ） ○報告第 25 号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する 書類の提出について……………（条 87 ） ○報告第 26 号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況 を説明する書類の提出について……………（条 88 ）
--	---

○報告第 27 号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 89) ○報告第 38 号 地産地消の推進に関する施策の報告について……………(条101)	

□建設委員会関係（土木部） ○議案第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）……………（ 1 ） 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 7 土 木 費 1 土木管理費……………（ 5 ）（明細書 28） 2 河川海岸費……………（ 5 ）（ ” 29） 3 都市計画費……………（ 5 ）（ ” 30） 9 災害復旧費のうち 2 土木災害復旧費……………（ 6 ）（ ” 33） 第2表 繰越明許費のうち……………（ 7 ） 第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）（ ” 34） ○議案第 2 号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）……………（ 13 ） ○議案第 3 号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）……………（ 15 ） ○議案第 14 号 令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び防災事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について……………（条 13 ）	○議案第 15 号 令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金について……………（条 15 ） ○議案第 16 号 令和6年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について……………（条 16 ） ○議案第 17 号 令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について……………（条 17 ） ○議案第 18 号 令和6年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について……………（条 18 ） ○議案第 19 号 令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町村負担金について……………（条 19 ） ○議案第 22 号 工事請負契約の締結について……………（条 22 ） ○議案第 23 号 工事請負契約の締結について……………（条 23 ） ○議案第 24 号 専決処分報告及び承認について……………（条 24 ） ○議案第 25 号 専決処分報告及び承認について……………（条 25 ） ○議案第 26 号 専決処分報告及び承認について……………（条 26 ）
---	--

○議案第 27 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 27)	○議案第 40 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 40)
○議案第 28 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 28)	○報告第 28 号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 90)
○議案第 29 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 29)	○報告第 29 号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 91)
○議案第 30 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 30)	
○議案第 31 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 31)	
○議案第 32 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 32)	
○議案第 33 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 33)	
○議案第 34 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 34)	
○議案第 35 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 35)	
○議案第 36 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 36)	
○議案第 37 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 37)	
○議案第 38 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 38)	
○議案第 39 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 39)	

□教育警察委員会関係（教育委員会・警察本部）	
○議案第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
8 教育費	
1 教育総務費……………（ 5 ）（事項別 31） （明細書	
第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 8 ）（ ” 34）	
○報告第 4 号	
専決処分の報告について……………（条 65 ）	
○報告第 30 号	
公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について……………（条 92 ）	
○報告第 31 号	
公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について……………（条 93 ）	
○報告第 39 号	
熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について……………（条108 ）	
○報告第 40 号	
家庭教育支援の推進に関する施策の報告について……………（条109 ）	

令和6年9月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表
(追 号)

	□総務委員会関係（総務部） ○議案第 62 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第3号）……………（ 1 ） 第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………（ 2 ）（事項別明細書 2） 第2表 地方債補正……………（ 4 ） ○議案第 63 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………（条 1 ）
--	--

□農林水産委員会関係（農林水産部）	
○議案第 62 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第3号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
1 農林水産業費	
1 林 業 費……………（ 3 ）	事業別 （明細書 4）

□建設委員会関係（土木部）	
○議案第 62 号	
令和6年度熊本県一般会計補正予算（第3号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
2 土 木 費	
1 河川海岸費……………（ 3 ）	事項別 （明細書 5)
3 災害復旧費	
1 土木災害復旧費……………（ 3 ）	” 6)

令和6年9月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委 員 会 名	件 数
総 務	1
厚 生	1
経 済 環 境	
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	2

		総務常任委員会	
令和6年9月11日受理		請 第 22 号	
件 名	私学助成に関する意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
前 川 收 藤 川 隆 夫 淵 上 陽 一			
(要 旨) 私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の拡充強化を図ること、また、ＩＣＴ環境の整備や学校施設の耐震化、記録的猛暑に対応する空調設備等への支援及び生徒の海外留学等経費への支援拡充、外国人生徒を受け入れるための支援拡充等について、国に対して意見書を提出されるよう請願する。 (理 由) 深刻な少子化が進んでおり、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に増しているが、私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。 私立高等学校等経常費助成費補助金については、一般補助では、教員の維持・確保に必要な経費の増大や政府が目標とする３％の賃上げ、物価高騰に全く対応しておらず、私立学校の特色教育を推進する観点からも従前に増す大幅な拡充が急務である。特別補助については、障害のある生徒への介助者、ＩＣＴ支援員など様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。 国による私立高等学校等就学支援金制度をめぐっては、拡大する地域間格差の解消等に向け、補助額の大幅な増額や、私立中学生への就学支援制度の創設、専攻科生徒への修学支援制度等の更なる充実が求められている。 そのほか、公立学校と同等の全額補助や支援額・補助率の拡充が望まれるＰＣ端末・通信環境等のＩＣＴ環境の整備、学校施設の耐震化をはじめ近年の記録的な猛暑に対する教室及び体育館の空調・換気設備等の整備など施設の高機能化への対応が必要である。また、生徒の海外留学、研修・修学旅行等経費への支援拡充、外国人生徒を受け入れるための支援拡充や、保護者の教育費負担を軽減するための「教育費減税」制度の創設等も必要である。 こうした課題は、本県の私立中学高等学校も同様に抱えているものであり、課題の解消には、所管する本県だけでなく、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。 については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において「質の高い公教育の再生」「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が掲げられていること、さらに教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」、私学振興助成法第1条の「私立学校の教育条件の維持及び向上」「修学上の経済的負担の軽減」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る上記事項について、貴議会での特段のご高配を賜るようお願いする。			

		厚生常任委員会	
令和6年9月19日受理		請 第 23 号	
件 名	独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済に係る公費助成の継続について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
前 川 收 藤 川 隆 夫 松 田 三 郎 吉 永 和 世			
(要 旨) 令和2年度に国の社会保障審議会福祉部会において、独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の在り方について、「他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。」と示されている。 公費助成の継続が打ち切られると、熊本県の保育所等施設経営者においても、共済掛金負担金の財源が確保できず、ひいては退職手当金の支給ができなくなる施設が発生するとともに、これまで進められてきた職員に対する処遇改善の後退を招き、保育士不足に拍車がかかれば、今よりも一層人材確保が困難になる。 「こどもまんなか熊本」実現の担い手である保育施設職員の公費助成の継続について、国に対し意見書を提出されるよう請願する。			
(理 由) ① 保育所・幼保連携型認定こども園に従事する職員の退職手当共済制度（「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施）は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。令和6年度においては、保育所・幼保連携型認定こども園に係る退職手当金支給財源については、年額136,500円／人のうち3分の2を公費助成（3分の1は事業主負担）で賄われており、熊本県においては、約7億8千万円を予算化している。この公費助成の在り方を、国においては令和6年度までに結論を得るべく検討されることになっているが、本制度の公費助成が廃止となった場合、現在の公定価格では、これまで積み上げてきた保育士等の処遇改善が維持できなくなり、保育の質はもとより、保育人材の確保がさらに困難になるのは明らかである。 ② 仮に退職共済掛金が事業主負担となった場合、保育所・幼保連携型認定こども園の収入源（公定価格）には、掛金を今まで以上に負担できる余力はない。保育人材確保を現状よりもさらに困難とすることは、人口減少地域だけではなく、全ての地域において、地域の子どもや家庭を支え、ひいては産業を支える保育施設の淘汰を招き、地域の存続に多大な影響を及ぼしかねない。			

令和6年9月30日

議長 山口 裕 様

総務常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 5 号	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 6 2 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第 6 3 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和6年9月30日

議長 山口 裕 様

厚生常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 4 号	令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 6 号	熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和6年9月30日

議長 山口 裕 様

教育警察常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和6年10月1日

議長 山口 裕 様

経済環境常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 7 号	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例の制定について	原案可決
第 9 号	熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和6年10月1日

議長 山口 裕 様

農林水産常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 10号	財産の無償貸付けについて	原案可決
第 11号	令和6年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 12号	令和6年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 13号	令和6年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について	原案可決
第 20号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 21号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 62号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

令和6年10月1日

議長 山口 裕 様

建設常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議 案 名	議決結果
第 1 号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 2 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 14 号	令和6年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 15 号	令和6年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 16 号	令和6年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	原案可決
第 17 号	令和6年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	原案可決
第 18 号	令和6年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 19 号	令和6年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について	原案可決
第 22 号	工事請負契約の締結について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 23号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 24号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 25号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 26号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 27号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 28号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 29号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 30号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 31号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 32号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 33号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 34号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 35号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

議 案 番 号	議 案 名	議決結果
第 36号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 37号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 38号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 39号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 40号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 62号	令和6年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

令和6年9月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

決算特別委員会

- 1 9月定例会議案第41号から第61号まで

令和6年9月定例会提出
請願委員会審査報告一覧表
閉会中の継続審査申出一覧表

内			訳			
委員	会名	採択	不採択	撤回許可	継続審査	計
総務		1				1
厚生		1				1
経済	環境					
農林	水産					
建設	施設					
教育	警察					
議会	運営					
高速交通ネットワーク整備	推進					
海の再生及び環境対策						
地域活力創生						
	計	2				2

総務委員会						
受理年月日 番	件	名	紹介員	提出者	住所	氏名
6・9・11 請第22号	私学助成に関する意見書の提出を求める 請願		前川 川上 淵	川 川 上 陽 夫 一 收		○
						採択
						不採択
						結果
						継続審査

厚生委員会						
受理年月日 番	件	名	紹介員	提出者	住所	氏名
6・9・19 請第23号	独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済に係る公費助成の継続について国への意見書提出を求める請願		前川 川田 永 松 吉	川 川 田 永 隆 三 和 夫 郎 世 收		○
						採択
						不採択
						結果
						継続審査